

名取市地域防災計画

令和 7 年 3 月

名取市防災会議

名取市地域防災計画

地震災害対策編

令和 7 年 3 月

名取市防災会議

名取市地域防災計画 地震災害対策編 目次

第1章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1節 計画の目的と構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 第1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第5 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第6 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2節 各機関の役割と業務大綱・・・・・・・・ 7

- 第1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第2 組 織・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第3 各機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第4 防災関係機関等の業務大綱・・・・・・・・ 8
- 第5 防災行動計画（タイムライン）の作成・・・・ 15

第3節 名取市を取り巻く地震環境・・・・・・・・ 16

- 第1 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第2 社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第3 長町－利府線断層帯・・・・・・・・ 17
- 第4 名取市の地震被害・・・・・・・・ 18

第4節 想定する地震・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方・・・・ 21
- 第2 想定される地震の考え方・・・・・・・・ 21
- 第3 県による第四次被害想定調査の中断について・・・・ 21

第2章 災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第1節 総則・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 第1 東日本大震災の主な特徴・・・・・・・・ 23
- 第2 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 第3 想定される地震の考え方・・・・・・・・ 23

第2節 地震に強いまちの形成・・・・・・・・ 25

- 第1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 第2 地震に強い都市構造の形成・・・・・・・・ 25
- 第3 揺れに強いまちづくりの推進・・・・・・・・ 26

第4	所有者不明土地の利活用	26
第5	地震防災緊急事業五箇年計画	26
第6	長寿命化計画の作成	27
第3節	地盤にかかる施設等の災害対策	28
第1	土砂災害防止対策の推進	28
第2	地すべり等防止事業	28
第3	急傾斜地崩壊防止施設	28
第4	治山事業	29
第5	農業施設等	29
第6	液状化対策の推進	30
第7	地盤沈下防止	30
第8	各種データの保存	30
第9	土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制	30
第4節	海岸保全施設等の整備	32
第1	海岸保全施設等の整備	32
第2	河川管理施設	32
第3	ダム施設	32
第4	農業施設	33
第5	漁港等の施設	33
第5節	交通施設の災害対策	34
第1	道路施設	34
第2	漁港施設	35
第3	空港施設	35
第4	鉄道施設	35
第6節	都市の防災対策	36
第1	都市の不燃化、耐震化対策	36
第2	市街地の整備	36
第3	都市公園施設	36
第7節	建築物等の予防対策	38
第1	公共建築物	38
第2	一般建築物の耐震改修の促進	39
第3	ブロック塀等の安全対策	39
第4	落下物防止対策	39
第5	建物内の安全対策	39
第6	高層建築物等における安全対策	39

第 8 節	ライフライン施設等の予防対策	40
第 1	水道施設	40
第 2	下水道施設	41
第 3	電力施設	41
第 4	ガス施設	41
第 5	電信・電話施設	42
第 9 節	危険物施設等の予防対策	44
第 1	危険物施設等の予防対策	44
第 2	危険物施設	44
第 3	高圧ガス施設	45
第 4	火薬類製造施設等	45
第 10 節	防災知識の普及	46
第 1	防災知識の普及、徹底	46
第 2	小中学校、公民館における防災教育	48
第 3	市民の取組	49
第 4	防災リーダーの養成	49
第 5	災害教訓の伝承	49
第 11 節	地震防災訓練の実施	51
第 1	市の防災訓練	51
第 2	小中学校の防災訓練	52
第 3	企業の防災訓練	53
第 4	救急・救助関係機関の教育訓練	53
第 12 節	地域における防災体制	54
第 1	自主防災組織の必要性	54
第 2	自主防災組織の育成・指導	54
第 3	自主防災組織の活動	55
第 4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	57
第 13 節	ボランティアのコーディネート	58
第 1	ボランティアの役割	58
第 2	災害ボランティア活動の環境整備	59
第 3	専門ボランティアの登録	59
第 4	一般ボランティアのコーディネート体制づくり	60
第 5	日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置	60
第 14 節	企業等の防災対策の推進	62
第 1	企業等の役割	62
第 2	企業等の防災組織	63

第 15 節	地震調査研究等の推進	65
第 1	調査研究の連携強化	65
第 2	防災対策研究の情報発信	65
第 16 節	情報通信網の整備	66
第 1	市における災害通信網の整備	66
第 2	県の災害通信網	68
第 3	防災関係機関における災害通信網の整備	68
第 17 節	職員の配備体制	69
第 1	市の配備体制	69
第 2	市災害対策本部への要員派遣体制の整備	70
第 3	防災担当職員の育成	70
第 4	人材確保対策	70
第 5	感染症対策	70
第 6	災害対応職員行動マニュアルの作成	71
第 7	業務継続計画（BCP）	71
第 18 節	防災拠点等の整備	72
第 1	防災拠点の整備	72
第 2	防災拠点機能の確保・充実	72
第 3	市が整備する防災用資機材等	73
第 4	防災用資機材の確保対策	73
第 19 節	相互応援体制の整備	74
第 1	相互応援体制の整備	74
第 2	市町村間の応援協定	75
第 3	消防相互応援体制等の整備	75
第 4	その他	75
第 20 節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	76
第 1	医療救護体制の整備	76
第 2	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	77
第 3	医薬品等の備蓄・供給体制	78
第 4	福祉支援体制の整備	78
第 21 節	火災予防対策	81
第 1	出火防止、火災予防の徹底	81
第 2	消防力の強化	81
第 3	消防水利の整備	83
第 4	消防計画の充実強化	83

第 22 節	緊急輸送体制の整備	84
第 1	緊急輸送道路の確保	84
第 2	臨時ヘリポートの整備	87
第 3	緊急輸送体制	87
第 23 節	避難対策	88
第 1	徒歩避難の原則の周知	88
第 2	指定緊急避難場所の確保	88
第 3	避難路の確保	89
第 4	避難路等の整備	90
第 5	避難誘導體制の整備	90
第 6	避難行動要支援者の支援方策	91
第 7	小中学校等における対応	92
第 8	保育所等における対応	93
第 9	消防機関等の対応	93
第 10	避難計画の作成	94
第 11	避難に関する広報	94
第 24 節	避難受入れ対策	95
第 1	避難所の確保	95
第 2	避難の長期化対策	99
第 3	避難所における愛玩動物の対策	99
第 4	応急仮設住宅対策	99
第 5	帰宅困難者対策	99
第 6	安否情報収集・伝達体制の整備	100
第 25 節	食料、飲料水及び生活物資の確保	101
第 1	市民等のとるべき措置	101
第 2	食料及び生活物資等の供給計画の策定	101
第 3	食料及び生活物資等の備蓄	102
第 4	食料及び生活物資等の調達体制	102
第 5	食料及び生活物資等の輸送体制の整備	102
第 6	燃料の確保	103
第 26 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	104
第 1	高齢者、障がい者等への支援対策	105
第 2	外国人への支援対策	110
第 27 節	複合災害対策	112
第 1	複合災害の応急対策への備え	112
第 2	複合災害に関する知識の普及啓発	112

第 28 節	災害廃棄物対策	113
第 1	処理体制	113
第 2	主な措置内容	113
第 29 節	積雪寒冷地域における地震災害予防	115
第 1	除雪体制等の整備	115
第 2	避難所体制の整備	115
第 3 章	災害応急対策	117
第 1 節	情報の収集・伝達	117
第 1	緊急地震速報	117
第 2	地震・津波情報	118
第 3	北海道・三陸沖後発地震注意情報	119
第 4	災害情報収集・伝達	120
第 5	異常現象を発見した場合の通報	122
第 6	通信・放送手段の確保	123
第 2 節	災害広報活動	124
第 1	情報提供の考え方	124
第 2	市の広報	124
第 3	安否情報	126
第 3 節	防災活動体制	127
第 1	初動対応の基本的考え方	127
第 2	市の活動体制	127
第 3	職員の動員体制	128
第 4	災害対策本部の設置	129
第 5	消防機関の活動	130
第 6	関係機関との連携	131
第 4 節	相互応援活動	132
第 1	民間協定の活用	132
第 2	市町村間の相互応援活動	132
第 3	県への応援要請	132
第 4	消防相互応援活動	133
第 5	緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	133
第 6	受入体制の整備	133
第 7	他県等への応援体制	133
第 5 節	災害救助法の適用	134
第 1	災害救助法の適用	134
第 2	救助の実施の委任	135

第6節	自衛隊の災害派遣	136
第1	災害派遣の基準及び要請の手続き	136
第2	自衛隊の連絡幹部等の派遣	137
第3	派遣部隊の活動内容	137
第4	派遣部隊の受入れ体制	137
第5	派遣部隊の撤収	138
第6	経費の負担	138
第7節	救急・救助活動	140
第1	市の活動	140
第2	県の活動	140
第3	県警の活動	141
第4	海上保安部の活動	141
第5	市民及び自主防災組織等の活動	141
第6	惨事ストレス対策	141
第7	感染症対策	141
第8節	医療救護活動	142
第1	医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入体制	142
第2	災害時後方医療体制	143
第3	救急患者等の搬送体制	144
第4	医薬品等の供給体制	144
第5	在宅要医療患者の医療救護体制	144
第9節	消火活動	146
第1	消火活動の基本	146
第2	市の対応	146
第3	事業所の活動	148
第4	自主防災組織の活動	148
第5	市民の活動	148
第6	応援の要請	148
第10節	交通・輸送活動	149
第1	市の活動	149
第2	緊急輸送活動手段	149
第3	陸上交通の確保	150
第4	海上交通の確保	152
第11節	ヘリコプターの活用	154
第1	活動内容	154
第2	活動拠点	154

第 12 節 避難活動	155
第 1 避難指示	155
第 2 避難の措置と周知	156
第 3 避難誘導	157
第 4 避難所の開設	158
第 5 避難所の運営	160
第 6 避難情報の発令等による広域避難	163
第 7 避難長期化への対処	163
第 8 帰宅困難者対策	163
第 9 広域避難者への支援	164
第 10 在宅避難者への支援	164
第 11 住民の安否確認	165
第 13 節 応急仮設住宅等の確保	166
第 1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理	166
第 2 公営住宅の活用等	167
第 3 民間賃貸住宅の活用等	167
第 4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	167
第 5 住宅の応急修理	168
第 6 被災者への情報提供	168
第 14 節 相談活動	169
第 1 総合案内窓口の設置	169
第 2 コールセンターの設置	169
第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	170
第 1 高齢者・障がい者等への支援活動	170
第 2 外国人への支援活動	172
第 3 旅行者への支援活動	173
第 16 節 愛玩動物の収容対策	174
第 1 被災地域における動物の保護	174
第 2 避難所における動物の適正な飼育	174
第 3 仮設住宅における動物の適正な飼育	175
第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	176
第 1 食料・物資等調達体制の整備	177
第 2 食料	178
第 3 飲料水	179
第 4 生活物資	180
第 5 物資の輸送体制	181
第 6 義援物資の受入れ、配分	182
第 7 燃料の調達・供給	182

第 18 節 防疫・保健衛生活動	184
第 1 防疫	184
第 2 保健対策	184
第 3 食品衛生対策	186
第 19 節 遺体等の搜索・処置・埋葬	187
第 1 行方不明者等の搜索	187
第 2 遺体の処置、収容	187
第 3 遺体の火葬、埋葬	188
第 20 節 廃棄物処理活動	190
第 1 災害廃棄物の処理	190
第 2 処理体制	190
第 3 処理方法	191
第 4 推進方策	191
第 21 節 社会秩序維持活動	193
第 1 被災地の治安維持	193
第 2 県警の活動	193
第 3 生活必需品の物価監視	193
第 22 節 教育活動等	195
第 1 避難措置	195
第 2 学校等施設等の応急措置	197
第 3 教育の実施	197
第 4 心身の健康管理	197
第 5 学用品等の調達	198
第 6 給食	198
第 7 修学支援	198
第 8 通学手段の確保	198
第 9 小中学校等が避難所になった場合の措置	198
第 10 災害応急対策への生徒の協力	198
第 11 保育所等の対応	198
第 12 文化財の応急措置	199
第 23 節 防災資機材及び労働力の確保	200
第 1 緊急使用のための調達	200
第 2 従事命令等による応急措置の業務	200
第 3 職員の臨時雇用	201
第 24 節 公共土木施設等の応急対策	202
第 1 交通対策	203
第 2 道路施設	203

第 3	海岸保全施設	204
第 4	河川管理施設	204
第 5	砂防等関係施設	204
第 6	林道、治山施設	204
第 7	ダム施設	205
第 8	漁港施設	205
第 9	空港施設	205
第 10	鉄道施設	206
第 11	農地、農業施設	206
第 12	都市公園施設	206
第 13	廃棄物処理施設	207
第 14	被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	207
第 15	市自らが管理又は運営する施設に関する方針	207
第 25 節	ライフライン施設等の応急復旧	208
第 1	水道施設	208
第 2	下水道施設	209
第 3	電力施設	210
第 4	ガス施設	211
第 5	電信・電話施設	211
第 26 節	危険物施設等の安全確保	213
第 1	住民への広報	213
第 2	危険物施設	213
第 3	高圧ガス施設	214
第 4	火薬類製造施設等	214
第 5	毒物・劇物貯蔵施設	215
第 6	環境モニタリング	215
第 27 節	農林水産業の応急対策	216
第 1	農 業	216
第 2	林 業	217
第 3	水産業	217
第 28 節	二次災害・複合災害防止対策	218
第 1	二次災害の防止活動	218
第 2	風評被害等の軽減対策	220
第 29 節	応急公用負担等の実施	221
第 1	応急公用負担等の権限	221
第 2	立入検査等	222
第 3	公用令書の交付	222
第 4	損失補償及び損害補償等	223

第 30 節	ボランティア活動	224
第 1	一般ボランティア	224
第 2	専門ボランティア	225
第 3	NPO/NGOとの連携	225
第 31 節	海外からの支援の受入れ	226
第 1	海外からの救援活動の受入れ	226
第 2	救援内容の確認	226
第 3	関係機関との協力体制	226
第 4 章	災害復旧・復興対策	227
第 1 節	災害復旧・復興計画	227
第 1	災害復旧・復興の基本方向の決定等	227
第 2	災害復旧計画	228
第 3	災害復興計画	230
第 4	災害復興基金の設立等	231
第 5	復興組織体制の整備	231
第 2 節	生活再建支援	232
第 1	被災者情報の一元管理	232
第 2	り災証明書の交付	232
第 3	被災者生活再建支援制度	233
第 4	資金の貸付け	234
第 5	生活保護	235
第 6	その他救済制度	235
第 7	税負担等の軽減	236
第 8	雇用対策	237
第 9	相談窓口の設置	237
第 3 節	住宅復旧支援	238
第 1	一般住宅復興資金の確保	238
第 2	住宅の建設等	238
第 3	防災集団移転促進事業の活用	239
第 4 節	産業復興支援	240
第 1	中小企業金融対策	240
第 2	農林漁業金融対策	240
第 3	相談窓口の設置	241
第 5 節	都市基盤の復興対策	242
第 1	防災まちづくり	242
第 2	想定される計画内容例	243

第3節 都市計画の決定等の代行	243
第6節 義援金の受入れ、配分	244
第1節 受入れ	244
第2節 配分	244
第7節 激甚災害の指定	246
第1節 激甚災害の調査	246
第2節 激甚災害指定の手続き	246
第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	247
第4節 激甚災害指定基準	247
第8節 大規模災害対応の検証	248
第1節 検証の実施	248
第2節 検証体制	249
第3節 検証の対象	249
第4節 検証手法	249
第5節 検証結果の防災対策への反映	249
第6節 災害教訓の伝承	249
第5章 原子力災害対策	251
第1節 計画の目的と性格	251
第1節 計画の目的	251
第2節 計画の性格等	251
第2節 名取市の概況と災害想定	252
第1節 名取市の概況	252
第2節 災害想定	253
第3節 市の活動体制	259
第1節 災害対策活動体制	259
第2節 事務分掌	259
第4節 退避・避難・避難受入れ	261
第1節 平時の備え	261
第2節 事故発生後の対応	262
第5節 被ばく対策	265
第1節 平時の備え	265
第2節 事故発生後の対応	265
第6節 飲食物の安全確保	267
第1節 平時の備え	267

第2 事故発生後の対応	267
用語集	268

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、市内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、名取市と、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってはこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

なお、法第3条の規定により、県全域が推進地域に指定されている。【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により「名取市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、名取市防災会議が作成する計画であり、名取市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

第3 計画の修正

<東日本大震災の教訓>

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期する。今回の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ修正を加えた。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本市に甚大な被害をもたらした。

本市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

＜東日本大震災の教訓＞

(2) 第三者検証委員会等の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、第三者検証委員会の検証、名取市津波等ソフト対策協議会が作成した東日本大震災の教訓等を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直すものとした。

(3) 国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画（地震災害対策編）の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「名取市地域防災計画（地震災害対策編）」の見直しに反映した。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、それらの検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、揺れによるものと津波によるものがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、そのほかのものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて地震・津波災害対策のために活用されるべきものである。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5章 原子力災害対策

第5 基本理念

＜災害対策基本法改正＞

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下「東日本大震災」という。）は、人知を超えた猛威をふるい、市内で死者911人・行方不明者39人という甚大な被害が発生した、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全

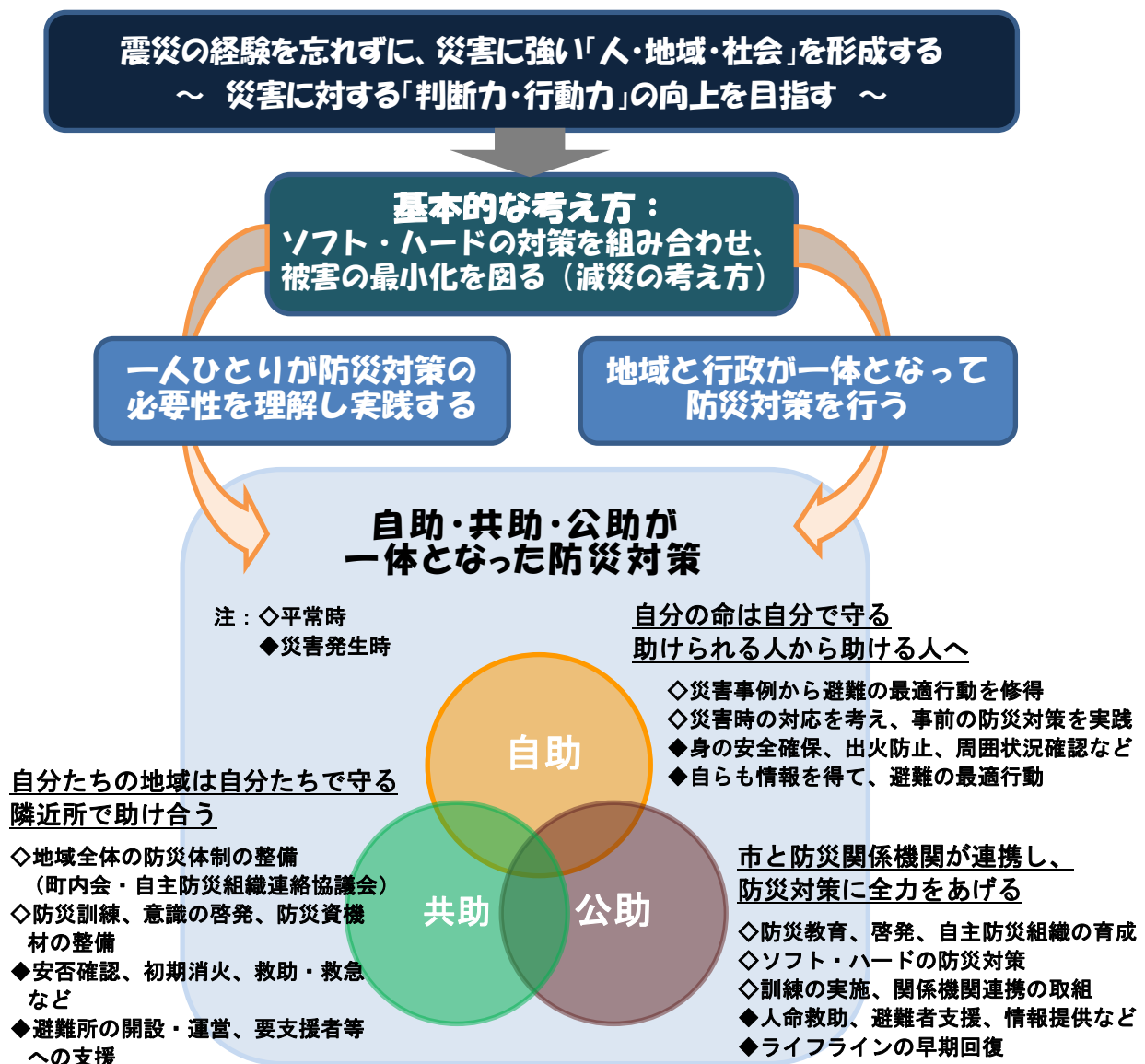
に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて自助・共助・公助が一体となって効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけ被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本的な考え方とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

さらに、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市・団体等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

これらの認識に基づき、名取市地域防災計画の基本理念を以下のとおり定める。

『震災の経験を忘れずに、災害に強い「人・地域・社会」を形成する ～ 災害に対する「判断力・行動力」の向上を目指す～』



第6 基本方針

<災害対策基本法改正>

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震・津波に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

<東日本大震災の教訓>

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難指示等の情報伝達体制の充実・強化、危機管理・指揮命令体制の強化、各種情報等の一元管理・共有化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震・津波発生時においては、地震及び津波の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

<東日本大震災の教訓>

5 迅速かつ円滑な避難所開設及び運営

迅速な避難所の開設のため、あらかじめ避難所ごとに配置職員を指定しておく必要がある。避難所配置職員は男女混合にするとともに、不眠不休とならないよう交代要員を確保するなど、体制を確立しておく必要がある。

また、大規模災害発生時や休日・夜間の災害の場合は、職員の配置に限界があるため、避難所となる施設の管理者や町内会・自主防災組織と避難所運営ルール等を協議し、避難所運営マニュアルを作成しておく必要がある。

6 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に市民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政が後押しすることが必要である。

そのため、市及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

7 二次災害の防止等

大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

8 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震・津波発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

<東日本大震災の教訓>

9 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

10 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震・津波災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性を考慮し、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で大津波警報・津波警報を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

11 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

12 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

13 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震・津波災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

1 防災会議

名取市防災会議は、市長を会長として、名取市防災会議条例（昭和38年名取市条例第3号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。また、防災会議委員に学識経験者や住民代表を加えるとともに、女性の参画の拡大に努め、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

2 災害対策本部等

市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく市の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておく。

第3 各機関の役割

1 名取市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

<災害対策基本法改正>

6 市民

市民一人ひとは「自らの命は自ら守る」ということを基本に、地震・津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

<災害対策基本法改正>

7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 防災関係機関等の業務大綱

1 市

名取市	1 名取市防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 避難指示の発令及び指定避難所等の避難所の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 12 小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）の応急教育対策 13 ボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務

2 県

宮城県	1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
宮城県警察本部 (宮城県岩沼警察署)	1 災害情報の収集伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死者の検視・見分 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
宮城県教育委員会	1 小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校設備等の災害対策 2 公立学校等、児童及び生徒の安全対策 3 公立学校等教育活動の応急対策 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

3 指定地方行政機関

東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 4 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局	1 山火事防止対策 2 災害復旧用材（国有林材）の供給 3 林道の適正な管理
東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。

宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する防災気象情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 5 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等 7 市及び防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
宮城労働局	1 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認

東北地方整備局	1 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 2 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 3 阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること。 4 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 5 一般国道区間の交通確保 6 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 7 港湾施設、空港施設等の整備 8 港湾施設、空港施設等の災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 11 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北地方環境事務所	1 緊急環境モニタリングの実施・支援 2 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 3 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 4 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

4 自衛隊

自衛隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動

5 指定公共機関

東日本電信電話(株)宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市及び防災関係機関との連携
日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会仙台放送局	1 気象予報・警報、災害情報等の放送

東日本高速道路 (株)東北支社	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
東日本旅客鉄道 (株)仙台支社	1 鉄道施設の整備保全 2 全列車の運転中止手配措置 3 鉄道施設の被害調査及び復旧 4 抑止列車の乗客代行輸送の確保、列車運行の広報活動 5 旅客の給食確保 6 救援物資及び輸送の確保
日本通運(株)仙 台支店	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東北電力(株)岩 沼営業所	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
日本郵便(株)東 北支社	1 災害時の業務運営の確保 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
独立行政法人国 立病院機構本部 北海道東北ブロ ック事務所	1 災害時における医療班の編成及び派遣 2 災害時における被災患者の受入
日 本 貨 物 鉄 道 (株)東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策

6 指定地方公共機関

東北放送(株) (株)仙台放送 (株)宮城テレビ 放送 (株)東日本放送 (株)エフエム仙台	1 災害情報等の放送
社団法人宮城県 医師会	1 災害時における医療救護活動
仙台空港鉄道(株)	1 鉄道施設の整備保全 2 全列車の運転中止手配措置 3 鉄道施設の被害調査及び復旧 4 抑止列車の乗客代行輸送の確保、列車運行の広報活動 5 旅客の給食確保 6 救援物資及び輸送の確保

公益社団法人宮城県トラック協会	1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人宮城県エルピーガス協会	1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人宮城県バス協会	1 災害時における緊急避難輸送確保 2 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
一般社団法人宮城県薬剤師会	1 災害時における医薬品の管理と供給

7 その他の公共的団体等

株式会社エフエムなとり	1 災害情報等の放送
名取市社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
名取岩沼農業協同組合	1 農作物等の被害調査並びに営農指導 2 災害に伴う営農資金の貸付並びにあっせんに関すること。
宮城県漁業協同組合	1 水産物等の被害調査並びに経営指導 2 災害に伴う資金の貸付並びにあっせんに関すること。
名取市商工会	1 応急復旧資材及び物資の備蓄並びに業者のあっせん 2 災害時における商店等の被害調査 3 被災者の生活を確保するための物資のあっせん 4 中小企業者等の災害復興資金の確保援助
宮城県土地改良事業団体連合会、名取土地改良区	1 農地・農業用施設の防災管理及び復旧の指導
宮城県消防協会 名取亘理地区支部	1 水防訓練等水防技術の向上に関すること
名取市医師会、名取市歯科医師懇話会、岩沼薬剤師会名取ブロック会	1 被災傷病者の医療及び救護 2 防疫及び衛生の指導・協力
社会福祉施設等	1 援護体制の確立と協力 2 収容者等の安全確保対策
運送業者	1 災害時における緊急輸送
建設業者	1 災害時における輸送路等の応急復旧協力
名取市防災安全協会	1 危険物の保安措置に関する教育
その他の団体	1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立

<東日本大震災の教訓>

8 地域住民組織

自主防災組織	1 防災知識の普及と訓練の実施
町内会	2 防災用資機材の整備・点検
	3 住民の安否確認
	4 避難所の開設及び運営
	5 要配慮者の支援

9 企業

企業	1 防災知識の普及と訓練の実施
	2 災害時の安全確保

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

■資料編

- ・名取市防災会議条例
- ・名取市防災会議委員名簿
- ・防災担当機関及び連絡先窓口

第3節 名取市を取り巻く地震環境

第1 自然条件

1 位置

名取市は宮城県の東部に位置し、北、南、西はそれぞれ、仙台市、岩沼市、村田町に接し、東は太平洋にのぞみ、中心地は東経 140° 52′ 37″、北緯 38° 09′ 45″ にある。

■名取市の位置・面積

東 経		北 緯		面 積	広 ば う	
最 東	最 西	最 南	最 北		東西	南北
140° 58′ 03″	140° 47′ 03″	38° 06′ 36″	38° 13′ 09″	98.18km ²	15km	8km

2 地勢

宮城県全体は二分されて仙台市を中心に仙南、仙北と呼称されているが、本市はその仙南に属しており、名取平野の枢要部を占めている。

総面積の三分の一を占めている西部一帯は、300m以下の丘陵、中部の平坦部、低湿部の三地帯からなり、名取、阿武隈川の両水系により囲まれている。

また、後背湿地と旧河道には粘土や泥炭などが堆積しており、地震動に対しては弱い所となっている。

第2 社会条件

1 沿革及び展望

名取市は、昭和 30 年に増田町、閑上町、下増田村、館腰村、愛島村、高館村の 2 町 4 村が合併して名取町となり、昭和 33 年 10 月に市制を施行して発足した。このときの人口は 33,934 人、世帯数は 5,382 であった。その後、北側に隣接する仙台市が東北地方の中核都市として発展するのに伴い、名取市の人口も一貫して増加を続け、令和 2 年国勢調査では人口 78,718 人、世帯数 29,739 世帯となっている。

市内には、J R 東北本線、国道 4 号、東北縦貫自動車道、仙台東部道路、仙台空港アクセス鉄道などが走り、企業立地も進んで、広域仙台都市圏の副拠点都市にふさわしい機能を有している。とくに国際化が著しい仙台空港の所在都市として大きな飛躍が期待されている。

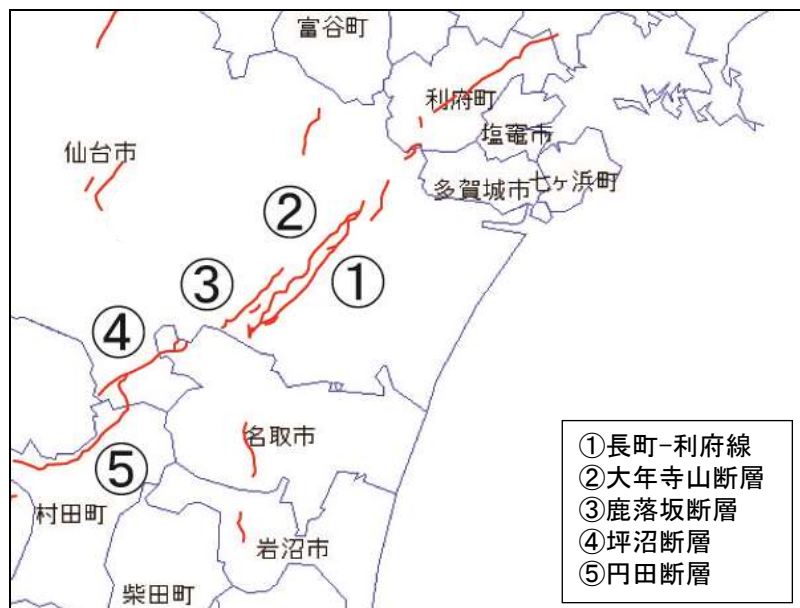
名取市では、令和 2 年 3 月に策定した第六次長期総合計画（2020-2030 年）において、「愛されるふるさと なとり ～共に創る 未来へつなぐ～」を将来像に掲げ、名取市に愛着を持ち、このまちに住んでいること、このまちで活動していることを誇りに思えるような雰囲気、行政だけでなく、多様な主体と協働しながら共に創り上げることでまちが一つになり、未来へとつないでいくことで、名取市に人が定住し、企業が定着し、さらに人と企業を誘う持続的に発展する名取市につなげていくこととしている。

■人口及び世帯数の状況

	世帯数	人口	男	女	世帯当り	人／1km ²	備考
昭和30年	5,228	32,966	16,133	16,833	6.3	327	国調
33年	5,382	33,934	16,586	17,348	6.3	339	住基
40年	6,563	34,205	16,604	17,601	5.2	339	国調
45年	9,046	40,845	19,941	20,904	4.5	405	国調
50年	11,224	46,730	22,956	23,774	4.2	464	国調
55年	12,495	49,715	24,687	25,028	4.0	494	国調
60年	13,150	50,897	25,220	25,677	3.9	506	国調
平成2年	14,799	53,735	26,422	27,313	3.6	534	国調
7年	18,294	61,993	30,589	31,404	3.3	615	国調
12年	21,039	67,216	33,041	34,176	3.2	672	国調
17年	22,583	68,662	33,750	34,912	3.0	686	国調
22年	25,124	73,134	35,578	37,556	2.9	731	国調
27年	27,529	76,668	37,577	39,091	2.8	781	国調
令和2年	29,739	78,718	38,567	40,151	2.6	802	国調

国調：国勢調査（10月1日現在）

第3 長町－利府線断層帯



長町－利府線断層帯の分布

名取市に最も大きな被害を及ぼすおそれのある活断層は「長町－利府線断層帯」である。「長町－利府線断層帯」は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考

えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。

＜東日本大震災＞

第4 名取市の地震被害

近年、本市に被害を及ぼした地震は、1978年宮城県沖地震及び東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。

宮城県沖地震は、1978年6月12日の17時14分、宮城県沖（深さ40km）で発生したマグニチュード7.4の地震である。仙台市では震度5を観測し、昭和56年建築基準法改正の契機となった地震である。この地震では、都市生活のまひ、ブロック塀の倒壊、新興住宅の地盤崩壊、液状化によるビルの倒壊などの被害が発生した。なお、本市における被害の概要は次のとおりである。

■昭和53年宮城県沖地震による被害

区 分		単位	数 量	被害額(千円)
人的被害	負傷	人	200	－
住家被害	全壊	棟	17	116,150
	半壊	棟	61	129,010
	一部損壊	棟	1,623	827,176
非住家被害	公共建物	棟	33	59,202
	その他	棟	3,212	631,690
公共施設	文教施設	か所	19	105,044
	道路	か所	26	45,460
	港湾	か所	1	1,800,000
	水道	か所	87	30,000
	下水道	か所	1	26,000
	がけ崩れ	か所	1	－
商工関係		件	955	1,176,903
農林水産関係		－	－	464,513
その他		－	－	313,100
被害額総計				5,724,248

東北地方太平洋沖地震は、平成23年3月11日14時46分、三陸沖（深さ24km）で発生したマグニチュード9.0の地震である。震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の東西約200km、南北約500kmと広範囲にわたり、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけて広い範囲で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。名取市においても最大震度6強を観測し、地震の揺れは約3分間続いた。

また、この地震により巨大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生したほか、広範囲にわたって地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ライフラインの断絶、多くの避難者の発生、食料・物資、ガソリン等の不足、帰宅困難者の発生、福島第一原子力発電所の事故による放射能対応等が発生した。

さらに、本震から1か月近く経過した4月7日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強の余震が発生した。

なお、本市における東北地方太平洋沖地震の被害の概要は次のとおりである。

■平成23年東北地方太平洋沖地震による被害

【人的被害及び建物被害】

区 分		単 位	数 量	備 考
人的被害	死者	人	923	平成26年3月31日現在
	行方不明者	人	40	平成26年3月31日現在
	負傷者	重傷者	14	平成26年3月31日現在
		軽傷者	194	※市民の被害
避難者	避難者数	人	11,233	平成23年3月11日
	避難所数	か所	52	※ピーク時
住家被害	全壊	棟	2,801	平成24年3月5日現在
	大規模半壊	棟	219	
	半壊	棟	910	
	一部損壊	棟	10,061	
非住家被害	全壊	棟	964	
	大規模半壊	棟	136	
	半壊	棟	319	
	一部損壊	棟	1,386	

（名取市における東日本大震災の概要から一部抜粋）

【公共施設の被害及び被害額】（平成24年3月現在）

区 分	被害内容	概算被害額 (千円)
道路・橋梁 (市管轄)	道路：沈下・亀裂 322 か所、 橋梁：全壊 1 か所、破損・沈下：5 か所	4,232,000
公園	都市公園 29 か所、その他の公園 8 か所、緑地法面崩落等 5 か所、 児童遊園 2 か所、都市排水施設 1 か所	1,058,082
下水道	公共下水道（ポンプ場稼働停止 3、一部損傷 1、応急対応中 3）、 都市下水路（北釜排水ポンプ場稼働停止）、農業集落排水（北釜 処理場稼働停止、大曲処理場一部破損、管渠 1,100m）	8,074,088
水道	本管漏水 34 件、給水管漏水 128 件、宅地内漏水 362 件、送水ポ ンプ 1 件、配水池施設 3 件、浄水施設 2 件	181,876
市営住宅	住宅全壊（14 棟 115 戸、入居者 243 人被災）、集会所 1 棟全壊	2,500,000
都市施設	自由通路桁脱落、駅プラザ内装材破損	100,000
福祉施設	保育所 1 件全壊、児童センター 2 件躯体以外全壊・外構陥没、 老人福祉センター（松韻荘）1 件全壊 ほか	581,800
教育施設	文化財の被害（市指定 5 件、市登録 3 件）、幼稚園・学校の被害 市立学校 22 校（幼稚園 4、小学校 12、中学校 5）、ほか	7,517,860
市役所	内・外壁・議会棟天井等破損、水道管破損	51,816
産業等施設	斎場破損、サイクルスポーツセンター・海浜プール・働く婦人 の家全損（使用不能）、地域職業相談室破損	1,375,068
農業施設	農地被害（田約 1,400ha、畑約 270ha 冠水）、用水機場 52 か所、 防潮堤樋門 1 か所、道路 15 路線、2,950m、水道 81 路線・44,877 m、ほか	45,828,200
消防施設	地震災害（消防本部主救助訓練棟 1 棟全壊、消防本部副救助訓 練棟 1 棟一部損壊、消防団詰所及び車庫 3 棟一部損壊）、 津波災害（消防署閉上出張所 1 棟全壊、潮位観測装置 1 式全損、 水槽付ポンプ車 1 台全損、マイクロバス 1 台全損、水防倉庫 2 棟全壊、消防団員詰所及び車庫 6 棟全壊、小型動力ポンプ付積 載車 7 台全損）	194,500
その他施設	集会所（全壊 3 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟、一部破損 5 棟）、緩衝緑地全壊 1 か所（3,370m）、航空機騒音測定装置 2 か所全損、市民活動支援センター全壊（使用不能）、防災行政無 線 8 か所、監視カメラ局 1 か所、個別受信機 27 か所	274,519
水産業施設	閉上漁港、県漁協閉上支所全壊	6,268,200
合 計		78,238,729

（名取市における東日本大震災の記録から一部抜粋）

第4節 想定する地震

名取市では、これまで宮城県の被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県が実施する被害想定に基づき、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第3 県による被害想定調査について

県では、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了した。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

<東日本大震災の教訓>

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、名取市では震度6強の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助・公助が連携して災害予防対策を充実強化していく必要がある。また、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神を持ち、市民一人ひとりが防災力を向上していくことが必要である。

第2 基本的考え方

<災害対策基本法改正>

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
(東北地方太平洋沖地震、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震、千島海溝(十勝・根室沖)モデル地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震※)
- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動
(長町ー利府線断層帯の地震など)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、「東北地方太平洋沖地震」や「長町ー利府線断層帯の地震」クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な

影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※「スラブ内地震」・・・沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちの形成

◆基本事項

1 目的

社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 基本的な考え方	—
第2 地震に強い都市構造の形成	都市計画課、土木課
第3 揺れに強いまちづくりの推進	都市計画課、防災安全課、財政課、教育総務課、生涯学習課、消防本部
第4 所有者不明土地の利活用	防災安全課、政策企画課、なとりの魅力創生課
第5 地震防災緊急事業五箇年計画	県、関係課
第6 長寿命化計画の作成	土木課、施設所管課

第1 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- (1) 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第2 地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、

水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3 揺れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

市は、名取市地震防災マップの公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、市役所庁舎、小中学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、名取市耐震改修促進計画に基づき耐震化の推進を図る。

2 耐震化を促進するための環境整備

市は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備を推進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

第4 所有者不明土地の利活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課

題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第6 長寿命化計画の作成

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

◆基本事項

1 目的

地震に伴う土砂災害を未然に防止するため、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、地域住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 土砂災害防止対策の推進	土木課、防災安全課、県
第2 地すべり等防止事業	土木課、県、国
第3 急傾斜地崩壊防止施設	県
第4 治山施設	農林水産課、県、国
第5 農業施設等	農林水産課、県
第6 液状化対策の推進	都市計画課、県、施設所管課
第7 地盤沈下防止	県
第8 各種データの保存	土木課、都市計画課、下水道課、水道事業所
第9 盛土等による災害防止	県

第1 土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は155か所指定されている。

市は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

第2 地すべり等防止事業

国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

本市における地すべり危険箇所は、1か所指定されている。

第3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定は、県が行う。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本市における急傾斜崩壊危険箇所は、113 か所指定されている。

第4 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊などの荒廃危険地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

第5 農業施設

大規模な地震災害により、農業、畜産業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業用施設の災害防止

市は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

2 集落の安全確保

県は集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進するものとしている。

(1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽整備

(3) 集落の防災設備整備

ア 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

ア 情報基盤施設整備

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なラジオ（コミュニティFM）等の整備

第6 液状化対策の推進

1 液状化対策等の実施

市は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等の液状化対策を実施する。

2 液状化ハザードマップの作成

市は、県が実施した液状化発生の可能性を予測した結果に基づき、液状化ハザードマップを作成するとともに、市民及び建築物の施工主等への周知に努める。

第7 地盤沈下防止

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、県は、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行うものとしている。

1 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施するものとしている。

また、県は地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとしている。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

第8 各種データの保存

市は、道路、橋りょう等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備に努める。

第9 盛土等による災害防止

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとしている。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、適切な助言や支援を行うものとしている。

また、県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない3,000㎡以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努めるものとしている。

■資料編

- ・災害危険箇所一覧

第4節 海岸保全施設等の整備

◆基本事項

1 目的

地震に伴う海岸、河川、ダム、農地、漁港等の被害を防止するため、防災関係機関と連携し、関係施設の耐震性の強化等を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 海岸保全施設等の整備	土木課、県、東北地方整備局
第2 河川管理施設	土木課、県、東北地方整備局
第3 ダム施設	県
第4 農業用施設	農林水産課、県
第5 漁港等の施設	県

第1 海岸保全施設等の整備

本市の東側には、総延長約4.9kmの仙台湾南部海岸がある。

海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

第2 河川管理施設

本市では、名取川が市の北部、増田川が市街地中心部、川内沢川、志賀沢川などの中小河川が市の南部を流れている。豪雨、長雨のつど増水することから、現在強制排水ポンプによる排水処理を行っている。

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 応急復旧及び水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

3 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震災害時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、名取川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。

第3 ダム施設

ダム管理者は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システ

ム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

なお、ダム建設に当たっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

第4 農業用施設

市は、県と連携し、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

第5 漁港等の施設

漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

1 液状化対策の推進

県は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

■漁港施設

施設名	種類	所在地	管理者
閑上漁港	第2種 (昭和26年7月10日 農林省告示第255号)	名取市閑上地先	宮城県 (昭和33年6月23日 農林省告示第434号)

第5節 交通施設の災害対策

◆基本事項

1 目的

道路、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、地域住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等交通ネットワークの充実、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 道路施設	土木課、農林水産課、防災安全課、県、県警、東北地方整備局
第2 漁港施設	県
第3 空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社
第4 鉄道施設	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道株式会社

第1 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施するなど、安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び市との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋及び側道橋等については橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 避難誘導標識の整備

市は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第2 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港（関上漁港）について重点的かつ総合的に整備を図る。

第3 空港施設

空港は、地震災害時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持管理整備に努める。

なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、仙台国際空港株式会社、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」を締結している。

第4 鉄道施設

- 1 耐震性の強化
- 2 異常事態発生時の対策検討
- 3 線路巡回計画の策定
- 4 線路に近接する施設の対策
- 5 復旧体制の整備

なお、地震・津波発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

第6節 都市の防災対策

◆基本事項

1 目的

火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業を促進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 都市の不燃化、耐震化対策	都市計画課、土木課
第2 市街地の整備	都市計画課、防災安全課、消防本部
第3 都市公園施設	都市計画課

第1 都市の不燃化、耐震化対策

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の促進により、低層木造建築物等の密集した不健全な既存市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善に努める。

2 既存建築物の耐震化の促進

市及び県は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断に対する支援を行い、さらに、耐震改修を必要とする建築物に対し、耐震改修に対する補助や優良建築物等整備事業により支援する。

第2 市街地の整備

1 市街地の整備

市は、県の指導により、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽密集市街地等の解消に努める。

2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を進める。

3 木造住宅密集市街地が残る場合の対応

木造住宅密集市街地が残る場合、市は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第3 都市公園施設

令和4年3月31日現在で本市において開設あるいは計画決定されている都市公園施設は、街区公園が145か所、近隣公園が6か所、総合公園が1か所、緑地公園が3か所、特殊公園が4か所の計159か所である（令和4年度名取市統計書による。）。

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置、ネットワークの形成を図るものとする。

■資料編

- ・都市公園一覧

第7節 建築物等の予防対策

◆基本事項

1 目的

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 公共建築物	財政課、教育総務課、消防本部、施設所管課
第2 一般建築物の耐震改修の促進	都市計画課、防災安全課、消防本部、県
第3 ブロック塀等の安全対策	都市計画課、県
第4 落下物防止対策	県、施設管理者
第5 建物内の安全対策	防災安全課、消防本部、県
第6 高層建築物等における安全対策	施設管理者

第1 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 市有建築物の耐震性、不燃性の確保

市は、市役所庁舎、消防署、小中学校等防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 停電対策の強化

市は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

市は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などにに基づき、活断層直上を回避する。

2 教育施設

市は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、浄水機能の整備された水泳プールの保全に努める。

3 耐震診断の実施及び公表

市は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第2 一般建築物の耐震改修の促進

- 1 市は、一般住宅等について耐震性の強化を図るため、「名取市耐震改修促進計画」に基づき、県と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。市は、木造住宅に対し木造住宅耐震診断助成事業及び名取市木造住宅耐震改修工事助成事業を実施し、耐震化促進に努める。
- 2 市は、広報やパンフレット等により既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性について啓発を行う。

第3 ブロック塀等の安全対策

市及び県は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

市は、スクールゾーン内危険ブロック塀除却事業を推進する。

第4 落下物防止対策

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第5 建物内の安全対策

市及び県は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第6 高層建築物等における安全対策

1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

2 長周期地震動対策及び啓発の実施

高層建築物の所有者等は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

第8節 ライフライン施設等の予防対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震の発生により市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能がまひし、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性（津波に対する強さ）の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 水道施設	水道事業所
第2 下水道施設	下水道課
第3 電力施設	東北電力(株)
第4 ガス施設	消防本部、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、 (社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部、関東東北産業保安監督部東北支部、県
第5 電信・電話施設	電気通信事業者

第1 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

(1) 市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

(2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網の中ブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備の推進に努める。

(3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備に努める。

2 復旧用資機材等の確保

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時対応マニュアルに基づき、水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の迅速かつ的確な初動体制の整備、通信手段の確保及び応急給水、応急復旧活動等適切な対応がとれるように努める。
- (2) 市は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災が市民生活へ多大な影響を与えることを考慮し、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

＜東日本大震災の教訓＞

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管、デジタル化を実施するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第3 電力施設

- 1 東北電力(株)は、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備について、耐震性・耐浪性等に配慮した設計を行う。

2 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等は、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

3 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して対策を講じると

ともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。また、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策の長期的な検討推進を図っていく。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、ガス施設の耐震化を推進する。また、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して安全器具の設置等の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

(2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

■資料編

- ・一般社団法人 宮城県L Pガス協会 仙南第三支部 連絡先一覧

第9節 危険物施設等の予防対策

◆基本事項

1 目的

地震災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震・津波対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 危険物施設等の予防対策	各施設管理者
第2 危険物施設	消防本部、県
第3 高圧ガス施設	高圧ガス製造等の事業者、県、関東東北産業保安監督部東北支部
第4 火薬類製造施設等	消防本部、県、火薬類製造等の事業者、関東東北産業保安監督部東北支部

第1 危険物施設等の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、津波被災時の浸水対策について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第2 危険物施設

市内には、石油等の危険物貯蔵所など、消防法第10条に定める危険物施設が280施設（製造所1施設、貯蔵所210施設、取扱所69施設）あり（平成29年4月現在）、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、市及び県は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震・津波対策と防災教育の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

防災安全協会の育成に努め、この団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 高圧ガス施設

1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行うものとしている。

3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のために必要な指導・助言を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第4 火薬類製造施設等

市内には、火薬類貯蔵施設が3施設（平成27年4月1日現在）ある。

1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震・津波が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。

（1）定期自主検査、保安教育を確実に実施する。

（2）製造施設・火薬庫の維持点検に努める。

2 市は、火薬類販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、（1）について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

3 県は、（1）について消防本部に対し、適宜助言を行うとともに、（2）について自主保安体制の確立・推進を支援する。

4 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第10節 防災知識の普及

◆基本事項

1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、市民に対し、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災知識の普及、徹底	防災安全課、各部各課、東日本電信電話(株)宮城事業部
第2 小中学校、公民館における防災教育	学校教育課、小中学校、義務教育学校、生涯学習課、防災安全課
第3 市民の取組	市民
第4 防災リーダーの養成	防災安全課、県
第5 災害教訓の伝承	市民、防災安全課、政策企画課

第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

市は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

市の防災教育には、次の事項を含むものとする。

- (1) 名取市地域防災計画内容の徹底
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖地震後発地震注意情報が発信された場合を含む）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

<東日本大震災の教訓>

2 住民等への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の実施

市は、名取市防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、DVD貸出等の広報媒体の活用や、防災講話、防災セミナー、防災講座等の開催等により、防災知識の普及・啓発を図る。(後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む)

(2) 地域による活動の強化

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、地区別防災マニュアルの作成や公民館区を単位とした町内会、自主防災組織連絡協議会の設立に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

(5) 主体的な情報収集の啓発

災害時において被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動」することが重要である。そのため、災害時は市からの情報提供を待つという受け身の情報収集ではなく、市民が主体的に情報収集に努めることを啓発する。

(6) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV・虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所や津波浸水想定区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

また、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 専門家の活用

市は、県と連携し、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門

家の活用を図るものとする。

(3) 日常生活の中での情報揭示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等を示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(4) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備に努める。

第2 小中学校、公民館における防災教育

1 小中学校、義務教育学校は、市と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 小中学校、義務教育学校においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 市は、防災教育及び防災体制の充実のために小中学校、義務教育学校に防災主任を配置するとともに、市の拠点となる小中学校、義務教育学校に防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

5 市は、小中学校、義務教育学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

6 市は、小中学校、義務教育学校において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの確認と見直しが行われるよう促すとともに、児童生徒への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的

に支援を行う。

- 7 市は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 8 市は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。

第3 市民の取組

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心かけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

<東日本大震災の教訓>

4 情報入手手段の確保

津波警報や避難情報等の各種情報を災害時に迅速かつ正確に入手できるよう、情報入手方法を把握しておくとともに、複数の情報入手手段の確保に努める。

5 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

6 防災関連設備等の準備

非常持出品の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器の設置、感震ブレーカーの設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

<東日本大震災の教訓>

第4 防災リーダーの養成

市は県と連携し、津波等ソフト対策協議会が作成した「防災教育プログラム」に基づき、町内会等・自主防災組織の代表等を対象に防災リーダー研修会を実施する。地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。また、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、研修等への女性の積極的な参加を促す。

第5 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、民間の伝承団体等との連携を図りつつ、作成した災害記録集やDVD等により災害教

訓の伝承に努めるほか、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第11節 地震防災訓練の実施

◆基本事項

1 目的

地震発生時に、市及び防災関係機関並びに地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第2 学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課、消防本部
第3 企業の防災訓練	企業
第4 救急・救助関係機関の教育訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関

第1 市の防災訓練

市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊など防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ等のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても普及を図る。

1 訓練実施にあたって考慮すべき事項

（1）実践的かつ効果的な訓練の実施

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模地震災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

（2）災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

（3）防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

（4）男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

（5）訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、地域防災計画、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織

体制等の維持、整備を図る。

＜東日本大震災の教訓＞

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

休日・夜間に地震が発生した場合も想定する。

(2) 災害対策本部運用訓練

地震災害時において、迅速に応急活動体制を確立できるよう、災害対策本部の設置及び訓練を実施する。また、全班及び全職員が災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、訓練を通じて役割を再確認する。

(3) 通信情報訓練

通信機器操作の習熟、平常時通信から災害時通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の代替連絡手段の確保、通信内容の確実な伝達等についての訓練を行うものとする。

(4) 広報訓練

避難指示、各種情報の市民への広報について、それぞれの伝達系統を利用した通信訓練、並びに停電時及び有線通信途絶時等非常事態における伝達訓練を実施する。

(5) 避難訓練

大規模地震を想定し、避難の指示、誘導、伝達方法等を円滑に行えるよう、住民を対象とした避難訓練を実施する。

(6) 救出救護訓練

(7) 避難所開設・運営訓練

災害時における避難所の開設・運営、炊出し等が円滑に行われるよう、避難所運営組織を中心として避難所運営訓練を実施する。訓練は避難所運営マニュアルに基づいて実施するものとし、訓練の検証を踏まえてマニュアルを修正する。

(8) 炊き出し、給水訓練

地震災害時に、円滑に炊き出し、応急給水が行えるよう訓練を実施する。炊き出し訓練にあたっては、避難所運営組織を中心とした訓練を実施する。

(9) 緊急輸送訓練

(10) 交通規制訓練

(11) 自衛隊災害派遣要請等訓練

(12) 消防訓練

消防本部の出動（操法、放水等含む）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主として建物火災防ぎょ等を年1回、時期を選定して実施するものとする。

(13) その他

定期的な訓練の実施により、市民に災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所等を周知徹底する。

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第2 学校等の防災訓練

1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

- 2 校外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部又は山間部を利用する場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 小中学校、義務教育学校は、災害時において、保護者への引渡しが行えるよう、保護者との合同による引渡し訓練や情報収集・伝達訓練を実施する。また、児童センターと連携した防災訓練の実施に努める。
- 5 小中学校、義務教育学校が避難場所や避難所となることを想定し、市は学校や地域等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第3 企業の防災訓練

- 1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 災害発生時に備え、周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

第4 救急・救助関係機関の教育訓練

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、救急・救助関係省庁及び関係事業者との間で「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

第12節 地域における防災体制

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 自主防災組織の必要性	－
第2 自主防災組織の育成・指導	防災安全課、消防本部
第3 自主防災組織の活動	自主防災組織
第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	防災安全課、市民、自主防災組織連絡協議会、企業

第1 自主防災組織の必要性

大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

第2 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- 1 市は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- 2 市は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の推進に努める。
- 3 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- 4 既存の町内会等を単位とし、コミュニティ組織と連携を進めながら、自主防災組織の育成強化を図り、地域における防災体制づくりの指導を推進する。

<東日本大震災の教訓>

5 自主防災組織連絡協議会の設置

市は、地域の防災体制の充実を図るため、公民館を単位として、町内会・自主防災組織の連絡協議会の設立を促進する。市では、名取市自主防災組織連絡協議会補助金の交付を行っている。

連絡協議会を通じて、小中学校等の学校と地域が協力する関係を構築するとともに、より自発的・実践的な自主防災組織の活動を支援していく。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

イ 防災知識の普及

集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 安否確認訓練の実施

オ 避難訓練の実施

避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

カ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などの救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

キ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を定める。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる防災関係機関

ウ 防災関係機関との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 安否確認の実施

平日の昼間や、休日・夜間など時間帯に応じた安否確認の方法を検討しておく。

(4) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者、津波に流され漂流している者やおぼれている者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の診療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(5) 避難の実施

市長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………土石流、がけ崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……………津波

(エ) 河川……………津波、決壊・氾濫

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(6) 避難所開設・運営

ア 避難所開設・運営への協力

市職員、施設職員の指示に従い、避難所の設置・運営に協力する。

イ 給食・救援物資の配布及びその協力

自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(7) 地域安全活動

被災地や避難所等における犯罪等の未然防止のため、県警等が行う防犯パトロール等地域安全活動に協力する。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

市は、公民館区を単位とした防災活動を推進するため、地区別防災マニュアルを作成し、自主防災組織連絡協議会の設立を推進する。連絡協議会は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区防災計画の策定にあたり、必要に応じて当該地区への助言や地区間調整等の支援を行う。また、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

■資料編

- ・名取市地区防災計画名称一覧

第13節 ボランティアのコーディネート

◆基本事項

<災害対策基本法改正>

1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 ボランティアの役割	—
第2 災害ボランティア活動の環境整備	社会福祉課、県、名取市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体
第3 専門ボランティアの登録	県、都市計画課、土木課、東北地方整備局
第4 一般ボランティアのコーディネート体制づくり	名取市社会福祉協議会、社会福祉課、県
第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置	日本赤十字社宮城県支部

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務

- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティア活動の環境整備

市は、県、名取市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等やボランティア関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア関係団体の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が自主性にに基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

なお、市は、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、市は、県と連携し、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やボランティア関係団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第3 専門ボランティアの登録

平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

県は、ボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、判定コーディネーターの育成等に努めている。

<東日本大震災の教訓>

また、市は、地震災害後、速やかに応急危険度判定を実施するため、被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定の締結について検討する。

2 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等に備え、県は、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

3 災害時の通訳ボランティア

県は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施する。

4 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の

維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、名取市社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

1 ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

2 ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

3 コーディネート体制の整備

名取市社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

4 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

5 補償

災害ボランティアに登録した者に対し、「災害ボランティア保険」への加入を勧誘し、安全で積極的な活動ができるよう努める。

第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。そのため、次のような準備、取組を行う。

1 赤十字防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も

図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制維持に努める。

第14節 企業等の防災対策の推進

◆基本事項

1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 企業等の役割	企業、商工観光課、防災安全課、消防本部、県
第2 企業等の防災組織	企業

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

＜災害対策基本法改正＞

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困

難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(6) 市長への報告

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 市及び県の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、市及び県は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保

(8) 施設耐震化の推進

- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第15節 地震調査研究等の推進

◆基本事項

1 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきている。市は、これらの機関の研究に積極的に協力する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 調査研究の連携強化	防災安全課、各部各課
第2 防災対策研究の情報発信	防災安全課

第1 調査研究の連携強化

市は、関係機関が行う観測・情報網の充実、地震対策の調査研究等に積極的に協力する。

第2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により全国に広く情報発信・共有するよう努める。

第16節 情報通信網の整備

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、放送機関については、被害状況の報道、市民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市における災害通信網の整備	なとりの魅力創生課、防災安全課、AIシステム推進課、社会福祉課、消防本部
第2 県の災害通信網	県、防災安全課、消防本部
第3 防災関係機関における災害通信網の整備	防災関係機関

第1 市における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

市は、防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 防災行政無線とコミュニティFM（臨時災害FM）との連動

市は、防災行政無線による放送を市民に伝達するため、防災行政無線自動割込み装置を使い、コミュニティFM（臨時災害FM）による正確な情報の発信に努める。

また、市は、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

3 職員参集等防災システムの整備

市職員は、自分で覚知して自主参集することを基本とする。また、市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、市職員が緊急的に自主参集できるよう、「職員用防災配信メール」を整備し、登録している市職員に対して配備体制等の情報を一斉送信することとしている。

<東日本大震災の教訓>

4 関係機関、避難所及び現場職員との通信手段の確保

市は、関係機関、市出先機関、各避難所、現場職員等との連絡手段を確保するため、ふくそうなどの影響を受けにくい連絡手段として、災害時優先電話（固定及び携帯電話）やPHSの整備に努める。現場職員との連絡は、デジタル簡易無線、移動無線を使用するほか、職員用防災配信メールを利用する。

また、災害時優先電話の登録番号については、関係機関等との情報共有を図る。ただし、災害時において有効に使用するため、登録番号については公表しないものとする。

5 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ、エリアメール・緊急速報メール等を活用した情報配信、また、コミュニティFM（エフエムなとり）、ホームページ、X（旧ツイッター）、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、ナトぱた等、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

6 非常用電源の確保

市は、災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

8 災害関連情報等分析体制の整備

市は、収集した災害関連情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

9 マップ・GIS等の活用

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るよう努める。

10 被災者支援システムの整備

市は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、被災者台帳等被災時の業務支援・情報共有システムの整備充実を図る。

11 アマチュア無線の活用

市は、災害時における市民からの直接的な災害関連情報等を把握するため、アマチュア無線等を活用した情報収集体制を確立する。

第2 県の災害通信網

1 県防災行政無線の整備拡充

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、通信体制の充実・強化を図り運用する。

2 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

県は、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達するため、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を整備・運用している。

市は、情報の伝達が迅速に実施できるよう操作方法の習熟に努める。

3 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各市町村に震度計等を設置し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動を図っている。

第3 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

■資料編

- ・名取市防災行政無線一覧
- ・名取市防災無線局管理運用規程
- ・災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について（宮城県警察本部）

第17節 職員の配備体制

◆基本事項

1 目的

市内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画（BCP）を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の配備体制	防災安全課、各部各課
第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備	防災関係機関
第3 防災担当職員の育成	防災安全課、総務課
第4 人材確保対策	防災安全課、総務課
第5 感染症対策	防災安全課、各部各課
第6 災害時職員行動マニュアルの作成	防災安全課、各部各課
第7 業務継続計画（BCP）	防災安全課、各部各課

第1 市の配備体制

1 配備体制の明確化

（1）災害警戒配備体制

「名取市災害警戒配備要領」に基づき、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。この際、市は、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達すること等にも留意し、災害発生時、避難指示等の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。

また、市は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく

（2）災害対策本部

「名取市災害対策本部条例」及び「名取市災害対策本部設置運営要綱」に基づき、市内で震度6弱以上（実測値）の地震を観測したときは自動的に、あるいは市長が必要と認めたときには、名取市災害対策本部を設置する。

（3）災害対策本部各部長の責務（名取市災害対策本部設置運営要綱 第5条）

災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者

イ 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

＜東日本大震災の教訓＞

2 職員参集手段等の明確化

市は、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、職員の参集手段及び職員への伝達系統について災害対応職員行動マニュアルに定め、速やかな災害対策本部の設置が可能な体制を構築しておく。

なお、市職員は、配備基準を把握しておくものとし、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合は、基準に応じて自主参集することを基本とする。また、状況に応じて「職員用防災配信メール」の登録者に対して、配備基準等を一斉送信して伝達することとしている。

3 指揮命令系統の明確化

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合の代行者をあらかじめ明確化しておく。また、各班における指揮命令系統についてもあらかじめ災害時職員行動マニュアルに定めておく。

4 役割の明確化

災害規模・段階に応じた各班の業務について明確化を行うとともに、各職員に対して防災教育を実施し、役割の周知徹底を行う。

5 交代要員の確保

長期間の対応を想定し、職員の交代体制についても定めておくものとする。

6 情報収集・連絡要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる職員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図る。

また、各班で収集した被害情報等について全庁で共有化を図るため、情報の報告・伝達系統、一元管理、共有化等について災害時職員行動マニュアルに定めておく。

第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて市災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

第3 防災担当職員の育成

市は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第4 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保の方策をあらかじめ整えるように努める。

第5 感染症対策

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。

<東日本大震災の教訓>

第6 災害時職員行動マニュアルの作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成する。マニュアルには、庁外からの初動、休日・夜間における限られた人員での初動活動を想定し、時期毎の業務分担等を定めておく。また、災害時において迅速に情報伝達を行うことができるよう、あらかじめ広報マニュアルを整備する。

さらに、マニュアルは職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第7 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

（1）業務継続計画（BCP）の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（2）業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

（3）業務継続体制の検証

市は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

市は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

3 データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

市及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領

第18節 防災拠点等の整備

◆基本事項

1 目的

地震災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災拠点の整備	防災安全課、財政課、生涯学習課、消防本部、県
第2 防災拠点機能の確保・充実	防災安全課、財政課、消防本部
第3 市が整備する防災用資機材等	土木課、消防本部
第4 防災用資機材の確保対策	防災安全課、消防本部、県

第1 防災拠点の整備

- 市は、市役所庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。

また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

- 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を市と連携し検討する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 市は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

- 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

- 市は、市役所庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

- 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 市が整備する防災用資機材等

1 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。
また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

2 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

3 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

4 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

第4 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に必要な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

市及び県は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

市及び県は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

市及び県は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

■資料編

- ・本庁舎が使用できない場合の代替庁舎候補一覧

第19節 相互応援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでは災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災の観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結や、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 相互応援体制の整備	防災安全課、各部各課、防災関係機関、応援協定機関
第2 市町村間の応援協定	防災安全課、総務課
第3 消防相互応援体制等の整備	消防本部
第4 その他	防災安全課、各部各課

第1 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、応援計画や受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

また、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト可に努める。

2 協定の締結

市は、平常時から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 連絡体制の確保

市は、災害発生直後から、防災関係機関や災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

また、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）について、毎年確認を行う。

4 救援活動拠点の確保

市及び県は、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努め、リスト化を図る。

第2 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する。

2 県内全市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、県及び県内各市町村と平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災の観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 後方支援体制の構築

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第3 消防相互応援体制等の整備

市は、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」に基づき、防災訓練等を通じ、消防相互応援体制の実効性確保に努める。

また、「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成29年4月）」に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請や緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。

第4 その他

市は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県や医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等
第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	保健センター、消防本部、県
第3 医薬品等の備蓄・供給体制	保健センター
第4 福祉支援体制の整備	保健センター、社会福祉課、県

第1 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

市は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するため、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法や岩沼地域保健医療福祉調整本部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

ア 市は、名取市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。さらに重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。災害拠点病院は、資料編に示すとおりである。

イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、岩沼地域保健医療福祉調整本部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

＜東日本大震災の教訓＞

(3) 地域医療関係機関等との連携体制

市は、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会の3団体と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動の必要が生じた際、各団体は直ちに救護班の編成・派遣を行い、傷病者に対する応急処置と医療、医療機関への傷病者の転送、助産等の活動を行うよう努める。

市は、災害時において迅速に各団体の協力が得られるよう、情報連絡手段の確保や医療救護体制の確立を図る。

(4) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙台保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市等で編成された医療救護班については、仙台保健福祉事務所（保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

(1) 県及び市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核等の在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

(2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

(1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

(3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

ア 市は、岩沼地域保健医療福祉調整本部の求めにより、市内の医療救護に関する情報を報告する。

イ 岩沼地域保健医療福祉調整本部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、県保健医療調整本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）による連絡体制等

ア 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）により行う。

イ 県保健医療調整本部及び岩沼地域保健医療福祉調整本部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システムによる情報収集に加え直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

＜東日本大震災の教訓＞

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

市は、岩沼薬剤師会名取ブロック会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結しており、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努めている。市は、医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、岩沼薬剤師会名取ブロック会とあらかじめ協議し、連絡体制を整備しておく。

2 マンパワーの確保

市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、名取市医師会や岩沼薬剤師会名取ブロック会とあらかじめ協議しておく。

第4 福祉支援体制の整備

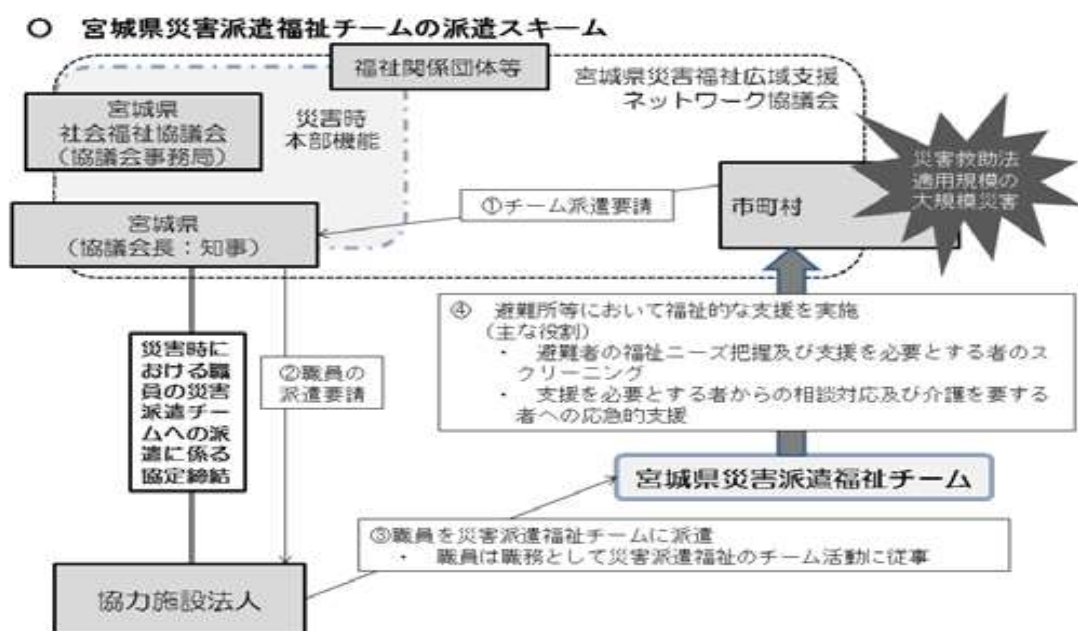
大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制の整備

（1）災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。 ※被災都道府県に対する派遣に当たっては、スキーム内の”市町村”を”被災都道府県”に読み替える。



（2）災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

ア 県の役割

- (ア) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。
- (イ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。
- (ウ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。

イ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割

- (ア) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。
- (イ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。

ウ 市町村の役割

- (ア) 市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。
- (イ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

オ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア 県の役割

- (ア) 市町村又は国（厚生労働省）若しくは被災都道府県のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。
- (イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。

イ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割

- (ア) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。
- (イ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。
- (ウ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。

ウ 市町村の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

オ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況

第21節 火災予防対策

◆基本事項

1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 出火防止、火災予防の徹底	消防本部、防災安全課
第2 消防力の強化	消防本部
第3 消防水利の整備	消防本部
第4 消防計画の充実強化	消防本部

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 防災教育の推進及び民間防火組織の育成

市は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であるほか各家庭や地域における防火意識の高揚を図ることも重要であることから、女性防火クラブ・幼少年消防クラブの結成と育成について指導する。

2 火気使用設備・器具の安全化

市は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

市は、火災による人命への影響が極めて高い百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、地震災害時における従業員の対応等について指導する。

第2 消防力の強化

1 消防組織の充実強化

地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的・物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

2 消防資機材等の整備

(1) 車両及び資機材等の整備促進

市は、県の指導を得て、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年度とする第6次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

(2) 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

市は県と連携し、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。

3 消防団の育成

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、地域住民と消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

また、消防団員の資質向上を図るため、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を推進する。

(3) 市は、県の指導を得て、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の充実、長期化した場合の備え等について、国・県補助金等を活用しながら整備に努める。

4 連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

5 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

6 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれに対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報

告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

第3 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用、これらの施設整備を促進する。

第4 消防計画の充実強化

市は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市消防計画について、県の指導助言を得て、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しを行う。

第22節 緊急輸送体制の整備

◆基本事項

1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、緊急輸送道路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 緊急輸送道路の確保	土木課、農林水産課、県、県警、東北地方整備局
第2 臨時ヘリポートの整備	防災安全課、消防本部
第3 緊急輸送体制	防災安全課、商工観光課、県、県警、(公社)宮城県トラック協会

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、地震災害対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

■緊急輸送道路

一次緊急輸送道路	二次緊急輸送道路	三次緊急輸送道路
仙台名取線 国道4号 仙台空港線 国道286号 東北縦貫自動車道 仙台東部道路 仙台南部道路	愛島名取線 杉ヶ袋増田線 閑上港線 仙台館腰線 仙台岩沼線 仙台名取線 耕竜寺線 愛島東部線 大手町大通り線 熊野堂柳生線 三日町熊野堂線 市役所通り線 閑上築港線 仙台南トラクター ミナル前供用通路	飯塚開発線(名) 相互台線(名) 名取停車場線 深松線 市役所通り線 愛島西部線(名) 美田園東線(名) 広浦北釜線(名) ゆりが丘中央線(名) 相互台東中央線(名)

* (名)は、名取市が指定している緊急輸送道路であり、その他は、宮城県地域防災計画に位置づけのある緊急輸送道路

緊急輸送道路：

平成8年5月10日 建設省道防発第4号建設省道路局企画課道路防災対策室室長通達「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」に基づき計画された道路。

一次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾施設、空港等を連絡する道路

二次緊急輸送道路：一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路

三次緊急輸送道路：その他一次、二次緊急輸送道路を補足する道路

2 緊急輸送道路の確保及び整備

(1) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期かつ確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(2) 道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警本部は、災害時の応急復旧等に必要となる道路を確保するため、交通規制計画の策定や交通管理体制の確保等を推進するものとしている。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

ア 広域交通規制対象道路

イ その他の防災上重要な幹線道路

ウ 高速自動車国道等（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

オ 津波の襲来、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

（2）交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

（3）災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要となる人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、津波から避難するためやむを得ない場合を除き避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者、漁港管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によるそれぞれの管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成し、必要に応じてその見直しを行う。

県及び市町村は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第2 臨時ヘリポートの整備

市内の臨時ヘリポートは、資料編に示すのとおりであり、市は、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き

緊急通行車両に対しては、災害対策基本法施行令第33条の規定により、知事または公安委員会が緊急通行車両証明書および標章を交付するが、あらかじめ必要な車両をリストアップし、警察署に対し事前届出を行い、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとする。

2 緊急輸送に関する協定

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

■資料編

- ・臨時ヘリポート

第23節 避難対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、指定緊急避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に地域住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により 要配慮者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 徒歩避難の原則の周知	防災安全課
第2 指定緊急避難場所の確保	防災安全課
第3 避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課
第4 避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課
第5 避難誘導體制の整備	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、消防本部
第6 避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、なとりの魅力創生課
第7 小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校
第8 保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課
第9 消防機関等の対応	消防本部
第10 避難計画の作成	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社会福祉協議会、施設管理者
第11 避難に関する広報	防災安全課

第1 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、徒歩避難の原則の周知に努める。

第2 指定緊急避難場所の確保

＜災害対策基本法改正＞

1 市の対応

（1）指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万

一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第2章第23節 避難対策」を参照するものとする。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、民間施設、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市は、国・県の学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

ウ 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう努める。

エ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

オ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

カ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。

キ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

ク 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

ケ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

コ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

サ 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

シ 被害情報入手に資する情報機器（ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

ス 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

第3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に

留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

3 避難誘導標識等の設置

（1）避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などを示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うよう努める。

（2）多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

第5 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市（防災安全課、消防本部）は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市（防災安全課、消防本部）は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第6 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市（社会福祉課、介護長寿課）は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

（1）動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

（2）緊急時情報伝達手段の確保

市（社会福祉課、介護長寿課）及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備に努める。

（3）非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

（1）情報共有及び避難支援計画の策定

市（社会福祉課、介護長寿課）は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

（2）避難支援に配慮した方策の検討

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

市（保健センター）は、県の支援を得て、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報把握、及び災害時個別支援計画の策定を行う。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。このことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

5 外国人等への対応

市（なとりの魅力創生課、防災安全課）及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備

(2) 避難場所や避難路の標識等における絵文字（ピクトグラム）の活用、多言語化の推進

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及

(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第7 小中学校等における対応

1 児童生徒等の安全対策

<東日本大震災の教訓>

(1) 学校防災マニュアルの活用

小中学校、義務教育学校は、災害時における児童生徒等の安全確保を図るため、市が作成した学校防災マニュアルに基づき、各校の防災マニュアルの随時見直し・修正を図るものとする。

■学校防災マニュアルの項目

- ・ 災害時対応の基本方針
- ・ 情報収集・伝達
- ・ 児童生徒の引渡し
- ・ 避難所開設・運営
- ・ 防災教育（台風・水害等）
- ・ 保護者、地域との合同訓練

(2) 引渡しに関するルールの策定

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(3) 安全確保対策の検討

小中学校、義務教育学校の校長は、地震が発生した場合又は市等が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討するものとする。

(4) 引渡し対応の検討

校長は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第8 保育所等における対応

＜東日本大震災の教訓＞

1 保育所等の安全対策

(1) 保育所及び児童センター（以下「保育所等」という。）は、災害時における乳幼児及び放課後児童クラブの登録児童の安全確保を図るため、各施設で防災マニュアルを策定し、随時見直し、修正を図るものとする。

(2) 引渡しに関するルールの策定

市は、保育所等が保護者との間で、災害発生時における入所児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるように促す。

(3) 安全確保対策の検討

保育所等の施設長は、地震が発生した場合又は市等が避難指示を発令した場合等における、入所児童等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(4) 引渡し対応の検討

保育園等の施設長は、入所児童等の引渡しにおいては、平常時から保護者以外の迎えが可能な方の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような入所児童等については、保育所等で職員が対応するなど、事前に確認を行い検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、入所児童等の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における小中学校・義務教育学校・公民館等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 消防機関等の対応

1 救急・救助活動の実施体制確保

市及び県は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救急・救助活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

なお、救急・救助活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救急・救助活動についても考慮する。

2 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第10 避難計画の作成

1 市の対応

市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難指示を発令する具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。

2 施設等の管理者

病院、デパート等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、積極的に住民へ配布等を行う。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第24節 避難受入れ対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、地震災害時速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 避難所の確保	防災安全課、社会福祉課、こども支援課、介護長寿課、教育委員会、県
第2 避難の長期化対策	防災安全課、保健センター
第3 避難所における愛玩動物の対策	環境共創課
第4 応急仮設住宅対策	都市計画課、県
第5 帰宅困難者対策	防災安全課、県
第6 安否情報収集・伝達体制の整備	防災安全課、A Iシステム推進課

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容して、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知に努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設（予備的避難所）についてあらかじめ指定す

る。

＜災害対策基本法改正＞

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時用公衆電話等の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

市は、県の備蓄支援物資について必要に応じ支援を求められるよう体制構築に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

6 避難所の運営・管理

(1) 避難所配置職員の指定

市は、あらかじめ各避難所に配置する職員（以下「避難所配置職員」という。）を指定する。なお、避難所配置職員は男女混合とするとともに、交代制とする等、あらかじめ体制を整備する。

(2) 避難所運営体制の整備

避難所運営に必要な活動を円滑に行うため、あらかじめ避難所となる施設の管理者、市職員（避難所配置職員）、当該避難所に避難する地域の自主防災組織又は町内会等で避難所運営体制を整備する。地域の実情に応じた体制を整えておく必要があるため、避難所ごとに避難所運営体制を整備し、必要な協議・調整等を行う。

また、避難所の運営に男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、避難所運営体制には女性の参画を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの作成

避難所の開設・運営に必要な次の事項について、あらかじめ避難所運営体制の構成員において検討し、避難所運営マニュアルを作成しておく。

ア 避難所の管理責任者及び避難所運営体制構成員の役割

イ 避難所の開設手順（避難所の安全確認、収容スペースの確認、設営）

ウ 避難者の受入れ（要配慮者の把握）

エ 避難者情報の収集方法（個人情報に配慮）

オ 避難所生活ルールの作成

カ 良好な生活環境の確保、感染症対策

キ 避難者への情報伝達体制、市への報告 等

(4) 平常時の活動

ア 地域の学校及び住民が連携して避難所開設・運営訓練を実施し、それぞれの役割や避難所の開設時期、地域住民による避難所の自主的な運営管理などについて確認する。

イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

ウ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難所機能の整備充実に努める。

(5) 避難所における過密抑制対策等の推進

市は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(6) ホームレスの受入れについて

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(7) 良好な生活環境の確保

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるもの

とする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(8) 在宅避難者の支援について

市は、在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

(9) 車中泊避難者の支援について

市は、やむをえず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、国・県の学校等教育施設（私立学校を含む）を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 防災機能の強化

市及び県は、学校等教育施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

9 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施体制の整備

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、食料調達担当との連携による栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を行うよう努める。

第3 避難所における愛玩動物の対策

<東日本大震災の教訓>

市は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、適正な飼育環境について注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに記載する。

また、市は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省、平成25年6月）」に基づき、飼い主に対して、愛玩動物用の避難用品や備蓄品の確保、愛玩動物のしつけと健康管理、避難所や避難ルートの確認及び準備を行うよう啓発する。

第4 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、（社）プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅設置予定地について、あらかじめ定めておくものとする。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、（社）宮城県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第5 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を

迅速に行う必要があることから、適切な帰宅行動を促すため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から広報し、住民、企業などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 避難対策

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努める。

4 徒歩帰宅者対策

県は、県内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

<東日本大震災の教訓>

市は、各避難所における避難者名簿を早期に集約、データベース化し、一元管理を行う体制を整備する。また、避難所で避難者を受入れる際に、避難者名簿の提供の要否について確認が必要である。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

◆基本事項

1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、被災者に対し、時間経過に応じた食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が円滑に行われるよう、市及び関係機関は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市民等のとるべき措置	市民、事業所、防災安全課、消防本部
第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定	防災安全課
第3 食料及び生活物資等の備蓄	防災安全課
第4 食料及び生活物資等の調達体制	防災安全課、政策企画課、水道事業所
第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備	防災安全課、政策企画課、税務課
第6 燃料の確保	商工観光課、県

第1 市民等のとるべき措置

<東日本大震災の教訓>

- 1 市民は、防災の基本である「自らの命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 事業所は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 4 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

<東日本大震災の教訓>

市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通途絶等により、地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医

薬品等の救援物資の緊急搬送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、在宅避難者への供給方法について検討しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

<災東日本大震災の教訓>

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、想定される最大避難者数の3日分等の確保について検討し、**備蓄計画の検討や段階的な備蓄に努めるものとする。**

第4 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達

市は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。なお、災害時応援協定一覧は資料編に示すとおりである。

2 生活物資の調達

市は、応急生活物資を供給するため、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

市は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努める。

第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 情報管理体制の構築

市は、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

2 協力体制の構築

(1) 災害時物資拠点の確保

市は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、市民体育館等を選定しておくよう努める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

市は、災害時の物資拠点として、民間倉庫などの施設から、容積、床荷重、交通アクセス、などを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、**フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等の締結を実施している。**

第6 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

また、石油商業協同組合等と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、県と連携し、協定などにに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

3 普及啓発

市は、県と連携し、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧
- ・名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また旅行者等も被災することが考えられ、その場合、これらの人々はより危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市及び関係機関は、その対策について整備する。

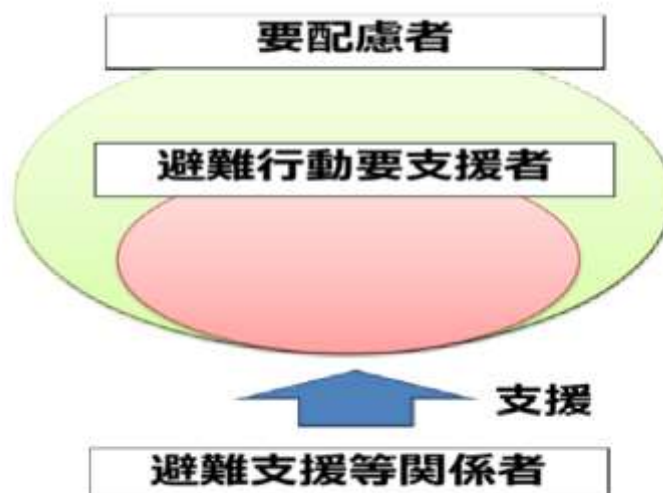
2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 高齢者、障がい者等への支援対策	社会福祉課、介護長寿課、保健センター、こども支援課、名取市社会福祉協議会
第2 外国人への支援対策	なとりの魅力創生課

※ 用語の定義

用語	定義
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者
要配慮者	災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等
避難支援等関係者	町内会・自治会、消防機関、県警、民生委員、名取市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

イメージ図



※ 具体的な避難行動要支援者

- ① 高齢者（要介護認定者、一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯）、家族と同居しているものの一日のうち一定時間以上一人になることが多い高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）
- ② 身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者など）
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 高次脳機能障がい者
- ⑥ 発達障がい者
- ⑦ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、医療機器等を装着している者、酸素吸入が必要な者など）
- ⑧ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑨ 乳幼児・児童（特に低学年児童）
- ⑩ 妊産婦

なお、災害時においては、災害により負傷した者及び外国人（日本語や日本の習慣の理解が十分でない者）、地域の地理に不案内な旅行者も避難行動要支援者となりうることや、買い物等で他市町村から一時的に来訪している避難行動要支援者もいることに留意する。

第1 高齢者、障がい者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

（2）組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

＜災害対策基本法改正＞

(1) 全体計画の策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月策定）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定）等（以下、「避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等」という。）を参考に、次項(2)、(3)に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、避難行動要支援者に係る取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。

また、平常時から要配慮者と接している健康福祉部、名取市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

＜災害対策基本法改正＞

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 避難支援等関係者となる者

町内会・自治会、消防機関、県警、民生委員、名取市社会福祉協議会、自主防災組織等

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 要介護認定3～5を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者
- ・ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(ウ) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民登録や障がい者情報、介護者情報により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、登録申請書を郵送し同意を得て台帳に登録する。また、民生委員等により訪問して同意を得て台帳に登録する。

(エ) 名簿の更新に関する事項

毎年住民基本台帳や障がい者情報、介護者情報をもとに加除更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度本人の同意のうえ名簿に登録する。死亡や転出で不要になった個人情報は速やかに削除・更新する。

イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、名簿提供者を自主防災組織、民生委員及び消防機関に限定し、守秘義務のないものには誓約書を提出させる。名簿の保管場所を指定して必要以上の複製を禁止し、取扱状況を市に報告させる。

<災害対策基本法改正>

ウ 個別避難計画の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者による避難支援が行えない場合があることも伝えておくものとする。

エ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援実施者）の同意を得た上で、あるいは市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、避難行動要支援者名簿情報又は個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

<災害対策基本法改正>

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 個別避難計画に係る取組の支援

県は、市の個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとしている。

(6) 支援体制の整備

市は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

市は、県と連携し、既に整備済みである一人暮らし高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市等による地域福祉のネットワークづくりを進めるよう努める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、一人暮らし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

一人暮らし高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

(8) 相互協力体制の整備

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の確保

市は、社会福祉施設の管理者との協議により福祉避難所の確保に努める。

(2) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(1) 福祉施設等受入れ先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

(2) 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 実施主体間の調整

県は、保健師、福祉関係者、NPO等様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとしている。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

県及び市は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

(1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく

(2) 防災用品をそろえる

(3) 貴重物品をまとめておく

(4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく

(5) 防災訓練に参加する など

第2 外国人への支援対策

本市に在住する外国人は、現在426人（令和2年12月31日現在）となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、市は、市内の国際交流協会等と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

1 市は、多言語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。

2 市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。

3 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供

のためのマニュアルを作成する。

第27節 複合災害対策

◆基本事項

1 目的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や、別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 複合災害の応急対策への備え	防災安全課、消防本部、県
第2 複合災害に関する知識の普及啓発	県

第1 複合災害の応急対策への備え

- 1 市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）発生の可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、本章各編の災害予防対策の定めるところによる。

2 避難・退避体制の整備

- (1) 市は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平常時から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (2) 県及び市は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第28節 災害廃棄物対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 処理体制	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合、県
第2 主な措置内容	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合

第1 処理体制

＜東日本大震災の教訓＞

1 市の役割

市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めるとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、他の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的支援を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域処理体制の確立を図る。なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して周知に努めるものとする。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第2 主な措置内容

市及び関係機関は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

1 震災時における応急体制の確保

(1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。

(2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。

(3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

2 避難所の生活環境の確保

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制を整えておくこと。

第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防

◆基本事項

1 目的

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 除雪体制等の整備	土木課、消防本部、県、東北地方整備局
第2 避難所体制の整備	防災安全課

第1 除雪体制等の整備

1 道路の除雪

道路管理者は、異常降積雪によるバス路線を中心とした主要生活道路の確保を図るため、降雪の状況により、主要道路等について除雪を行うものとする。

(1) 除雪作業の現況

現在市が管理する市道、バス路線及び市街地の生活道路は、民間委託により除雪する。

(2) 除雪計画延長

除雪計画延長：306 路線 工区延長：218.04 km

(3) 除雪における連絡先

- ア 名取市土木課道路維持係
- イ 国土交通省岩沼国道維持出張所
- ウ 仙台土木事務所道路建設第二班

2 消防水利の確保

積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防本部は、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第2 避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における石油ストーブ等の確保に努める。

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動をする」ことが最も重要である。また、行政においても、これらの情報を一刻も早く地域住民や観光客等に伝達することが重要であり、特に要配慮者への伝達に万全を期する。さらに、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 緊急地震速報	—	—
第2 地震・津波情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第4 災害情報収集・伝達	防災安全課、なとりの魅力創生課、政策企画課、A I システム推進課、生涯学習課、公民館、消防本部	総務班、広報・情報班、企画班、公民館班、消防班
第5 異常現象を発見した場合の通報	防災安全課、なとりの魅力創生課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班
第6 通信・放送手段の確保	各部各課	各部各班

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

仙台管区气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会(NH

K)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線(戸別受信機を含む。)及びコミュニティFM(臨時災害FM)放送等により、住民等への伝達に努める。

また、市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類と内容については、資料編参照。

(2) 津波情報等

津波情報、津波警報等の詳細については、津波災害対策編 第3章「第1節 情報の収集・伝達」参照。

<気象業務法改正>

(3) 特別警報

気象庁は、重大な災害が起こる可能性が著しく大きい場合に特別警報を発表する。地震時における特別警報の種類と内容は次のとおりである。

■地震時における特別警報の種類と内容

現象の種類	内 容
地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (「緊急地震速報(震度6弱以上)」を特別警報に位置づける)
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (「大津波警報」を特別警報に位置づける)

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。

これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。
(後発地震への注意を促す情報を含む)

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災関係機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 放送事業者は、市や防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発信条件

- (1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- (2) 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

2 情報発信の流れ

気象庁において一定精度の Mw を推定(地震発生後 15 分～2 時間程度)し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- (2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- (2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

- イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
- カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。
- キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第4 災害情報収集・伝達

地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 地震発生直後の情報収集・伝達

- (1) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」に基づき、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとしている。

また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表するものとしている。

- (4) 市は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。
- (5) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、首相官邸及び政府本部等を含む防

災関係機関への共有を図るものとしている。

2 災害情報の収集

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 災害情報収集体制

ア 市は、地震発生後、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を収集する。

イ 職員に情報収集を行わせる場合は、職員の安全確保に万全を期するものとする。

ウ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて広報・情報班に伝達し、広報・情報班において各種災害情報をとりまとめる。

エ 企画班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

(2) 写真の収集・撮影

広報・情報班は、被害情報等の資料収集を行うとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

(3) 情報の一元管理、共有化

集約された被害情報や災害対策本部において決定された事項等は、広報・情報班において一元的に管理する。また、各種情報は、庁内放送や庁内ネットワーク（ポータル）の掲示、職員用防災配信メール等で周知し、全庁で情報を共有する。

さらに、各部長の責任により、部内の職員及び所管する出先の事務所に伝達する。伝達手段は、情報共有の徹底のため、なるべく文書又はメール、FAXを利用して行うよう努める。

また、市職員においても、自ら庁内ネットワークにアクセスする等して、自主的に被害状況の把握に努める。

なお、停電や機器の故障等により、あらゆる情報伝達機器が使用できない場合は、文書、使送、ラジオ等で情報を伝達する。

＜東日本大震災の教訓＞

3 情報の伝達

庁内、現場、各防災関係機関等への情報伝達は、主に次の手段を用いる。停電や機器の故障等により情報伝達ができない場合は、あらゆる手段を用いるものとし、すべての通信網が機能しない場合は、使送とする。

※地域住民への広報については、第3章「第2節 災害広報活動」を参照する。

■各機関への主な連絡手段

連絡先		主な連絡方法
市	庁内	庁内放送、庁内ネットワーク、庁内電話、使送
	出先事務所 (保健センター 教育部)	庁内電話、災害時優先電話、庁内ネットワーク
	地区公民館	市防災行政無線（移動系）、災害時用公衆電話
	避難所	市防災行政無線（移動系）、災害時用公衆電話、携帯型 I P 無線
	現場職員	市防災行政無線（移動系）、職員用防災配信メール
	消防本部	市防災行政無線
国・ 県等	県	県防災行政無線、衛星電話、災害時優先電話、連絡員
	県出先機関	県防災行政無線、衛星電話、災害時優先電話
	県警	衛星電話、災害時優先電話、連絡員
	国出先機関	災害時優先電話
その他関係機関		災害時優先電話、メール

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報等の相互交換体制

市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(2) 県への被害状況等の報告

市(市災害対策本部長)は、「市町村被害状況報告要領」に基づき速やかに県に報告する。報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の端末機により、仙台地方振興事務所を経由して県に報告する。

第5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。また、通報を受けた市長は、その旨を仙台管区气象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項（異常音響及び地変）
- (2) 水象に関する事項（異常潮）
- (3) その他、災害が発生するおそれがある現象

第6 通信・放送手段の確保

＜東日本大震災の教訓＞

1 市防災行政無線施設

(1) 災害時における通信は、有線通信のほか、無線通信施設を利用するものとする。

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに、施設の復旧を行う。

2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

3 郵便関係の措置

日本郵便(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

4 放送施設

市は、放送事業者に対し情報提供し、放送を依頼する。

■資料編

- ・ 地震情報の種類と内容
- ・ 異常現象発見時の通報先一覧表
- ・ 市町村被害状況報告要領

第2節 災害広報活動

◆基本事項

1 目的

市民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 情報提供の考え方	—	—
第2 市の広報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班
第3 安否情報	なとりの魅力創生課、A I システム推進課	広報・情報班

第1 情報提供の考え方

1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 住民等への対応

市は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、市民が必要とする情報を災害のステージに応じて積極的に提供していくとともに、総合案内窓口やコールセンターを設置して対応する。

なお、総合案内窓口及びコールセンターの詳細は、第3章「第14節 相談活動」を参照する。

第2 市の広報

1 市の広報

(1) 広報内容

防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア 災害対策本部設置に関する事項

イ 安否情報

ウ 被害区域及び被害状況に関する情報

エ 避難（指示等・場所等）に関する情報

オ 医療・防疫に関する情報

- カ 地震・津波情報、二次災害防止に関する情報
- キ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- ク ライフライン、道路等に関する情報
- ケ 相談窓口の設置に関する情報

2 広報実施方法

（1）広報資料の作成

広報・情報班は、関係機関と相互に緊密な連絡を図り、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集するほか必要に応じてその他各種団体、施設などに対し、情報の提供を求め広報資料を作成するものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

（2）報道機関に対する発表の方法

ア 報道機関への情報提供

なとりの魅力創生課長は、報道機関に資料を提供するとともに、報道機関からの問い合わせに対応する。また、市役所に直接訪問が予想される場合は、プレス室の設置、災害対策本部室等への立ち入り禁止等、必要な対応をとるとともに報道機関に周知する。

イ 報道発表資料の作成

広報・情報班は、次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえ、総務部長が報道機関に発表するものとする。

- （ア）災害の種別
- （イ）災害発生の場所及び発生日時
- （ウ）被害状況
- （エ）応急対策の状況
- （オ）住民に対する避難指示等の状況
- （カ）一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

ウ 記者会見の実施

記者会見方式で発表を実施する場合は、本部長の指示に基づき、報道担当者が報道機関に連絡し、記者会見を実施する。

＜東日本大震災の教訓＞

（3）市民に対する広報

広報・情報班は、市民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめ、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

なお、広報にあたっては、以下のようなあらゆる媒体を利用して有効、適切な広報を行うものとする。また、全市民に情報を提供するには紙ベースによる情報提供が有効であることから、なるべく早い段階で紙ベースによる情報提供（回覧や各戸配布の依頼等）を行うよう努める。

ア 同報無線及びコミュニティFM（臨時災害FM）による広報

イ マスコミ（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等報道機関）を通じた広報

ウ ホームページによる広報

エ 広報車による巡回広報

オ 広報紙、チラシ、パンフレットによる広報

カ 自主防災組織を通じての広報

（4）広報写真の収集

広報・情報班は、報告、記録等に供する写真の撮影及び収集を行う。写真撮影の際には、「広報」などの腕章を作成し、記録写真を撮影する。また、住民等が撮影した写真についても協力を求め極力活用するものとする。

第3 安否情報

<災害対策基本法改正>

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 防災活動体制

◆基本事項

＜災害対策基本法改正＞

1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 初動対応の基本的考え方	—	—
第2 市の活動体制	各部各課	各部各班
第3 職員の動員体制	各部各課	各部各班
第4 災害対策本部の設置	防災安全課、財政課、総務課	総務班、財政班
第5 消防機関の活動	消防本部	消防班
第6 関係機関との連携	防災安全課、総務課、県、関係機関	総務班、県、関係機関

第1 初動対応の基本的考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 市の活動体制

市は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

＜東日本大震災の教訓＞

1 防災活動体制の組織及び配備体制

防災活動体制の組織及び配備体制は、「名取市災害警戒配備要領」、「名取市災害対策本部設置運営要綱」のとおりとする。

2 活動体制の決定者及び代決者

各活動体制の決定者及び決定者が不在の場合の代決者は次のとおりである。

■決定者及び代決者

体制	決定者	代行者 1	代行者 2
警戒配備 (0号配備)	防災安全課長	防災安全課長補佐	防災安全課 防災係長
警戒本部 (1号配備)	総務部長	総務部次長	防災安全課長
特別警戒本部 (2号配備)	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長	総務部長
災害対策本部 (3号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長
災害対策本部 (4号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長

第3 職員の動員体制

<東日本大震災の教訓>

1 配備時期及び配備内容

■配備基準

区分	配備時期	配備内容
警戒配備 (0号配備)	1 名取市で震度4の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表されたとき。 3 その他特に防災安全課長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。
警戒本部 (1号配備)	1 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に総務部長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部(2号配備)の設置に移行できる体制とする。
特別警戒本部 (2号配備)	1 名取市で震度5弱・強の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は広範囲な災害の発生が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 4 その他特に総務部を担任する副市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部(3号又は4号配備)の設置に移行できる体制とする。
災害対策本部 (3号配備)	1 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 2 その他特に市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部(4号配備)の

		設置に移行できる体制とする。
災害対策本部 (4号配備)	1 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 2 名取市で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 4 その他特に市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員

<東日本大震災の教訓>

2 勤務時間中の伝達方法

災害警戒本部及び災害対策本部の設置による職員の動員については、上記の震度などの情報により、各職員は自主的に災害警戒本部等の設置を認識することとするが、情報伝達の確実性を確保するため、その伝達方法については庁内放送、口頭、電話連絡、メールによるものとする。

3 休日又は退庁後の伝達方法

(1) 警備員又は日直による非常伝達

警備員又は日直は(2)に掲げる情報を覚知したときは、防災安全課長に連絡して指示をあおぎ必要に応じて関係課長に連絡するものとする。なお、警備員室には市職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。

(2) 各関係者に連絡すべき情報

ア 地震情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 地震災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 地震により災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

第4 災害対策本部の設置

1 庁舎の安全確保

本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう災害発生後速やかに本庁舎施設の安全（機能）確認を行う。

<東日本大震災の教訓>

2 災害対策本部室の設置

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は市役所議会棟第3・第4委員会室に設置し、市本部の標識を災害対策本部室前に掲示する。

(2) 本部室の設営

災害対策本部を設置した場合は、本部室に必要な資機材の準備及び通信手段の確保を行い、本部室を設営する。

<東日本大震災の教訓>

3 災害対策本部の本部会議

(1) 招集

本部会議は、本部長が必要の都度招集し、主宰する。

招集の伝達は、総務部長が行う。勤務時間中においては庁内放送を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話（職員用防災配信メール等）を用いて本部員を招集する。

(2) 決定事項等の伝達

災害対策本部の設置・配置及び本部会議における決定事項については記録し、文書等で伝達する。

<東日本大震災の教訓>

4 職員の管理

(1) 職員の被災状況の確認

総務部長は、職員用防災配信メールを活用し、職員及びその家族の被災状況を確認する。

(2) 職員の配置調整

総務部長は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24時間継続して従事する必要がある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(3) 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置等が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、総務班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食糧及び飲料水を確保する。確保する際は、食糧の調達を担当する民生班と調整を行うものとする。

第5 消防機関の活動

消防本部は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び県警等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

(3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 関係機関との連携

1 県との連携

県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

- (1) 本市で震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 本市と情報途絶した場合

2 防災関係機関との連携

市は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を市災害対策本部へ派遣するよう要請する。

防災関係機関は、市はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領
- ・警戒本部等の組織

第4節 相互応援活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 民間協定の活用	防災安全課、各部各課	総務班、各部各班
第2 市町村間の相互応援活動	防災安全課、総務課	総務班
第3 県への応援要請	総務課、県	総務班、県
第4 消防相互応援活動	消防本部	消防班
第5 緊急消防援助隊の応援要請 及び受入れ	消防本部	消防班
第6 受入体制の整備	各部各課	各部各班
第7 他県等への応援体制	総務課、県	総務班、県

第1 民間協定の活用

＜東日本大震災の教訓＞

市は、必要に応じて、民間団体等に対してあらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

第2 市町村間の相互応援活動

市は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村に対し応援を求める。
また、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

- 1 相互応援協定締結市町村
- 2 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

第3 県への応援要請

1 職員派遣の要請

市は、災害応急対策が困難と見込まれる場合、県に職員派遣を要請する。
県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

＜災害対策基本法改正＞

2 応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

第4 消防相互応援活動

大規模地震・津波災害により、市の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、「消防相互応援協定」、「宮城県広域消防相互応援協定」、その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請の手続きは、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めるところによる。その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要項によるものとする。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

市は、大規模な災害が発生し、自己の消防力及び県内の消防応援のみでは十分な対応ができないと判断されるときは、「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

なお、応援要請は原則として知事に対し行うものとするが、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請を行うことができる。

第6 受入体制の整備

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要に応じて、関係各班と調整の上、資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できるよう受入れ体制を整備する。

第7 他県等への応援体制

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

なお、市及び県は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

■資料編

・災害時応援協定一覧

第5節 災害救助法の適用

◆基本事項

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び市民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害救助法の適用	社会福祉課	民生班
第2 救助の実施の委任	社会福祉課	民生班

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

本市における適用基準は、以下のとおりである。

(1) 市内の住家滅失世帯数※が80世帯以上であるとき。

※ 住家滅失世帯数：全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。

(2) 県内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であつて、市内の住家滅失世帯数が、40世帯に達したとき。

(3) 県内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であつて、市内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（市の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）又は、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

イ 食品の給与等に特殊な補給方法又は救出に特殊な技術を必要とする場合。

(5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法の適用手続

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則…災害発生日 ＝ 救助の開始日 ＝ 公示日

例 外…①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

市は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、災害救助法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに災害救助法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」）

第2 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定により、次の救助の実施を市長に委任することができる。同法施行令第17条の規定により委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

■資料編

- ・災害救助法による救助の実施細目

第6節 自衛隊の災害派遣

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害派遣の基準及び要請の手続き	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第2 自衛隊の連絡幹部等の派遣	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第3 派遣部隊の活動内容	自衛隊	自衛隊
第4 派遣部隊の受入れ体制	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第5 派遣部隊の撤収	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第6 経費の負担	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

(1) 市は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対して災害派遣要請をするよう求める。

なお、通信の途絶等により県への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は「自衛隊指定部隊等の長（陸上自衛隊の方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長）」に通知することができる。

(2) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震・津波災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続き

(1) 要請（連絡）先

本市は、自衛隊に対して直接要請する必要がある場合、次の部隊に対して要請（連絡）する。なお、宮城県沖地震の場合のみ、要請先が異なるため注意する。

また、自衛隊に直接要請した場合は、速やかに県に報告する。

＜要請先＞

- ・第22 即応機動連隊 第3科（多賀城駐屯地）である。
- ・第2 施設団 第3科（船岡駐屯地） ※宮城県沖地震の場合

（2）要請手続

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料編：自衛隊災害派遣要請等様式）を県に提出する。

なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

第2 自衛隊の連絡幹部等の派遣

- 1 大規模地震・津波災害発生時、自衛隊は、市災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

- 2 市は連絡幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第3 派遣部隊の活動内容

- 1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

- 2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">（1）被害状況の把握（車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動）（2）避難者の誘導、輸送等（3）避難者等の救助及び搜索活動、行方不明者の搜索（4）水防活動（5）消防活動の支援（6）道路又は水路の啓開（7）応急医療、救護及び防疫（8）人員及び物資の緊急輸送（9）給食、給水及び入浴支援：被災者に対する給食、給水及び入浴支援の実施（10）救援物資の無償貸付又は譲与（11）危険物の保安及び除去（12）その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援 |
|---|

第4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため担当職員を指定し、業務遂行に協力する。
担当職員は、総務班から指定する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舍等のあっせん

派遣部隊等の宿舍等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

5 駐車地区の選定

車両駐車場は次のとおりとする。

■派遣部隊の車両駐車場

施設名	所在地	管理者	電話番号	備考
名取市役所	名取市増田字柳田 80	市長	384-2111	
名取市民体育館	〃 250	〃	384-3161	

※この他車両駐車に可能な用地を指定するものとする。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

- 1 市は、派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、派遣部隊等の長との協議に基づき、県を通じて撤収要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書（別紙様式第3又は第4）をもって要請（提出）する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と県が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

■資料編

- ・ 自衛隊の要請先
- ・ 自衛隊災害派遣要請等様式

第7節 救急・救助活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、市及び防災関係機関は連絡を密にしながら、一刻も早い救出・救助活動を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	消防本部、土木課、建設業者	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者
第2 県の活動	県	県
第3 県警の活動	県警	県警
第4 海上保安部の活動	宮城海上保安部	宮城海上保安部
第5 市民及び自主防災組織等の活動	市民、自主防災組織	市民、自主防災組織
第6 惨事ストレス対策	消防本部	消防班
第7 感染症対策	消防本部	消防班

第1 市の活動

市は、大規模地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、他の消防機関、自衛隊、県警、建設業者等と連携し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

救急・救助活動に当たっては、関係機関と情報交換を緊密に行う。

消防団は、消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

市は、必要に応じ、県警、消防、自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

第2 県の活動

- 1 県は、大規模地震・津波災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が連携して救出・救助を行えるよう、県警、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。
- 2 県は、市から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。

第3 県警の活動

- 1 県警は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 県警は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 県警は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 海上保安部の活動

海上保安部は、地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

市民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市（総務班）等に速やかに連絡し、救助を要請する。

2 救急・救助活動への協力

市民及び自主防災組織等は、県警、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の県警、消防職員の指示を仰ぐ。

第6 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第7 感染症対策

搜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

東日本大震災における対応

救助・救急の流れ

3/11：東日本大震災発生

地震直後：消防本部・各出張所にて出動準備、消防本部に応急救護所の設置

（119番通報により全ての救急隊が出動。予備救急車を自主参集職員で出動）

約3千人を避難所に誘導

津波到達以降：関上・下増田地区で消防部ボート隊などにより孤立住民を救助

地震当日深夜～：消防部は、自衛隊、緊急消防援助隊、県警等と連携して孤立住民を救助

関連事項

地震当日：関上地区で火災が発生していたが、浸水により現場到着できず

（3/11～13で火災発生は12件。うち7件は自然鎮火）

地震当日18時～：土木班により、関上地区への道路啓開作業

第8節 医療救護活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、緊急的な対応策を講じるとともに、医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入体制	保健センター、消防本部、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、県	医療防疫班、消防班、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、県
第2 災害時後方医療体制	保健センター、県	医療防疫班、県
第3 救急患者等の搬送体制	消防本部、県	消防班、県
第4 医薬品等の供給体制	岩沼薬剤師会名取ブロック会	岩沼薬剤師会名取ブロック会
第5 在宅要医療患者の医療救護体制	保健センター	医療防疫班

第1 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入体制

1 市の役割

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 医療救護担当部門の設置

ア 市における医療救護の担当部署は、医療防疫班とする。通信手段の状況を把握し、電話等可能な手段で関係機関との連絡に努める。

イ 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。

■医療救護班の編成

医師	看護師	その他	計
1人	1人	1人	3人

ウ 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。

エ 医療救護班は、医療救護の際にトリアージを行う。

オ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 医療救護所の設置

ア 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、休日夜間急患センターに指定医療救護所を設置・運営する。必要に応じて、医療救護所、臨時医療救護所の設置予定場所に設置する。医療救護所では、災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）の駐車場を確保する。

イ 市は、設置した医療救護所の場所を、「本章第2節 災害広報活動」に基づき、住民に周知する。

ウ 医療救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(3) トリアージ（重症度緊急度選別）の実施

多数の負傷者が同時に発生する地震時の医療においては、トリアージによって、医療機関の混乱を防ぎ、効率的な治療を行うことを原則とする。トリアージでは、治療の緊急度を4段階に区分し、負傷者にトリアージ・タグ（識別票）をつけるものとする。

なお、トリアージ・タグについては、それぞれの関係機関で保有するものとする。

(4) 医療機関等の状況把握

市内の医療機関の状況は、資料編に示すとおりである。

なお、市長は、災害時において市内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報するものとする。

2 県の役割

(1) 県保健医療福祉調整本部の設置

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、県保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び岩沼地域保健医療福祉調整本部、市等から把握する。

また、市から要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

(2) 医療救護班の派遣調整

県保健医療福祉調整本部は、岩沼地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

また、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(3) 医療ボランティアの調整

県保健医療福祉調整本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。

第2 災害時後方医療体制

- 1 医療機関又は医療救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

- 3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第3 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 搬送の実施

災害時後方支援病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または医療救護所までの搬送は市が、医療施設または医療救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市が対応する。

第4 医薬品等の供給体制

- 1 医療施設の管理者及び医療救護所の責任者等は、医薬品等に不足が生じた場合、市災害対策本部等に調達を要請する。
- 2 市災害対策本部は、医療施設または医療救護所から医薬品等の要請を受けた場合、保健センター（医療防疫班）において協定締結先である（株）バイタルネット等から医薬品等を調達し供給する。市において調達できない場合は、岩沼地域保健医療福祉調整本部に要請する。
- 3 岩沼地域保健医療福祉調整本部は、市災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請するものとしている。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、県保健医療福祉調整本部に要請するものとしている。
- 4 県保健医療福祉調整本部は、岩沼地域保健医療福祉調整本部から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一時医薬品集積所の支援医薬品等を供給するものとしている。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。
- 5 県及び市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

第5 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは岩沼地域保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 5 県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

東日本大震災における対応

医療救護活動の流れ〔医療防疫班の対応〕

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/11：保健センターに近隣住民等が避難⇒対応に追われる
- 3/12：医師会、がんセンター等と調整。透析患者を受入れ可能な医療機関の把握
- 3/12～27：名取市医師会が急患センターで診療を実施
- 3/13～25：診療チームを3班編成し、避難所を巡回診療
- 3/13：保健師が避難所を巡回し、高血圧等慢性疾患患者、透析患者を把握し、薬を確認し受診させた。薬剤は地元企業から確保
- 3/13：精神医療センターと調整し、精神疾患患者を受入れてもらう
- 3/17：健常な避難者を他避難所に移動

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況
- ・医療機関一覧表

第9節 消火活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、市はもとより地域住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて出火防止措置や消火活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 消火活動の基本	消防本部	消防班
第2 市の対応	消防本部	消防班
第3 事業所の活動	事業所	事業所
第4 自主防災組織の活動	自主防災組織	自主防災組織
第5 市民の活動	市民	市民
第6 応援の要請	消防本部	消防班

第1 消火活動の基本

1 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火に努める。

2 地震災害時における消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

(2) 消火有効地域優先の原則

(3) 市街地火災優先の原則

(4) 重要対象物優先の原則

(5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 市の対応

市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「名取市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止

地震・津波による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(5) 情報提供

災害の状況を総務班に対し速やかに報告する。

2 消防団の活動

消防団は、地震・津波災害が発生した場合、名取市消防計画、行動計画等に基づき、名取市消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震・津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難指示が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 宮城海上保安部への通報

地震による船舶の火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

(1) 消防機関は、船舶の火災を知った場合は、宮城海上保安部に対して直ちに、その旨を通

報する。

- (2) 消防機関は、速やかに火災発生状況を把握し、必要に応じて消火活動に協力するとともに関係機関等に対し協力を要請する。

第3 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

3 応急処置の実施等

消防署及び消防団の活動を補佐し、負傷者の応急処置及び安全な場所への搬送を実施する。

4 災害情報の伝達活動

必要に応じ関係機関から災害情報を収集し、地域住民へ伝達する。

第5 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第6 応援の要請

火災の規模が市の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合は、「第3章 第4節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

第10節 交通・輸送活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	—	—
第2 緊急輸送活動手段	総務課、防災安全課、税務課	総務班、輸送・連絡調整班
第3 陸上交通の確保	県警、土木課	県警、土木班
第4 海上交通の確保	宮城海上保安部、農林水産課、 県	宮城海上保安部、農林 水産班、県

第1 市の活動

市は、輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送活動手段

<東日本大震災の教訓>

1 市内輸送業者への要請

市は、緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、なとりん号を運行するバス事業者、災害時応援協定を締結している業者、市内輸送業者等に応援を要請して実施する。

2 県への要請

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認が取れた場合に限り。

また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

<緊急輸送の要請先>

ア (株)桜交通

イ 仙南交通(株)

ウ ヤマト運輸(株) (災害時応援協定に基づく要請)

エ (公社)宮城県トラック協会仙南支部 (災害時応援協定に基づく要請)

緊急輸送

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/12 朝：市内バス事業者に要請し、輸送のためのバスを確保

3/12 午後：市のマイクロバス及び事業者のバス等によりピストン輸送を開始

3/12 20時：約1,800人の内陸への移送を完了

第3 陸上交通の確保

1 交通規制

県警は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被災した場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と走行抑制

(ア) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるように道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の機能回復

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通

行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記イ、ウの措置を取ることができる。

オ 関係機関等との連携

県警、道路管理者等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

2 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両

県公安委員会は、県警（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所を確認を行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。

ア 車両番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

ウ 使用者の住所、氏名

エ 出発地

オ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・

契約書等の写し

カ その他参考事項

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

3 障害物の除去等

緊急交通路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）について道路管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管にかかるもの）、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

道路に堆積された障害物は、速やかに除去するものとする。

交通の確保〔土木班〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

地震直後：パトロールを行い、通行危険箇所に標識を設置して交通規制

市内建設業者に協力依頼

3/11 18時～：市内建設業者による閉上地区への道路啓開活動

3/12 2時頃：自衛隊（船岡駐屯地）の重機が到着

3/12 5時頃：市内の建設業者が集結し、大規模な道路啓開活動を開始

3/13：救助・捜索のため、市内建設業者と閉上・下増田への通行規制を実施。県警に協力を要請。市内建設業者と自衛隊は主要幹線を確保後、捜索作業に併せて枝線の啓開を実施するなど、優先順位を定めて交通を確保

3/23：市道の幹線、準幹線のがれき撤去を完了

4/ 4：枝線のがれき撤去を完了し、民地のがれき撤去に着手

関連事項（燃料の確保）

3/12：産業班は、近隣の5か所のガソリンスタンドに職員を派遣し、災害対応車両のみに給油するよう依頼。停電のため燃料を手動で汲み上げ、タンクを調達して現場に輸送

3/13：タンクローリーにより給油し、現地の作業を止めなかった

第4 海上交通の確保

1 市の役割

市は、在港船舶に係る災害の拡大が予想され、又は保安確保措置等の必要があると認められる場合は、事前措置等を命ずるなどの必要な対策を行うとともに宮城海上保安部に対し在港船舶等の安全確保措置の指示を要請するものとする。

安全確保措置は、在港船舶の責任者がその判断により行うが、市長が緊急のため必要と認める場合は、宮城海上保安部と連携を保ち、安全確保措置を講ずるものとする。

2 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

■資料編

- ・緊急通行車両等事前届出書
- ・緊急通行車両の標章
- ・緊急通行車両確認証明書

第11節 ヘリコプターの活用

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 活動内容	防災関係機関	防災関係機関
第2 活動拠点	防災安全課、消防本部	総務班、消防班

第1 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、大規模地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難指示等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第2 活動拠点

市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。

■資料編

- ・県が指定する離着陸場（宮城県地域防災計画による）
- ・名取市が設置するヘリコプター離着陸場

第12節 避難活動

◆基本事項

1 目的

地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地域住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難指示	市長	本部長
第2 避難の措置と周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第4 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、A I システム推進課	教育部、総務班、広報・情報班
第5 避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第6 避難情報の発令等による広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第7 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第8 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第9 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第10 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第11 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 避難指示

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は、速やかに避難指示を発令する。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行われるよう、市に積極的に助言を行うものとしている。

さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難指示を行う者

避難指示を発令すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 市町村長（災害対策基本法第60条）

(2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(3) 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

(4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

2 市長の役割

市長は、大規模地震に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を発令する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

4 警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとることができる。

(1) 警察署長は、市長が発令する避難指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(2) 県警は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難指示が発令された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市長から要請があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難の措置と周知

避難指示を発令した者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。

<東日本大震災の教訓>

1 周知内容

避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路その他必要な事項

2 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、おおむね次の方法によりその内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- (1) 防災行政無線及びコミュニティFM（エフエムなとり）
- (2) エリアメール・緊急速報メール
- (3) テレビの字幕放送（テロップ）
- (4) 市、県警、消防の広報車
- (5) ホームページ、ツイッター、市民向け登録制メール（なとり災害メール）等

3 関係機関の相互連絡

市、県、県警、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、相互に連絡通報する。

市長が避難指示を発令したとき又は他の実施責任者が避難指示を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 避難誘導

1 避難誘導

住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第3章第12節 避難活動」を参照するものとする。

<災害対策基本法改正>

2 避難誘導者の安全確保

市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを

前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難指示等の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 地域や道路の事情に応じた対応

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第4 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知を図る。

市は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 避難所開設の連絡

- (1) 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。なお、自宅の被害状況から、自宅にとどまることが困難な場合や周辺に危険がある場合等は、避難所に避難する必要があるが、そうでない場合は必ずしも避難する必要がないことも合わせて周知する。
- (2) 避難所を開設したときは、市は直ちに次の事項を県に報告するものとする。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

＜東日本大震災の教訓＞

3 避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

健康福祉部長とする。

(2) 避難所配置職員

大規模地震発生時は、あらかじめ指定した避難所配置職員を配置する。指定された職員が対応できない場合は、民生班、教育部の職員から確保する。また、男女混合で配置するとともに、交代要員を確保する。

(3) 担当業務

- ア 避難人員の実態把握に関すること。
- イ 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ウ 避難所開設の記録に関すること。
- エ その他

(4) 管理責任者及び避難所配置職員は、施設職員や自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

4 避難者の受入れ

市は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。受入れの手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難所施設の開設

- ア 避難所施設の安全確認
- イ 避難者収容スペースの決定：地区別、要配慮者スペース、更衣室の確保等
- ウ 避難所の設営：マット、毛布、ストーブ等の搬入

(2) 避難者の収容

- ア 避難者の受入れ：地区別に収容、受入れ時に要配慮者の把握
- イ 避難者数の把握
- ウ 本部への報告及び物資等の救援
- エ 避難者名簿の作成

5 仮設トイレの設置

上下水道施設が被災した場合や避難所に多くの避難者が避難することが予想される場合は、避難所等に仮設トイレ等、トイレの代替設備の設置を行う。仮設トイレについては、災害時応援協定事業所に依頼するとともに、不足する場合は、県に応援を要請し、できる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

東日本大震災における対応

仮設トイレの設置〔下水道班〕

3/11：東日本大震災発生

3/11 深夜：職員6名、業者15名で杜せきのした公園にマンホールトイレを8基設置

⇒これらのトイレは、3/17に汲み取りを行い撤収

3/12～：

- ・レンタル業者に仮設トイレを要請。民間トラックで仮設トイレを搬送
- ・県や企業から提供された仮設トイレ190基を十三塚公園に保管し、避難所や断水地域に配置
- ・仮設トイレの移動のため、クレーン付きトラックを手配
- ・仮設トイレの貯留量の確認、汲取り、清掃及びトイレトベーパーの補給を業者に委託
- ・仮設トイレの撤収について業者と調整のうえ依頼

第5 避難所の運営

<東日本大震災の教訓>

1 避難所の管理

(1) 避難所運営本部の設置

市は、施設の管理者、町内会及び自主防災組織、避難者等と避難所運営本部を結成し、避難所運営マニュアルに基づき協議・調整等を行い、避難所の運営を行うものとする。

避難所運営本部の構成員には、男女双方の視点に配慮できるよう、女性の参画の促進に努める。

(2) 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(3) ボランティアとの協力

避難所運営本部は、ボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努める。

(4) 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う体制に早期に移行できるよう、自主防災組織や町内会、避難者等が中心となった自主運営組織の立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(5) 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

(6) 避難所の集約・閉鎖

市は、ライフラインの復旧状況等から避難所の閉鎖時期について避難所の自主運営組織と協議を行い、決定事項について避難者に事前告知を行った上で、避難所の集約・閉鎖を行うものとする。また、自宅に被害のない避難者に対しては、ライフラインが復旧次第、帰宅を促すものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

2 避難所での広報

市は、避難所において、避難者に対し行政情報を提供する。提供にあたっては、避難所運営本部を通じ、掲示板、チラシ・パンフレット、ポスター等を活用する。情報が正確に伝わるよう、なるべく紙媒体による広報に努める。

3 避難所の環境維持

(1) 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(3) 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

なお、詳細については、第3章「第16節 家庭動物の収容対策」を参照する。

(4) 感染症対策

市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

4 男女共同参画

(1) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮す

る。

(2) 男女及び性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ等のニーズの違いに配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(3) 女性・子ども等への配慮

市は、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DV・虐待の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV・虐待についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

6 教職員による支援

(1) 小中学校等が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

(2) 教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

7 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

8 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

9 ホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

10 家庭動物の受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難所状況等の把握に努める。

東日本大震災における対応

初期の避難者対応業務

- ・避難人数の確認、市への支援要請
- ・避難者名簿の作成
- ・簡易トイレの設置、プールからのトイレ用の水汲み（断水地域）
- ・市などからの食料・水、物資の搬入・配布
- ・支援物資の管理
- ・伝言板の設置
- ・市民への状況提供

入浴サービスの提供

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/12：自衛隊に入浴サービスを打診（広域災害のため、自衛隊による入浴対応には限界あり）
- 3/12：市内の銭湯に協力要請（燃料不足で早期の開業は困難）
- 3/19～5/31：市内の銭湯の無料入場券を避難所に配布し、バスを手配して避難所から送迎
- 3/21～3/31：仙台カントリークラブからの風呂の提供（バスを手配して避難所から送迎）

第6 避難情報の発令等による広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- 3 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第7 避難長期化への対処

- 1 自主運営組織による避難所運営
市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、自主運営組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 旅館やホテルへの移動、公営住宅等の活用
市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

第8 帰宅困難者対策

地震により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。

1 適切な帰宅行動の誘導

(1) 帰宅行動に関する情報提供

市は、市民、企業、学校など関係機関に対して情報提供に努め、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や県警等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 帰宅困難者への情報提供

市及び県は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送、防災行政無線、コミュニティFM（臨時災害FM）、ホームページ、ツイッター等を活用し、情報提供を行う。

第9 広域避難者への支援

- 1 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、協定締結市町村への受入れについては市が直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- 3 市は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10 在宅避難者への支援

＜東日本大震災の教訓＞

1 生活支援の実施

市は、避難所における食料・物資が確保できた場合、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対しても、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や名取市社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、市は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サ

ービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するよう努める。

第11 住民の安否確認

＜東日本大震災の教訓＞

1 避難者名簿の一元管理

市は、各避難所における避難者名簿及び町内会等が把握した在宅避難者を早期に集約・データベース化し、一元管理を行う。また、避難所で避難者を受入れる際には、避難者名簿の提供の要否について確認しておくものとする。

2 問合せ窓口の設置・対応

市は、市役所市民ホールに安否確認に係る問い合わせ窓口を設置し、安否の問合せがあった場合は、避難者名簿から確認して対応を行うものとする。

3 行方不明者の把握

住民基本台帳を使用して住民の安否を確認し、行方不明者の把握を行うものとする。

安否確認・避難者名簿の作成

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11 16時～：

- ・市民ホールで来庁者の案内していた市政情報課は、来庁者の伝言を市民ホールのパネルに掲示
- ・第5回本部会議（20時10分）で避難者名簿の作成徹底を指示し、各避難所で避難者名簿を作成

3/12 昼頃：

- ・市民ホールにパネルを搬入し、避難所の避難者数と各避難所の避難者名簿を掲示、空きスペースには、来庁者メッセージを掲示
- ・電話が通じるようになると、親戚や知人などから安否確認の電話が昼夜を問わず殺到。総務課では、手書きの避難者名簿により回答。並行して避難者名簿のデータ入力（エクセルの入力作業）を実施

3/14：

- ・50音順名簿を市役所市民ホールと避難所に掲示
- ・安否確認は、1階安否確認コーナーで対応していたが、5月2日から市政情報課事務室に移動

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第13節 応急仮設住宅等の確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

2 実施担当

対策活動	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理	建築班、民生班、県
第2 公営住宅の活用等	建築班、民生班、県
第3 民間賃貸住宅の活用等	建築班、民生班、県
第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	民生班、県
第5 住宅の応急修理	民生班、県
第6 被災者への情報提供	民生班、県

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

(1) 県の対応

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき(社)プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得て速やかに整備する。

(2) 市の対応

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市自ら整備する。

2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委任する。市町村長に委任した場合は、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、県警との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや愛玩動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を

得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（3）運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - ・ 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - ・ 街灯や夜間照明等の工夫
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - ・ 交流の場づくり
 - ・ 生きがいの創出
 - ・ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - ・ 保健師等による巡回相談
 - ・ 女性専用相談窓口の設置，男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - ・ 集会所の設置
 - ・ 相互情報交換の支援
 - ・ 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - ・ 運営における女性の参画推進
 - ・ 生活者の意見集約と反映

第2 公営住宅の活用等

市及び県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第3 民間賃貸住宅の活用等

県は、災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

市は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与が必要と認められる場合は、県に依頼するとともに、不動産関係団体等の協議を行うものとする。

また、借り上げ住宅等の情報については、被災者に対して積極的に提供する。

第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の

保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

大規模半壊又は半壊し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者（半壊の場合は所得制限あり。）。

なお、全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象となる。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる（限度額あり。限度額を超えた費用は自己負担となる。）。

3 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第6 被災者への情報提供

1 相談の受け付け

市は、被災者の被災程度の把握や住宅の復旧相談、仮設住宅等の相談に対応する。

2 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

■資料編

- ・公営住宅一覧

第14節 相談活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、各種問い合わせ、市民等からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

2 実施担当

対策活動	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 総合案内窓口の設置	総務班、各部各班
第2 コールセンターの設置	総務班

第1 総合案内窓口の設置

＜東日本大震災の教訓＞

1 総合案内窓口の役割

総合案内窓口では、市民等からの相談等に的確に対応するよう努める。

なお、専門性を要する相談等にあつては、内容に応じ、適切な窓口に取り次ぐなど、市民等の要請に対応する。

2 総合案内窓口の設置

(1) 総務班は、災害発生後、速やかに総合案内窓口を設置する。

(2) 各班は、必要に応じ相談窓口を設置する。

(3) 相談業務は、関係各班の相談窓口、関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。

3 相談窓口の周知

(1) 各班で相談窓口を設置したときは、総務班に報告する。

(2) 市は、相談窓口の設置について、市ホームページやマスコミ報道等を活用し、広く市民に周知する。

4 相談内容の取りまとめ及び情報共有

各相談担当者は相談内容等を記録するものとし、総務班で取りまとめる。

また、応急対策全般についての住民の意見は、関係各班と情報を共有し、対策に反映していくものとする。

5 関係機関との連携

必要に応じ、県又は防災関係機関の相談窓口などの利用を紹介・案内し、住民の不安等の早期の軽減に努める。

第2 コールセンターの設置

＜東日本大震災の教訓＞

災害発生後、市民等からの問い合わせ等に対応するため、総務班を中心にコールセンターを設置し、対応する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害発生時には、特に要配慮者に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、県、市、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 高齢者・障がい者等への支援活動	社会福祉課、こども支援課、保健センター、介護長寿課、社会福祉施設	民生班、医療防疫班、社会福祉施設
第2 外国人への支援活動	なとりの魅力創生課	広報・情報班
第3 旅行者への支援活動	県	県

第1 高齢者・障がい者等への支援活動

＜災害対策基本法改正＞

災害時には、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児などの要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

施設管理者は、入所者、従事者等の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

＜東日本大震災の教訓＞

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

市は、在宅の要配慮者の安否確認を、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。避難所に避難した要配慮者については、避難所受入れの際に把握する。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 緊急支援

ア 福祉ニーズの把握と支援の実施

市（民生班）は、各避難所等を巡回し、要配慮者の把握及び福祉ニーズを把握し、要配慮者の状態に応じて、病院（入院）、福祉施設（入所）、福祉避難所での生活を促す等、適切に対応する。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

イ 受け入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、災害時応援協定を締結している社会福祉施設の被災状況や受け入れ可能状況等を確認し、被災による要配慮者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。

ウ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

エ 相互協力体制

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じ手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

県及び市は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて

派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

要配慮者対策〔民生班〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：協定先である社会福祉施設に職員を派遣し、要配慮者の受入れを依頼	
3/11～4月上旬	
・ 早期に避難所を巡回し、避難所で生活する要配慮者を把握。軽度の者は保健センターに、避難生活が困難なものは社会福祉施設に搬送	
・ 市への相談、救急や病院からの要請、ケアマネージャーからの相談（単身で生活困難）等に基づき、社会福祉施設に受け入れを要請	
・ 3月末から保健センターにいる要介護者の介護のため、名取市社会福祉協議会のヘルパーを派遣	
3月中旬～4月中旬：	
・ 薬がなく悪化しそうな認知症高齢者や精神患者を精神科に受診同行	

第2 外国人への支援活動

市は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

また、市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。

1 被災状況の確認

市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。外国人の被災が確認された場合は、直ちに県に対し連絡するものとする。

2 情報伝達

(1) 市は、ラジオ・インターネット等を活用し、多言語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。

(2) 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による多言語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

3 通訳者・語学ボランティアの派遣要請

市は、県又は宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等に対し通訳者・語学ボランティアの派遣等による支援を依頼する。

4 他機関からの照会

市は、在日外国大使館や日本赤十字社等から在住外国人の安否確認について、県から照会があった場合、安否確認を行い連絡するものとする。

5 相談の受付け

市は、宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

第3 旅行者への支援活動

県は、災害時の旅行者の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により県の施設やホームページ、観光地、主要ターミナルへ掲示し情報提供を行う。

第16節 家庭動物の収容対策

◆基本事項

1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会等関係団体に協力を要請し、被災動物の救護や応急措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 被災地域における動物の保護	環境共創課、県、獣医師会等関係団体	環境班、県、獣医師会等関係団体
第2 避難所における動物の適正な飼育	環境共創課、県、獣医師会等関係団体	環境班、県、獣医師会等関係団体
第3 仮設住宅における動物の適正な飼育	—	民生班、県、獣医師会等関係団体

第1 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、獣医師会や動物愛護ボランティアと連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 家庭動物の一時預かり要望への対応

飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応に努める。

第2 避難所における動物の適正な飼育

市は、県と協力し避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

1 避難所での動物の飼育状況の把握及び災害時応援協定に基づく獣医師会等関係団体への依頼要請

2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

3 県への連絡調整及び支援要請

4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県、獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入に配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時における市民の基本的な生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品について、被災者の要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

2 実施担当

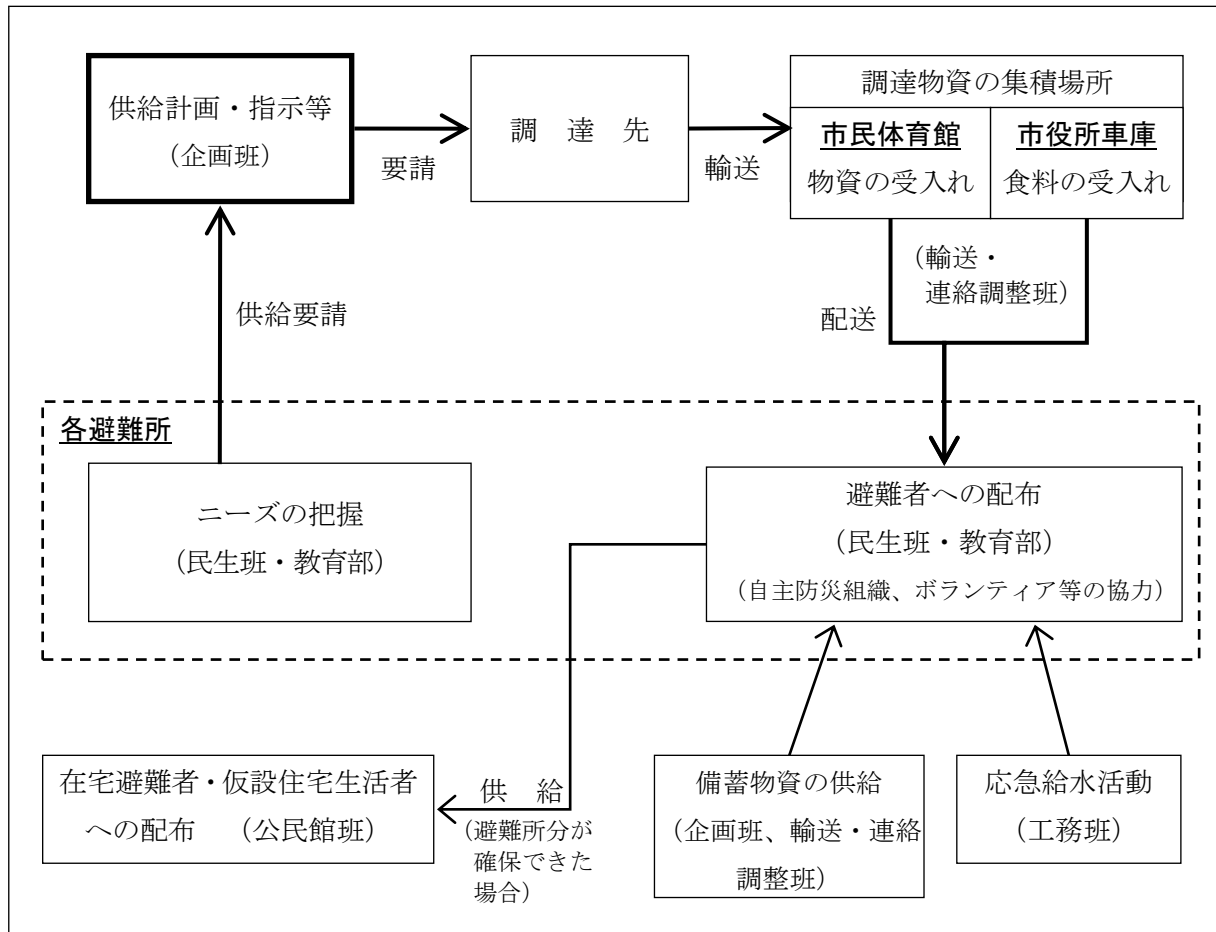
対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 食料・物資等調達体制の整備	政策企画課、市民協働課、税務課、議会事務局	企画班、輸送・連絡調整班
第2 食料	政策企画課、市民協働課、税務課、社会福祉課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第3 飲料水	水道事業所	工務班
第4 生活物資	政策企画課、市民協働課、社会福祉課、文化・スポーツ課、税務課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第5 物資の輸送体制	税務課、議会事務局	輸送・連絡調整班
第6 義援物資の受入れ、配分	政策企画課、市民協働課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第7 燃料の調達・供給	商工観光課	商工班

第1 食料・物資等調達体制の整備

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制は、次のとおりとする。

■食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制

<東日本大震災の教訓> ■食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制



1 調達計画の立案

市は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、今後不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）について、早期の調達計画の立案に努める。

2 流通在庫備蓄の活用

市は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

(1) 協定締結事業者への要請

被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対し、文書又は口頭により物資の調達要請を行う。

(2) 県への要請

市内業者の流通在庫備蓄状況を把握し、必要と認めた場合は、県に対して応援を要請し、県があらかじめ締結している協定に基づき調達を行う。

■避難生活で必要なもの

種 類	品 目	
食料	米穀（米飯を含む）、パン、アルファ米、粉ミルク、飲料水等	
生活必需品	寝具	毛布、簡易ベッド等
	衣料品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
	炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
	食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
	日用品	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、マスク、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、化粧品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ（乳幼児用、介護用）、おしりふき等
	光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯・乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、燃料等
	その他	ビニールシート、間仕切り、段ボール、簡易トイレ、仮設トイレ、洗濯機、ストーブ、扇風機等

3 県によるプッシュ型の物資提供

県は、市町村における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに、市町村に対する物資の確保及び輸送を行う。

4 積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第2 食料

1 食料の調達・供給

市は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

2 炊出しの実施

<東日本大震災の教訓>

- (1) 炊出しに関する調整は、民生班とする。
- (2) 炊き出し等の実施にあたって、民生班及び他の市職員による対応では要員が不足する場合には、日赤宮城県支部、ボランティア等の協力を得て作業を実施する。
- (3) 炊出し現場に民生班員を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (4) 市において直接炊出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。
- (5) 自主防災組織による炊き出しの応援協力を依頼する。

(6) 早期に弁当による食料の配布に切り替えられるよう、業者等の被災状況を確認し、弁当の手配を行うものとする。

3 食料の受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- (3) その他食料品をそう失し、炊出しの必要があると認められる者

4 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、次のとおり定めておくものとする。

<東日本大震災の教訓>

■調達物資の集積場所

施設名	所在地	電 話	受入れる物資の種類	担当
名取市役所 車庫	名取市増田 字柳田 80	022-384-2111	・食料	企画班、輸送・連絡 調整班
市民体育館	名取市増田 字柳田 250	022-384-3161	・物資 ・賞味期限の長いもの や大量の食料	企画班、輸送・連絡 調整班

5 供給方法

(1) 避難所での配分担当等

配分班長は、数量等を把握し、適切な配分を期するものとする。

また、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分するものとする。

(2) 期間

炊出しその他による食品の提供を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 炊出しの協力団体

炊出しは、必要に応じ婦人防火クラブ等の協力団体に協力を求めるものとする。

(4) 緊急炊き出しの要請

市は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他市町村からの食料調達に時間を要する場合は、県を通じて自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第3 飲料水

水道事業所は、地震のため水道施設の破損等により飲料水が得られない場合、最小限度必要な飲料水を確保、供給し、被災者の保護を図る。

1 給水担当等

- (1) 給水担当は水道事業所とする。
- (2) 応急給水等を実施するため、給水班等を編成するものとする。

2 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

3 給水量

緊急時における飲料水の供給は、最少1人1日3リットルを目標とする。

4 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

5 給水方法

(1) 給水は、原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による運搬給水方式で行う。

(2) 被災地区に対する搬送給水は、迅速かつ的確に行うものとする。

(3) 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所、重症重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、車両等により給水を行う。

6 給水場所

応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水の他、給水所を指定し、給水車等による運搬給水を行う。

応急給水の実施〔災対水道部〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11：配水池の流量監視の通報から、応急給水が必要なエリアを把握

3/11夜：総務部、民生部等の協力により、大量の水袋を用意

3/12～：

- ・名取市指定店会や自衛隊、他自治体の協力を得て応急給水を実施

- ・マスメディア及び広報車により、応急給水の広報を実施

- ・津波被災地域での作業従事者や現地（被災地）に戻っている人のため、閑上小学校・公民館・小塚原南集会所などに給水タンクを設置

第4 生活物資

1 支給品目

(1) 寝具

(2) 衣料品

(3) 炊事用具

(4) 食器

(5) 日用品

(6) 光熱材料

(7) 緊急用燃料

(8) その他

2 物資の調達・供給

(1) 調達方法

ア 関係業者等への要請

あらかじめ協定を締結した市内業者に対して、物資供給の協力要請を行う。

イ 広域的な調達

市内関係業者が被害を受けた場合、または甚大な被害を受けたことにより、市が自ら生活必需品を調達・供給することが困難な場合は、広域応援協定を締結している市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

ウ 県による調達・供給

(ア) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請があった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。

(イ) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、衣料品、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。

＜東日本大震災の教訓＞

(2) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市民体育館、名取市役所車庫のほか、民間倉庫、高館体育館、避難所になっていない公民館ホールとする。

＜東日本大震災の教訓＞

3 提供の方法

(1) 企画班長は、衣料品、生活必需品等を提供する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を速やかに作成するものとする。

(2) 救助物資配分計画は、被害の状況、被災者の状況に即して、次の事項に配慮して作成するものとする。なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

ア 救助物資を必要とする被災者名及び避難所あるいは居住地

イ 救助物資を必要とする被災者数

ウ 被災者中の要配慮者数

エ 必要な救助物資の品名、数量

4 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分に当たっては、県や市、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 物資の輸送体制

1 市は、協定締結団体や民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

3 市は、市民体育館を物資拠点として利用する。また、必要に応じ県があらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定に基づき、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援につい

て県を通じて得る。

第6 義援物資の受入れ、配分

＜東日本大震災の教訓＞

1 義援物資の受入れ

(1) 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

(2) 義援物資の募集に当たっては、ホームページへの掲載やＬアラート（災害情報共有システム）等により、義援物資の募集・受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握してリストを作成し、必要な物資について積極的な情報発信を行う。また、避難所等の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するよう努める。併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

(3) 支援物資の受入れに当たっては、(仮称)支援物資受入簿を作成する。その際、寄付又は貸与等の種別について記録し、物資の管理を行うものとする。また、(仮称)支援物資受入簿についてはリスト化し、災害対応の概ね終了した後に礼状の送付を行うものとする。

(4) 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金が免除される。

2 義援物資配分

(1) 義援物資の配分に当たっては、県、市など関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配付に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

(2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配付作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

(3) 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

第7 燃料の調達・供給

＜東日本大震災の教訓＞

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、平成16年6月に名取市防災安全協会と締結した「災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書」の活用、必要に応じた県及び国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、市民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第18節 防疫・保健衛生活動

◆基本事項

1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症に対し抵抗力が低下するなどの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 防疫	保健センター、環境共創課	医療防疫班、環境班
第2 保健対策	保健センター、県	医療防疫班、県
第3 食品衛生対策	保健センター、県	医療防疫班、県

第1 防 疫

市は、県の指導に基づき、次の点に留意して、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、殺鼠剤や殺虫剤等を確保し、害虫等の発生抑制に努める。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。
- (6) 感染症予防等の措置

市は、感染症の予防及びまん延防止のため、隔離室の設置、医師会等との連携、消毒薬の配布等を行い、防疫に努める。

2 感染症発生時の対応

- (1) 市は医療機関と連携して疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。また、必要に応じ、県に支援を要請する。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

市は、消毒薬その他感染症対策資材や防疫要員の確保に努め、必要に応じ、県に支援を要請する。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的

に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

＜東日本大震災の教訓＞

(3) 医療体制の確保

市は、医師会等と連携し、透析患者、高血圧、糖尿病などの慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

＜東日本大震災の教訓＞

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、地震・津波の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動、災害対応業務等に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対してもメンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの実施体制の確保

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) メンタルヘルスケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、県の協力を得てメンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、食料調達担当との連携による栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 歯科

避難が長期にわたる場合など、不慣れな生活環境やストレスにより歯科衛生が損なわれることがあることから、市は協定に基づき名取市歯科医師懇話会に協力を求め臨時診療所を設けるなど、避難者の健康維持に努める。

第3 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

(1) 市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4 支援要請

市は必要に応じ、県に対して食品衛生監視員の派遣を要請する。

防疫・保健衛生対応〔保健センター〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/15：避難所にポスターを掲示し、感染症予防として、うがい・手洗い、換気・清掃を、エコノミークラス症候群対策として健康体操を励行

3/20：歯科医による指導開始

3/25～6/2：保健師（応援職員）を避難所に配置し、健康管理の実施

3/26～5/27：13日から継続していた医師の巡回診療の規模を縮小して実施

4/7：空気清浄器、加湿器、室内用スリッパを確保し、避難所に配布

4/7：館腰小学校でインフルエンザが集団発生。医師が対応し、13日に鎮静

5月：庁内各課、各種団体と連携し、仮設住宅の健康相談、家庭訪問、運動指導等を開始

第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処置を速やかに行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 行方不明者等の搜索	消防本部、県警、建設業者、宮城海上保安部	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者、宮城海上保安部
第2 遺体の処置、収容	県警	環境班、自衛隊、県警
第3 遺体の火葬、埋葬	環境共創課、市民課	環境班

第1 行方不明者等の搜索

- 市は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 県警及び防災関係機関は、検視（死体見分）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
- 宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手し必要と認めたときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

行方不明者の搜索の流れ〔窓口：産業部、搜索：消防部等〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生
3/12：産業部は、検視場所（増田体育館）に隣接するあけぼの保育所に行方不明者届出窓口を設置し、受付を開始した
3/14：自衛隊の主導で、自衛隊・消防部・緊急消防援助隊・県警が担当エリアを決めて搜索活動
3/15：空港ボウルに行方不明者の搜索依頼の受付窓口を開設
3/19～4/11：自衛隊の指揮で地元潜水業者と25t クレーンで貞山運河の搜索。閉上・下増田地区で、自衛隊、消防、県警による3度のローラー作戦
5/23～：県警により田や貞山運河の搜索、市では重機の提供に協力
H24.4：全国からダイバーを集め、ロングアームの重機、音波探査機等を用いた水中の徹底搜索

関連事項

地震当日18時～：土木班により、閉上地区への道路啓開作業
3/13：津波注意報が解除され、国交省が大型排水ポンプを設置 ⇒ 水位を下げた
3/15：農水省が閉上排水機場に2機の排水ポンプを設置、自衛隊は農家から小型排水ポンプを集めて排水作業

第2 遺体の処置、収容

<東日本大震災の教訓>

- 市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）

及び検案場所を設置する。

- 2 県警、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。
- 3 市は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び県警で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害の犠牲者を逐次把握する。
- 4 市は、県が宮城県葬祭業協同組合及び宮城県 JA 葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス等を県に要請し確保する。

東日本大震災における対応

遺体検視の流れ〔クリーン対策課を中心に産業部が実施〕

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/11：検視場所を増田体育館に決定し、発電機及び灯光器、ブルーシートを準備
- 3/12 早朝：県警、医師が到着し、検視態勢が整う。職員による遺体搬入の対応
- 3/12：葬祭業者に安置への協力・納棺士の手配を要請し、葬祭用品の卸問屋にて棺桶 500 以上を買い付けるとともに、白布を調達
- 3/13：葬祭会館に安置への協力依頼。遺体の搬送は自衛隊に要請
- 3/14：遺体安置所は、増田体育館だけでは対応困難となり、空港ボウルを指定（政策企画課による貸借契約）。新たな検視場所として県立看護学校を借用
- 3/14 午後：空港ボウルと県立看護学校の設営
- 3/15～：遺体安置所を空港ボウルに開設
- 3/12～24：増田体育館及び看護学校において県・市職員が遺体回りの下働きに従事
- 3/21：葬祭会館にてスペースが不足し、仙台市の会館に搬送
- 3/24～：増田体育館を閉鎖し、警察学校で検視を開始
- 4/30：空港ボウルの遺体安置所を閉鎖
- 5/1～：隣接空き店舗を遺体安置所に定める
- 6/1～：検視は警察署車庫にて実施

第3 遺体の火葬、埋葬

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族が不明の場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 市は、遺体の処置については、斎場、棺等関連する情報を速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

- 3 市は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

（1）被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

（2）広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

（3）火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

イ 市は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。

4 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

5 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

東日本大震災における対応

遺体の埋火葬の流れ〔クリーン対策課を中心に産業部が実施〕

3/11：東日本大震災発生

3/12：市内の斎場が津波で被災したため、上山市、仙台市に火葬の協力を求め、了承を得る

3/13：市民課が埋火葬許可証の発行窓口をあけぼの保育所に開設

3/14：斎場の仮復旧を手配

3/15：市民課が埋火葬許可証の発行窓口を空港ボウルに開設

3/25：斎場を仮復旧し、2炉×3体を火葬

3/25：空港ボウルに安置された身元不明遺体が傷み始め、仮埋葬（土葬）の告知を開始

⇒3/25 午後：東京都から火葬受入れの文書が届き、調整を開始（東京都の協力により、土葬を回避）

6/1～：遺骨は市内の寺院において身元判明まで安置

第20節 廃棄物処理活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、火災等によって大量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害廃棄物の処理	環境共創課	環境班
第2 処理体制	環境共創課、下水道課	環境班、下水道班
第3 処理方法	環境共創課	環境班
第4 推進方策	環境共創課	環境班

第1 災害廃棄物の処理

- 市は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 県は、災害廃棄物の処理について、適切な処理処分方法を市に助言するとともに、必要に応じて広域処理の調整を行う。
- 市又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 処理体制

- 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。
- 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、名取市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 県は、市から要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに支援活動の調整を行う、また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県等に対して応援を求めるほか、環境省に対して支援を要請する。

- 5 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

第3 処理方法

- 1 市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

(1) ごみ処理

市は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、可能な限り早急に収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(2) 災害廃棄物

ア 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、大量のがれきを集積・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、処理ルート of 確保を図る。

イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置については、第3章 第12節「第4 避難所の開設」を参照する。

イ 県は、市と連携して避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。

ウ 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、避難者数の推移を見ながら仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境汚染の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第4 推進方策

- 1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、市町村支援を実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する。
- 2 市は、県と連携して建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

がれき障害物仮置場の管理について

東日本大震災における対応

集積場所の確保及び収集したがれきを円滑に処理するため、他市町村からのがれきの搬入を防ぐ必要がある。そのため、障害物仮置場への搬入車両を許可制にするとともに、警備員を配置し、対応した。

がれき・障害物の処理〔土木班が自衛隊等の協力を得て実施〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11 夜：がれき置場として広浦と小塚原の共有地、十三塚公園を確保

作業にあたって、災害応援協定に基づき8社と業務委託契約

3/22～：閑上への車両通行を許可制とした。車のレッカー、家財持出しの希望者は本人確認の上、建設課において、被災地車両通行許可証を発行（下増田は通行制限せず）

3/22：市災害ゴミ処理計画を策定。閑上海岸、小塚原共有地、十三塚公園を仮置場に指定し、ホームページ等で周知

3/25：津波被災地域の家屋等撤去に関するお知らせをホームページ、公民館、避難所に周知。家屋等撤去依頼書により同意を取り、無償で解体（窓口：建設課）

4/4～：閑上、下増田の12地区のがれき撤去を開始（窓口 閑上：建設課、下増田：道路公園課）

4/5～：閑上3～6丁目の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11～：北釜地区内の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11：

- ・津波により被災した自動車等の取扱いについて周知（津波により被災した2,000台以上の自動車を、災害対策基本法64条に基づき、所有者に代わって市長が撤去し一時保管。自力撤去可能な方は各自撤去を依頼（窓口：道路公園課））
- ・被災車両の撤去は県に委託したが、仮置場の借地や柵の設置を道路公園課が実施

5/9：流出自動車の移動に関する掲示を行い、移動を開始

その他事項

4/27：農地内のがれき撤去は、市から県に委託し、県事業で実施

4～11月：船舶の解体・撤去は県で実施。商工観光課は、漁協の協力により、所有者、解体等の確認を実施

7月～：

- ・津波被災地以外の家屋等の解体撤去を周知し、申し込みにより順次無償で解体（窓口：クリーン対策課）
- ・閑上、小塚原の仮置場から火災が発生（原因は、雨で石灰が発火し布団に燃え移る等）したため、消防が夜間のパトロールを強化

各担当窓口

・建設課：宅地内のがれき	・道路公園課：車両等
・農政課：農地内のがれき	・商工水産課：船舶

第21節 社会秩序維持活動

◆基本事項

1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため県、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 被災地の治安維持	県警、防災安全課、	県警、総務班
第2 県警の活動	県警	県警
第3 生活必需品の物価監視	県、東北経済産業局、防災安全課、商工観光課	県、東北経済産業局、総務班、商工班

＜東日本大震災の教訓＞

第1 被災地の治安維持

市は、県警等と連携し、パトロールや広報により、被災地の治安維持を行う。

第2 県警の活動

- 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、県警は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、応急対策事業、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3 生活必需品の物価監視

- 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び市と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに市民への情報提供を行う。
- 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定により当該物資の保管命令又は収用を行うものとしている。
- 市は、県と連携し、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

東日本大震災の盗難等

東日本大震災における対応

沿岸部において、災害従事車両からの燃料の抜き取り、発電機の盗難等が発生。そのため、県警や消防、市内警備会社が連携し、沿岸部の巡回・常駐等を実施

第22節 教育活動等

◆基本事項

<東日本大震災の教訓>

1 目的

学校防災マニュアルに基づき対応するとともに、大規模地震・津波災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第2 学校等施設等の応急措置	教育委員会、小中学校、義務教育学校、公民館	教育部
第3 教育の実施	学校教育課、小中学校、義務教育学校、教育総務課	教育班、教育部管理班
第4 心身の健康管理	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第5 学用品等の調達	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第6 給食	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第7 修学支援	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第8 通学手段の確保	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第9 小中学校等が避難所になった場合の措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課	教育班、民生班
第10 災害応急対策への生徒の協力	学校教育課、中学校、義務教育学校	教育班
第11 保育所等の対応	こども支援課、保育所、児童センター	幼児・児童班
第12 文化財の応急措置	文化・スポーツ課	教育部管理班

第1 避難措置

学校の校長は、地震災害が発生した場合又は市長等が避難指示を発令した場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 災害時対応の基本方針

小中学校は、次の災害対応の基本方針に基づき措置を講じる。

■災害時対応の基本方針

震度・警報等	下校・引渡し方法	保護者への連絡方法
震度5弱の地震 (警報等発令なし)	学年毎に一斉下校 (職員の街頭指導等)	eメッセージ PHS電話
震度5強の地震 (警報等発令なし)	全学年地区別集団下校 (職員が引率)	eメッセージ、電話連絡網 PHS電話
震度6弱以上の地震 (警報等発令なし)	保護者への直接引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 PHS電話 (あらかじめ定めた連絡方法)
津波警報等発令 災害発生時	・警報等解除まで学校等(安全な避難場所)で保護 (保護者も同様に保護) ・警報等解除後、状況に応じて下校・引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 PHS電話 (あらかじめ定めた連絡方法)

2 在校時の措置

(1) 地震発生直後の対応

地震発生後、速やかに地震・津波等の情報を収集し、必要に応じて校長等は安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行う。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、児童生徒等、教職員の安否を確認するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(3) 校外活動時の対応

遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

3 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

4 保護者への引渡し

(1) 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校内保護を行う。

第2 学校等施設等の応急措置

市は、教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 小中学校、義務教育学校

(1) 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、市教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 社会教育施設、社会体育施設

(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第3 教育の実施

1 小中学校、義務教育学校

市は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 市は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人数等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校等の校舎等を利用できる措置を講じる。

イ 市は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

市は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第4 心身の健康管理

市は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。市は、必要に応じて県教育委員会に対して、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などを依頼し、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

第5 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第6 給食

- 1 市は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- 2 市は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

第7 修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な児童生徒等に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。市は必要に応じて児童生徒等に情報を提供する。

第8 通学手段の確保

市は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第9 小中学校等が避難所になった場合の措置

- 1 小中学校、義務教育学校は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市との間で適宜、必要な協議を行う。
- 2 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第10 災害応急対策への生徒の協力

中学校長、義務教育学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討するものとする。

第11 保育所等の対応

＜東日本大震災の教訓＞

1 児童の避難措置・保護対策

保育所、児童センター及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、本節「第1 避難措置」に準じて、児童の避難及び保護を実施する。なお、保護者との連絡方法については、あらかじめ定めた方法で行うものとする。

2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況及び児童の安否、所在等を把握し、市（幼児・児童班〔こども支援課〕）に報告する。

3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに児童の精神的安定を確保する。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童については、各保育所等において保育する。

イ 通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討する。

イ 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の市教育委員会に連絡する。市は、国及び県指定の文化財については、県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市は、所有・管理している文化財の被災状況を確認する。
- 3 市は市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 4 市は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡し、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

■資料編

- ・教育施設一覧
- ・文化財一覧（有形）

第23節 防災資機材及び労働力の確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材や、労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 緊急使用のための調達	土木課、消防本部、防災安全課	土木班、消防班、総務班
第2 従事命令等による応急措置の業務	総務課	総務班
第3 職員の臨時雇用	総務課	総務班

第1 緊急使用のための調達

- 市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図る。

第2 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。市は、県から委任された場合は、知事に代わって市長が実施する。

1 知事の従事命令等

(1) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- カ 鉄道事業者及びその従事者
- キ 自動車運送業者及びその従事者
- ク 船舶運送業者及びその従事者
- ケ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

ア 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

イ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

(4) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第3 職員の臨時雇用

＜東日本大震災の教訓＞

市は、災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員等を臨時職員として雇用し、災害対策の万全を期するものとする。

第24節 公共土木施設等の応急対策

◆基本事項

1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震・津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では地震による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 交通対策	土木課、農林水産課、県、東北地方整備局	土木班、農林水産班、県、東北地方整備局
第2 道路施設	土木課、農林水産課、県、東北地方整備局	土木班、農林水産班、県、東北地方整備局
第3 海岸保全施設	土木課、県、東北地方整備局	土木班、県、東北地方整備局
第4 河川管理施設	土木課、県、東北地方整備局	土木班、県、東北地方整備局
第5 砂防等関係施設	土木課、農林水産課、県、国	土木班、農林水産班、県、国
第6 林道、治山施設	土木課、農林水産課、県	土木班、農林水産班、県
第7 ダム施設	県	県
第8 漁港施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第9 空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社
第10 鉄道施設	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)
第11 農地、農業施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第12 都市公園施設	都市計画課	建築班
第13 廃棄物処理施設	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合	環境班、亘理名取共立衛生処理組合
第14 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	都市計画課	建築班

第15 市自らが管理又は運営する施設に関する方針	財政課、生涯学習課、公民館	財政班、公民館班

第1 交通対策

1 道路

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 乗客等の避難誘導

道路管理者のほか、海上、航空、鉄道施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第2 道路施設

1 一般道路

(1) 一般道路における対応

ア 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

イ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被災した場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震・津波発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

(2) 農道及び林道における対応

ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要

な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 東日本高速道路(株)東北支社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

(2) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

(4) 応急復旧

第3 海岸保全施設

1 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努めるものとしている。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施するものとしている。

第4 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第5 砂防等関係施設

県は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。また、市はパトロールを実施し、異常のある場合は管理者に報告して二次災害の防止に努めるものとしている。

第6 林道、治山施設

市は、県と連携し、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）

に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第7 ダム施設

1 臨時点検

樽水ダムの管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

2 二次災害の防止対策

樽水ダムの管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第8 漁港施設

漁港管理者は、地震発生後早急に、津波の危険が無いことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第9 空港施設

1 東北地方整備局の対応

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応

(1) 災害復旧活動の実施

航空保安施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 災害応急対策の実施

復旧作業が可能となった時点から3日以内を目安に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動の拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、出来るだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。

3 仙台国際空港株式会社の対応

(1) 避難場所への誘導

必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。

(2) 情報伝達手段の確保

地震災害に関する情報等について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者の措置はおおむね次のとおりである。

1 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内するものとしている。

2 消防及び救助に関する措置

(1) 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

3 運転規制の内容

(1) 一定以上の地震動が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(2) 列車の運転方法はそのつど決定する。

第11 農地、農業施設

市は県と連携し、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震・津波発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

2 地震・津波により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第12 都市公園施設

都市公園施設管理者は、パトロール等による緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第13 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、互理名取共立衛生処理組合に速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、県から必要な指導・助言その他の支援を受ける。
- 3 市は、県の協力を得て、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第14 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

- 1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、必要に応じて県に各種の支援を要請する。

＜東日本大震災の教訓＞

- 2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

なお、判定の実施にあたっては、優先順位を定めて実施する。住宅等の建築物の判定後、危険性が高い建築物については避難を促す。

■優先順位

- | |
|---------------|
| ① 市役所庁舎、指定避難所 |
| ② 一時避難所 |
| ③ 一般住宅 |

- 3 市は、被災宅地の危険度判定業務について、必要に応じ県の支援を得て実施する。
- 4 県は市の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第15 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

不特定かつ多数の者が出入りする市役所庁舎、社会教育施設、社会体育施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- 1 市民の安全確保のための退避等の措置
- 2 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 3 出火防止措置

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、県、市及びライフライン事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 水道施設	水道事業所	水道部
第2 下水道施設	下水道課	下水道班
第3 電力施設	東北電力(株)、防災安全課	東北電力(株)、総務班
第4 ガス施設	ガス事業者、(社)宮城県エルピーガス協会	ガス事業者、(社)宮城県エルピーガス協会
第5 電信・電話施設	電気通信事業者	電気通信事業者

第1 水道施設

1 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等が不足する場合は、相互応援協定締結市町村長又は日本水道協会に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

- ア 早期復旧、飲料水の衛生及び最低量の確保
- イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検

(3) 市指定店

給水施設の復旧工事を行える市内の事業者は協定による。

2 給水資機材の調達等

飲料水及び給水資機材は、名取市管工事業協同組合と協議し、所要数量の確保に努める。

ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、相互応援協定締結市町村長又は日本水道協会に対し調達のあつせんを依頼するものとする。

3 市は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

4 その他

- (1) 環境共創課は、塩釜保健所岩沼支所並びに水道事業所と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸するか消毒して飲用するなどの対策とともに、必要に応じて水質検査の実施を指導する。

塩釜保健所岩沼支所	〒989-2432 宮城県岩沼市中央三丁目 1-18	TEL 0223(22)2188 FAX 0223(24)3525

- (2) 水道事業所は、「日本水道協会宮城県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

水道施設の応急復旧〔災対水道部〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：流量計による配水流量の観測、浄水場・ポンプ場の被害調査の実施	
3/12～：	
・災害応援協定を締結している名取市水道指定店会（現：名取市管工事業協同組合）や他自治体などへの協力要請	
・優先順位を定め、漏水調査及び応急復旧を行い、順次給水エリアを拡大	
・マスメディア及び広報車により作業による断水、濁り水、水圧低下等の広報を実施	

第2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

市は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、浄化センター

市は、ポンプ施設、浄化センターの構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

<東日本大震災の教訓>

3 応急排水活動

下水道施設が被災した場合は、応援協定締結業者等の協力を得て人員及び資機材を確保し、応急排水活動を行うものとする。

4 広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。市は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

下水道施設の応急復旧〔下水道班〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：4班8名で被害調査を開始。マンホールの突出箇所やポンプ場周辺の陥没箇所にカラーコーンを設置	
3/12～： ・12日朝から自家発電により手動運転でポンプによる排水 ・発電用のA重油を確保するため、スタンドに職員を派遣し、タンクローリーで給油 ・国土交通省とポンプ排水について調整	
3/13：津波注意報の解除後、国土交通省の大型ポンプ車2台が閑上で排水作業を開始	
3/13 夜：県下水道課と調整し、終末処理場が流出した公共下水道は管内慮流で対応し、パンク直前に放流	
3/18～：報道機関、ホームページ、広報車、町内会回覧により、市民に節水及び排水自粛を呼びかけ	
3/20：県下水道課が増田川左岸から公共下水道の放流を開始	
4/4～4/12：14の自治体の支援を受け、埋設管の調査を実施	

第3 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

2 広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に情報提供を行うほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 復旧資材の確保

(1) 調達

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

4 危険予防措置

県警、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険

予防措置を講じる。

5 応急工事

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震・津波発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 応急措置

イ 緊急点検

ウ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、適宜、情報の提供を行う。

(2) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、大規模地震・津波発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 製造所の緊急点検と復旧対策

イ 各施設の緊急点検と復旧対策

ウ 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

(2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5 電信・電話施設

電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設に被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

(1) 非常用可搬型交換装置の出動

(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

(3) 移動電源車の出動

(4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時公衆電話の設置

- ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。
- ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- イ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ウ 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救助を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第26節 危険物施設等の安全確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 住民への広報	県、消防本部、防災安全課、 なとりの魅力創生課、 政策企画課、市民協働課	県、消防班、総務班、 企画班
第2 危険物施設	消防本部	消防班
第3 高圧ガス施設	消防本部	消防班
第4 火薬類製造施設等	消防本部	消防班
第5 毒物・劇物貯蔵施設	消防本部	消防班
第6 環境モニタリング	環境共創課	環境班

第1 住民への広報

県、市及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第2 危険物施設

1 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

2 海上における宮城海上保安部の応急対策

危険物が海上に流出し又は流出のおそれがある場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

3 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町村及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、所在市町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

- (2) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。
- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第3 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- 4 消防本部は、引火又は爆発のおそれがある場合は、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難指示その他の措置を講ずる。

第4 火薬類製造施設等

1 事業者の措置

火薬類貯蔵施設等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

- (1) 火薬庫においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見したときには、名取市消防本部、県警、関東東北産業保安監督部東北支部、県（消防課）等の関係行政機関に通報する。
- (2) 火薬類により災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、見張人を付けるか、又は水中に沈める等の必要な保安措置を行うものとする。

2 市の措置

- (1) 市長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼するものとする。
- (2) 消防本部は、関東東北産業保安監督部東北支部と連携し、災害の発生防止又は公共の安全維持のため必要があると認められるときには、火薬類の製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を講じる。
- (3) 消防本部は、引火又は爆発のおそれがある場合は、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難指示その他の措置を講ずる。

第5 毒物・劇物貯蔵施設

- 1 市は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、また消防本部が火災処理中に中和剤や防毒マスク等が必要となった場合、県を通じて県毒劇物協会に必要な資機材の提供協力を要請する。
- 2 県警は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、販売業者、製造業者等に対して、県警及び県等関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 3 市は県の指示に基づき、災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

第6 環境モニタリング

環境負荷物質等の有害物質が地震により漏えいし、周辺の環境を汚染することを防止するため、事業者は、有害物質を使用又は貯留している施設等の点検を行わねばならない。また、施設等に破損等がある場合には、その応急措置の実施について、県は事業者に適正な指示を行い、その実施状況を把握することとしていることから、市は、必要に応じて、下記の環境モニタリングの実施を県に要請する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第27節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 農 業	農林水産課	農林水産班
第2 林 業	農林水産課、県	農林水産班、県
第3 水産業	県	県

第1 農 業

1 市の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 市は、県の指導を得て病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。
- (3) 市は県の指導・助言を受けて所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理を実施する。また、必要に応じて県に対して要請する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

(1) 農作物

ア 水稻

- (ア) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。
- (イ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

イ 畑作物

- (ア) ほ場の復元に努める。
- (イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたり

した場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ 施設園芸

- (ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- (イ) 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。
- (ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- (エ) 給水源等を確保する。
- (オ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

(2) 畜産

- ア 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。
 - (ア) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
 - (イ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。
- イ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。
- ウ 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。
- エ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
- オ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。
- カ 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

第2 林 業

- 1 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 市、林産物生産者・団体等は、県の指導・助言を得て地域における応急対策を実施する。

第3 水産業

- 1 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて、市、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。
- 3 資機材の確保
必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。
- 4 応急技術対策
 - (1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。
 - (2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

◆基本事項

1 目的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 二次災害の防止活動	防災安全課、土木課、下水道課、水道事業所、消防本部、事業者	総務班、土木班、下水道班、水道部、消防班、事業者
第2 風評被害等の軽減対策	農林水産課、商工観光課、県	農林水産班、商工班、県

第1 二次災害の防止活動

1 市及び県又は事業者の対応

- (1) 市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、県の助言を得て、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止を実施する。
また、市及び事業者は、県の指導を得て、ライフライン復旧時における火災警戒等を実施する。
- (3) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 市（水道事業所）は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 市（下水道班）は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。

(8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

なお、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

さらに、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県からの土砂災害に関する情報提供に基づき、適切に避難指示の発令を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 高潮・高浪・波浪

県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施するものとしている。

5 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

6 有害物質等

県及び市又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

7 地震・誘発地震

県及び市又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

8 空き家等

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するた

めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2 風評被害等の軽減対策

- 1 市は県と連携して、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第29節 応急公用負担等の実施

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 応急公用負担等の権限	防災安全課、総務課、消防本部	総務班、消防班
第2 立入検査等	県	県
第3 公用令書の交付	各部各課、県、国	各部各班、県、国
第4 損失補償及び損害補償等	県	県

第1 応急公用負担等の権限

1 市長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

市長若しくはその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 消防吏員、消防団員等（消防法第29条）

(1) 消防吏員、消防団員

ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること

イ (1)のア及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。

4 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

5 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第78条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。

第2 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第3 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、市長又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務

所の所在地)

(2) 当該処分の根拠となった法律の規定

ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間

イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第4 損失補償及び損害補償等

1 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。

2 県は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第30節 ボランティア活動

◆基本事項

1 目的

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、名取市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災者の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 一般ボランティア	社会福祉課、名取市社会福祉協議会	民生班、名取市社会福祉協議会
第2 専門ボランティア	各部各課	各部各班
第3 NPO/NGOとの連携	社会福祉課、名取市社会福祉協議会	民生班、名取市社会福祉協議会

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、名取市社会福祉協議会が中心となって、市災害ボランティアセンターを設置し、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、市は、県と連携し、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア関係団体の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

市及び県災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 市災害ボランティアセンター

名取市社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、

現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 市の支援

市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(3) 職員の派遣

(4) 被災状況についての情報提供

(5) その他必要な事項

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の担当部署で対応し、主な種類は次のとおりである。

■専門ボランティアの受入れ

主な受入れ項目	担当部署
ア 救護所等での医療、看護、保健予防	保健センター〔医療防疫班〕
イ 被災建築物応急危険度判定	都市計画課〔建築班〕
ウ 外国人のための通訳	総務課〔総務班〕
エ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健センター〔医療防疫班〕
オ 高齢者、障がい者等への介護	介護長寿課、社会福祉課〔民生班〕
カ その他専門的知識が必要な業務	各部各課〔各部各班〕

第3 NPO/NGOとの連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、名取市社会福祉協議会、県、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第31節 海外からの支援の受入れ

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、十分連絡調整を図りながら対応する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 海外からの救援活動の受入れ	防災安全課、総務課、県	総務班、県
第2 救援内容の確認	防災安全課、総務課、 政策企画課、国	総務班、企画班、国
第3 関係機関との協力体制	防災安全課、総務課、関係機関	総務班、関係機関

第1 海外からの救援活動の受入れ

市は、県と連携し、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第2 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

- 1 救援隊の派遣内容
 - (1) 協力内容、人数、派遣日程
 - (2) 受入れ方法
 - (3) 案内、通訳の必要性
- 2 救援物資の内容
 - (1) 品名、数量
 - (2) 輸送手段、ルート
 - (3) 到着予定

第3 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

◆基本事項

1 目的

この計画は、地震・津波発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震・津波に強いまちを構築していくことを目的とする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等	企画班、土木班、建築班	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課
第2 災害復旧計画	企画班、土木班、建築班、防災関係機関	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課、防災関係機関
第3 災害復興計画	企画班、土木班、建築班、県	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課、県
第4 災害復興基金の設立等	財政班、県	財政課、県
第5 復興組織体制の整備	総務班、企画班	総務課、政策企画課

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ県及び国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震・津波に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県及び国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

また、市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震・津波に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

事業計画	根 拠	備 考
(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	ア 河川 イ 海岸 ウ 砂防設備 エ 林地荒廃防止施設 オ 地すべり防止施設 カ 急傾斜地崩壊防止施設 キ 道路 ク 港湾 ケ 漁港 コ 水道 サ 下水道 シ 公園
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）	
(3) 都市災害復旧事業計画	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針	
(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画	水道法（昭和32年法律第177号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	生活保護法（昭和25年法律第144号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） 老人福祉法（昭和38年法律第133号） 売春防止法（昭和31年法律第118号）	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）	
(7) 公営住宅災害復旧事業計画	公営住宅法（昭和26年法律第193号）	
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	

(9) その他災害復旧 事業計画		

3 事業の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (3) 県は、特定大規模災害等を受けた市長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度に、被災市町村に対する支援を行う。
- (4) 県及び市町村は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。
- (7) 市町村は、市町村が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (8) 県及び市町村は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (9) 県は、地震に伴う地盤の緩み、津波浸水により土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (10) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (11) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (12) 県警は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努

めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (3) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (6) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (7) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (9) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (10) その他

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を生かしながら、地震・津波に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定するものとしている。

2 復興計画の策定

(1) 市の復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 県の復興計画の策定

県は、複数の市町村で地震災害からの復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行うものとしている。

(3) 被災前の地域課題等の考慮

市は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(4) 地域全体での合意形成

市及び県は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備

県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市及び防災関係機関は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第4 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5 復興組織体制の整備

市は、災害の規模等必要に応じて、復興組織体制の整備を図り、県から支援を受けて復興事業の推進を図る。

第2節 生活再建支援

◆基本事項

1 目的

被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、市は、県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 被災者情報の一元管理	広報・情報班、民生班	なとりの魅力創生課、A I システム推進課、社会福祉課
第2 り災証明書の交付	輸送・連絡調整班	議会事務局、税務課
第3 被災者生活再建支援制度	民生班	社会福祉課
第4 資金の貸付け	民生班	こども支援課、社会福祉課
第5 生活保護	民生班	社会福祉課
第6 その他救済制度	民生班	社会福祉課
第7 税負担等の軽減	—	税務課、保険年金課、県
第8 雇用対策	総務班、商工班、県	総務課、商工観光課、県
第9 相談窓口の設置	総務班、民生班	総務課、社会福祉課

第1 被災者情報の一元管理

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を被災者台帳で一元的に被災者情報を集約・管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第2 り災証明書の交付

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

1 被害調査の実施

市は、り災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。家屋の被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月、内閣府）」に基づき実施する。専門的な調査を必要とするとき等は、関係部署又は関係団体等の協力を得て行うものとする。また、家屋被害の判定結果については、被災者支援台帳で管理する。

なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

2 り災証明書の交付

市は、り災者の申請に基づき、被災者支援台帳で確認することによってり災証明書を交付する。

なお、り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等がある。

り災証明発行の流れ

東日本大震災における対応

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/17：り災証明発行に係る検討を開始
- 3/24：り災証明に係るチラシを每户配布
- 3/25：り災証明従事者への説明会
- 3/28：り災証明申請の受け付け開始⇒整理券を発行し、申請を受け付け
- 4/ 1：り災証明現地調査に従事する職員、支援建築士の事務打ち合わせの実施
- 4/ 4：外観目視判定（一次調査）を開始
- 4/ 9：浸水区域の家屋調査を終了。地震被害区域の調査に着手
- 5/ 5：り災証明のコールセンターを設置し、ボランティアにより対応
- 5/10：外観目視判定（一次調査）に不満がある方のための二次調査を開始
- 7/ 1：り災証明事務を税務課に移管

第3 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

1 対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

2 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3／4となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
解体 （半壊・敷地被害）		補修	100 万円	200 万円
長期避難		賃借（公営住宅以外）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅以外）	50 万円	100 万円
中規模半壊	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅以外）	25 万円	25 万円

3 支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

4 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である公益社団法人都道府県センターへ送付する。送付を受けた公益社団法人都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

なお、申請の期間は、次のとおりとする。

（１）基礎支援金にあつては、災害のあった日から 13 か月の間とする。

（２）加算支援金にあつては、災害のあった日から 37 か月の間とする。

5 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

第4 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

また、必要に応じ、貸し付けに関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける、または、助言を求める。

2 母子及び寡婦福祉資金

母子世帯あるいは寡婦世帯で、被災により生活が困窮している世帯、あるいは住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修又は非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、母子及び寡婦福祉資金が融資される。

市は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円以内	6 月以内	7 年以内

第5 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第6 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

また、必要に応じ、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける。

1 災害弔慰金

支給額	① 生計維持者 ② その他の者	500万円 250万円
遺族の範囲	住民登録がある者で災害により死亡した者の遺族 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く)を先にし、その他の遺族を後にする。死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して支給する。 順位 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母	

2 災害障害見舞金

支給額	① 生計維持者 ② その他の者	250万円 125万円
障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第7 税負担等の軽減

市及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

1 住民税の徴収猶予及び減免

住民税の徴収猶予及び減免については、災害による被害者に対して、条例の定めるところにより市税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

2 国民健康保険税の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、条例の定めるところにより国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

県は、減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

3 国民健康保険の一部負担金の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

また、必要に応じ、一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける。

第8 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 市及び県の措置

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第9 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、手続き等が効率的に行えるよう、総合案内窓口において対応する。総合案内窓口の設置については、第3章「第14節 相談活動」を参照する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

被災者への生活再建等の支援

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

4/23, 24：被災者生活支援給付のお知らせについて9か所で説明会を実施。郵送、ホームページ、などらじ、新聞、テレビ、ラジオにより周知

4/25：被災者支援のお知らせを避難所に配布

4/26～：法務局に被災者支援給付窓口を開設。被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金の申請受付を開始

4/26～4/29：日本財団の職員が、法務局にて日本財団の弔慰金・見舞金の現金支給を実施

5/ 5：コールセンターを開設

6/16：災害弔慰金第1回振込

6/24：第1回災害弔慰金支給審査委員会（震災関連死の審査会。20件を認定）

■資料編

- ・復旧・復興支援制度の概要
- ・復旧・復興支援に係る条例等

第3節 住宅復旧支援

◆基本事項

1 目的

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 一般住宅復興資金の確保	県、建築班	県、都市開発課
第2 住宅の建設等	県、建築班	県、都市計画課、都市開発課
第3 防災集団移転促進事業の活用	建築班	都市計画課、都市開発課

第1 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ市と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第2 住宅の建設等

県及び市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

県及び市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

県は、災害公営住宅の建設等を行う市に適切に指導・助言を行うとともに、市において対応が困難な場合に建設を代行するなど必要な支援を行う。

(3) 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(4) 生活維持の支援

県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する

公営住宅の入居者資格の特例を適用する。) に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募等によらず入居できる措置等を講じる。

第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

（1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、津波、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（2）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された区域

3 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。

（補助率：ア～カは3／4、キは1／2）

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画等の策定

（2）地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

◆基本事項

1 目的

中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持安定、再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 中小企業金融対策	商工班、県	商工観光課、県
第2 農林漁業金融対策	農林水産班	農林水産課
第3 相談窓口の設置	商工班、農林水産班	商工観光課、農林水産課

第1 中小企業金融対策

1 市の措置

市は、振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の助言及び広報を行うものとする。

2 県の措置

- (1) 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- (2) 県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業（災害復旧貸付）により資金の貸付を行う。
- (3) 県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。

第2 農林漁業金融対策

市は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という）を活用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農林水産業経営の維持安定を図るものとする。

また、県が、県信用農業協同組合連合会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求めて確保する天災資金、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金や、必要に応じて講じる既借入金の条件緩和措置等の支援措置について、積極的活用を助言する。

1 農業関係

被害農業者等に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

また、日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金とし

て土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にするものとする。

2 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう助言するものとする。

3 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船、漁具等）、漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の金融制度、さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を助言するものとする。

第3 相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

■資料編

- ・復旧・復興支援制度の概要

第5節 都市基盤の復興対策

◆基本事項

1 目的

市及び防災関係機関は、市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 防災まちづくり	建築班、企画班、各部各班	都市開発課、都市計画課、政策企画課、各部各課
第2 想定される計画内容例	建築班、企画班、各部各班	都市開発課、都市計画課、政策企画課、各部各課
第3 都市計画の決定等の代行	県	県

第1 防災まちづくり

- 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意形成を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者の種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

- 5 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、空港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- 4 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第3 都市計画の決定等の代行

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第6節 義援金の受入れ、配分

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、国内、国外から多くの義援金送られてくることが予想されるため、関係機関と連携して受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 受入れ	財政班、県、日赤	財政課、会計課、県、日赤
第2 配分	民生班、県、日赤	社会福祉課、県、日赤

第1 受入れ

＜東日本大震災の教訓＞

1 窓口の決定

市、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

＜受入れ担当＞

担当部署	内 容
会計課	被災者に対する義援金の受入れ
財政課	市の災害復旧や復興のための寄付金の受入れ

2 受入れ及び管理

市、県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

市は、「名取市災害義援金配分委員会」を設置し、名取市が受け付けた義援金の配分について十分協議の上決定するとともに、迅速な配分に努める。

2 配分

義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

東日本大震災における対応

義援金配分までの流れ

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/16：義援金の受入れを開始
- 5/ 9：第1回災害義援金配分委員会の開催
- 5/11, 12：災害義援金申請に係る住民説明会を9か所で開催（ホームページ等により周知）
- 5/13：災害義援金の交付申請受付を開始
- 5/16：県の災害義援金の配分基準が提示される
- 5/27：災害義援金第1回振込（日赤第一次＋県）
- 7/19：第2回災害義援金配分委員会の開催（名取市の配分基準、配分額の確定）

第7節 激甚災害の指定

◆基本事項

1 目的

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、県と連携を図りながら早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 激甚災害の調査	企画班	政策企画課、市民協働課
第2 激甚災害指定の手続き	県	県
第3 特別財政援助の交付（申請）手続き	財政班	財政課
第4 激甚災害指定基準	—	—

第1 激甚災害の調査

1 市の措置

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

2 県の措置

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

■激甚災害の事務手順

（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

1 本激甚災害

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特例（激甚法第8条）

エ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条）

オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

カ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

2 局地激甚災害

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

(4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(5) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第8節 大規模災害対応の検証

◆基本事項

1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組が、市民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、県、市の防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 検証の実施	総務班	防災安全課
第2 検証体制	総務班	防災安全課
第3 検証の対象	総務班	防災安全課
第4 検証手法	総務班	防災安全課
第5 検証結果の防災対策への反映	総務班	防災安全課
第6 災害教訓の伝承	総務班	防災安全課、政策企画課

第1 検証の実施

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、防災関係機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

1 情報処理

各機関等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③各班間の業務調整

4 組織間連携

防災関係機関、協定締結団体などとの調整

- 5 個別のオペレーション
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- 6 広報・相談
市民や市外への広報・相談等
- 7 計画やマニュアル
事前に策定していた地域防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

市は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び市民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- 1 市災害対策本部（各班等）
- 2 防災関係機関
- 3 市民
- 4 自主防災組織
- 5 支援自治体
- 6 ボランティア団体 など

第4 検証手法

市は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果の防災対策への反映

市は、検証結果について、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第6 災害教訓の伝承

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

第5章 原子力災害対策

第1節 計画の目的と性格

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力施設に事故が発生したことによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、名取市が、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）と連携してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の迅速な遂行によって、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

名取市は、東北電力女川原子力発電所（以下「女川原発」という。）から30km圏外に位置しており、原災法に基づく地域防災計画・原子力災害対策編の策定対象には該当しない。しかし、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）での事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。

第2 計画の性格等

本計画は、市の地域に係る原子力災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び宮城県地域防災計画・原子力災害対策編に基づいて作成したものである。

また、本計画の内容は、原子力災害対策等に関連する専門用語及び欧文略語を使用して記載していることから、その理解を促進するため、本章末尾に記載する「用語集」を適切に参照するものとする。

第2節 名取市の概況と災害想定

第1 名取市の概況

1 地理的位置

市は、宮城県の東部に位置し、北、南、西はそれぞれ、仙台市、岩沼市、村田町に接し、東は太平洋にのぞみ、中心地は東経 140° 52′ 37″、北緯 38° 09′ 45″ にある。

■市の位置・面積

東 経		北 緯		面 積	広 ば う	
最 東	最 西	最 南	最 北		東西	南北
140° 58′ 03″	140° 47′ 03″	38° 06′ 36″	38° 13′ 09″	98.18km ²	15km	8km

2 各原子力発電所との距離

市から最も近い原子力発電所は女川原発であり、市役所は約 59 k m、仙台国際空港は約 58 k m、最も近い閑上漁港は約 53 k m の距離に位置する。

次に近いのは福島第一原発であり、市役所は約 84 k m、仙台国際空港は約 80 k m の距離に位置する。

その他の原子力発電所は、最も近い施設でも東海原子力発電所で市役所から約 190 k m 以上の距離であり、影響は限定的であると考えられる。

名取市役所と各原子力発電所との距離



3 気象条件

原子力災害の発生時には、気象条件によって放射性物質等の影響範囲が大きく変化することから、原子力施設周辺及び本市域内の気象条件について、下表の項目を適切に把握することが重要となる。

把握すべき気象条件

気象条件		影 響
発電所周辺	風 向	本市域へ向かうプルーム（放射性物質を含む大気）の量に影響する。（北東～東北東の風向の場合に影響大）
	風 速	プルームの到達時間に影響する。（上空の風が東北東から 20m/秒で一定である場合、約 44 分で市域上空に到達する。）
	降水量	発電所近傍で降水があれば近距離での沈着が増え、遠方に拡散するプルームの量が減少する。
	大気安定度	大気が安定していると拡散が少なく、風向きによっては本市域へ向かうプルームの濃度が高くなる可能性がある。
本市域	降水量	プルームが上空にあるときに降水があると、地表面に沈着する放射性物質の量が大きく増加する。

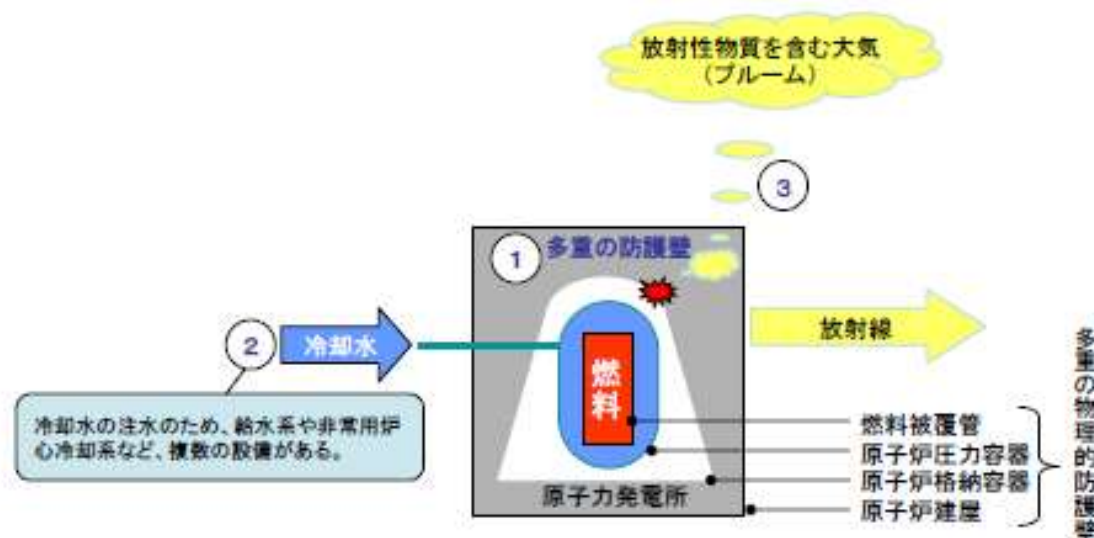
第2 災害想定

1 原子力災害の概要

（1）原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉压力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている（①）。燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある（②）。福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため、高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される（③）。

原子力発電所の事故の概要



放出される放射性物質にはさまざまな種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、い

つ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の三つがある。

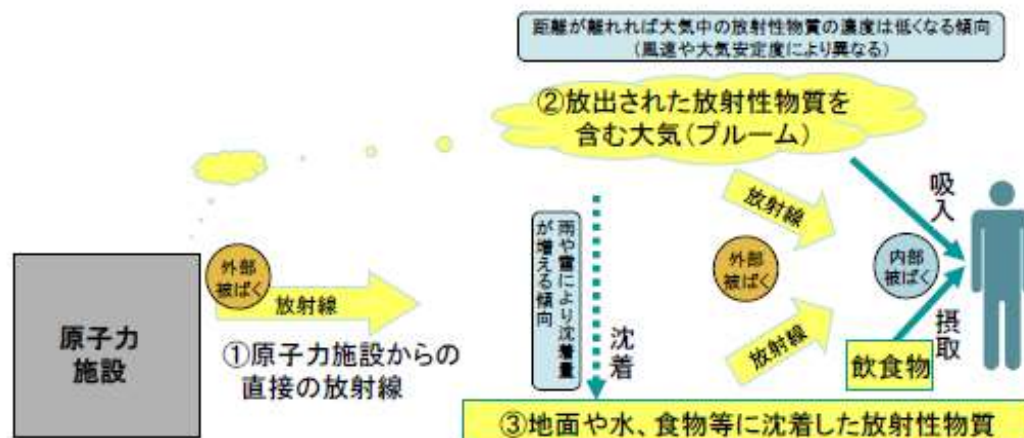
- ア 原子力施設からの直接の放射線 (下図①)
- イ 放出された放射性物質を含む大気(プルーム) (下図②)
- ウ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質 (下図③)

また、被ばくの形態は下図のように分類される。

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること。
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで、放射線の影響を受けること。

市は、原子力発電所からの距離が 50 k m 以上であることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。被ばくの種類を下図に示す。

事故時の被ばくの種類



プルーム及び地面等に沈着した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。その際、本市域の風向き等を考慮し、風下軸からある幅をもった範囲の住民等に対して措置を講じることになる。

また、飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に、県等が飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策が講じられることとなる。

2 市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には女川原発を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから、福島、東海、柏崎刈羽等の他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるようにする。

災害の状況とその対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、事故の規模や気象条件によって屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場合、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。

さらには、計画的な避難や除染が必要となる場合もありうる。

また、避難等の防護対策実施時の混乱（渋滞、交通事故等）や風評被害などの社会的混乱（放射性物質の影響が少ない場合でも発生しうる。）が生じることも想定される。

さらに、地震や津波等様々な自然災害や事故との複合災害、航空機の墜落やテロ・武力攻撃等により発生した事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国や県の検討結果を踏まえて想定する。

なお、これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点では低いものの、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、本想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう、緊急事態の区分が以下の判断基準に基づき決定される。

（１）緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level、原子力事業者が定めるもの。）

国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の三つの区分が示されている。EALは、事故発生後に災害対策活動体制を確立し、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準となるものであり、各原子力施設の固有の特性に応じて原子力事業者毎に設定される。

緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概 要
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階。
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階。 原災法第10条の特定事象に対応。
全面緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階。 原災法第15条の原子力緊急事態に対応。

※1 放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。

※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- ・要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ・妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) 運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）

ア O I L は、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定される。

イ O I L と防護措置

O I L と防護措置について（原子力災害対策指針）

	基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内避難させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。

	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。
				β 線：13,000cpm ※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射線物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※4 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準。		20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h ※5 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6	測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値

※2 OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を使用した場合の計数率

※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品で

あつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

出典：「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日一部改正）

第3節 市の活動体制

第1 災害対策活動体制

本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常業務の一部停止も考慮しながら応急対策を行うための防災組織体制について定める。

市は、原子力施設において事故が発生したときは、以下の体制をもって対処する。

原子力施設の緊急事態区分と組織体制

原子力施設の緊急事態区分（発令基準）	発令者	組織体制
【警戒事態】 ・女川原発で警戒事態が発生した場合 ・女川原発以外の国内の原子力発電所で発生したトラブルで安全レベルが低下し、市にも影響が及ぶおそれのある場合	防災安全課長	警戒配備（0号配備）
【施設敷地緊急事態】 ・女川原発で施設敷地緊急事態が発生した場合 ・各種モニタリングの結果などにより、市が警戒本部又は特別警戒本部を設置する必要があると判断した場合	副市長	警戒本部（1号配備） 又は 特別警戒本部（2号配備）
【全面緊急事態】 ・女川原発で全面緊急事態が発生した場合 ・各種モニタリングの結果などにより、市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部（4号配備）

第2 事務分掌

所 属	事務分掌
共 通	・情報収集と連絡体制に関すること ・市からの情報発信に関すること ・所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること ・所管業務に係る国、県等からの原子力災害対策に関する情報収集及び庁内の情報の共有化に関すること
総務班	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害対策の総括、実施に係る総合調整に関すること ・他の機関との連絡調整に関すること ・避難受入れに関すること ・知識普及・啓発・防災訓練に関すること
企画班	・資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること
輸送連絡調整班	

財政班	・ 財政的支援要望の総括に関すること ・ 対策に係る予算措置の総括に関すること
民生班	・ 退避・避難に関すること
医療防疫班	・ 被ばく対策に関すること
環境班	・ 除染に関すること ・ 環境モニタリングに関すること
農林水産班	・ 飲食物の安全確保に関すること

第4節 退避・避難・避難受入れ

市は、市民や一時滞在者等の予防的防護措置としての退避・避難及び他市町からの避難者の受入れに関する対策を講じるが、原子力発電所事故の災害想定を踏まえ、可能性の高い屋内退避を基本としつつ、災害の規模や状況等に応じて計画的な避難の可能性も考慮する。また、避難等は、広域的な連携を要するものであることから、その要領については、国、県、他市町等と連携して検討するものとする。

第1 平時の備え

1 市民・一時滞在者等の退避・避難

(1) 屋内退避・一時移転等に関する基準

本市は、女川原発から30km圏外に位置し、市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定され、放射性物質の大量放出に至った場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程度内に実施することが必要になる可能性もあると考えられる。屋内退避及び一時移転については下表のとおり。

屋内退避	屋内退避とは、自宅等の屋内に退避し、呼吸及び経口摂取による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。細部は用語集を参照。
一時移転	一時移転とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一週間程度内に当該地域から離れるために実施する防護措置である。

避難等に関する基準（原子力災害対策指針）

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内避難を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

(2) 地域住民の屋内退避・要配慮者等の一時移転支援体制の整備

屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者は市が開設する指定避難所等に

入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。一時移転の場合には、自力避難が困難な避難行動要支援者等を、避難施設に移送することが必要となる。

市は、平時より町内会や自主防災組織等、地域団体の協力を得ながら、地域住民の屋内退避や要配慮者等の一時移転の実施を支援する体制の整備のための検討を進めることとする。

(3) 学校等施設における屋内退避実施体制の整備

学校等施設（保育所、幼稚園含む。）の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するため、児童等の屋内退避を実施する体制の整備のための検討を進めることとする。

学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、原則として、管理者は保護者に連絡し、児童等を引き渡す。

屋内退避が指示された時点でまだ保護者への引き渡しが行われていない児童等がいる場合は、学校等施設において屋内退避を実施する。その後、屋内退避の指示が解除された時点から保護者への引き渡しを行うものとする。

2 他市等からの避難の受入れ体制の整備

市は、県及び女川原発周辺市からの要請に基づき、他市等からの避難者を受入れるため、平時より体制を整える。

(1) 協議及び協定

県の「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」では、UPZ圏である概ね30km圏内の7市町の圏外への避難先の割振りを定めており、市は、東松島市から避難者を受け入れることとされている。

市は、平時より避難元自治体と受け入れに関する体制や手続きについて協議を行い、基本的事項については協定等で定め、また必要に応じ見直しを図るものとする。

(2) 受け入れ人数

市は、原子力災害発生時において、UPZ圏の東松島市（小野地域、野蒜地域）から、約5,200人（平成27年9月時点の人数）の避難者を受け入れるものとする。

(3) 施設の選定

市有施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所等として選定をする。また、原子力災害と自然災害等の複合災害発生時に、避難を必要とする本市民及び一時滞在者等を収容できるよう、適宜に見直しを図るものとする。

第2 事故発生後の対応

1 市民・一時滞在者等の退避・避難

(1) 屋内退避の実施

ア 屋内退避の準備の発令（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階）

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生につい

ての通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、災害対策本部長が屋内退避の準備を発令するとともに市民に伝達する。

市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。

なお、屋内退避の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、屋内退避の準備を解除する。

イ 屋内退避の指示の発令（放射性物質の大量放出段階）

市は、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、国又は県から屋内退避の指示を受けた場合、又は、市がプルームの影響が及ぶ可能性が高いと判断した場合、国、県のモニタリングの結果や専門家の意見等を踏まえて地域の特定制を行い、災害対策本部長が屋内退避を指示し、市民に伝達する。

市民は、自宅等への退避を基本とし、地震等の自然災害の発生により自宅等への退避が困難な場合は、開設されている指定避難所等へ退避する。

また、一時滞在者等についても、自然災害と同様とし、指定避難所等で屋内退避を行うものとする。

（２）一時移転の実施

ア 一時移転の準備の発令

市は、プルーム通過後、国、県の緊急時モニタリングの結果、一時移転の実施を判断する基準（0IL2）を超える空間放射線量が計測された場合に、国及び県と連携しながら地域の特定制を行い、災害対策本部長が一時移転の準備を発令し、市民に伝達する。

市民は、持ち出す物資の取りまとめを行うなど、一時移転の準備を行う。

イ 一時移転の指示の発令

市は、国又は県から一時移転の指示を受けた場合、又は国、県の緊急時モニタリングの結果、一時移転の実施を判断する基準値（0IL2）を超えた時から起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が0IL2の基準値を超えた場合に、国及び県と連携しながら地域の特定制を行い、災害対策本部長が一時移転の指示を発令し、市民に伝達する。

市民は、市から指示された移転先へ、自家用車又は公共交通機関を活用し、一時移転する。移動手段がない市民や、自力での避難が困難な避難行動要支援者等は、国、県又は市が準備する移動手段により一時移転する。市は、移動手段確保のための要領について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ウ 一時移転先

国、県の緊急モニタリングの結果などから、市内での移転が可能な場合、空間放射線量の低い地域の指定避難所等を開設し、一時移転を指示する。また、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への移転が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議をする。

2 他市からの避難の受入れ

(1) 他市からの避難の受入れの実施

県は、UPZ圏（7市町、約208千人）においては、原子力施設の状況に応じた段階的な避難や、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や一時移転を実施しなければならないとしている。

ア 避難者受け入れ要請の受諾

市は、女川原発で警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難の可能性について情報提供を受け、全面緊急事態が発生した場合には、県又は避難元自治体から避難者の受入れについて要請を受けることとされている。

市は、以下の場合に避難者を受け入れることとし、受け入れられない場合には、県と避難元自治体にその理由を付してその旨を伝達する。

- ・市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである。
- ・市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない。
- ・原発事故による市への影響が少ない。

イ 避難所受付ステーションの開設と避難者の受付

市は、避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難の対象人数、世帯数などを確認の上、避難所受付ステーションを開設し運営する。同ステーションでは、避難者の本人確認を行い、予め定めた避難所へ案内する。

ウ 避難所の開設と避難者の受入れ

市は、避難所を開設し避難者を受け入れる。避難所の使用は原則として、避難所ごとに受け入れ準備を開始した日から1ヵ月以内とする。ただし、災害の状況や避難者の人数等により、1ヵ月を超えて使用する必要がある場合には、県及び避難元自治体並びに避難所の施設管理者と協議の上決定する。

エ 避難所の運営

市は、避難初期の段階においては主体的に避難所を運営するが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐものとする。

オ 物資の供給

避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体を用意することを原則とする。ただし、必要物資が不足する場合など、避難元自治体から貸与又は提供を要請された場合には、市は、対応可能な範囲でこれに協力するものとする。

第5節 被ばく対策

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、身体除染等を実施するため、原子力防災緊急被ばく医療活動マニュアルを策定し、原子力災害医療実施体制を整備するものとしている。

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療について協力するとともに、必要に応じて体制の整備に努める。

安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な配備及び運用方法については、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえるものとする。

第1 平時の備え

1 安定ヨウ素剤の配備・運用

市は、今後示される国の指針や県の計画を踏まえ、事故発生後すみやかに安定ヨウ素剤の配布、服用指示ができるよう県と連携するものとする。

2 避難退域時検査の実施体制の検討

女川原発から30km圏外に位置する本市においては、他市からの避難者、及び放射性物質大量放出の影響により本市域が汚染された場合の汚染地区の住民を主な対象者として、避難退域時検査及び身体除染を講じるための基準を超えた場合の簡易除染の実施が必要になるものと想定される。

避難退域時検査及び簡易除染は、国の指針や県の計画・マニュアルを踏まえて県が行うものとされ、市は、これに協力するものとし、その要領について検討する。

3 汚染状況に応じた健康調査等への協力体制の検討

県の計画では、県は、中長期対策として、国からの放射性物質による汚染状況調査や、国の指針に基づき、県及び関係市町とともに、原子力施設の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施することとしている。

市は、他市からの避難者や市民等の避難者を対象に、県が、避難施設で実施する行動調査（被災地住民登録票）及び国や県が汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施する健康調査に協力するため、県と連携しながら協力体制について検討するものとする。

第2 事故発生後の対応

1 安定ヨウ素剤の運用

安定ヨウ素剤の予防服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県の指示、あるいは市の独自の判断に基づいて実施することとされている。

（1）安定ヨウ素剤服用準備体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県

からの連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合など、安定ヨウ素剤の予防服用の資機材の確認や配布、服用の手順の確認等を行うため、災害対策本部長が安定ヨウ素剤服用準備体制を発令する。また、安定ヨウ素剤の予防服用の指示に至る可能性があることについて市民等に周知する。

(2) 予防服用の指示

市は、服用準備体制を発令後、原子力災害対策本部又は県の指示があった場合には、適切な時機を逸することなく、予防服用に係る措置を実施するとともに、市民等に予防服用を指示する。

2 避難退域時検査への協力

市は、県が原子力事業者と連携し、指定公共機関等の支援のもとに実施する、避難退域時検査及び簡易除染に協力するため、必要に応じ避難施設等に救護所を併設するものとする。避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超え、原子力災害拠点病院等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施するものとする。

避難退域時検査が実施される時期は、以下のとおりである。

(1) 他市からの避難者への対応

全面緊急事態に至り、UPZ圏からの避難者を受け入れる場合において実施される。

(2) 市民等の避難者への対応

全面緊急事態発生後、放射性物質が大量放出する事態に至り、県等の行う緊急時モニタリングの結果から市民等が計画的に避難する必要がある場合に実施される。

3 医療機関等における検査・原子力災害医療が実施される場合の搬送等への協力

県の計画では、原子力災害拠点病院（日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等）が汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れて、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者に対しては適切な診療等を行い、更に専門的な医療が必要となった場合には、高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、福井大学、広島大学、長崎大学）に搬送するものとされている。

市は、避難施設等における避難退域時検査の結果、原子力災害医療を要すると認められる市民等及び他市からの避難者を原子力災害拠点病院等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な協力をするものとする。

4 汚染状況に応じた健康調査等への協力

市は、国及び県が、他市からの避難者や本市民等の避難者を対象に避難施設等において実施する行動調査（被災地住民登録票）や、汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施される健康調査に協力するものとする。

第6節 飲食物の安全確保

第1 平時の備え

1 飲食物の摂取制限、出荷制限に関する協力

市は、原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、県が、飲食物の安全確保のために実施する摂取制限、出荷制限を迅速かつ円滑に行えるよう協力するものとする。

事故発生時の飲食物の摂取を制限する際の基準（原子力災害対策指針）

基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）	核 種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

食品衛生法による食品中の放射性物質の基準値

対 象	放射性セシウム
一般食品	100Bq/kg
乳児用食品	50Bq/kg
牛 乳	50Bq/kg
飲料水	10Bq/kg

第2 事故発生後の対応

1 飲食物の摂取制限、出荷制限に関する協力

市は、全面緊急事態発生後、放射性物質の大量放出に至り、市に影響が及ぶと想定される場合において、県が原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき飲食物の安全確保のために行う飲食物の摂取制限、出荷制限を迅速かつ円滑に実施できるよう協力するとともに、農産物等の生産者や市民等への周知を図る。

また、市は、県及び関係機関と協力し、飲食物を調達・確保し、関係住民等への供給・分配を行う。この際、備蓄飲食物、自ら調達した飲食物、及び国、県、他の自治体等によって調達し引き渡された飲食物を供給する。飲食物が不足して調達を必要とする場合、市は国や県、あるいは原子力災害対策本部等に飲食物の調達を要請する。

用語集

ア 行

【安定ヨウ素剤】

原子力施設等の事故に備えて、放射能をもたないヨウ素を服用のために調合したもの。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐため、被ばく前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺を放射能のないヨウ素で飽和しておく。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。なお、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

【ウラン】

原子番号 92 の元素で、記号 U で表示される。天然元素の中では原子番号が最も大きい。地殻中に広く分布し、百種以上の鉱物に含まれる。核燃料又はその親物質として用いられる。

【運用上の警戒レベル（O I L）】

Operation Intervention Level と略される。放射性物質が外部に放出された場合には、空間放射線量率等の環境モニタリングを行い、予め定めた判断基準と照らし合わせ、各種防護措置を実施する。この時の判断基準となるのが O I L である。

【屋内退避】

放射性プルームによる被ばくを低減する措置として、気密性の高い屋内又は放射線の遮へい効果の高い屋内への退避を行うこと。通常の行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点があること、建屋の有する遮へい効果及び気密性等を考慮すれば防護対策上有効な方法である。

【汚染検査】

施設や物品、人体や衣服等について、放射性物資による汚染の有無を確認することをいう。汚染検査には、表面汚染検査の他に、空気、水の汚染検査がある。

【オフサイトセンター（O F C）】

Offsite Center と略される。緊急事態応急対策等拠点施設のこと。原子力緊急事態が発生した場合に現地において国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設を指定することが、原災法で定められている。

カ 行

【外部被ばく】

放射線を体の外部から受けること。透過力の大きいエックス線、ガンマ線、中性子線は、身体組織全体に影響を与えるが、ベータ線は透過力が小さいため、皮膚及び眼球への影響が主である。自然放射線によるものとしては宇宙線及び大地からのガンマ線による被ばくが外部被ばくである。

【確定的影響】

放射線の被ばくにより、短期的に発生する影響（急性障害）のこと。一般に、しきい線量を超

えて被ばくした場合に影響が現れるとされる。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。これに対する用語として、確率的影響がある。

【確率的影響】

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響は、確率的影響に分類される。これに対する用語として、確定的影響がある。

【環境モニタリング】

原子力施設から放出される放射線及び放射性物質による公衆の被ばくのレベルを確認するために、原子力施設周辺の環境において、空間放射線や土壌、食物、水等に含まれている放射性物質を測定評価すること。

【希ガス】

周期表の18族元素ヘリウム (He)、ネオン (Ne)、アルゴン (Ar)、クリプトン (Kr)、キセノン (Xe)、ラドン (Rn) の六つを総称する。地表及び大気中に含まれる量が非常に少ないので、このように呼ばれる。いずれも無味無臭、無色で、1原子分子の気体（常温）である。融点、沸点は低い。化学的に極めて不活性で、元素相互又は他の元素と化合しにくい。このため不活性ガスとも呼ばれる。

【キセノン】

原子番号 54, 原子量 131.30 の元素で、希ガスの一種。元素記号 Xe。常温では無味無臭の気体。半減期 5.29 日の放射性核種のキセノン 133 (Xe-133) は希ガスの代表的な核種である。

【緊急事態応急対策等拠点施設】

⇒オフサイトセンター参照。

【緊急時活動レベル (EAL)】

Emergency Action Level と略される。初期段階における避難等の予防的措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の観測可能な状態等で表されるもので、事業者が定める。プラントの状態の変化、深層防護を構成する各種設備（①異常発生防止、②異常拡大防止、③異常放出防止）の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生に着目して定められる。

【緊急事態区分】

原子力施設の状況に応じて、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするため、緊急事態を区分するもの。区分には「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の三つがある。

【空間放射線量率】

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目の一つである。

【クリプトン】

原子番号 36 の元素。元素記号は Kr。天然にはほとんど存在せず、ウラン等の核分裂によって生成する。クリプトン 85 (Kr85) の半減期は 10.76 年である。キセノン (Xe) やヨウ素 (I) とともに、軽水炉内でウラン燃料の燃焼に際して生成する主要な気体状核分裂生成物である。

【警戒事態】

緊急事態区分の一つ。その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況で

はないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【計画的避難】

福島第一原子力発電所の事故において、混乱が生じないように、国など関係機関が、該当する県及び市町村と綿密に打ち合わせをしたうえで、1ヵ月程度の期間で計画的に避難を実施したものの。1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。

【健康調査】

災害発生時に住民等の健康状態を把握するために行う調査。原子力災害においては、住民等の被ばく線量の把握も重要な目的となる。

【原災法第10条】

原子力災害対策特別措置法第10条のことであり、原子力事業者の通報義務について規定したものの。一定の事象（特定事象）が生じた場合の通報を原子力事業者の原子力防災管理者に義務付ける（第10条第1項）とともに、罰則によりその履行を担保することとしている。

【原災法第15条】

原子力災害対策特別措置法第15条のことであり、原子力緊急事態宣言について規定したもの。原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言等の公示を行うこととされている。

【原子力規制委員会】

原子力利用における安全を確保するため、環境省の外局として国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会（いわゆる三条委員会）。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に原子力安全規制の体制が抜本的に改革され、より独立性の強い新たな規制行政組織として平成24年9月19日に発足した。委員会は国会の同意を得て内閣総理大臣により任命される委員長及び委員4名からなる。

【原子力緊急事態】

放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態。原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う。原災法第15条参照。

【原子力災害医療】

原子力災害時に被ばくした人を対象に医療行為を行うこと。周辺住民の医療措置に関して道府県の災害対策本部に関係機関の協力を得て原子力災害医療体制が組織される。また各事業所周辺には地域救急医療機関の体制が組織される。

【原子力災害拠点病院】

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する医療機関。

【原子力災害対策指針】

防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針。原災法第6条の2において原子力規制委員会が定めることが規定されている。

【原子力災害対策特別措置法】

原災法と略される。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律。1999年9月30日に起きたJCOウラン加工工場の臨界事故の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化を図ることとして2000年6月16日に施行された法律である。東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、2012年6月27日に改定された。

【原子力災害対策本部】

原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第15条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときに設置される。内閣総理大臣が本部長を務める。

【原子炉圧力容器】

原子炉の炉心部を収納する肉厚に作られた頑丈な鋼製容器。内部に燃料集合体から成る炉心、制御棒などの炉心構造物、一次冷却材（軽水）等があり、運転時には高温・高圧となっている。

【原子炉格納容器】

原子炉施設で、放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要設備から環境に放散されることを防止するための一つの手段として設けられた、主要施設を格納するための密閉性と耐圧性の高い容器（実際には建造物）。主要施設から放射性物質が拡散されるような場合にも、環境への拡散を防ぐために気密な建造物に収納（格納）して、事故時の被害防止の手立てとする。

【原子炉建屋】

原子炉及びその関連施設を収容する建屋。

サ 行

【災害時要援護者】

災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする人。具体的には平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人など）や状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も対象になる。

【災害対策基本法】

災害対策基本法は、1961年（昭和36年）制定の法律。その目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置などを定めることを求めている。本法では災害を、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類するものとしており、原子力災害も含まれる。

【シーベルト】

人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。線量の単位で、記号はSvと書く。

【施設敷地緊急事態】

緊急事態区分の一つ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【指定公共機関】

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関。原子力防災に関係する機関としては、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関、及び内閣総理大臣が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人が該当する。

【指定地方公共機関】

内閣総理大臣が、関係法規に基づいて指定する地方公共機関。原子力防災に関係する機関としては、当該都道府県の知事が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人などが該当する。

【除染】

放射性物質が付着して汚染されている人体や施設を対象として、この放射性物質を取り除くことをいう。除染の方法にはブラッシング、研磨のような機械的方法と、洗剤、有機溶媒、酸、アルカリを使用する化学的除染がある。

【セシウム】

原子番号 55 の元素。原子量 132.90543。元素記号は Cs。銀白色の柔らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。多くの同位体があるが、代表的なものに質量数 137 (Cs137) や 134 (Cs134) がある。

【全面緊急事態】

緊急事態区分の一つ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

【線量計】

放射線から受けるエネルギーの量（線量）を計測する装置。個人の外部被ばく線量を測定する計器には、フィルムバッジ、ガラスバッジ、熱蛍光線量計、ポケット線量計、アラームメーターなどがある。

【線量率】

単位時間当たりの線量で、単位としては Sv/h、mSv/h、 μ Sv/h などが用いられる。ここで、Sv はシーベルトと読む線量の単位で、 $1\text{ Sv/h}=1,000\text{ mSv/h}=1,000,000\text{ }\mu\text{ Sv/h}$ である。また、時間単位としては、時間 (h) のほか、秒 (s)、日 (d)、年 (y) も用いられる。当初は「線量当量率」と表記されていたが、「線量率」に改正された。

タ 行

【等価線量】

人体組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。人体へ与えられるエネルギー量（吸収線量）に、放射線の種類ごとの影響の違いを考慮した係数（放射線荷重係数という。）をかけて求める。

ナ 行

【内部被ばく】

生体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。体内被ばくともいう。放射性物質が体内

に入る経路は、呼吸によるもの、経口によるもの、皮膚を通じるもの三通りがある。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。被ばく量は、有効半減期（半減期参照。）に依存する。

ハ 行

【避難】

放射性プルーム等による被ばくを避けるため、影響のない場所に移動すること。放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの低減化の効果が最も大きい防護対策。

【避難退域時検査】

OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。

【プルーム】

一般に、大気中に煙が放出されるとき、この煙の流れをプルーム（plume：煙流）という。原子力災害時に、大気中に放出される放射性物質の煙を放射性プルーム又は単にプルームという。

【ベクレル】

放射能の単位。放射性物質が放射線を出す能力（放射能）の強さ又は量を表す。1秒間に1個の原子が崩壊する放射性物質の量を1ベクレル（Bq）という。

【放射性物質】

一般的に放射性核種を含む物質。放射能と混同される場合があるが、放射能をもつ物質が放射性物質である。法的規則では、ある定められた値以上の放射能や放射能濃度を持つ物質を指している。

【放射性ヨウ素】

核的に不安定で、一般にベータ線とガンマ線を放出して他の元素に壊変するヨウ素を放射性ヨウ素という。安定なヨウ素は天然に存在するものは原子番号53、質量数127の元素（I127）である。これに対し、質量数127以外のヨウ素は不安定な性質を有しており、核分裂に伴って次のような放射性ヨウ素が主に生成される。質量数131のもの（I131：半減期8.06日）、133のもの（I133：半減期20.8時間）、135のもの（I135：半減期6.7時間）などがある。

【放射線】

エックス線、ガンマ線などの電磁波（光子）並びにアルファ線、ベータ線、中性子線等の粒子線（アルファ線、ベータ線は、それぞれヘリウム原子核及び電子からなる）の総称である。直接あるいは間接的に物質中の原子や分子を電離（電離作用）するほか、物質によっては発光（蛍光作用）させたり、化学変化を起こしたりする。放射線の種類によっては物質の透過力が異なる。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。

放射線には自然放射線と人工放射線がある。

【放射能】

放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力をいう。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒あたり1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。日本語では放射性物質と概念的に混同されることが多い。

ヤ 行

【予防的防護措置】

原子力災害の初期対応段階で短時間のうちに大量の放射性物質が放出される事態に対して、比較的近傍の地域における住民等の確定的影響の発生を回避するため、遅くとも放出開始直後に原子力施設から避難等の措置を講じること。

ラ 行

【ロジスティック】

活動に必要な物資を確保し供給するための調達、供給、配送等の後方支援活動。

【炉心】

原子炉の中心部分。エネルギーを発生する燃料集合体等のある部分を指す。

欧文略語

【Bq（ベクレル）】

⇒ベクレル参照。

【EAL（緊急時活動レベル）】

⇒緊急時活動レベルを参照。

【OFC（オフサイトセンター）】

⇒オフサイトセンター参照。

【OIL（運用の介入レベル）】

⇒運用の介入レベル参照。

【PAZ（予防的防護措置を準備する区域）】

Precautionary Action Zone の略。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径 5 km が目安とされる。

女川原発では、女川町、石巻市が含まれる。

【Sv（シーベルト）】

⇒シーベルト参照。

【UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）】

Urgent Protective Action Planning Zone の略。確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径 30 km が目安とされる。

女川原発では、女川町、石巻市、南三陸町、登米市、涌谷町、美里町、東松島市が含まれる。

出所) 原子力規制委員会 原子力防災用語集、原子力百科事典 ATOMICA、2016 宮城県の原子力行
政 等

名取市地域防災計画

津波災害対策編

令和 7 年 3 月

名取市防災会議

名取市地域防災計画 津波災害対策編 目次

第1章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1節 計画の目的と構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 第1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第5 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 各機関の役割と業務大綱・・・・・・・・ 3

第3節 宮城県内の地震等観測体制・・・・・・・・ 4

第4節 名取市の津波被害・・・・・・・・ 5

- 第1 地理的特性と過去の津波被害・・・・・・・・ 5
- 第2 津波対策の方向性・・・・・・・・ 5
- 第3 東日本大震災の津波災害の概況・・・・・・・・ 6

第5節 想定する津波・・・・・・・・ 9

- 第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方・・・・・・・・ 9
- 第2 想定される津波の考え方・・・・・・・・ 9
- 第3 県による第四次被害想定調査の中断について・・・・・・・・ 9

第2章 災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1節 総則・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 第1 東日本大震災の主な特徴・・・・・・・・ 11
- 第2 基本的考え方・・・・・・・・ 11
- 第3 想定される津波の考え方・・・・・・・・ 11

第2節 津波に強いまちの形成・・・・・・・・ 13

- 第1 津波浸水想定・・・・・・・・ 13
- 第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置・・・・・・・・ 13
- 第3 計画相互の有機的な連携・・・・・・・・ 13
- 第4 所有者不明土地の利活用・・・・・・・・ 13
- 第5 地震防災緊急事業五箇年計画・・・・・・・・ 14
- 第6 長寿命化計画の作成・・・・・・・・ 14
- 第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応・・・・・・・・ 14

第3節 海岸保全施設等の整備	16
第1 海岸保全施設等の整備	16
第2 河川管理施設の整備	18
第3 道路盛土等の活用	18
第4 農業用施設等における地震・津波対策	18
第4節 交通施設の災害対策	19
第1 道路施設	19
第2 空港施設	19
第5節 都市の防災対策	21
第1 津波避難を考慮した都市施設の整備	21
第2 臨海部の津波対策	21
第3 津波による漂流物対策の推進	21
第6節 建築物等の安全化対策	22
第1 公共建築物全般の対策	22
第2 建物内の安全対策	22
第3 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	22
第7節 ライフライン施設等の予防対策	23
第8節 危険物施設等の予防対策	23
第9節 防災知識の普及	24
第1 防災知識の普及、徹底	24
第2 市民の取組	27
第3 災害教訓の伝承	27
第10節 地震・津波防災訓練の実施	28
第1 津波防災訓練の実施とフィードバック	28
第2 市の防災訓練	28
第3 小中学校等の防災訓練	30
第4 企業の防災訓練	30
第11節 地域における防災体制	32
第12節 ボランティアのコーディネート	32
第13節 企業等の防災対策の推進	33
第1 津波避難計画の作成	33
第2 津波避難訓練の実施	33
第14節 津波調査研究等の推進	34
第1 調査研究の連携強化	34
第2 防災対策研究の情報発信	34

第 15 節	津波監視体制、伝達体制の整備	35
第 1	津波の観測体制の整備	35
第 2	津波監視体制の整備	35
第 3	津波警報等、避難指示の伝達体制の整備	35
第 4	役割等の明確化	37
第 16 節	情報通信網の整備	38
第 1	市における災害通信網の整備	38
第 17 節	職員の配備体制	39
第 18 節	防災拠点等の整備	40
第 1	防災拠点の整備	40
第 2	防災用資機材等の整備	40
第 19 節	相互応援体制の整備	40
第 20 節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	41
第 1	医療救護体制の整備	41
第 21 節	火災予防対策	42
第 1	津波による出火防止、火災予防の徹底	42
第 22 節	緊急輸送体制の整備	43
第 23 節	避難対策	44
第 1	徒歩避難の原則の周知	44
第 2	指定緊急避難場所の確保	45
第 3	津波避難ビル等の確保	45
第 4	避難路の確保	46
第 5	避難路等の整備	46
第 6	避難誘導体制の整備	47
第 7	避難行動要支援者の支援方策	48
第 8	消防機関等の対応	48
第 9	小中学校等における対応	49
第 10	保育所等における対応	49
第 11	津波避難計画の作成	49
第 12	避難に関する広報	51
第 24 節	避難受入れ対策	52
第 1	避難所の確保	52
第 2	避難の長期化対策	53
第 3	避難所における愛玩動物の対策	53
第 4	応急仮設住宅対策	53
第 5	帰宅困難者対策	53

第6 安否情報収集・伝達体制の整備	53
第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保	54
第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	54
第27節 複合災害対策	54
第28節 災害廃棄物対策	55
第1 処理体制	55
第2 主な措置内容	55
第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築	55
第3章 災害応急対策	57
第1節 情報の収集・伝達	57
第1 津波警報等の伝達	57
第2 地震・津波情報	58
第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報	62
第4 災害情報収集・伝達	62
第5 通信・放送手段の確保	62
第2節 災害広報活動	63
第3節 防災活動体制	63
第4節 相互応援活動	63
第5節 災害救助法の適用	63
第6節 自衛隊の災害派遣	63
第7節 救急・救助活動	64
第8節 医療救護活動	64
第9節 消火活動	64
第10節 交通・輸送活動	64
第11節 ヘリコプターの活用	64
第12節 避難活動	65
第1 津波の警戒	65
第2 避難指示	66
第3 避難指示の内容及び周知	67
第4 避難誘導	69
第5 避難所の開設	70

第6 避難所の運営	71
第7 避難指示等の発令等による広域避難	71
第8 避難長期化への対処	71
第9 帰宅困難者対策	71
第10 広域避難者への支援	72
第11 在宅避難者への支援	72
第12 住民の安否確認	72
第13節 応急仮設住宅等の確保	73
第14節 相談活動	73
第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	73
第16節 愛玩動物の収容対策	73
第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	74
第18節 防疫・保健衛生活動	74
第19節 遺体等の捜索・処置・埋葬	74
第20節 廃棄物処理活動	75
第1 海に流出した災害廃棄物の処理	75
第21節 社会秩序維持活動	77
第22節 教育活動等	77
第23節 防災資機材及び労働力の確保	77
第24節 公共土木施設等の応急対策	77
第25節 ライフライン施設等の応急復旧	77
第26節 危険物施設等の安全確保	77
第27節 農林水産業の応急対策	78
第1 農 業	78
第2 水産業	79
第28節 二次災害・複合災害防止対策	80
第1 二次災害の防止活動	80
第29節 応急公用負担等の実施	81
第30節 ボランティア活動	81
第31節 海外からの支援の受入れ	81

第4章	災害復旧・復興対策	83
第1節	災害復旧・復興計画	83
第2節	生活再建支援	83
第3節	住宅復旧支援	83
第4節	産業復興支援	83
第5節	都市基盤の復興対策	83
第6節	義援金の受入れ、配分	83
第7節	激甚災害の指定	84
第8節	大規模災害対応の検証	84

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

<災害対策基本法改正>

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下「東日本大震災」という。)は、人知を超えた猛威をふるい、市内で、死者911人・行方不明者39人という甚大な被害が発生した、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、自助・共助・公助が一体となって効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、**災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。**

第1 計画の目的

地震編 第1章 第1節の「第1 計画の目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震災害」とあるのは「津波災害」と、「地震防災対策を」とあるのは「津波防災対策を」と読み替える。

第2 計画の性格

地震編 第1章 第1節の「第2 計画の性格」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第3 計画の修正

地震編 第1章 第1節の「第3 計画の修正」を準用する。

この場合において、同項1中「地震防災対策」とあるのは「津波防災対策」と、2(3)中「地震災害対策編」とあるのは「津波災害対策編」と読み替える。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

- 3 他編の準用と読替え

名取市地域防災計画地震災害対策編(以下「地震編」という。)を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。

読み替えられる字句	読み替える字句
地震	地震・津波
市町村	沿岸市町

第5 基本方針

基本方針は、地震編 第1章 第1節「第6 基本方針」を準用するほか、次の定めるところによる。

＜東日本大震災の教訓＞

1 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報・津波警報・注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制の充実・強化、危機管理・指揮命令体制の強化、各種情報等の一元管理・共有化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的な津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

第 2 節 各機関の役割と業務大綱

各機関の役割と業務大綱は、地震編 第 1 章「第 2 節 各機関の役割と業務大綱」を準用する。

第3節 宮城県内の地震等観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（17箇所）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムの開発、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。

本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、重要であることから関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られることとなった。

第4節 名取市の津波被害

第1 地理的特性と過去の津波被害

<東日本大震災>

本市は、太平洋（仙台湾）に面し、その沿岸は平坦な浜提海岸となっているが、その前面は地震活動が極めて活発な日本海溝となっており、津波が来襲しやすい環境にある。

平成23年3月11日には「東北地方太平洋沖地震（M9.0）」において発生した津波により、市内で900人を越える死者・行方不明者が発生した。過去の津波では、本市より北側に位置するリアス式海岸の地域での被害が大きかったが、東日本大震災では本市が位置する平野部も含め、甚大な被害が発生した。

なお、本市における津波の記録は、昭和以降の被害は以下のとおりである。このほか、仙台湾沿岸では894年貞観地震の際に内陸へ2km以上の範囲にわたって、遡上はん濫したと見られる大津波が発生した可能性が地質資料からも確認されている。

■歴史津波被害

地震	波高	被害概要
昭和三陸地震津波 (昭和8年3月3日)	2m	浸水被害
チリ地震津波 (昭和35年5月24日)	2.4m	浸水被害 河口付近での漁船転覆により、死者5名 堤防一部決壊
東日本大震災※ (平成23年3月11日)	9.1m	浸水面積 27km ² 、浸水率 28% 死者 923 人、行方不明者 39 人 (H26.3.31 現在) 住家被害 全壊 2,801 棟 (H25.3.5 現在) など

※出典：名取市における東日本大震災の概要

第2 津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報・注意報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

第3 東日本大震災の津波災害の概況

<東日本大震災>

1 津波観測状況

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを越える津波の痕跡が確認されている。

この津波により東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した（災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。）。

市域の浸水面積は27平方キロメートル(国土交通省国土地理院：概略値)に達した。また、浸水深は次のとおりである。

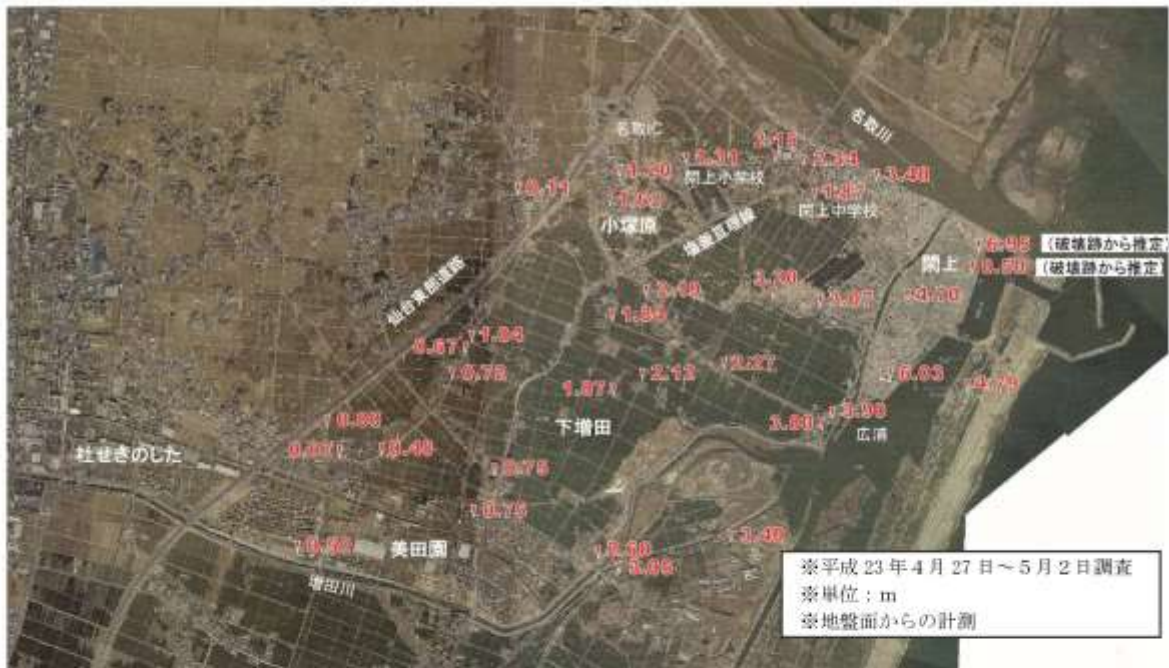
表 津波の浸水深（津波痕跡調査）

場 所	浸水深	備考
名取市サイクルスポーツセンター付近	4.79m	
関上漁港付近	6.95m、8.50m	破壊跡から推定
関上5丁目付近	6.03m	
関上6丁目付近	4.70m	
斎場付近	3.80m	
関上中学校付近	1.87m	
関上小学校付近	1.31m	
県道塩釜亘線の東側付近	1.84m、2.19m	小塚原
名取IC付近	1.20m	
宮城県農業高等学校付近	3.40m	
北釜地区付近	3.69m	
下増田小学校付近	0.50m	

※地盤面からの計測

※平成23年4月27日～5月2日調査

(出典：名取市震災復興計画、平成23年10月)



図：津波の浸水深（名取市関上地区周辺）



図：津波の浸水深（名取市下増田地区周辺）

（出典：名取市震災復興計画、平成23年10月）

2 津波による浸水状況

東北地方太平洋沖地震により、本市は甚大な浸水被害を受けた。また、本市における津波高は9.1mとなっている。

3 津波の到達時間

名取市への到達時刻 15 時 52 分（本震発生後 1 時間 6 分）

- ・ 閑上港に津波第 1 波が到達、潮位計が破壊され、その後観測不能となる。
- ・ 最大波到達時刻：特定できず。

（出典：名取市における東日本大震災の記録）

第5節 想定する津波

名取市では、これまで県の被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の津波対策として想定される津波を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を含め、様々な津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県が実施する被害想定に基づき、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界から、想定やシナリオには一定の限界があることや、被害想定を行ったもの以外の津波が発生する可能性に留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第3 県による地震被害想定について

宮城県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日

に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

<東日本大震災の教訓>

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、市内でも900人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本市沿岸部は甚大な被害を受けた。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や津波ハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のかえ方を根本的に見直すとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助・公助が連携して災害予防対策を充実強化していく必要がある。また、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神を持ち、市民一人ひとりが防災力を向上していくことが必要である。

第2 基本的考え方

<災害対策基本法改正>

津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、県、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(東北地方太平洋沖地震津波、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震津波、千島海溝(十勝・根室沖)モデル地震津波)

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

(宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の

観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等

(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成しているが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波浸水想定	県、防災安全課
第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置	都市開発課
第3 計画相互の有機的な連携	都市計画課、防災安全課
第4 所有者不明土地の利活用	防災安全課、政策企画課、なとりの魅力創生課
第5 地震防災緊急事業五箇年計画	県、関係課
第6 長寿命化計画の作成	土木課、施設所管課
第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応	防災安全課、都市開発課

第1 津波浸水想定

県は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

市は、公表された津波浸水想定結果に基づき、津波ハザードマップを作成・公表するとともに、市民に周知徹底を図る。

第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化（津波に対する強さ）等に努める。

なお、市は、国及び県と連携しながら、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第3 計画相互の有機的な連携

市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第4 所有者不明土地の利活用

地震編 第2章 第2節 第4の「所有者不明土地の利活用」を準用する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

地震編 第2章 第2節 第5の「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第6 長寿命化計画の作成

地震編 第2章 第2節 第6の「長寿命化計画の作成」を準用する。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

＜津波防災地域づくりに関する法律＞

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 市の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

市は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

ア 地域防災計画での考慮

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ウ 住民への周知徹底

市は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知する。

エ 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

オ 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

＜東日本大震災（建築基準法による）＞

なお、平成25年12月末時点における、平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定状況は次のとおりである。

■東日本大震災に伴う災害危険区域の指定状況（平成25年12月末時点）

指定区域（字名）		面積	指定年月日
杉ヶ袋字金洗、下増田字広浦、 下増田字北原東、下増田字台林、 下増田字屋敷	全部地域	403ha	平成24年9月25日
杉ヶ袋字小古田、杉ヶ袋字懸向、 下増田字東、下増田字西経塚、 下増田字北原西、下増田字南原、 下増田字小沼	全部地域	133ha	平成25年6月25日
下増田字前干揚、小塚原字下田、 小塚原字蟹穴、小塚原字遠東、 小塚原字大汐入、小塚原字赤浜、 小塚原字汐朽、関上三丁目、 関上四丁目、関上五丁目、 関上六丁目、関上七丁目、 関上字東須賀、関上字百刈	全部地域	253ha	平成25年12月24日
小塚原字中島、小塚原字東土手外、 小塚原字新鍋島、関上二丁目、 関上字庚申塚、関上字東場	一部地域		

<津波防災地域づくりに関する法律>

（2）津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

◆基本事項

1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

市は、県及び防災関係機関と連携し、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 海岸保全施設等の整備	土木課、県、東北地方整備局
第2 河川管理施設の整備	土木課、県、東北地方整備局
第3 道路盛土等の活用	土木課、県
第4 農業用施設等における地震・津波対策	農林水産課、県

第1 海岸保全施設等の整備

1 本市の状況

本市の東側には、総延長約4.9kmの仙台湾南部海岸がある。

2 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、沿岸市町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。

避難口を設置する場合は、沿岸市町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

3 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

4 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者である県知事は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとしている。

5 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

6 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

■計画堤防高

単位：m（T.P.）

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
仙台湾南部海岸①	12.9m	高潮にて決定	7.2m	蒲生	阿武隈川	7.2m

7 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

8 防潮林の整備

県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の内陸への遡上防止のため、防潮林の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第2 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を推進する。

第3 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第4 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第4節 交通施設の災害対策

交通施設の災害対策については、地震災害対策編 第2章「第5節 交通施設の災害対策」に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような道路整備を行う。

また、東日本大震災で被災した仙台空港の津波防災対策に万全を期す。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 道路施設	土木課、農林水産課、防災安全課、県、県警、東北地方整備局
第2 空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社

第1 道路施設

市及び防災関係機関は、沿岸部のまちづくりにあたっては、津波避難道路及び避難誘導標識の整備を行う。

第2 空港施設

1 緊急避難体制の構築

(1) 津波避難計画の策定

仙台国際空港株式会社は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするため、空港における津波浸水予想、津波情報の入手・伝達方法、避難場所、避難経路、避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。

(2) 避難場所への誘導

仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所へ誘導する。

2 空港機能の早期復旧対策の構築

(1) 津波早期復旧計画の策定

空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、仙台国際空港株式会社は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関係する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。

(2) 漂流物対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに漂流物対策に努める。

(3) 電源確保対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに仮設電源設備の確保等に努める。

第5節 都市の防災対策

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波避難を考慮した都市施設の整備	都市計画課、都市開発課
第2 臨海部の津波対策	都市計画課、都市開発課、県
第3 津波による漂流物対策の推進	県

第1 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第2 臨海部の津波対策

市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に位置する物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

第3 津波による漂流物対策の推進

県は、漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化するものとしている。

また、漂流物の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第6節 建築物等の予防対策

建築物等の安全化対策については、地震災害対策編 第2章「第7節 建築物等の耐震化対策」に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 公共建築物全般の対策	財政課、教育総務課、生涯学習課、消防本部
第2 建物内の安全対策	防災安全課、消防本部
第3 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	防災安全課、都市計画課

第1 公共建築物全般の対策

1 市有建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保

市は、消防署出張所、小中学校等、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性（津波に対する強さ）の確保に努める。

2 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、市及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

第2 建物内の安全対策

市は、家具の転倒等により、避難経路が塞がれないよう転倒防止対策を支援する。

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第3 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

市は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げることに困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

ライフライン施設等の予防対策については、地震編 第2章「第8節 ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

第8節 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の予防対策については、地震編 第2章「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

第9節 防災知識の普及

防災知識の普及については、地震編 第2章「第10節 防災知識の普及」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

このため、市は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災知識の普及、徹底	防災安全課、消防本部
第2 市民の取組	市民
第3 災害教訓の伝承	防災安全課、政策企画課、県、国、市民

第1 防災知識の普及、徹底

1 住民への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の実施

ア 津波の危険性等の周知

市は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

イ 住民への普及・啓発事項

市は、名取市防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、DVD貸出等の広報媒体の活用や、防災講話、防災セミナー、防災講座等により、防災知識の普及・啓発を図る。

■住民等への普及・啓発を図る事項

- | |
|--|
| ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識（後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識を含む） |
|--|

② 災害危険性に関する情報

- ・ 宮城県沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること。
- ・ 各地域における避難対象地区

③ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

④ 津波の特性に関する情報

強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など

⑤ 災害時にとるべき行動

その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動

⑥ 避難のタイミング

- ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手すること。
- ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・ 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）。
- ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること。
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は揺れを感じたら直ちに避難すること。

⑦ 避難の方法

- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない。
- ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難。

⑧ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること。
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も在り得ること。
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること。

⑨ その他

- ・ 非常持出品（懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）を準備すること。
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること。
- ・ 通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること。

- ・ やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること。
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動。
- ・ 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認。
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

<東日本大震災の教訓>

(2) 主体的な情報収集の啓発

災害時において被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動」することが重要である。そのため、災害時は市からの情報提供を待つという受け身の情報収集ではなく、市民が主体的に情報収集に努めることを啓発する。

(3) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV・虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

ア 津波ハザードマップの作成・周知

県及び市は、東日本大震災の浸水区域及び県が津波によって浸水が予想される地域の津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ 津波ハザードマップの有効活用

市は、県と連携し、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、津波ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続

的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、津波災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(3) 日常生活の中での情報揭示

ア 円滑な避難を支援するための情報揭示

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

イ 浸水高等を示す場合の留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(4) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第2 市民の取組

<東日本大震災の教訓>

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、家族で話し合い、津波避難計画を策定する。

第3 災害教訓の伝承

<災害対策基本法改正>

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、民間の伝承団体等との連携を図りつつ、作成した災害記録集やDVD等により災害教訓の伝承に努めるほか、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

◆基本事項

1 目的

地震・津波発生時に、市及び防災関係機関並びに市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波防災訓練の実施とフィードバック	防災安全課、教育委員会、消防本部、各機関
第2 市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第3 学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課、消防本部
第4 企業の防災訓練	企業

第1 津波防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、地域、学校等において行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 具体的かつ実践的な内容

市は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 市の防災訓練

市は、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

また、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図る。

1 訓練実施にあたって考慮すべき事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練や、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、地域防災計画、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

<東日本大震災の教訓>

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

突発的な津波災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施するものとする。
また、休日・夜間に地震が発生した場合も想定する。

(2) 災害対策本部運用訓練

津波災害時において、迅速に応急活動体制を確立できるよう、災害対策本部の設置及び訓練を実施する。また、全班及び全職員が災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、訓練を通じて役割を再確認する。

(3) 津波警報等、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

(4) 津波監視訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(5) 通信情報訓練

津波災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、通信機器操作の習熟、平常時通信から災害時通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の代替連絡手段の確保、通信内容の確実な伝達等についての訓練を行うものとする。

(6) 避難訓練

ア 大規模津波の発生を想定した避難訓練を実施するものとし、避難の指示、伝達方法等を円滑に行えるよう訓練を実施する。

イ 避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

(7) 警備、交通規制訓練

交通信号機の滅灯や緊急輸送路確保のための車両の流入規制等を想定し、県警等関係機関と連携して訓練を実施する。

(8) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

津波来襲が予測される場合において、迅速に水門、陸門等の締切操作が行えるよう、訓練を実施する。

(9) 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設・運営、炊出し等が円滑に行われるよう、避難所運営組織を中心として避難所運営訓練を実施する。訓練は避難所運営マニュアルに基づいて実施するものとし、訓練の検証を踏まえてマニュアルを修正する。

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加する。

第3 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する小中学校、義務教育学校は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 小中学校、義務教育学校は、災害時において、保護者への引渡しが行えるよう、保護者との合同による引渡し訓練や情報収集・伝達訓練を実施する。また、児童センターと連携した防災訓練の実施に努める。
- 6 津波によって浸水が予想される地域以外の小中学校も含め、大津波警報、津波警報発表の際、小中学校が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校や地域等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第4 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避

難訓練を実施する。

- 2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、市及び周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

第11節 地域における防災体制

地域における防災体制については、地震編 第2章「第12節 地域における防災体制」を準用する。

第12節 ボランティアのコーディネート

ボランティアのコーディネートについては、地震編 第2章「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第13節 企業等の防災対策の推進

企業等の防災対策の推進については、地震編 第2章「第14節 企業等の防災対策の推進」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波避難計画の策定	商工観光課、防災安全課、消防本部、企業
第2 津波避難訓練の実施	企業

第1 津波避難計画の策定

企業等は、津波の高さや到達時間に応じた津波避難計画の策定に努める。

第2 津波避難訓練の実施

企業等は、停電や道路の渋滞を考慮した津波避難訓練を実施する。

第14節 津波調査研究等の推進

◆基本事項

1 目 的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきている。市は、これらの機関の研究に積極的に協力する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 調査研究の連携強化	防災安全課、各機関、地域組織
第2 防災対策研究の情報発信	防災安全課

第1 調査研究の連携強化

市は、関係機関が行う津波・地震対策の調査研究等に積極的に協力する。

第2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により全国に広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

◆基本事項

1 目的

市は、県及び防災関係機関と連携・協力し、津波発生の際に速やかに警戒体制がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波の観測体制の整備	国
第2 津波監視体制の整備	防災安全課、消防本部、県、国
第3 津波警報等、避難指示の伝達体制の整備	防災安全課、消防本部
第4 役割等の明確化	防災安全課

第1 津波の観測体制の整備

仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

第2 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

市は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計の維持・整備に努める。

<東日本大震災の教訓>

2 津波監視システムの整備

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

3 観測情報の共有化

県、市及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

4 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。市は、GPS波浪計の観測情報を速やかにホームページ等により情報入手に努める。

第3 津波警報等、避難指示の伝達体制の整備

1 市の対応

(1) 避難指示の発令基準の設定

ア 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う

県や気象庁等との連携に努めるとともに必要に応じて支援を得る。

また、市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 伝達体制の整備

市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

市は、さまざまな環境下にある職員や住民、海域海岸利用者等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット（ホームページ、ツイッター等）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む）等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

ウ 要配慮者対策

県及び市は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

市は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

2 県の対応

県は、宮城県総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報・注意報等を迅速に市に伝達する。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について通報を受けたときは、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)による伝達と併せて電子メールにて市及び消防本部へ通知を行う。

3 県警の対応

県警は、津波警報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

ア 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

イ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

エ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

(1) 津波警報伝達の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、関係市町村に対し迅速、確実な伝達に努める。

(2) 津波警報伝達試験の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。

第4 役割等の明確化

市は、各部署及び各機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第16節 情報通信網の整備

情報通信網の整備については、地震編 第2章「第16節 情報通信網の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

＜東日本大震災の教訓＞

大津波警報・津波警報を伝達するためモーターサイレン等の整備を図るとともに、消防団、津波孤立地区等への通信手段の確保に努める。

◆基本事項

1 目的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市における災害通信網の整備	なとりの魅力創生課、防災安全課、AIシステム推進課、消防本部

第1 市における災害通信網の整備

＜東日本大震災の教訓＞

1 市は、大津波警報・津波警報を市民に伝達するため、沿岸部にモーターサイレンの整備を図る。

また、市は、消防庁より伝達される津波警報・注意報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

2 消防団への情報伝達手段の確保

市は、消防団への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るため、デジタル簡易無線等の整備を行っている。

3 津波避難施設への通信手段の確保

市は、津波時の避難誘導を速やかに行うため、津波避難施設（津波緊急避難所、指定避難所）へのデジタル簡易無線を整備し、訓練の実施に努める。

4 津波孤立想定地域の通信手段の確保

市は、津波発生時に孤立が予想される地域において、簡易無線機等の通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟に努める。

第17節 職員の配備体制

職員の配備体制については、地震編 第2章「第17節 職員の配備体制」を準用する。

第18節 防災拠点等の整備

防災拠点等の整備については、地震編 第2章「第18節 防災拠点等の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災拠点の整備	防災安全課、財政課、教育委員会、消防本部、防災関係機関
第2 防災用資機材等の整備	消防本部

第1 防災拠点の整備

- 市は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を県と連携し検討する。
- 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第2 防災用資機材等の整備

＜東日本大震災の教訓＞

市は、ゴムボート、救命胴衣、浮環、ロープ等救助用の資機材の整備に努める。

第19節 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備については、地震編 第2章「第19節 相互応援体制の整備」を準用する。

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

医療救護体制・福祉支援体制の整備については、地震編 第2章「第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

津波による被災者は、生か死かである場合が多く、冬場は低体温症の発生に留意する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等

第1 医療救護体制の整備

＜東日本大震災の教訓＞

1 医療救護所の設置予定箇所の検討

市は、名取市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ津波災害時における初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」の設置予定箇所を検討しておくものとする。

2 資機材の準備

津波被災者の低体温症等の発生を防ぐため、市は、衣類や防寒用品等を迅速に調達できるよう、あらかじめ体制についてを検討しておくものとする。

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況

第21節 火災予防対策

火災予防対策については、地震編 第2章「第21節 火災予防対策」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と連携し、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波による出火防止、火災予防の徹底	消防本部

第1 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏えい油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏えい防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行うものとしている。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏えいした場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努めるものとされている。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏えいを防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第22節 緊急輸送体制の整備

緊急輸送体制の整備については、地震編 第2章「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第23節 避難対策

◆基本事項

1 目的

地震編 第2章 第23節の「1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と、「指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路」とあるのは「指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路」と読み替える。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 徒歩避難の原則の周知	防災安全課
第2 指定緊急避難場所の確保	防災安全課
第3 津波避難ビル等の確保	防災安全課、都市計画課
第4 避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課
第5 避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課
第6 避難誘導體制の整備	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、消防本部
第7 避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課
第8 消防機関等の対応	消防本部
第9 小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校
第10 保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課
第11 津波避難計画の策定	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社会福祉協議会、施設管理者
第12 避難に関する広報	防災安全課、消防本部

第1 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、徒歩避難の原則の周知に努める。

2 自動車での避難方策の検討

市域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市民は津波避難時に渋滞等を避けられるよう、あらかじめ避難ルートを検討しておく。

検討に当たっては、県警と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保

＜災害対策基本法改正＞

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることについても検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (2) 公共用地等の有効活用」を準用する。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (3) 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (5) 指定緊急避難場所の指定基準等」を準用する。

2 道路盛土等の活用

県及び市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第3 津波避難ビル等の確保

1 市の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、指定行政機関及び県や市町村の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

ア 津波に対して安全な構造であること。

イ 基準水位(津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。)に相当する階よりも上階に避難

スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

ウ 耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。

エ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(3) 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において基準水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等
- 8 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電

時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 津波避難の迅速化の考慮

市は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、市及び道路管理者等が一体となって検討する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などまちの至る所を示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うよう努める。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第6 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市（防災安全課、消防本部）は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市（防災安全課、消防本部）は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

地震編 第2章 第23節 第6の「1 避難行動要支援者の支援方策の検討」を準用する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

地震編 第2章 第23節 第6の「2 避難行動要支援者の支援体制の整備」を準用する。

3 社会福祉施設等における対応

地震編 第2章 第23節 第6の「3 社会福祉施設等における対応」を準用する。

4 在宅者対応

地震編 第2章 第23節 第6の「4 在宅者対応」を準用する。

5 外国人等への対応

市（総務課、防災安全課）及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

（1）地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備

（2）避難場所や避難路の標識等における絵文字（ピクトグラム）の活用、多言語化の推進

（3）多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及

（4）外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第8 消防機関等の対応

1 救急・救助活動の実施体制確保

市及び県は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救急・救助活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

なお、救急・救助活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救急・救助活動についても考慮する。

2 消防機関等の役割

市は、消防本部及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

（1）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画策定等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

市は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9 小中学校等における対応

1 児童生徒等の安全対策

地震編 第2章 第23節 第7の「1 児童生徒等の安全対策」を準用する。

2 避難環境の整備

県及び市は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

市は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 保育所等における対応

地震編 第2章 第23節 第8の「保育所等における対応」を準用する。

第11 津波避難計画の策定

1 市の対応

- (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、東日本大震災の浸水区域や訓練の実施、ワークショップの開催等を通じて、住民参加により避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、避難指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を参考とする。

■住民への周知内容

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- ウ 津波情報の収集・伝達の方法
- エ 避難路及び避難経路、誘導方法
- オ 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- カ 指定避難所の名称、所在地、収容人員 など

（2）地域ごとの避難計画作成支援

市は、津波避難計画の策定に当たりワークショップなどを開催し、地域住民、自主防災組織、消防機関、県警、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を作成するための支援を行う。

（3）地域防災力の向上

市は、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

（4）避難行動要支援者への配慮

市は、避難計画の策定に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

2 県及び防災関係機関の対応

（1）津波浸水予測図の作成

県は、市の津波避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、市等へ提供するものとしている。

（2）津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の策定に当たり、市が行う沿岸住民への支援に対して協力する。

3 施設等の管理者

病院、デパート、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模津波災害を想

定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第12 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第24節 避難受入れ対策

◆基本事項

地震編 第2章 第24節の「◆基本事項」を準用する。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

地震編 第2章 第24節 第1の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるように、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波から緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 避難所の代替施設の指定

地震編 第2章 第24節 第1の「3 避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

地震編 第2章 第24節 第1の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。

5 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

地震編 第2章 第24節 第1の「5 (1) 指定避難所の施設の整備」を準用する。

(2) 物資等の備蓄

地震編 第2章 第24節 第1の「5 (2) 物資等の備蓄」を準用する。

(3) 津波の被害のおそれのある場所での対応

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

6 避難所の運営・管理

地震編 第2章 第24節 第1の「6 避難所の運営・管理」を準用する。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第1の「7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

8 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第24節 第1の「8 福祉避難所の確保」を準用する。

9 広域避難の対策

地震編 第2章 第24節 第1の「9 広域避難の対策」を準用する。

第2 避難の長期化対策

地震編 第2章 第24節 第2の「避難の長期化対策」を準用する。

第3 避難所における愛玩動物の対策

地震編 第2章 第24節 第3の「避難所における愛玩動物の対策」を準用する。

第4 応急仮設住宅対策

地震編 第2章 第24節 第4の「応急仮設住宅対策」を準用する。

第5 帰宅困難者対策

地震編 第2章 第24節 第5の「帰宅困難者対策」を準用する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

地震編 第2章 第24節 第6の「安否情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

食料、飲料水及び生活物資の確保については、地震編 第2章「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策については、地震編 第2章「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第27節 複合災害対策

複合災害対策については、地震編 第2章「第27節 複合災害対策」を準用する。

第28節 災害廃棄物対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 処理体制	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合、県
第2 主な措置内容	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合
第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築	環境共創課

第1 処理体制

地震編 第2章 第28節 第1の「処理体制」を準用する。

第2 主な措置内容

地震編 第2章 第28節 第2の「主な措置内容」を準用する。

第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

市は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力に努める。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、地震編 第3章「第1節 情報の収集・伝達」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

地震編 第3章 第1節の「◆基本事項」を準用する。

第1 津波警報等の伝達

1 市の対応

市は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、次の手段を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。また、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

なお、広報担当者の安全確保のため、津波警報等の伝達は、予想される津波の高さ及び津波到達予定時間により、伝達手段が異なることに留意する。

2 県の対応

県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。

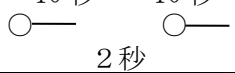
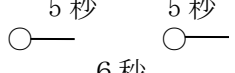
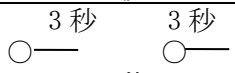
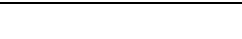
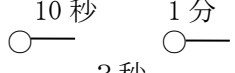
■市における予想される津波の高さ別の広報手段

警報等	津波到達予想時間 (宮城県)	広報 手段※	浸水予測区域	避難の対応方針
津波注意報 (0.2m～1m)	15分、30分、1時間	B A	貞山堀から東側	貞山堀から東側への避難指示
津波警報 (1m超～3m)	15分、30分 1時間	B A	東部道路から東側	東部道路から東側への避難指示
大津波警報 (3m超～10m以上)	15分、30分 1時間	B A	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の一部	・閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の想定浸水域への避難指示 ・市内全域で自主避難

※上記の表における広報手段

分類	広報手段（担当部署）
広報手段 A	防災行政無線、モーターサイレン（防災安全課） ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・ 緊急速報メール、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、X（旧 ツイッター）、F B、広報車（なとりの魅力創生課） 消防車・団積載車（消防本部）
広報手段 B	防災行政無線、モーターサイレン（防災安全課） ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・ 緊急速報メール、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、ツイッ ター、F B、広報車（なとりの魅力創生課）

■津波警報等のサイレン・打鐘標識等

区 分	サイレン標識	打鐘標識
津波注意報	10秒 10秒  2秒	
津波警報	5秒 5秒  6秒	
大津波警報	3秒 3秒  2秒	
津波注意報解除 津波警報解除	10秒 1分  3秒	

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、津波警報等・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類

<気象業務法改正>

（1）津波警報等

ア 津波警報等の発表等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く

求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震で、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。その場合、地震発生からおおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ 津波警報等の留意事項

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続す

ることや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波警報等は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により沿岸市町等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、市や防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報

地震編 第3章 第1節 第3の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を準用する。

第4 災害情報収集・伝達

＜東日本大震災の教訓＞

1 災害情報の収集

(1) 災害情報収集体制

ア 総務班は、津波が発生し、又は津波の発生するおそれがある場合、津波監視カメラ及び潮位計の状況を確認し、津波に関する情報を収集する。

イ 総務班は、地震発生後、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を聴取する。

ウ 市長は、津波災害が発生した場合、市職員をもって災害情報の収集に当たらせる。なお、津波警報発令時においては、津波浸水想定区域の調査は控えるなど、職員の安全確保に万全を期するものとする。

エ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて企画班に伝達し、企画班において各種災害情報をとりまとめる。

オ 総務班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

カ 市は、防災関係機関がそれぞれの防災業務計画等の定めるところにより収集した被害状況等の情報収集について、随時、報告又は通報を受ける。

第5 通信・放送手段の確保

＜東日本大震災の教訓＞

1 市防災行政無線施設

(1) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災無線等通信手段の確保に努める。

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに、施設の復旧を行う。

(3) 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

■資料編

- ・ 異常現象発見時の通報先一覧表
- ・ 市町村被害状況報告要領
- ・ 名取市津波対応指針

第2節 災害広報活動

災害広報活動については、地震編 第3章「第2節 災害広報活動」を準用する。

第3節 防災活動体制

防災活動体制については、地震編 第3章「第3節 防災活動体制」を準用する。

第4節 相互応援活動

相互応援活動については、地震編 第3章「第4節 相互応援活動」を準用する。

第5節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震編 第3章「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第6節 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣については、地震編 第3章「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第7節 救急・救助活動

救急・救助活動については、地震編 第3章「第7節 救急・救助活動」を準用する。

第8節 医療救護活動

医療救護活動については、地震編 第3章「第8節 医療救護活動」を準用する。

第9節 消火活動

消火活動については、地震編 第3章「第9節 消火活動」を準用する。

第10節 交通・輸送活動

交通・輸送活動については、地震編 第3章「第10節 交通・輸送活動」を準用する。

第11節 ヘリコプターの活用

ヘリコプターの活用については、地震編 第3章「第11節 ヘリコプターの活用」を準用する。

第12節 避難活動

◆基本事項

1 目的

津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 津波の警戒	防災安全課、消防本部、消防団	総務班、消防班、消防団
第2 避難指示	市長	本部長
第3 避難指示の内容及び周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第4 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第5 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、A I システム推進課	教育部、総務班、広報・情報班
第6 避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第7 避難指示等の発令等による 広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第8 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第9 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第10 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第11 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第12 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 津波の警戒

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

1 市の対応

- (1) 津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、水防団等を出動させ、津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等を閉鎖する。
- (2) 第3章 第1節「第1 大津波警報、津波警報等の伝達」に基づき、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。なお、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対しても、防災行政無線、モーターサイレン、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、エリアメール・緊急速報メール、ラジオ等により確実に伝達するよう努める。

- (3) 防災対応に従事する者の安全を確保しつつ、津波の来襲に備えて、水門等の閉扉等に当たるものとする。
- (4) 津波監視カメラや潮位計等の津波観測機器で潮位の変化を監視し、沿岸住民に広報するとともに、県、県警及びその他関係機関に対して、潮位等の情報、対応の状況等について通知するものとする。

2 県及び関係機関の対応

- (1) 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。
- (2) 県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。
- (3) 県は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等（沿岸市町等）と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- (4) 県警は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。
また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- (5) 東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。
また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- (6) 第二管区宮城海上保安部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
また、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第2 避難指示

沿岸市津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、市長は、的確な避難指示等を速やかに発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言を行うものとしている。

さらに、市長は、避難指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難指示を行う者

地震編 第3章 第12節 第1の「1 避難指示等を行うもの」を準用する。

2 市長の役割

市長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認め

る地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示の発令を行う。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であるため、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情に勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。

なお、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。

- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3 知事の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「3 知事の役割」を準用する。

4 警察の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「4 警察の役割」を準用する。

5 海上保安官の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「5 海上保安官の役割」を準用する。

6 自衛隊の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「6 自衛隊の役割」を準用する。

第3 避難指示の内容及び周知

1 住民の役割

住民等は、以下の場合、自主的に判断し、適切な避難行動をとるものとする。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示の発表・発令を待たず、直ちに避難すること。
- (2) 津波警報を覚知した場合にも、避難指示の発令を待たずに、直ちに避難すること。
- (3) 津波警報等は、自発的に情報を入手する。
- (4) 津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。

2 沿岸住民等の避難

(1) 避難指示の発令基準

ア 大津波警報が発表された場合

津波の危険が予想される区域に対して、直ちに避難指示を発令する。

イ 津波警報が発表された場合

津波の危険が予想される区域に対して、直ちに避難指示を発令する。

ウ 津波注意報が発表された場合

津波の危険が予想される区域及び海岸部にいる者に対して、直ちに避難指示を発令する。

避難の対応方針については、第3章 第1節「第1 大津波警報、津波警報等の伝達」を参照する。

(2) 避難指示の解除

避難指示の解除は、下記の事項に留意し、市長が安全な市民生活が可能と判断したとき、これを行うものとする。

- ア 津波に関する警報・予報が解除されていること
- イ 二次災害が発生する危険がないと判断されること

(3) 避難指示が発令されたときに住民等に求める行動

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、またはすでに人的被害の発生した可能性がある場合などが想定されている事態にあたる。

避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了し、未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。

3 在港船舶の避難

在港船舶及び沿岸で作業中の漁船は、津波予報を受けた場合又は津波のおそれがある場合は、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、湾外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先した必要な措置をとるものとする。

4 避難の措置と周知

避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 周知内容

避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- ア 避難の指示等の理由及び内容
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先又は避難場所
- エ 避難経路
- オ 出火・盗難の予防措置
- カ 携行品
- キ その他の誘導措置
- ク その他

(2) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、おおむね次の方法によりその内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 防災行政無線及びコミュニティFM（エフエムなとり）

イ エリアメール・緊急速報メール

ウ テレビの字幕放送（テロップ）

エ 市、県警、消防の広報車

オ ホームページ、X（旧ツイッター）、市民向け登録制メール（なとり防災メール）等

(3) 関係機関の相互連絡

市、県、県警、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、相互に連絡通報する。

市長が避難指示を発令したとき又は他の実施責任者が避難指示を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第4 避難誘導

1 避難誘導

- (1) 住民等の避難誘導に当たる場合、市職員、警察官、消防職員、消防団員等は、予想される津波到達時間を把握した上で、迅速に避難できるよう安全な場所（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。

- (2) 市職員、警察官、消防職員、消防団員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、近くのより高い場所へ避難誘導する。

<災害対策基本法改正>

2 避難誘導者の安全確保

市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 地域や道路の事情に応じた対応

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行

う場合、警察官、消防職員、消防団員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

4 県警の対応

県警は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

5 宮城海上保安部の対応

宮城海上保安部は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

第5 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知をする。

市は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

- (1) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (1)」を準用する。
- (2) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (2)」を準用する。
- (3) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (3)」を準用する。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (6) 市は、避難所を開設した場合に係関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所開設の連絡

地震編 第3章 第12節 第4の「2 避難所開設の連絡」を準用する。

＜東日本大震災の教訓＞

3 避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (1) 管理責任者」を準用する。

(2) 避難所配置職員

大規模地震発生時は、あらかじめ指定した避難所配置職員を配置する。指定された職員が対応できない場合は、民生班、健康福祉部、教育部の職員から確保する。また、男女混

合で配置するとともに、交代要員を確保する。

(3) 担当業務

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (3) 担当業務」を準用する。

(4) 地震編 第3章 第12節 第4の「3 (4)」を準用する。

4 避難者の受入れ

地震編 第3章 第12節 第4の「4 避難者の受入れ」を準用する。

5 仮設トイレの設置

地震編 第3章 第12節 第4の「5 仮設トイレの設置」を準用する。

第6 避難所の運営

1 避難所の管理

地震編 第3章 第12節 第5の「1 避難所の管理」を準用する。

2 避難所での広報

地震編 第3章 第12節 第5の「2 避難所での広報」を準用する。

3 避難所の環境維持

地震編 第3章 第12節 第5の「3 避難所の環境維持」を準用する。

4 男女共同参画

地震編 第3章 第12節 第5の「4 男女共同参画」を準用する。

5 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

6 教職員による支援

地震編 第3章 第12節 第5の「6 教職員による支援」を準用する。

7 外国人への配慮

地震編 第3章 第12節 第5の「7 外国人への配慮」を準用する。

8 避難行動要支援者の情報提供

地震編 第3章 第12節 第5の「8 避難行動要支援者の情報提供」を準用する。

9 ホームレスの受入

地震編 第3章 第12節 第5の「9 ホームレスの受入」を準用する。

第7 避難指示等の発令等による広域避難

地震編 第3章 第12節 第6の「避難指示等の発令等による広域避難」を準用する。

第8 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節 第7の「避難長期化への対処」を準用する。

第9 帰宅困難者対策

地震及び津波の発生により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。

1 適切な帰宅行動の誘導

(1) 帰宅行動に関する情報提供

市は、市民、企業、学校等など関係機関に対して情報提供に努め、現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

地震編 第3章 第12節 第8の「1 (2) 企業及び学校等関係機関の対応」を準用する。

(3) 大規模集客施設等の対応

地震編 第3章 第12節 第8の「1 (3) 大規模集客施設等の対応」を準用する。

2 帰宅困難者への情報提供

地震編 第3章 第12節 第8の「2 帰宅困難者への情報提供」を準用する。

第10 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第9の「広域避難者への支援」を準用する。

第11 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第10の「広域避難者への支援」を準用する。

第12 住民の安否確認

地震編 第3章 第12節 第11の「住民の安否確認」を準用する。

第13節 応急仮設住宅等の確保

応急仮設住宅等の確保については、地震編 第3章「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第14節 相談活動

相談活動については、地震編 第3章「第14節 相談活動」を準用する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動については、地震編 第3章「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第16節 愛玩動物の収容対策

愛玩動物の収容対策については、地震編 第3章「第16節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動については、地震編 第3章「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第18節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、地震編 第3章「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬

遺体等の搜索・処置・埋葬については、地震編 第3章「第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬」を準用する。

第20節 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動については、地震編 第3章「第20節 廃棄物処理活動」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって大量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、県及び市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 海に流出した災害廃棄物の処理	環境共創課	環境班

第1 海に流出した災害廃棄物の処理

県及び市は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置に努める。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

東日本大震災における対応

がれき・障害物の処理〔土木班が自衛隊等の協力を得て実施〕

3/11：東日本大震災発生

3/11 夜：がれき置場として広浦と小塚原の共有地、十三塚公園を確保
作業にあたって、災害応援協定に基づき8社と業務委託契約

3/22～：閑上への車両通行を許可制とした。車のレッカー、家財持出しの希望者は本人確認の上、建設課において、被災地車両通行許可証を発行（下増田は通行制限せず）

3/22：市災害ゴミ処理計画を策定。閑上海岸、小塚原共有地、十三塚公園を集積場に指定し、ホームページ等で周知

3/25：津波被災地域の家屋等撤去に関するお知らせをホームページ、公民館、避難所に周知。
家屋等撤去依頼書により同意をとり、無償で解体（窓口：建設課）

4/4～：閑上、下増田の12地区のがれき撤去を開始（窓口 閑上：建設課、下増田：道路公園課）

4/5～：閑上3～6丁目の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11～：北釜地区内の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11：

- ・津波により被災した自動車等の取扱いについて周知（津波により被災した2,000台以上の自動車を、災害対策基本法64条に基づき、所有者に代わって市長が撤去し一時保管。自力撤去可能な方は各自撤去を依頼（窓口：道路公園課））
- ・被災車両の撤去は県に委託したが、仮置場の借地や柵の設置を道路公園課が実施

5/9：流出自動車の移動に関する掲示を行い、移動を開始

その他事項

4/27：農地内のがれき撤去は、市から県に委託し、県事業で実施

4～11月：船舶の解体・撤去は県で実施。商工観光課は、漁協の協力により、所有者、解体等の確認を実施

7月～：

- ・津波被災地以外の家屋等の解体撤去を周知し、申し込みにより順次無償で解体（窓口：クリーン対策課）
- ・閑上、小塚原のごみ置き場から火災が発生（原因は、雨で石灰が発火し布団に燃え移る等）したため、消防が夜間のパトロールを強化

各担当窓口

・建設課：宅地内のがれき	・道路公園課：車両等
・農政課：農地内のがれき	・商工水産課：船舶

第21節 社会秩序維持活動

社会秩序維持活動については、地震編 第3章「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第22節 教育活動等

教育活動等については、地震編 第3章「第22節 教育活動等」を準用する。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

防災資機材及び労働力の確保については、地震編 第3章「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第24節 公共土木施設等の応急対策

公共土木施設等の応急対策については、地震編 第3章「第24節 公共土木施設等の応急対策」を準用する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

ライフライン施設等の応急復旧については、地震編 第3章「第25節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第26節 危険物施設等の安全確保

危険物施設等の安全確保については、地震編 第3章「第26節 危険物施設等の安全確保」を準用する。

第27節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

地震編 第3章 第27節 ◆基本事項の「1 目的」を準用する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 農業	農林水産課、県	農林水産班、県
第2 水産業	農林水産課、県	農林水産班、県

第1 農業

1 市の役割

地震編 第3章 第27節 第1の「1 市の役割」を準用する。

2 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行うものとしている。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、県と連携し移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

(1) 農作物

ア 水稻

(ア) 津波による浸水があった場合は、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

(イ) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

イ 畑作物

(ア) 散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。

エ 施設園芸

海水が流入した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

(ア) 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、真水を確保する。

- (イ) 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。
- (ウ) 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。
- (エ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないよう
に対策を講じる。

(2) 畜産

地震編 第3章 第27節 第1の「3 (2) 畜産」を準用する。

第2 水産業

地震編 第3章 第27節 第3の「水産業」を準用する。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策については、地震編 第3章「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

二次災害とは、地震や津波による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 二次災害の防止活動	防災安全課、土木課、水道事業所、下水道課、消防本部	総務班、土木班、水道部、下水道班、消防班

第1 二次災害の防止活動

1 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所の地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 高潮・高浪・波浪

県及び市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

3 地震・誘発地震

県及び市又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業

員の安全確保対策をとる。

4 海岸漂着危険物

県及び市の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

5 現場作業員への配慮

県及び市又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

6 空き家等

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第29節 応急公用負担等の実施

応急公用負担等の実施については、地震編 第3章「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第30節 ボランティア活動

ボランティア活動については、地震編 第3章「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第31節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、地震編 第3章「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画については、地震編 第4章「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

生活再建支援については、地震編 第4章「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

住宅復旧支援については、地震編 第4章「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

産業復興支援については、地震編 第4章「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

都市基盤の復興対策については、地震編 第4章「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

義援金の受入れ、配分については、地震編 第4章「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、地震編 第4章「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 大規模災害対応の検証

大規模災害対応の検証については、地震編 第4章「第8節 大規模災害対応の検証」を準用する。

名取市地域防災計画

風水害等災害対策編

令和 7 年 3 月

名取市防災会議

名取市地域防災計画 風水害等災害対策編 目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的と構成	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の修正	1
第4 計画の構成	1
第5 基本方針	2
第2節 各機関の役割と業務大綱	3
第2章 災害予防対策	5
第1節 風水害等に強いまちづくり	5
第1 風水害に強いまちづくり	5
第2 水害予防対策	6
第3 高潮、波浪等災害予防対策	13
第4 土砂災害予防対策	14
第5 地盤沈下災害予防対策	16
第6 風雪害予防対策	16
第7 農林水産業災害予防対策	17
第2節 都市の防災対策	21
第3節 建築物等の予防対策	22
第1 浸水等風水害対策	22
第2 がけ地近接等危険住宅移転事業	22
第3 特殊建築物の予防対策	22
第4節 ライフライン施設等の予防対策	23
第1 水道施設	23
第2 下水道施設	23
第3 電力施設	23
第4 ガス施設	24
第5 電信・電話施設	24
第5節 防災知識の普及	26
第6節 防災訓練の実施	27
第1 市の防災訓練	27

第2	小中学校等の防災訓練	28
第3	企業等の防災訓練	28
第4	救急・救助関係機関の教育訓練	29
第7節	地域における防災体制	30
第8節	ボランティアのコーディネート	30
第9節	企業等の防災対策の推進	31
第1	企業等の役割	31
第2	企業等の防災組織	32
第10節	情報通信網の整備	33
第1	市における災害通信網の整備	33
第2	県の災害通信網	33
第3	防災関係機関における災害通信網の整備	33
第11節	職員の配備体制	34
第1	市の配備体制	34
第2	市災害対策本部への要員派遣体制の整備	35
第3	防災担当職員の育成	35
第4	人材確保対策	35
第5	感染症対策	35
第6	災害対応職員行動マニュアルの作成	35
第7	業務継続計画（BCP）	35
第12節	防災拠点等の整備	36
第1	防災拠点の整備	36
第2	防災拠点機能の確保・充実	36
第3	市が整備する防災用資機材等	37
第4	防災用資機材の確保対策	37
第13節	相互応援体制の整備	38
第1	相互応援体制の整備	38
第2	市町村間の応援協定	38
第3	消防相互応援体制等の整備	38
第4	その他	38
第14節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	39
第1	医療救護体制の整備	39
第2	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	40
第3	医薬品等の備蓄・供給体制	40
第4	福祉支援体制の整備	40

第 15 節	緊急輸送体制の整備	41
第 1	緊急輸送道路の確保	41
第 2	臨時ヘリポートの整備	41
第 3	緊急輸送体制	41
第 16 節	避難対策	42
第 1	避難誘導體制	44
第 2	指定緊急避難場所の確保	44
第 3	避難路の確保	45
第 4	避難路等の整備	46
第 5	避難誘導體制の整備	46
第 6	避難行動要支援者の支援方策	47
第 7	小中学校等における対応	47
第 8	保育所等における対応	47
第 9	避難計画の作成	47
第 10	避難に関する広報	47
第 17 節	避難受入れ対策	48
第 1	避難所の確保	48
第 2	避難の長期化対策	48
第 3	避難所における愛玩動物の対策	48
第 4	応急仮設住宅対策	48
第 5	帰宅困難者対策	48
第 6	安否情報収集・伝達体制の整備	49
第 18 節	食料、飲料水及び生活物資の確保	50
第 19 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	51
第 1	高齢者、障がい者等への支援対策	51
第 2	外国人への支援対策	52
第 20 節	複合災害対策	53
第 21 節	災害廃棄物対策	53
第 22 節	災害種別毎予防対策	54
第 1	火災予防対策	54
第 2	林野火災予防対策	55
第 3	危険物等災害予防対策	57
第 4	海上災害予防対策	58
第 5	航空災害予防対策	59
第 6	鉄道災害予防対策	60
第 7	道路災害予防対策	61

第3章 災害応急対策 63

第1節 防災気象情報の伝達 63

- 第1 防災気象情報 63
- 第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報 65
- 第3 気象警報等の伝達 65

第2節 情報の収集・伝達 67

- 第1 情報収集・伝達 67
- 第2 異常現象を発見した場合の通報 68

第3節 通信・放送施設の確保 69

- 第1 県防災行政無線施設 69
- 第2 市防災行政無線施設 69
- 第3 消防無線通信施設 69
- 第4 災害時の通信連絡 70

第4節 災害広報活動 72

第5節 防災活動体制 73

- 第1 初動対応の基本的考え方 73
- 第2 市の活動体制 73
- 第3 職員の動員体制 74
- 第4 災害対策本部の設置 74
- 第5 消防機関等の活動 74
- 第6 関係機関との連携 75

第6節 警戒活動 76

- 第1 警戒体制 76
- 第2 水防活動 76
- 第3 土砂災害警戒活動 77
- 第4 ライフライン、交通等警戒活動 77
- 第5 船舶避難活動 77

第7節 相互応援活動 78

- 第1 民間協定の活用 78
- 第2 市町村間の相互応援活動 78
- 第3 県への応援要請 78
- 第4 消防相互応援活動 78
- 第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 79
- 第6 受入体制の整備 79

第 8 節	災害救助法の適用	80
第 9 節	自衛隊の災害派遣	80
第 10 節	救急・救助活動	81
第 1 項	市の活動	81
第 2 項	県の活動	81
第 3 項	県警の活動	81
第 4 項	海上保安部の活動	81
第 5 項	市民及び自主防災組織等の活動	81
第 6 項	惨事ストレス対策	81
第 7 項	感染症対策	81
第 8 項	救急・救助用資機材の整備	82
第 11 節	医療救護活動	82
第 12 節	交通・輸送活動	83
第 1 項	市の活動	83
第 2 項	緊急輸送活動手段	83
第 3 項	陸上交通の確保	84
第 4 項	海上交通の確保	85
第 13 節	ヘリコプターの活用	85
第 14 節	避難活動	86
第 1 項	避難指示	86
第 2 項	避難の措置と周知	88
第 3 項	避難誘導	88
第 4 項	避難所の開設	88
第 5 項	避難所の運営	89
第 6 項	避難情報の発令等による広域避難	89
第 7 項	避難長期化への対処	89
第 8 項	帰宅困難者対策	89
第 9 項	広域避難者への支援	89
第 10 項	在宅避難者への支援	89
第 11 項	住民の安否確認	89
第 15 節	応急仮設住宅等の確保	90
第 16 節	相談活動	90
第 17 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	90
第 18 節	愛玩動物の収容対策	90

第 19 節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	90
第 20 節	防疫・保健衛生活動	91
第 21 節	遺体等の捜索・処置・埋葬	91
第 22 節	廃棄物処理活動	91
第 23 節	社会秩序維持活動	91
第 24 節	教育活動等	92
第 1	避難措置	92
第 2	学校等施設等の応急措置	93
第 3	教育の実施	93
第 4	心身の健康管理	93
第 5	学用品等の調達	93
第 6	給 食	93
第 7	修学支援	94
第 8	通学手段の確保	94
第 9	小中学校等が避難所になった場合の措置	94
第 10	災害応急対策への生徒の協力	94
第 11	保育所等の対応	94
第 12	文化財の応急措置	94
第 25 節	防災資機材及び労働力の確保	94
第 26 節	公共土木施設等の応急対策	95
第 1	道路施設	95
第 2	海岸保全施設	95
第 3	河川管理施設	95
第 4	砂防・地すべり・治山関係施設	95
第 5	ダム施設	95
第 6	漁港施設	95
第 7	空港施設	95
第 8	鉄道施設	95
第 9	農地、農業施設	96
第 10	都市公園施設	96
第 11	廃棄物処理施設	96
第 12	被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	96
第 13	市自らが管理又は運営する施設に関する方針	96
第 27 節	ライフライン施設等の応急復旧	97
第 1	水道施設	97
第 2	下水道施設	97

第3	電力施設	97
第4	ガス施設	97
第5	電信・電話施設	97
第28節	農林水産業の応急対策	99
第1	農業用施設	99
第2	林道、治山施設	99
第3	漁港施設	99
第4	農産物	100
第5	畜産	102
第6	林産物	103
第7	水産物	103
第29節	二次災害・複合災害防止対策	104
第30節	応急公用負担等の実施	104
第31節	ボランティア活動	104
第32節	海外からの支援の受入れ	104
第33節	災害種別毎応急対策	105
第1	火災応急対策	105
第2	林野火災応急対策	108
第3	危険物等災害応急対策	110
第4	海上災害応急対策	114
第5	航空災害応急対策	115
第6	鉄道災害応急対策	116
第7	道路災害応急対策	118
第4章	災害復旧・復興対策	121
第1節	災害復旧・復興計画	121
第1	災害復旧・復興の基本方向の決定等	121
第2	災害復旧計画	121
第3	災害復興計画	121
第4	災害復興基金の設立等	121
第5	復興組織体制の整備	121
第2節	生活再建制度	122
第3節	住宅復旧支援	122
第4節	産業復興支援	122

第 5 節	都市基盤の復興対策.....	122
第 6 節	義援金の受入れ、配分.....	123
第 7 節	激甚災害の指定.....	123
第 8 節	大規模災害対応の検証.....	123

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

＜災害対策基本法改正＞

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、名取市と、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「名取市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、名取市防災会議が策定する計画であり、名取市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

＜東日本大震災の教訓＞

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。今回の修正においては、東日本大震災の教訓を盛り込んだ修正を加えた。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。
 - 第1章 総則
 - 第2章 災害予防対策
 - 第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

3 他編の準用と読替え

名取市地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。

読み替えられる字句	読み替える字句
地震	災害
地震災害	災害
地震・津波	災害
地震・津波災害	災害
震災	災害
耐震化	安全化

第5 基本方針

地震編 第1章 第1節の「第6 基本方針」を準用する。

第 2 節 各機関の役割と業務大綱

各機関の役割と業務大綱については、地震編 第 1 章「第 2 節 各機関の役割と業務大綱」を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

◆基本事項

1 目的

風水害等を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 風水害等に強いまちづくり	土木課、下水道課、農林水産課、消防本部、県、東北地方整備局
第2 水害予防対策	土木課、下水道課、農林水産課、消防本部、県、東北地方整備局
第3 高潮、波浪等災害予防対策	土木課、農林水産課、県
第4 土砂災害予防対策	土木課、農林水産課、県
第5 地盤沈下災害予防対策	県
第6 風雪害予防対策	土木課、県、東北地方整備局
第7 農林水産業災害予防対策	農林水産課、県

第1 風水害等に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

市、国及び県は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、市、国及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、県及び関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

市、国及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位よ

り高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

市、国及び県は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

市及び県は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

第2 水害予防対策

本市では、名取川が市の北部、増田川が市街地中心部、川内沢川、志賀沢川などの中小河川が市の南部を流れている。豪雨、長雨のつど増水することから、現在強制排水ポンプによる排水処理を行っている。

これらの実情を踏まえ、河川管理者は、水害を防止し、また、水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川施設の維持管理を強化するとともに、治水事業を計画的かつ総合的に推進し、防災対策に万全を期すものとする。

1 現 況

(1) 河 川

本市を流れる河川の現況は次のとおりである。

ア 国土交通省が管理する河川

対図番号	河 川 名	区 間	延 長
1	名 取 川	名取川頭首工～河口まで (内仙台市分 6,300m)	12,500m

イ 宮城県が管理する河川

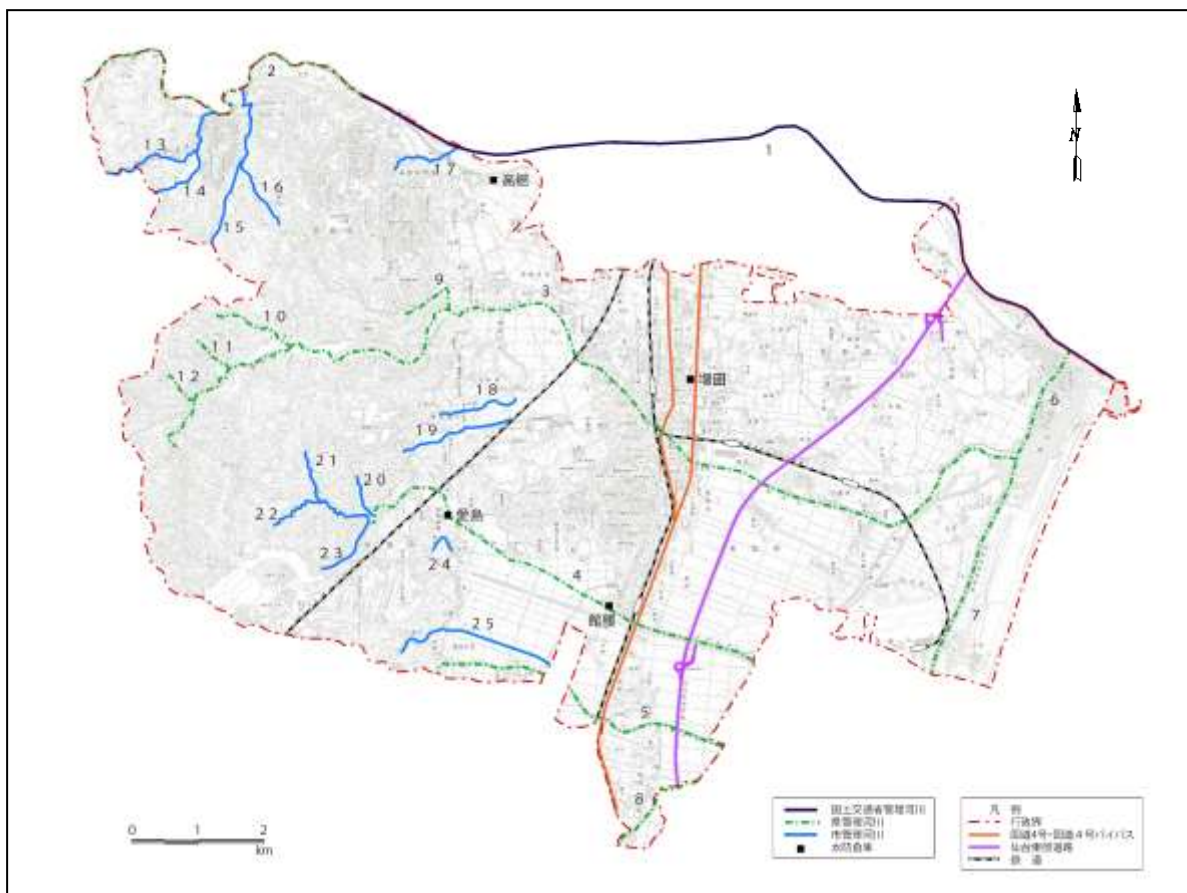
対図番号	河 川 名	区 間	延 長
2	名 取 川	仙台市境から名取川頭首工まで	4,500m
3	増 田 川	名取市高館川上字長畑地内から 名取市下増田字広浦地内まで	10,000m
4	川 内 沢 川	名取市愛島笠島字中ノ沢8番2地先から 南貞山運河への合流点まで	10,881m
	川 内 沢 川 放 水 路	川内沢川からの分派点から 増田川への合流点まで	5,640m
5	志 賀 沢 川	名取市愛島北目字柚木前から 名取市本郷字北松の五間堀との交流点まで	4,900m (内400m岩沼分含む)

6	中貞山運河	増田川からの分派点から 名取川との合流点まで	1,700m
7	南貞山運河	名取市関上東一丁目の関上水門から 名取市北釜字屋敷の岩沼市境まで	5,200m
8	五間堀川	名取市堀内字梅地内の岩沼市境から 名取市堀内字南松地内の岩沼市境まで	1,600m
9	上町川	名取市高館川上字館山地内から 名取市高館川上字五性寺の増田川まで	1,100m
10	田高沢川	名取市高館川上字薬師から 増田川合流点まで	1,300m
11	七沢川	名取市高館川上字薬師から 増田川合流点まで	900m
12	二流沢川	柴田郡境から 増田川合流点まで	700m
21	杉の沢川	名取市愛島笠島字北中峯7番地先から 川内沢川への合流点まで	900m

ウ 名取市が管理する河川

対図番号	河川名	区間	延長
13	針山川	名取市高館熊野堂字中沢北山（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字堀切山（名取川）まで	2,218m
14	中沢川	名取市高館熊野堂字中沢南山（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字中沢後（針山川）まで	1,195m
15	大沢川	名取市高館熊野堂字大沢中（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字余方上西（名取川）まで	2,708m
16	棟沢川	名取市高館吉田字館山から 名取市高館熊野堂字大沢中（大沢川）まで	1,346m
17	菖蒲沢川	名取市ゆりが丘三丁目から 名取市高館熊野堂字中河原（名取川）まで	751m
18	滝沢川	名取市高館川上字東金剛寺から 名取市愛島塩手字北野（上堀用水）まで	1,197m
19	岩沢川	名取市愛島塩手字岩沢から 名取市愛島塩手字拾石（上堀用水）まで	1,687m
20	桑唐沢川	名取市愛島笠島字西南沢（桑唐堤）から 名取市愛島笠島字西南沢（川内沢川）まで	733m
21	杉の沢川	名取市愛島塩手字五社山（杉の沢堤）から 名取市愛島笠島字北中峯（県管理杉の沢川起点）まで	350m
22	中の沢川	名取市愛島笠島字東中峯から 名取市愛島笠島字中ノ沢まで	350m
23	南沢川	名取市愛島台八丁目から 名取市愛島笠島字中南沢（川内沢川）まで	590m
24	蔵神川	名取市愛島笠島字北沢から 名取市愛島笠島字東蔵神まで	1,051m
25	柳沢川	名取市愛島北目字上柳沢から 名取市愛島北目字木戸（岩沼市境）まで	2,595m

■名取市河川位置図



(2) ため池

本市のため池の現況は次のとおりであり、重要な農業用水源となっている。

しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる必要がある。

■ため池（総貯水量 10,000m³以上）

番号	名 称	堤高	堤長	総貯水量	受益面積	予想される 施設の被害	危険雨量
1	大沢堤 ため池	m 17.0	m 58.8	m ³ 16,500	ha 50.0	農地等の冠水 流失	24 時間 90 mm 以上 3 時間 40 mm 以上 1 時間 20 mm 以上
2	桑唐堤 ため池	13.0	87.0	33,000	30.0	〃	
3	杉の沢堤 ため池	10.0	83.0	10,200	15.0	〃	
4	かりがね 堤ため池	3.2	85.0	11,630	10.0	〃	
5	山下堤 ため池	7.0	46.0	37,500	10.0	〃	
6	館山堤 ため池	7.0	50.0	15,000	9.0	〃	

(3) 農業用河川工作物

県では農業用用水の約 90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、県では事前に対策を講じ、整備補強する。

2 県土保全事業

(1) 河川改修事業

本市にある 1 級河川（国土交通大臣及び県知事管理）については、機会をとらえてこれら管理者に改善又は改修工事の促進等を要請する。

市は、市が管理する河川管理施設の点検を実施し、補強が必要な施設の把握を行い、重大な被害が予測される箇所については、必要に応じて災害対策を進める。

なお、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。

河川管理者は、河川改修計画等において、名取川、増田川について次のような事業方針を示している。

ア 名取川

既設の釜房ダムにより、計画高水流量 $1,650\text{m}^3/\text{sec}$ を $850\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。

仙台市太白区富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。

また、狭さく部の解消を図り、洪水の安全な流下を図る。

イ 増田川

既設の樽水ダムにより、計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する。

(2) ため池等整備事業

ア ため池整備事業

市は、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林改良事業

水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消滅や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、本数調整伐等を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備を行う。

3 河川の維持管理

(1) 河川・海岸パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期する。

(2) 重要水防箇所

本市には、名取川に沿って5か所、五間堀川に沿って1か所の重要水防箇所が指定されている。これらの箇所では堤防高の不足による河川水があふれる事態、堤防等の深掘れによる決壊とそれにより浸水が引き起こされる事態や堤防斜面の崩れる事態などが予想される。なお、重要水防区域については資料編に示すとおりである。

(3) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

ア 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

イ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 流水を調節する施設

(イ) 流水を分流させる施設

(ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

(4) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制するなどの措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用又は河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(5) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じるものとする。

4 気象、水象等の観測

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努めるものとする。

5 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材を整備・充実する。

■水防倉庫

番号	倉庫名	河川名	左・右岸の別	位 置	設 置 者
1	増 田	増田川	左 岸	名取市増田5丁目18番32号	名 取 市
2	関 上	名取川	右 岸	〃 関上東一丁目1-1 (名取市震災復興伝承館内)	〃
3	下増田	増田川	左右岸	〃 杉ヶ袋字尻田村9番地の3	〃
4	館 腰	川内沢川	左右岸	〃 植松4丁目	〃
5	愛 島	川内沢川	左右岸	〃 愛島字学市	〃
6	高 館	名取川	右 岸	〃 高館熊野堂字中河原地内	〃

6 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

7 水防計画の作成

指定水防管理団体の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
- (9) その他水害を予防するための措置

8 洪水浸水想定区域の指定

県及び市は、東北地方整備局の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市域に洪水浸水想定区域を含む場合、市は、市地域防災計画に定める洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

9 防災調整池の設置等

市及び県は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市が独自に定める要綱に基づく整備を推進する。

県・市	要綱	制 定	概 要
宮城県	防災調整池設置指導要綱	平成 4 年 3 月	1ha 以上 750 m ³ /ha 平地部
名取市	名取市開発指導要綱	平成 9 年 9 月 22 日	0.8ha 以上

10 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

11 貯留機能保全区域の指定

県知事は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

12 浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

13 雨水出水浸水想定区域の指定

市及び県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。

14 超過洪水対策

市及び県は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。

第3 高潮、波浪等災害予防対策

1 現 況

本市の海岸は、総延長約 4.9km に及んでいる。

2 海岸保全施設の整備

市は、宮城県による仙台湾沿岸海岸保全基本計画等の推進に協力し、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等海岸保全施設の整備促進を図るものとする。

■海岸保全区域

海岸名 (中分類)	指定区分 (小分類)	区 間		区間延長 及び面積
		陸 域	水 域	
名取海岸	閑上北釜 地区海岸	名取市閑上字須賀2の3番地から、下増田字屋敷22の2番地に至る水際線背後50mの巾員を有する土地。ただし、保安林及び保安施設地区を除く。	左に掲げる土地に接する水際線から50mの巾員を有する水面。	4,150m 415,000m ²

■漁港施設

施設名	種類	所在地	管理者
閑上漁港	第2種 (昭和26年7月10日 農林省告示第255号)	名取市閑上地先	宮城県 (昭和33年6月23日 農林省告示第434号)

3 国土保全事業の施行

国、県及び市は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

国、県及び市は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的

防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式をなど、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

ア 農地海岸保全

本県の農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

イ 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

ウ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 海岸防災林の造成

飛砂・潮害等の防止や、津波流速の減殺など海岸防災林が持つ機能を十分に発揮するよう、防潮工等の治山施設及び森林の造成や保育管理などの治山事業を施行する。

4 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止するなどの措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

6 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第4 土砂災害予防対策

県、市及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は、県が行う。

本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は155か所指定されている。

市、国及び県は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河

川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

市は、土砂災害警戒区域等について、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

2 地すべり等防止事業

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり危険箇所の指定は県が行う。

県は、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれ極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施するものとしている。

本市における地すべり危険箇所は、2か所指定されている。

3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定は、県が行う。

県は、指定した急傾斜地崩壊危険区域について、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本市における急傾斜崩壊危険箇所は、113か所指定されている。

4 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、市、国及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市に対して周知するとともに、大雨などの後には、随時連携し、現地調査を実施する。

5 宅地造成規制

県は、宅地造成工事について都市計画法に基づく技術基準を適用し、許可と完了検査を行って災害の防止を図る。

6 盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月1日施行)に基づき、各種法令が適用されない3,000平方メートル以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視

パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。

第5 地盤沈下災害予防対策

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

1 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行う。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

第6 風雪害予防対策

風害及び雪害に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

1 現 況

本市は、積雪のために主要道路が通行不能となることや集落等が孤立することは少ない。しかし、平成26年2月に仙台（仙台管区气象台）で35cmの積雪を観測し、市域において道路交通のまひ、農業関係施設等への被害が発生した。

また、名取（仙台管区气象台）における風の観測では、最大風速は26.0m/s（2013年4月8日）、最大瞬間風速は33.4m/s（2013年4月8日）となっている。

2 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努めるとともに、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備する。

道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

3 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回

経路等を示すものとする。

4 除雪体制等の整備

(1) 道路の除雪

道路管理者は、豪雪災害時における道路交通の確保を図るために、必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

市、国及び県は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

国及び県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供する。

ア 除雪作業の現況

現在市が管理する市道、バス路線及び市街地の生活道路は、民間委託により除雪する。

イ 除雪計画延長

除雪計画延長：279 路線 工区延長：203.8 km

ウ 除雪における連絡先

- (ア) 名取市土木課道路維持係
- (イ) 国土交通省岩沼国道維持出張所
- (ウ) 仙台土木事務所道路建設第二班

(2) 消防水利の確保

積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防本部は、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

5 避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における石油ストーブ等の確保に努める。

第7 農林水産業災害予防対策

大規模な災害により、農業、畜産業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災重点農業用ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽のため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

2 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

(1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽整備

(3) 集落の防災設備整備

ア 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

ア 情報基盤施設整備

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なラジオ（コミュニティFM）等の整備

3 農業気象対策の推進

農業気象業務については、仙台管区气象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため次のとおり資料を発行し、市町村及び農業団体等に配布し予防対策に資する。

ア 農業異常災害対策速報 …………… 随時

イ 宮城県農業気象速報 …………… 毎月3回

4 病虫害防除対策

(1) 防除体制の整備

市ごとの又は広域的な防除組織（防除協議会議等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

(2) 防除器具の整備

市及び農業団体等は、常時防除器具を点検整備し、適切な防除が推進されるよう指導する。必要に応じて、県からの支援を受けて実施する。

5 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努めるものとする。

(1) 畜産業対策

ア 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。

イ 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。

ウ 水害

(ア) 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。

(イ) 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。

(ウ) 海岸付近の畜舎等においては、あらかじめ津波発生に備えた家畜避難対策の設置を準備する。

エ 干害

(ア) 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。

(イ) 干害に比較的強い品種の導入を指導する。

オ 凍霜害

(ア) 牧草のてん圧を励行させる。

凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

(イ) 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

カ 冷害

(ア) 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

(イ) 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

キ 雪害

(ア) 融除雪を促進するため溝築を指導する。

(イ) 牧草の秋期てん圧を指導する。

ク 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(2) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。

(3) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

ア 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。

イ 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。

- (ア) 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する。
 - (イ) 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。
 - (ウ) 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。
 - (エ) 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。
 - (オ) 海難漁船の救助活動の強化と遭難遺族の救済のため財団法人宮城県海難救済基金の加入契約を促進する。
 - (カ) 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。
- ウ 漁港地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風リスクを低減するため、防波堤等の耐浪化対策を推進する。

(4) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

■資料編

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧
- ・土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設（要配慮者施設）一覧
- ・重要水防区域一覧
- ・名取市水防協議会条例
- ・水防法第15条第1項第3号の施設（要配慮者施設）の一覧
- ・水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所

第2節 都市の防災対策

都市の防災対策については、地震編 第2章「第6節 都市の防災対策」を準用する。

第3節 建築物等の予防対策

◆基本事項

1 目的

県、市及び関係機関は、災害による建造物の被害を防止するため、必要な事業対策を講じる。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 浸水等風水害対策	財政課、教育総務課、施設所管課
第2 がけ地近接等危険住宅移転事業	都市計画課、土木課
第3 特殊建築物の予防対策	県

第1 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設並びに小中学校の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

第2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

第3 特殊建築物の予防対策

県は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

◆基本事項

地震編 第2章 第8節の「◆基本事項」を準用する。

第1 水道施設

地震編 第2章 第8節の「第1 水道施設」を準用する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管、デジタル化を実施するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 浸水被害の軽減

市は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第3 電力施設

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、

ヒーターの取付け等を実施する。また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

3 塩害対策

塩害の著しい地域の変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

地震編 第2章 第8節 第4の「1 液化石油ガス施設」を準用する。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して安全器具等の設置等の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) 仙台市ガス局の対応

ア 市民への防災PRについて

定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、法定点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

イ 防災関連器具等の導入について

一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費器具に関する情報の提供を行う。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、国及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の災害予防対策

主要な電気通信設備等について、大規模災害に耐えられるように調査点検を実施し、引き続き防火対策、水防対策等を推進する。

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地

域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(2) 通信網の整備・充実

地震編 第2章 第8節 第5の「1 (2) 通信網の整備・充実」を準用する。

(3) 災害対策用機器の配置

地震編 第2章 第8節 第5の「1 (3) 災害対策用機器の配置」を準用する。

2 体制の整備

地震編 第2章 第8節 第5の「2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

地震編 第2章 第8節 第5の「3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4 停電とふくそう対策

地震編 第2章 第8節 第5の「4 停電とふくそう対策」を準用する。

■資料編

- ・一般社団法人 宮城県L Pガス協会 仙南第三支部 連絡先一覧

第5節 防災知識の普及

防災知識の普及については、地震編 第2章 第10節 「防災知識の普及」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

◆基本事項

1 目的

各防災関係機関は災害発生時に、県、市、関係機関及び市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第2 小中学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課、消防本部
第3 企業等の防災訓練	企業
第4 救急・救助関係機関の教育訓練	消防本部、防災関係機関

第1 市の防災訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「市の防災訓練」を準用する。

1 訓練実施にあたって考慮すべき事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の実施

地震編 第2章 第11節 第1の「1(1) 実践的かつ効果的な訓練の実施」を準用する。

(2) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

地震編 第2章 第11節 第1の「1(2) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実」を準用する。

(3) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

地震編 第2章 第11節 第1の「1(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施」を準用する。

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2(1) 職員招集訓練」を準用する。

(2) 災害対策本部運用訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2(2) 災害対策本部運用訓練」を準用する。

(3) 通信情報訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2(3) 通信情報訓練」を準用する。

(4) 広報訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2(4) 広報訓練」を準用する。

(5) 避難訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2(5) 避難訓練」を準用する。

(6) 救出救護訓練

(7) 避難所開設・運営訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (7) 避難所開設・運営訓練」を準用する。

(8) 炊き出し、給水訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (8) 炊き出し、給水訓練」を準用する。

(9) 緊急輸送訓練

(10) 交通規制訓練

(11) 自衛隊災害派遣要請等訓練

(12) 水防訓練

毎年出水期に1回以上、県の指導により水防訓練を行うものとする。水防訓練は、水防団員の技術の向上、士気の高揚を図るとともに、区域内住民の水防に対する関心を深めるために行うものであり、危険箇所を選定し実践的広報訓練等を樹立し行うものとする。(水防法第32条の2)

(13) 消防訓練

消防本部の出動(操法、放水等含む)、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主として建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ等を年1回、時期を選定して実施するものとする。

(14) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

高潮・波浪等が予測される場合において、迅速に水門、陸門等の締切操作が行えるよう、訓練を実施する。

(15) その他

定期的な訓練の実施により、市民に災害危険箇所、避難場所、避難所等を周知徹底する。

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第2 小中学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 地震編 第2章 第11節 第2の「3」を準用する。
- 4 地震編 第2章 第11節 第2の「4」を準用する。
- 5 地震編 第2章 第11節 第2の「5」を準用する。

第3 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、市及び周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第4 救急・救助関係機関の教育訓練

地震編 第2章 第11節 第4の「救急・救助関係機関の教育訓練」を準用する。

第7節 地域における防災体制

地域における防災体制については、地震編 第2章「第12節 地域における防災体制」を準用する。

第8節 ボランティアのコーディネート

ボランティアのコーディネートについては、地震編 第2章「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第9節 企業等の防災対策の推進

◆基本事項

地震編 第2章 第14節の「◆基本事項」を準用する。

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 事業継続上の取組の実施

地震編 第2章 第14節 第1の「1 (2) 事業継続上の取組の実施」を準用する。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

地震編 第2章 第14節 第1の「1 (3) 事業継続計画（BCP）の策定」を準用する。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(5) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

(6) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓

練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

2 市及び県の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

地震編 第2章 第14節 第1の「2 (1) 防災に関するアドバイスの実施」を準用する。

(2) 企業防災の取組支援

地震編 第2章 第14節 第1の「2 (2) 企業防災の取組支援」を準用する。

(3) 避難確保計画に対する助言及び指導

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2 企業等の防災組織

地震編 第2章 第14節 第2の「2 企業等の防災組織」を準用する。

第10節 情報通信網の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、放送機関については、被害状況の報道、市民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の浸水防止対策等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市における災害通信網の整備	なとりの魅力創生課、防災安全課、AIシステム推進課、社会福祉課、消防本部
第2 県の災害通信網	県、防災安全課、消防本部
第3 防災関係機関における災害通信網の整備	防災関係機関

第1 市における災害通信網の整備

地震編 第2章 第14節 第1の「市における災害通信網の整備」を準用する。

第2 県の災害通信網

地震編 第2章 第14節 第2の「県の災害通信網」を準用する。

第3 防災関係機関における災害通信網の整備

地震編 第2章 第14節 第3の「防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

■資料編

- ・名取市防災行政無線一覧
- ・名取市防災無線局管理運用規程
- ・災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について（宮城県警察本部）

第11節 職員の配備体制

◆基本事項

1 目的

市内における災害時には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画（BCP）を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の配備体制	防災安全課、各部各課、消防本部
第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備	防災関係機関
第3 防災担当職員の育成	防災安全課、総務課
第4 人材確保対策	防災安全課、総務課
第5 感染症対策	防災安全課、各部各課
第6 災害時職員行動マニュアルの作成	防災安全課、各部各課
第7 業務継続計画（BCP）	防災安全課、各部各課

第1 市の配備体制

1 配備体制の明確化

市は、市内において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

（1）災害対策本部、特別警戒本部、警戒本部

災害対策本部、特別警戒本部、警戒本部の組織等については、「名取市災害対策本部設置運営要綱」、「名取市災害警戒配備要領」に定めるとおりである。

なお、災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない（名取市災害対策本部設置運営要綱 第5条）。

ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者

イ 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

ウ 水防組織

水防法第10条の2の規定により、県知事から洪水予報の通知を受けたとき、及び水防に関係のある気象予警報により、洪水のおそれがあると認められるときは、「名取市水防計画」に基づき水防組織を設置する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。

（2）消防組織

市内において火災等の災害が発生するおそれがあると認められるとき又は発生したとき

は、あらかじめ定めておく「名取市消防計画」に基づき警戒体制をとり、必要な要員（消防職員及び消防団員）を動員する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。また、県現地災害対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 職員参集手段等の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「2 職員参集手段等の明確化」を準用する。

3 指揮命令系統の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「3 指揮命令系統の明確化」を準用する。

4 役割の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「4 役割の明確化」を準用する。

5 交代要員の確保

地震編 第2章 第17節 第1の「5 交代要員の確保」を準用する。

6 情報収集・連絡要員の指定

地震編 第2章 第17節 第1の「6 情報収集・連絡要員の指定」を準用する。

第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備

地震編 第2章 第17節 第2の「防災担当職員の育成」を準用する。

第3 防災担当職員の育成

地震編 第2章 第17節 第3の「防災担当職員の育成」を準用する。

第4 人材確保対策

地震編 第2章 第17節 第4の「人材確保対策」を準用する。

第5 感染症対策

地震編 第2章 第17節 第5の「感染症対策」を準用する。

第6 災害時職員行動マニュアルの作成

地震編 第2章 第17節 第6の「災害時職員行動マニュアルの作成」を準用する。

第7 業務継続計画（BCP）

地震編 第2章 第17節 第7の「業務継続計画（BCP）」を準用する。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領

第12節 防災拠点等の整備

◆基本事項

1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、早急に整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災拠点の整備及び連携	防災安全課、財政課、生涯学習課、消防本部、県
第2 防災拠点機能の確保・充実	防災安全課、財政課、消防本部、防災関係機関
第3 市が整備する防災用資機材等	土木課、消防本部
第4 防災用資機材の確保対策	防災安全課、消防本部、県

第1 防災拠点の整備及び連携

- 1 市は、市役所庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。

また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

- 2 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を市と連携し検討する。
- 3 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 地震編 第2章 第18節 第2の「2」を準用する。
- 3 地震編 第2章 第18節 第2の「3」を準用する。
- 4 地震編 第2章 第18節 第2の「4」を準用する。
- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 市が整備する防災用資機材等

地震編 第2章 第18節 第3の「市が整備する防災用資機材等」を準用する。

第4 防災用資機材の確保対策

地震編 第2章 第18節 第4の「防災用資機材の確保対策」を準用する。

第13節 相互応援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結や、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 相互応援体制の整備	防災安全課、各部各課、防災関係機関、応援協定機関
第2 市町村間の応援協定	防災安全課、総務課
第3 消防相互応援体制等の整備	消防本部
第4 その他	防災安全課、各部各課

第1 相互応援体制の整備

地震編 第2章 第19節 第1の「相互応援体制の整備」を準用する。

第2 市町村間の応援協定

地震編 第2章 第19節 第2の「市町村間の応援協定」を準用する。

第3 消防相互応援体制等の整備

地震編 第2章 第19節 第3の「消防相互応援体制等の整備」を準用する。

第4 その他

地震編 第2章 第19節 第4の「その他」を準用する。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、県、市は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等
第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	保健センター、消防本部、県
第3 医薬品等の備蓄・供給体制	保健センター
第4 福祉支援体制の整備	保健センター、社会福祉課、県

第1 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (1) 医療救護活動の担当部門の設置」を準用する。

(2) 医療救護所の指定

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (2) 医療救護所の指定」を準用する。

(3) 地域医療関係機関等との連携体制

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (3) 地域医療関係機関等との連携体制」を準用する。

＜東日本大震災の教訓＞

(4) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、岩沼地域保健医療調整本部の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市等で編成された医療救護班については、岩沼地域保健医療調整本部へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

地震編 第2章 第20節 第1の「2 在宅要医療患者の医療救護体制」を準用する。

第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

地震編 第2章 第20節 第2の「医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」を準用する。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

地震編 第2章 第20節 第3の「医薬品等の備蓄・供給体制」を準用する。

第4 福祉支援体制の整備

地震編 第2章 第20節 第4の「福祉支援体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況

第15節 緊急輸送体制の整備

◆基本事項

地震編 第2章 第22節の「◆基本事項」を準用する。

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

市、国及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「3 交通規制等交通管理体制の整備」を準用する。

4 道路啓開体制の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「4 道路啓開体制の整備」を準用する。

第2 臨時ヘリポートの整備

地震編 第2章 第22節 第2の「臨時ヘリポートの整備」を準用する。

第3 緊急輸送体制

地震編 第2章 第22節 第3の「緊急輸送体制」を準用する。

■資料編

- ・臨時ヘリポート

第16節 避難対策

◆基本事項

1 目的

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に地域住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により 高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 避難誘導體制	防災安全課
第2 指定緊急避難場所の確保	防災安全課
第3 避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課
第4 避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課
第5 避難誘導體制の整備	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、消防本部
第6 避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、なとりの魅力創生課
第7 小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校
第8 保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課
第9 避難計画の作成	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社会福祉協議会、施設管理者
第10 避難に関する広報	防災安全課

3 水害、土砂災害における避難指示等

（1）避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難指示等を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から住民等へ

の周知徹底に努めるものとする。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者当に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	名取市
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)※大雨、高潮に関するもの	

(2) 避難指示等の発令対象区域の設定

ア 水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難指示等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報を絞って避難指示等

の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、市町村に対して、これらの基準及び対象地域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

市は、土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることに努め、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難指示等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難指示等を発令することを検討する。

国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲設定見直しほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

第1 避難誘導体制

市は、高齢者等避難、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、避難指示、高齢者等避難を行う基準を設定する。

この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

市は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じて見直すよう努める。

第2 指定緊急避難場所の確保

＜災害対策基本法改正＞

1 市の対応

（1）指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、民間施設、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市は、国・県の学校等教育施設（私立学校を含む）を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

エ 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう努める。

オ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

カ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

キ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

ク 危険物施設等が近くにないこと。

ケ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

コ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

サ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

シ 被害情報入手に資する情報機器（ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

1 十分な幅員があること。

2 万一来た複数の確保。

3 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などを示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

第5 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの方策

市（防災安全課、消防本部）は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市（防災安全課、消防本部）は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第6 避難行動要支援者の支援方策

地震編 第2章 第23節 第6の「避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第7 小中学校等における対応

地震編 第2章 第23節 第7の「小中学校等における対応」を準用する。

第8 保育所等における対応

地震編 第2章 第23節 第8の「保育所等における対応」を準用する。

第9 避難計画の作成

地震編 第2章 第23節 第9の「避難計画の作成」を準用する。

第10 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップの作成について、関係機関が連携しつつ検討を行う。作成したハザードマップ等は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設や大規模工場等の管理者に提供する。

さらに、水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第17節 避難受入れ対策

◆基本事項

地震編 第2章 第24節の「基本事項」を準用する。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

地震編 第2章 第24節 第1の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

地震編 第2章 第24節 第1の「2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底」を準用する。

3 指定避難所の代替施設の指定

地震編 第2章 第24節 第1の「3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

地震編 第2章 第24節 第1の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。

5 指定避難所の施設・設備の整備

地震編 第2章 第24節 第1の「5 指定避難所の施設・設備の整備」を準用する。

6 避難所の運営・管理

地震編 第2章 第24節 第1の「6 避難所の運営・管理」を準用する。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第1の「7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

8 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第24節 第1の「8 福祉避難所の確保」を準用する。

9 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難の長期化対策

地震編 第2章 第24節 第2の「避難の長期化対策」を準用する。

第3 避難所における愛玩動物の対策

地震編 第2章 第24節 第3の「避難所における愛玩動物の対策」を準用する。

第4 応急仮設住宅対策

地震編 第2章 第24節 第4の「応急仮設住宅対策」を準用する。

第5 帰宅困難者対策

地震編 第2章 第24節 第5の「帰宅困難者対策」を準用する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

地震編 第2章 第24節 第6の「安否情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

食料、飲料水及び生活物資の確保については、地震編 第2章「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

◆基本事項

地震編 第2章 第26節の「◆基本事項」を準用する。

第1 高齢者、障がい者等への支援対策

地震編 第2章 第26節 第1の「高齢者、障がい者等への支援対策」を準用する。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

地震編 第2章 第26節 第1の「1 社会福祉施設等の安全確保対策」を準用する。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

(1) 全体計画の策定

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (1) 全体計画の策定」を準用する。

(2) 要配慮者の把握

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (2) 要配慮者の把握」を準用する。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備」を準用する。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新」を準用する。

イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置」を準用する。

ウ 個別避難計画の策定

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) ウ 個別避難計画の策定」を準用する。

＜災害対策基本法改正＞

エ 個別避難計画の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あるいは市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (4) 避難行動要支援者の移送」を準用する。

(5) 支援体制の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (5) 支援体制の整備」を準用する。

(6) 防災設備等の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (6) 防災設備等の整備」を準用する。

(7) 相互協力体制の整備

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

3 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第26節 第1の「3 福祉避難所の確保」を準用する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

地震編 第2章 第26節 第1の「4 福祉サービスの継続と関係機関の連携」を準用する。

5 家族を含めた防災訓練の実施

地震編 第2章 第26節 第1の「5 家族を含めた防災訓練の実施」を準用する。

6 要配慮者自身の備え

地震編 第2章 第26節 第1の「6 要配慮者自身の備え」を準用する。

第2 外国人への支援対策

地震編 第2章 第26節 第2の「外国人への支援対策」を準用する。

第20節 複合災害対策

複合災害対策については、地震編 第2章「第27節 複合災害対策」を準用する。

第21節 災害廃棄物対策

災害廃棄物対策については、地震編 第2章「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。

第22節 災害種別毎予防対策

◆基本事項

1 目的

この「風水害等災害対策編」では、地震災害を除いた多くの種類の災害を想定して防災対策を整理しているが、防災対策には災害の種類を問わず共通して必要な対策のほかに、災害種別毎に特有な対策も存在する。ここでは、火災、林野火災、危険物等災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害の予防対策を明示し、その実施に努めるものとする。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 火災予防対策	消防本部、防災安全課
第2 林野火災予防対策	消防本部、農林水産課、県、国
第3 危険物等災害予防対策	消防本部、県、関東東北産業保安監督部東北支部
第4 海上災害予防対策	防災安全課、環境共創課、消防本部、県警、宮城海上保安部
第5 航空災害予防対策	防災安全課、消防本部、県、県警、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取市医師会
第6 鉄道災害予防対策	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)
第7 道路災害予防対策	土木課、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。なお、詳細については「名取市消防計画」に定める。

1 現況

平成23年中の出火件数は51件であり、出火原因をみると、東日本大震災による火災も統計に含まれていることから、がれきからの着火によるものが多く、次いでコンロの使用法不良等、ゴミ焼却・枯草焼きからの飛び火、たばこの不始末等、放火・放火の疑い及び引火性液体類に引火が多くなっている。(出典：平成24年度版消防概要 名取市消防本部)

2 防災活動の促進

市民に対して、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 住民への指導強化

春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(2) 出火防止のための査察指導

火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(3) 民間防火組織の育成

火災予防思想の普及啓発には幼年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼年消防クラブ及び女性防火クラブの結成と育成について指導する。

(4) 初期消火体制の強化

家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 消防力の強化

消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図る。

4 消防団の育成

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

(3) 市は、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備えに努める。

5 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市町村火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努める。

6 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業

の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 現 況

宮城県における出火件数は、気象に左右されるものの昭和50年以降100件前後で推移しており、焼損面積では、昭和58年に860ha、平成13年に160haを消失した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。

2 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生のおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) ポスター、標識板等の設置

屋内外、登山口、林道、樹木等にポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

4 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

5 防ぎょ資機材の備蓄

県、市等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

県、市等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防火意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市及び県は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 危険物施設

市内には、石油等の危険物貯蔵所など、消防法第10条に定める危険物施設が280施設（製

造所1施設、貯蔵所210施設、取扱所69施設）ある（平成29年4月現在）。

市及び県は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

（1）安全指導の強化

防災安全協会は、危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、消防本部は、自主保安体制の充実強化等について立入検査等を通じ指導助言を行う。

（2）施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

（3）自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

（4）広報・啓発の推進

防災安全協会の育成に努め、この団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

（5）防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 火薬類製造施設等

市内には、火薬類貯蔵施設が3施設（平成29年3月31日現在）ある。

（1）火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

ア 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。

イ 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。

（2）市は、前記アについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

県は、前記アについて、消防本部に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の確立・推進を積極的に支援する。

なお、県は、安全性の確保のため火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、県警は取締りを行う。

（3）関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

第4 海上災害予防対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策につい

て定める。

1 船舶の安全な運航等の確保

関上漁港の管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

2 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び市は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平常時から連携を強化しておく。

3 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救急・救助関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救急・救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

(2) 宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、市と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

4 危険物等の大量流出時における防除活動

宮城海上保安部、県及び市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

5 防災訓練の実施

市は、宮城海上保安部が行う大規模海難や危険物等の大量流出を想定した訓練に協力する。

6 海上防災知識の普及

宮城海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

7 海上交通環境の整備

関上漁港の管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第5 航空災害予防対策

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

1 航空機の安全な運航等の確保

(1) 航空会社の措置

ア 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。

イ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の措置

ア 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

イ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客は、運航上の注意事項を遵守する。

2 防災関係機関相互の応援体制

空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

- ・ 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定
- ・ 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- ・ 仙台空港医療救護活動に関する協定書

3 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、県、市及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

4 緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

5 防災訓練の実施

空港での事故等、緊急時の幅広い対応を考慮し、関係機関との応援協定に基づき、消火救難総合訓練を実施する。

- (1) 総合指揮及び情報伝達訓練
- (2) 航空機消火訓練
- (3) 救難救急活動訓練
- (4) 交通路確保訓練

第6 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く恐れがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

1 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

2 避難誘導体制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

3 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練

(5) その他

第7 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

1 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

県警は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、配水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

また、県は渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとしている。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路附属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

3 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

4 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

5 緊急輸送活動

- (1) 県警及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、県警は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

- (2) 県警は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

6 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動をする」ことが最も重要である。また、行政においても、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。さらに、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 防災気象情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、土木課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、土木班、消防班、消防団
第2 水防警報及び決壊等 (被害情報)の通報		
第3 気象警報等の伝達		

第1 防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。）並びに気象情報（以下、これらを「防災気象情報」という。）を発表し、地方公共団体等の防災関係機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災関係機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める（資料編：防災気象情報の概要および発表基準）。

また、仙台管区気象台等は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。なお、県及び市が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市に通知しなければならず、市は直ちに住民に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1 東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、河

川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

(1) 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

河川名	区 間
阿武隈川下流	福島・宮城県境から海まで
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先 (名取川頭首工) から海まで

2 宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により、宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

また、水位情報の通知が発せられた場合には、関係機関は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

（１）水位周知を行う河川名とその区域

河川名	区 域
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から川内沢川放水路分派点まで
川内沢川放水路	左右岸 川内沢川文派点から増田川合流点まで

3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

＜火災気象通報＞

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）
通報方法	・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は仙台河川国道事務所長が、県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県仙台土木事務所長が行うものとし、その警報事項について、速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに仙台土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

第3 気象警報等の伝達

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も

同様とする。なお、市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

1 市において伝達責任のある気象警報等の種類

気象警報等種類
大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報（消防本部に限る）

2 気象警報等の伝達系統及び伝達方法

(1) 防災気象情報等の受領

- ア 関係機関から通報される防災気象情報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は日直又は警備員が受領する。
- イ 日直又は警備員が受領した場合は、直ちに防災安全課長及び防災安全課担当職員に伝達するものとする。
- ウ 防災気象情報を受領した防災安全課長及び防災安全課担当職員は、必要に応じ市長に報告する。
- エ 防災安全課は、庁内放送で各課に伝達するとともに、市長の指示を得て各情報伝達手段を用いて所管課から地域住民等に伝達する。

(2) 気象警報等の伝達

- ア 市は、気象警報等について、各自・各機関において自発的に情報を入手するよう伝達する。
- イ 気象警報等は、気象庁や各関係機関からも伝達されるが、市では各情報伝達手段を用いて地域住民等に伝達する。

■資料編

- ・防災気象情報の概要および発表基準

第2節 情報の収集・伝達

◆基本事項

1 目的

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 情報収集・伝達	防災安全課、なとりの魅力創生課、政策企画課、A Iシステム推進課、生涯学習課、公民館、消防本部	総務班、広報・情報班、企画班、公民館班、消防班
第2 異常現象を発見した場合の通報	防災安全課、なとりの魅力創生課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班

第1 情報収集・伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「災害情報収集・伝達」を準用する。

1 被害の収集・伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「1 被害の収集・伝達」を準用する。

2 災害情報の収集

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 災害情報収集体制

ア 広報・情報班において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を聴取する。

イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市職員をもって災害情報の収集に当たらせる。なお、夜間の調査は慎重に行うなど、職員の安全確保に万全を期するものとする。

ウ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。

また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて広報・情報班に伝達し、広報・情報班において各種災害情報をとりまとめる。

エ 企画班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

(2) 写真の収集・撮影

地震編 第3章 第1節 第4の「2 (2) 写真の収集・撮影」を準用する。

(3) 情報の一元管理、共有化

地震編 第3章 第1節 第4の「2 (3) 情報の一元管理、共有化」を準用する。

3 情報の伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「3 情報の伝達」を準用する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関する事
- イ 災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関する事
- ウ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関する事
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のための必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 県、市及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。
- イ 市及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、連絡窓口は総務班とする。

(3) 県への被害状況等の報告

市(市災害対策本部長)は、「市町村被害状況報告要領」に基づき速やかに県に報告する。報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の端末機により、仙台地方振興事務所を経由して県に報告する。ただし、MIDORIが使用できない場合は、口頭又はFAXとする。いかなる手段を用いても県と連絡が取れない場合は、消防庁に報告する。この場合、県と連絡が取れるようになった後は、県に報告する。

第2 異常現象を発見した場合の通報

地震編 第3章 第1節 第5の「3 異常現象を発見した場合の通報」を準用する。

■資料編

- ・ 異常現象発見時の通報先一覧表
- ・ 市町村被害状況報告要領

第3節 通信・放送施設の確保

◆基本事項

1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、県、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 県防災行政無線施設	県	県
第2 市防災行政無線施設	防災安全課	総務班
第3 消防無線通信施設	消防本部	消防班
第4 災害時の通信連絡	各部各課	各部各班

第1 県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

第2 市防災行政無線施設

＜東日本大震災の教訓＞

1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線等通信手段の確保に努める。

2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに施設の復旧を行う。

3 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第3 消防無線通信施設

消防本部は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第4 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。

イ 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

ウ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

■公衆電気通信施設の優先的利用

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信 電話(株)	非常電報 緊急電報	災害時優先 電話	防災安全課 長	・申し込み先は 「115」(8時～22時) 「0120-000-115」(22時～翌8時) ・発信人は「非常取扱い電報」又は「緊急取扱い電報」である旨告げる。

※ 「非常取扱い通話」及び「緊急扱い通話」(102番)は、平成27年7月31日でサービス終了。

※ 0120-433-115は、耳や言葉が不自由な方が利用する福祉用FAXとなっている。

エ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。

オ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。

カ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。

キ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、主運用波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。

ク 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。

ケ MCA 無線システム…(財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。

災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

コ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

サ インターネット…データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

シ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により

東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。

ス 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第4節 災害広報活動

災害広報活動については、地震編 第3章「第2節 災害広報活動」を準用する。

第5節 防災活動体制

◆基本事項

＜災害対策基本法改正＞

1 目的

災害等が発生した場合、市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関は、災害時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 初動対応の基本的考え方	—	—
第2 市の活動体制	各部各課	各部各班
第3 職員の動員体制	各部各課	各部各班
第4 災害対策本部の設置	防災安全課、総務課	総務班
第5 消防機関の活動	消防本部	消防班
第6 関係機関との連携	防災安全課、総務課、県、関係機関	総務班、県、関係機関

第1 初動対応の基本的考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 市の活動体制

市は、災害時には、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

＜東日本大震災の教訓＞

1 防災活動体制の組織及び配備体制

防災活動体制の組織及び配備体制は、「名取市災害警戒配備要領」、「名取市災害対策本部設置運営要綱」のとおりとする。

2 活動体制の決定者及び代決者

各活動体制の決定者及び決定者が不在の場合の代決者は次のとおりである。

■ 決定者及び代決者

体制	決定者	代決者 1	代決者 2
警戒配備 (0号配備)	防災安全課長	防災安全課長補佐	防災安全課 防災係長
警戒本部 (1号配備)	総務部長	総務部次長	防災安全課長
特別警戒本部 (2号配備)	総務部を担任 する副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長	総務部長
災害対策本部 (3号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長
災害対策本部 (4号配備)	市長	総務部を担任 する副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長

3 水防組織

水防法第10条の2の規定により県知事より洪水予報の通知を受けたとき、並びに水防に係りのある気象の予報・注意報・警報により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまで、「指定水防管理団体名取市水防計画」に基づき、次の組織で事務を処理する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第3 職員の動員体制

地震編 第3章 第3節 第3の「職員の動員体制」を準用する。

第4 災害対策本部の設置

地震編 第3章 第3節 第4の「災害対策本部の設置」を準用する。

第5 消防機関等の活動

消防本部等は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員等を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

洪水、津波又は高潮による水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び県警等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長又は消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮

下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第6 関係機関との連携

1 県の連携

県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

2 防災関係機関職員との連携

市は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を市災害対策本部へ派遣するよう要請する。

防災関係機関は、他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領
- ・警戒本部等の組織

第6節 警戒活動

◆基本事項

1 目的

県、市及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 警戒体制	防災安全課、消防本部	総務班、消防班
第2 水防活動	消防本部、水防団	消防班、水防団
第3 土砂災害警戒活動	防災安全課、土木課、消防本部、消防団	総務班、土木班、消防班、各部各班
第4 ライフライン、交通等警戒活動	下水道課、水道事業所、ライフライン・交通関係事業者	下水道班、水道事業所、ライフライン・交通関係事業者
第5 船舶避難活動	県	県

第1 警戒体制

市は、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第2 水防活動

- 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 水防団及び消防本部は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び市と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び県警に通知するとともに住民に周知する。
- 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。
- なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第3 土砂災害警戒活動

1 警戒活動

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、住民に対し、避難指示等の必要な措置を講じる。

2 降雨量の測定

防災安全課長は必要に応じて、県及び気象台等の雨量情報を、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)等により把握しておくほか、気象台から大雨注意報等が発表されたとき、又は市長が特に必要と認め指示したときに雨量観測を開始する。

本市に関する雨量観測は、ほぼリアルタイムで毎時の雨量強度などの観測情報がインターネットで公開されている。

第4 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第5 船舶避難活動

関上漁港の管理者は、高潮による船舶、漁港等の災害が発生するおそれがある場合には、船舶の河川や港外への避難により船舶の安全を図るとともに漁港施設の損壊を防止する。

■資料編

- ・名取市土砂災害対応指針

第7節 相互応援活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 民間協定の活用	防災安全課、各部各課	総務班、各部各班
第2 市町村間の相互応援活動	防災安全課、総務課	総務班
第3 県への応援要請	総務課、県	総務班、県
第4 消防相互応援活動	消防本部	消防班
第5 緊急消防援助隊の応援要請 及び受入れ	消防本部	消防班
第6 受入体制の整備	各部各課	各部各班

第1 民間協定の活用

地震編 第3章 第4節 第1の「民間協定の活用」を準用する。

第2 市町村間の相互応援活動

地震編 第3章 第4節 第2の「市町村間の相互応援活動」を準用する。

第3 県への応援要請

1 職員派遣の要請

市は、災害応急対策の人員が不足すると見込まれる場合、県に職員派遣を要請する。

県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

＜災害対策基本法改正＞

2 応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

第4 消防相互応援活動

大規模災害により、市の消防力のみでは災害の防ぎょが困難な場合には、災害の様態、動向等を的確に判断し、「消防相互応援協定」、「宮城県広域消防相互応援協定」、その他の相互

応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請の手続きは、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めるところによる。

その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要項によるものとする。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

地震編 第3章 第4節 第5の「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」を準用する。

第6 受入体制の整備

地震編 第3章 第4節 第6の「受入体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧

第8節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震編 第3章「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣については、地震編 第3章「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第10節 救急・救助活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、市及び防災関係機関は連絡を密にしながら、一刻も早い救出・救助活動を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	消防本部、土木課、建設業者	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者
第2 県の活動	県	県
第3 県警の活動	県警	県警
第4 海上保安部の活動	宮城海上保安部	宮城海上保安部
第5 市民及び自主防災組織等の活動	市民、自主防災組織	市民、自主防災組織
第6 惨事ストレス対策	消防本部	消防班
第7 感染症対策	消防本部	消防班
第8 救急・救助用資機材の整備	消防本部	消防班

第1 市の活動

地震編 第3章 第7節 第1の「市の活動」を準用する。

第2 県の活動

地震編 第3章 第7節 第2の「県の活動」を準用する。

第3 県警の活動

地震編 第3章 第7節 第3の「県警の活動」を準用する。

第4 海上保安部の活動

地震編 第3章 第7節 第4の「海上保安部の活動」を準用する。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

地震編 第3章 第7節 第5の「市民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第6 惨事ストレス対策

地震編 第3章 第7節 第6の「惨事ストレス対策」を準用する。

第7 感染症対策

地震編 第3章 第7節 第7の「感染症対策」を準用する。

第8 救急・救助用資機材の整備

地震編 第3章 第7節 第8の「救急・救助用資機材の整備」を準用する。

第11節 医療救護活動

医療救護活動については、地震編 第3章「第8節 医療救護活動」を準用する。

第12節 交通・輸送活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	—	—
第2 緊急輸送活動手段	総務課、防災安全課、税務課	総務班、輸送・連絡調整班
第3 陸上交通の確保	県警、土木課	県警、土木班
第4 海上交通の確保	宮城海上保安部、農林水産課、県	宮城海上保安部、農林水産班、県

第1 市の活動

市は、輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送活動手段

<東日本大震災の教訓>

緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、なとりん号を運行するバス事業者、災害時応援協定を締結している業者、市内輸送業者等に応援を要請して実施する。

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認がとれた場合に限る。

また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

<緊急輸送の要請先>

ア (株)桜交通

イ 仙南交通(株)

ウ ヤマト運輸(株) (災害時応援協定に基づく要請)

エ (公社)宮城県トラック協会仙南支部 (災害時応援協定に基づく要請)

第3 陸上交通の確保

1 情報の収集

県警は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

県警は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と経急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が被災した場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地内への車両の流入と走行の規制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難規制と経急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

地震編 第3章 第10節 第3の「1(1)ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施」を準用する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

地震編 第3章 第10節 第3の「1(1)エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用」を準用する。

(2) 経急交通路確保のための措置

地震編 第3章 第10節 第3の「1(2) 経急交通路確保のための措置」を準用する。

(3) 交通規制の方法

地震編 第3章 第10節 第3の「1(3) 交通規制の方法」を準用する。

(4) 交通規制の見直し

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (4) 交通規制の見直し」を準用する。

(5) 交通安全施設の復旧

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (5) 交通安全施設の復旧」を準用する。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (6) 交通規制等の周知徹底・広報」を準用する。

3 緊急通行車両の確認

地震編 第3章 第10節 第3の「2 緊急通行車両の確認」を準用する。

4 障害物の除去等

地震編 第3章 第10節 第3の「3 障害物の除去等」を準用する。

第4 海上交通の確保

地震編 第3章 第10節 第4の「海上交通の確保」を準用する。

■資料編

- ・緊急通行車両等事前届出書
- ・緊急通行車両の標章
- ・緊急通行車両確認証明書

第13節 ヘリコプターの活用

ヘリコプターの活用については、地震編 第3章「第11節 ヘリコプターの活用」を準用する。

第14節 避難活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害の発生時において、地域住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

河川のはん濫にあつては、水防法第15条第1項第2の定める円滑かつ迅速な避難の確保を以下により図るものとし、また、土砂災害にあつては、土砂災害警戒区域に居住する地域住民及び土砂災害危険区域の近傍に居住する地域住民等の避難を確保する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難指示	市長	本部長
第2 避難の措置と周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第4 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、A I システム推進課	教育部、総務班、広報・情報班
第5 指定避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第6 避難情報の発令等による広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第7 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第8 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第9 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第10 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第11 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市は、住民に対して速やかに避難指示を発令する。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。さらに、市は、避難指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、

事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができるものとする。

1 避難指示を発令する者

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難指示を発令する者

- ア 市町村長（災害対策基本法第60条）
- イ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ウ 海上保安官（災害対策基本法第61条）
- エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者〔水防法第29条〕）
- オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 警戒区域の設定権者

- ア 市町村長（災害対策基本法第63条）
- イ 警察官（災害対策基本法第63条）
- ウ 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- エ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
- オ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

2 市長の役割

市長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示を発令する。また、避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難指示を発令することを検討する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると

きは、市長に代わって避難指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

4 洪水等に係る知事の指示

知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

5 警察の役割

(1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとることができる。

(2) 県警は、指定された指定緊急避難場所及び避難路を掌握し、避難指示が発令された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

6 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から要請があったとき、若しくは市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

7 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難の措置と周知

地震編 第3章 第12節 第2の「避難の措置と周知」を準用する。

第3 避難誘導

地震編 第3章 第12節 第3の「避難誘導」を準用する。

第4 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

市は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

地震編 第3章 第12節 第4の「1 指定避難所の開設」を準用する。

<東日本大震災の教訓>

2 指定避難所開設の連絡

(1) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。なお、自宅の被害状況から、自宅にとどまることが困難な場合や周辺に危険がある場合等は、避難所に避難する必要があるが、そうでない場合は必ずしも避難する必要があることも合わせて周知する。

(2) 指定避難所を開設したときは、市は直ちに次の事項を県に報告するものとする。

- ア 指定避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

3 指定避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

指定避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

健康福祉部長とする。

(2) 避難所配置職員

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (2) 避難所配置職員」を準用する。

(3) 担当業務

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (3) 担当業務」を準用する。

(4) 管理責任者及び避難所配置職員は、施設職員や自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

4 避難者の受入れ

地震編 第3章 第12節 第4の「4 避難者の受入れ」を準用する。

5 仮設トイレの設置

地震編 第3章 第12節 第4の「5 仮設トイレの設置」を準用する。

第5 指定避難所の運営

地震編 第3章 第12節 第5の「指定避難所の運営」を準用する。

第6 避難情報の発令等による広域避難

地震編 第3章 第12節 第6の「避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第7 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節 第7の「避難長期化への対処」を準用する。

第8 帰宅困難者対策

地震編 第3章 第12節 第8の「帰宅困難者対策」を準用する。

第9 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第9の「広域避難者への支援」を準用する。

第10 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第10の「在宅避難者への支援」を準用する。

第11 住民の安否確認

地震編 第3章 第12節 第11の「住民の安否確認」を準用する。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第15節 応急仮設住宅等の確保

応急仮設住宅等の確保については、地震編 第3章「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第16節 相談活動

相談活動については、地震編 第3章「第14節 相談活動」を準用する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動については、地震編 第3章「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第18節 愛玩動物の収容対策

愛玩動物の収容対策については、地震編 第3章「第16節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動については、地震編 第3章「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第20節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、地震編 第3章「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第21節 遺体等の搜索・処置・埋葬

遺体等の搜索・処置・埋葬については、地震編 第3章「第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬」を準用する。

第22節 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動については、地震編 第3章「第20節 廃棄物処理活動」を準用する。

第23節 社会秩序維持活動

社会秩序維持活動については、地震編 第3章「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第24節 教育活動等

◆基本事項

1 目的

学校防災マニュアルに基づき対応するとともに、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことが出来ない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第2 学校等施設等の応急措置	教育委員会、小中学校、義務教育学校、公民館	教育部
第3 教育の実施	学校教育課、小中学校、義務教育学校、教育総務課	教育班、教育部管理班
第4 心身の健康管理	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第5 学用品等の調達	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第6 給食	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第7 修学支援	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第8 通学手段の確保	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第9 小中学校等が避難所になった場合の措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課	教育班、民生班
第10 災害応急対策への生徒の協力	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第11 保育所等の対応	こども支援課、保育所、児童センター	幼児・児童班
第12 文化財の応急措置	文化・スポーツ課	教育部管理班

第1 避難措置

小中学校の校長は、災害が発生した場合又は市長が避難指示等を発令した場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 災害時対応の基本方針

小中学校は、次の災害対応の基本方針に基づき措置を講じる。

■災害時対応の基本方針

警報等	下校・引渡し方法	保護者への連絡方法
自然災害で警報等発令の場合	学年毎に一斉下校 (職員の街頭指導等)	eメッセージ 携帯電話
自然災害で警報等発令の場合 (台風、大雨、大雪)	全学年地区別集団下校 (職員が引率)	eメッセージ、電話連絡網 携帯電話
大規模災害が予想される警報等発令の場合 (台風、大雨、大雪)	保護者への直接引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 携帯電話 (あらかじめ定めた連絡方法)
災害発生時	・警報等解除まで学校等（安全な避難場所）で保護（保護者も同様に保護） ・警報等解除後、状況に応じて下校・引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 携帯電話 (あらかじめ定めた連絡方法)

2 在校時の措置

地震編 第3章 第22節 第1の「2 在校時の措置」を準用する。

3 登下校時及び休日等の状況把握

地震編 第3章 第22節 第1の「3 登下校時及び休日等の状況把握」を準用する。

4 保護者への引渡し

地震編 第3章 第22節 第1の「4 保護者への引渡し」を準用する。

第2 学校等施設等の応急措置

地震編 第3章 第22節 第2の「学校等施設等の応急措置」を準用する。

第3 教育の実施

地震編 第3章 第22節 第3の「教育の実施」を準用する。

第4 心身の健康管理

地震編 第3章 第22節 第4の「心身の健康管理」を準用する。

第5 学用品等の調達

地震編 第3章 第22節 第5の「学用品等の調達」を準用する。

第6 給食

地震編 第3章 第22節 第6の「給食」を準用する。

第7 修学支援

地震編 第3章 第22節 第7の「修学支援」を準用する。

第8 通学手段の確保

地震編 第3章 第22節 第8の「通学手段の確保」を準用する。

第9 小中学校等が避難所になった場合の措置

地震編 第3章 第22節 第9の「小中学校等が避難所になった場合の措置」を準用する。

第10 災害応急対策への生徒の協力

地震編 第3章 第22節 第10の「災害応急対策への生徒の協力」を準用する。

第11 保育所等の対応

地震編 第3章 第22節 第11の「保育所等の対応」を準用する。

第12 文化財の応急措置

地震編 第3章 第22節 第12の「文化財の応急措置」を準用する。

■資料編

- ・教育施設一覧
- ・文化財一覧（有形）

第25節 防災資機材及び労働力の確保

防災資機材及び労働力の確保については、地震編 第3章「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第26節 公共土木施設等の応急対策

◆基本事項

地震編 第3章 第24節の「◆基本事項」を準用する。

第1 道路施設

地震編 第3章 第24節 第2の「道路施設」を準用する。

第2 海岸保全施設

地震編 第3章 第24節 第3の「海岸保全施設」を準用する。

第3 河川管理施設

地震編 第3章 第24節 第4の「河川管理施設」を準用する。

第4 砂防・地すべり・治山関係施設

地震編 第3章 第24節 第5の「砂防・地すべり・治山関係施設」を準用する。

第5 ダム施設

地震編 第3章 第24節 第6の「ダム施設」を準用する。

第6 漁港施設

海岸管理者は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

第7 空港施設

1 東北地方整備局の対応

地震編 第3章 第24節 第8の「1 東北地方整備局の対応」を準用する。

2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応

地震編 第3章 第24節 第8の「2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応」を準用する。

第8 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそ

れがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内する。

(3) 消防及び救助に関する措置

ア 風水害、その他の原因により火災やその他災害発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 風水害等により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(4) 運転規制

ア 降雨、河川増水、強風等の風水害等が発生した場合の取り扱いは、仙台支社運転規制等による。

イ 運転規制を行った場合、列車の運転方法はそのつど決定する。

2 仙台空港鉄道株式会社

第3章第33節「第6 鉄道災害応急対策計画」に基づく。

第9 農地、農業施設

地震編 第3章 第24節 第10の「農地、農業施設」を準用する。

第10 都市公園施設

地震編 第3章 第24節 第11の「都市公園施設」を準用する。

第11 廃棄物処理施設

地震編 第3章 第24節 第12の「廃棄物処理施設」を準用する。

第12 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

地震編 第3章 第24節 第13の「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」を準用する。

第13 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

地震編 第3章 第24節 第14の「市自らが管理又は運営する施設に関する方針」を準用する。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

◆基本事項

地震編 第3章 第25節の「◆基本事項」を準用する。

第1 水道施設

地震編 第3章 第25節 第1の「水道施設」を準用する。

第2 下水道施設

地震編 第3章 第25節 第2の「下水道施設」を準用する。

第3 電力施設

地震編 第3章 第25節 第3の「電力施設」を準用する。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 応急措置

イ 緊急点検

ウ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、適宜、情報の提供を行う。

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

地震編 第3章 第25節 第4の「2 都市ガス施設」を準用する。

第5 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

(1) 非常用可搬型交換装置の出動

(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

(3) 移動電源車の出動

(4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時用公衆電話の設置

ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時用公衆電話を設置する。

イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時用公衆電話を設置する。

(3) 公衆電話の無料化

広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(4) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するものとするが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)の提供、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する災害状況の通報又は、救助を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第28節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、県、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 農業用施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第2 林道、治山施設	農林水産課、県、国	農林水産班、県、国
第3 漁港施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第4 農産物	農林水産課	農林水産班
第5 畜産	農林水産課、県	農林水産班、県
第6 林産物	農林水産課、県	農林水産班、県
第7 水産物	農林水産課、県	農林水産班、県

第1 農業用施設

県及び市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第2 林道、治山施設

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第3 漁港施設

1 緊急点検

漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生するおそれがあるとき、又は災害発生直後、

パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は海岸保全施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物

1 市の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 市は、県の指導を得て病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。
- (3) 市は県の指導・助言を受けて所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理を実施する。また、必要に応じて県に対して要請する。

2 湛水^{たんすい}対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

ア 共通対策

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稲

(ア) 水害

- a 大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。
- b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。
- c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(イ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ウ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

(エ) 塩害

- a 高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ^{かんすい}灌水を行い除塩する。

- b 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。

ウ 畑作物

(ア) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(イ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ウ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとくす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(エ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(オ) 雪害(麦類)

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

エ 果樹

(ア) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(イ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続く時は葉害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ウ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人口授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

- (ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

- (イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

- (ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- (エ) 給水源等を確保する。
- (オ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第5 畜産

1 応急技術対策

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- イ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ウ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ア 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- イ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ア 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- イ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- イ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ア 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- イ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分及び死体の焼却、埋却
- ウ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。

- (3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

第6 林産物

- 1 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第7 水産物

- 1 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて、市、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。
- 3 水産施設用資機材の確保
必要に応じ、補修資機材の購入あっせん等、速やかな供給体制の整備を図る。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策については、地震編 第3章「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

第30節 応急公用負担等の実施

応急公用負担等の実施については、地震編 第3章「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第31節 ボランティア活動

ボランティア活動については、地震編 第3章「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第32節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、地震編 第3章「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第33節 災害種別毎応急対策

◆基本事項

1 目的

本節では、災害種別毎に特有な火災、林野火災、危険物等災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害の応急対策を明示し、その対応に努めるものとする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 火災応急対策	防災安全課、総務課、消防本部、消防団	総務班、消防班、消防団
第2 林野火災応急対策	防災安全課、総務課、農林水産課、消防本部、消防団	総務班、農林水産班、消防班、消防団
第3 危険物等災害応急対策	安全安全課、消防本部、県、県警	総務班、消防班、県、県警
第4 海上災害応急対策	防災安全課、農林水産課、環境共創課、消防本部、県警、宮城海上保安部	総務班、農林水産班、廃棄物対策班、消防班、県警、宮城海上保安部
第5 航空災害応急対策	防災安全課、消防本部、県、県警、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取医師会	総務班、消防班、県、県警、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取医師会
第6 鉄道災害応急対策	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)
第7 道路災害応急対策	土木課、防災安全課、消防本部、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社	土木班、総務班、消防班、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社

第1 火災応急対策

災害発生時には、消防本部は、県、市はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一

拳鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

ア 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「名取市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、

消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、「名取市消防計画」に基づき、管轄消防本部の消防長・消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ア 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 応援の要請

火災の規模が市の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

7 市の措置

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

8 県の措置

県は、市の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があるとき、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

9 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市長は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

3 市の措置

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

4 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

5 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、県及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 住民への広報

県、市及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

2 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

宮城海上保安部は、危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

ア 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- d 排出された油の回収を行う。
- e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

ウ 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

3 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

(2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。

(3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要

な命令、禁止その他の措置を取る。

4 火薬類製造施設等

(1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

ア 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

イ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

ウ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、県警等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

(3) 県は、県警、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、県警は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱者等に対して、関係機関・団体と連携し、必要な指導助言を行う。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

5 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

(2) 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

(3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

(4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

また、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に努める。

(5) 災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

6 放射性物質使用・貯蔵施設等

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的保安措置を実施する。

(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて次の措置をとる。

ア 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警、市町村等へ通報する。

イ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 核燃料等輸送車両の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

ア 事業者は、原子力規制委員会、県、市町村、県警、消防機関、海上保安庁等に法令に基づき通報等を行う。

イ 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 市の措置

ア 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

ウ 市は、事故に関する情報を迅速に収集し、市民等に対して、適時、適切な方法で広報を実施する。正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行い、風評による被害又は社会的な混乱の抑制に努めるものとする。

(4) 県警の措置

ア 事故等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の搜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 県の措置

ア 市町村又は県警から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報する。

イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出をあっせんする。

(6) 放射線障害に対する医療体制

ア 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。

イ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

7 環境モニタリング

(1) 県の措置

県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境

モニタリングに努める。

ア 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

イ 環境大気中の有害物質等のモニタリング

(2) 市の措置

市は、国や県に対して必要な協力を行うものとする。また、必要に応じて放射線量の測定を行い、市有施設等における測定結果については、速やかにホームページ、ツイッター等で公表する。

8 情報連絡通信及び広報

県、市及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

1 事故発生時における応急対策

(1) 市の措置

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があるときと認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

イ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(2) 消防機関の措置

ア 消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

イ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(3) 県の措置

ア 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

イ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ウ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

エ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

オ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は宮城海上保安部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講ずる。

(4) 県警の措置

ア 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立

入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 関係団体の措置

ア 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

イ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第5 航空災害応急対策

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対応については、航空法に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

1 事故発生時における応急対策

航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、総合対策本部を設置する。

総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 東京航空局仙台空港事務所の措置

ア 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大又は軽減を図るため必要な措置をする。

イ 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 仙台国際空港株式会社の措置

ア 発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

イ 空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。

ウ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。

エ 空港内の化学消防車・救護用テント等により、初期の消火活動及び応急手当等を実施する。

オ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所及び負傷者の収容所を確保する。

(4) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。

(5) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

イ 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

オ 災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 県警の措置

ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の搜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(7) 県の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。

イ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を要請する。

ウ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

オ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。

(8) 宮城海上保安部の措置

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第6 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

1 東日本旅客鉄道(株)仙台支社

(1) 事故発生時における応急対策

ア 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

- ・ J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及び F A X を整備する。
- ・ 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
- ・ 風速計、雨量計及び水位計を整備する。

ウ 気象異常時対応

- ・ 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- ・ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

エ 旅客及び公衆等の避難

- ・ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- ・ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内する。

オ 消防及び救助に関する措置

- ・ 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- ・ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ・ 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

カ 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。

キ 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

- ・ 迂回又は折り返し運転
- ・ 臨時列車の特発
- ・ バス代行又は徒歩連絡

2 仙台空港鉄道(株)

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

ア 気象異常等の場合

車両の運転又は線路の保安に従事する係員は、降雨、降雪等に災害が発生するおそれがある場合、車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

イ 雨の場合

(ア) 雨量計の警報による運転規制

運輸指令は直ちに駐車場の係員及び保守係員に通告するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

① 「運転規制」の警報表示があったときは、運転規制区間に関係のある列車に対して、運転規制の指令をする。

(イ) 運転規制の通告を受けた運転士の取扱い

運転規制区間の状況を必要により運輸指令に報告する。

(ウ) 運転規制の解除

運転規制の必要がなくなったことを認めた保守担当所長は運輸指令に運転規制解除の要請を行う。

ウ 強風の場合

(ア) 運輸指令は風速が25m/s以上と認めたときは、列車の速度規制を行う。

(イ) 運輸指令は風速が30m/s以上と認めたときは、列車の運転を中止する。

(ウ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

① 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の運転を中止する値をこえていないことを確かめてから、列車を速度規制で運転を再開すること。

② 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の速度を規制する値をこえていないことを確かめてから、列車の運転規制で規制を解除すること。

(2) 連絡通報体制

災害による事故が発生した場合の連絡体制は、別途定めるとおりとする。

3 市の措置

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第7 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

1 事故発生時における応急対策

(1) 県、市及び東北地方整備局の対応

ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路(株)東北支社の対応

高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っている。

災害時における道路交通の確保は、緊急物資の輸送等の災害応急対策にとって必要不可欠な活動であり様々な応急対策の基礎となる極めて重急な活動である。

このような社会的な役割や重要性に鑑み、日本道路公団東北支社では、災害時における体制を整備し、各関係機関と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

◆基本事項

地震編 第4章 第1節の「◆基本事項」を準用する。

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

地震編 第4章 第1節 第1の「災害復旧・復興の基本方向の決定等」を準用する。

第2 災害復旧計画

地震編 第4章 第1節 第2の「災害復旧計画」を準用する。

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、県及び市は被災後、必要に応じて速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

地震編 第4章 第1節 第3の「1 復興計画の基本方針」を準用する。

2 復興計画の策定

地震編 第4章 第1節 第3の「2 復興計画の策定」を準用する。

3 復興事業の実施

地震編 第4章 第1節 第3の「3 復興事業の実施」を準用する。

第4 災害復興基金の設立等

地震編 第4章 第1節 第4の「災害復興基金の設立等」を準用する。

第5 復興組織体制の整備

地震編 第4章 第1節 第5の「復興組織体制の整備」を準用する。

第2節 生活再建制度

生活再建制度については、地震編 第4章「第2節 生活再建制度」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

住宅復旧支援については、地震編 第4章「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

産業復興支援については、地震編 第4章「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

都市基盤の復興対策については、地震編 第4章「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

義援金の受入れ、配分については、地震編 第4章「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、地震編 第4章「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 大規模災害対応の検証

大規模災害対応の検証については、地震編 第4章「第8節 大規模災害対応の検証」を準用する。

名取市地域防災計画 資料編 目次

地震災害対策編関連

第1章 総 則

第2節	各機関の役割と業務の大綱
名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5

第2章 災害予防対策

第3節	地盤にかかる施設等の災害対策
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設	21
第6節	都市の防災対策
都市公園一覧	30
第16節	情報通信網の整備
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	57
第17節	職員の配備体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
第18節	防災拠点等の整備
防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧	243
第19節	相互応援体制の整備
災害時応援協定一覧	50
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	57
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	58
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	58
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	59
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	61
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	63
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	65
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	66
災害時相互応援に関する協定(上山市)	69
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	70
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	72
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	74

原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	76
名取市・半田市災害時相互応援協定書	78
消防相互応援協定書	80
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	82
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	84
宮城県広域消防相互応援協定書	86
宮城県広域航空消防応援協定書	88
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	90
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	92
災害発生における消防活動に関する応援協定書	94
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	96
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	97
災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書 (名取市防災安全協会)	98
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書(宮城県獣医師会中央支部)	100
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書(名取市災害応急措置協力会)	102
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (コマツカスタマーサポート(株))	105
災害時における支援協力に関する協定書(イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)	107
災害時応援協定書(イオンモール株式会社イオンモール名取)	109
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書(学校法人尚絅学院)	110
災害時等における施設使用に関する協定書(扇屋商事(株))	112
電力設備災害復旧に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)	113
災害時応援協定(エスアールジータカミヤ(株))	115
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定 (宮城県解体工事業協同組合)	116
災害時非常無線通信の協力に関する協定(名取アマチュア無線クラブ)	118
災害時応援協定書(同和警備(株))	119
災害時応援協定書(仙南ガス(株))	120
災害時応援協定書(宮城県造園建設業協会名取分会)	121
災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	123
災害時における物資供給に関する協定書(東北カートン(株))	125
災害時応援協定書(宮城県隊友会名取支部)	127
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書(仙台国際空港(株))	129
災害時の医療救護活動に関する協定書(名取市医師会)	131
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書(岩沼薬剤師会名取ブロック会)	133
災害時における放送要請に関する協定(仙台CATV(株))	135
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書(名取建友クラブ)	136
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社名取支店)	137
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書	

（宮城県LPガス協会仙南第三協議会）	139
特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書（東日本電信電話(株)）	141
災害時における放送に関する協定書（NPO法人エフエムなとり）	144
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書（名取市管工事業協同組合）	146
災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書（各法人）	148
災害時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書 （日本郵便株式会社名取郵便局）	150
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岩沼歯科医師会）	152
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（(株)カナモト）	154
災害時における物資の供給に関する協定書（(株)バイタルネット）	156
災害時の医療救護活動に関する協定書（宮城県立がんセンター）	158
災害時の医療救護活動に関する協定書（仙台南病院）	160
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定 （仙南ガス株式会社）	162
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書 （寿なとり学園）	164
災害時における消防用水等の確保に関する協定書 （仙台地区生コンクリート協同組合）	166
災害時における消防用水等の確保に関する協定書（(株)タイハク）	167
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定書 （有限会社公衆開発）	168
災害時における支援協力に関する協定（株式会社伊藤チェーン）	170
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定（株式会社トライアルカンパニー）	172
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 （宮城三菱自動車販売株式会社）	174
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（弘誓寺）	176
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書（アークランドサカモト株式会社）	178
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社マルタマ）	180
災害時における協力に関する協定書（公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部）	182
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 （一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン）	185
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社トーモク仙台工場）	187
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 （みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所）	189
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書 （セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体）	190
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書（株式会社ヨークベニマル）	192
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（宮城県農業協同組合中央会）	194
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書 （特定非営利活動法人パートナーシップなとり）	196
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	

(みやぎ生活協同組合、タイムズ24株式会社)	198
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社)	199
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所)	202
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体)	204
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社)	207
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校)	209
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社)	211
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協議会)	213
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東北支店)	216
災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ)	218
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台)	220
災害時における飲料水の供給に関する協定書(三恵商事株式会社)	222
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー)	224
第20節	医療救護体制の整備
災害拠点病院指定状況	226
第22節	緊急輸送体制の整備
臨時ヘリポート	227
第23節	避難対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	228
第24節	避難収容対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	228
第25節	食料、飲料水及び生活物資の確保
災害時応援協定一覧	50
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画	234
名取市災害用生活物資等の備蓄計画	238

第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・伝達
地震情報の種類と内容	244
異常現象発見時の通報先一覧表	252
市町村被害状況報告要領	253
第3節	防災活動体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40

名取市災害警戒配備要領	46
警戒本部等の組織	48
第4節	相互応援活動
災害時応援協定一覧	50
第5節	災害救助法の適用
災害救助法による救助の実施細目	264
第6節	自衛隊の災害派遣
自衛隊の要請先	268
自衛隊災害派遣要請等様式	269
第8節	医療救護活動
災害拠点病院指定状況	226
医療機関一覧表	270
第10節	交通・輸送活動
緊急通行車両等事前届出書	273
緊急通行車両の標章	274
緊急通行車両確認証明書	274
第12節	避難活動
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	228
第13節	応急仮設住宅等の確保
公営住宅一覧	275
第22節	教育活動等
教育施設一覧	276
文化財一覧(有形)	278

第4章 災害復旧・復興対策

第2節	生活再建支援
復旧・復興支援制度の概要	281
復旧・復興支援に係る条例等	286
第4節	産業復興支援
復旧・復興支援制度の概要	281

津波災害対策編関連

第2章 災害予防対策

第 20 節	医療救護体制の整備
災害拠点病院指定状況	226
第 23 節	避難対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	228
第 24 節	避難収容対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	228

第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・伝達
異常現象発見時の通報先一覧表	252
市町村被害状況報告要領	253
名取市津波対応指針	262

風水害等災害対策編関連

第1章 総 則

第2節	各機関の役割と業務の大綱
名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5

第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	21
名取市水防協議会条例	22
重要水防区域一覧	23
水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	26
水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所	280
第2節	都市の防災対策
都市公園一覧	30
第10節	情報通信網の整備
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	57
第11節	職員の配備体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
第13節	相互応援体制の整備
災害時応援協定一覧	50
災害基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	57
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	58
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	59
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	61
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	63
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	6
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	66
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	67
災害時相互応援に関する協定(上山市)	69
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	70
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	72
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	74
原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	76

名取市・半田市災害時相互応援協定	78
消防相互応援協定書	80
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	82
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	84
宮城県広域消防相互応援協定書	86
宮城県広域航空消防応援協定書	88
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	90
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	92
災害発生における消防活動に関する応援協定書	94
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	96
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	97
災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書 (名取市防災安全協会)	98
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書(宮城県獣医師会中央支部)	100
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書(名取市災害応急措置協力会)	102
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (コマツカスタマーサポート(株))	105
災害時における支援協力に関する協定書(イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)	107
災害時応援協定書(イオンモール株式会社イオンモール名取)	109
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書(学校法人尚絅学院)	110
災害時等における施設使用に関する協定書(扇屋商事(株))	112
電力設備災害復旧に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)	113
災害時応援協定(エスアールジータカミヤ(株))	115
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定 (宮城県解体工事業協同組合)	116
災害時非常無線通信の協力に関する協定(名取アマチュア無線クラブ)	118
災害時応援協定書(同和警備(株))	119
災害時応援協定書(仙南ガス(株))	120
災害時応援協定書(宮城県造園建設業協会名取分会)	121
災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	123
災害時における物資供給に関する協定書(東北カートン(株))	125
災害時応援協定書(宮城県隊友会名取支部)	127
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書(仙台国際空港(株))	129
災害時の医療救護活動に関する協定書(名取市医師会)	131
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書(岩沼薬剤師会名取ブロック会)	133
災害時における放送要請に関する協定(仙台CATV(株))	135
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書(名取建友クラブ)	136
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社名取支店)	137
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書 (宮城県LPガス協会仙南第三協議会)	139

特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書(東日本電信電話(株))	141
災害時における放送に関する協定書(NPO法人エフエムなとり)	144
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書(名取市管工事業協同組合)	146
災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書(各法人)	148
災害時における名取市内郵便局と名取市間の協力に関する覚書 (日本郵便株式会社名取郵便局)	150
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岩沼歯科医師会)	152
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書((株)カナモト)	154
災害時における物資の供給に関する協定書((株)バイタルネット)	156
災害時の医療救護活動に関する協定書(宮城県立がんセンター)	158
災害時の医療救護活動に関する協定書(仙台南病院)	160
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定 (仙南ガス株式会社)	162
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書 (寿なとり学園)	164
災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (仙台地区生コンクリート協同組合)	166
災害時における消防用水等の確保に関する協定書((株)タイハク)	167
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定書 (有限会社公衆開発)	168
災害時における支援協力に関する協定(株式会社伊藤チェーン)	170
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定(株式会社トライアルカンパニー)	172
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 (宮城三菱自動車販売株式会社)	174
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(弘誓寺)	176
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(アークランドサカモト株式会社)	178
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社マルタマ)	180
災害時における協力に関する協定書(公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部)	182
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 (一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン)	185
災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トーモク仙台工場)	187
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所)	189
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書 (セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体)	190
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(株式会社ヨークベニマル)	192
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(宮城県農業協同組合中央会)	194
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書 (特定非営利活動法人パートナーシップなとり)	196
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、タイムズ24株式会社)	198

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社).....	199
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所).....	202
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業 体).....	204
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社).....	207
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門 学校).....	209
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社).....	211
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協 議会).....	213
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東 北支店).....	216
災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ).....	218
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台	220
災害時における飲料水の供給に関する協定書(三恵商事株式会社).....	222
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー).....	224
第 14 節.....	医療救護体制の整備
災害拠点病院指定状況.....	226
第 15 節.....	緊急輸送体制の整備
臨時ヘリポート.....	227
第 16 節.....	避難対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧.....	228
第 17 節.....	避難収容対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧.....	228
第 18 節.....	食料、飲料水及び生活物資の確保
災害時応援協定一覧.....	50
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画.....	234
名取市災害用生活物資等の備蓄計画.....	238

第3章 災害応急対策

第1節.....	防災気象情報の伝達
防災気象情報の概要および発表基準.....	245
第2節.....	情報の収集・伝達
異常現象発見時の通報先一覧表.....	252
市町村被害状況報告要領.....	253
第5節.....	防災活動体制
名取市災害対策本部条例.....	39
名取市災害対策本部設置運営要綱.....	40
名取市災害警戒配備要領.....	46
警戒本部等の組織.....	48

第6節	警戒活動	
名取市土砂災害対応指針		263
第7節	相互応援活動	
災害時応援協定一覧		50
第8節	災害救助法の適用	
災害救助法による救助の実施細目		264
第9節	自衛隊の災害派遣	
自衛隊の要請先		268
自衛隊災害派遣要請等様式		269
第11節	医療救護活動	
災害拠点病院指定状況		226
医療機関一覧表		270
第12節	交通・輸送活動	
緊急通行車両等事前届出書		273
緊急通行車両の標章		278
緊急通行車両確認証明書		278
第14節	避難活動	
指定避難所、指定緊急避難場所一覧		228
第15節	応急仮設住宅等の確保	
公営住宅一覧		275
第24節	教育活動等	
教育施設一覧		276
文化財一覧(有形)		278

第4章 災害復旧・復興対策

第2節	生活再建支援	
復旧・復興支援制度の概要		281
復旧・復興支援に係る条例等		286
第4節	産業復興支援	
復旧・復興支援制度の概要		281

資料一覧

名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	21
名取市水防協議会条例	22
重要水防区域一覧	23
水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	26
都市公園一覧	30
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
警戒本部等の組織	48
災害時応援協定一覧	50
害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	57
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	58
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	59
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	61
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	63
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	65
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	66
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	67
災害時相互応援に関する協定(上山市)	69
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	70
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	72
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	74
原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	76
名取市・半田市災害時相互応援協定書	78
消防相互応援協定書	80
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	82
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	84
宮城県広域消防相互応援協定書	86
宮城県広域航空消防応援協定書	88
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	90
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	92
災害発生における消防活動に関する応援協定書	94
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	96
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	97

災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書	
(名取市防災安全協会)	98
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書(宮城県獣医師会中央支部)	100
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書(名取市災害応急措置協力会)	102
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	
(コマツカスタマーサポート(株))	105
災害時における支援協力に関する協定書(イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)	107
災害時応援協定書(イオンモール株式会社イオンモール名取)	109
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書(学校法人尚絅学院)	110
災害時等における施設使用に関する協定書(扇屋商事(株))	112
電力設備災害復旧に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)	113
災害時応援協定(エスアールジータカミヤ(株))	115
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	
(宮城県解体工事業協同組合)	116
災害時非常無線通信の協力に関する協定(名取アマチュア無線クラブ)	118
災害時応援協定書(同和警備(株))	119
災害時応援協定書(仙南ガス(株))	120
災害時応援協定書(宮城県造園建設業協会名取分会)	121
災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	123
災害時における物資供給に関する協定書(東北カートン(株))	125
災害時応援協定書(宮城県隊友会名取支部)	127
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書(仙台国際空港(株))	129
災害時の医療救護活動に関する協定書(名取市医師会)	131
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書(岩沼薬剤師会名取ブロック会)	133
災害時における放送要請に関する協定(仙台CATV(株))	135
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書(名取建友クラブ)	136
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書	
(ヤマト運輸株式会社名取支店)	137
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書	
(宮城県LPガス協会仙南第三協議会)	139
特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書(東日本電信電話(株))	141
災害時における放送に関する協定書(NPO法人エフエムなとり)	144
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書(名取市管工事業協同組合)	146
災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書	
(日本郵便株式会社名取郵便局)	150
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岩沼歯科医師会)	152
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書((株)カナモト)	154
災害時における物資の供給に関する協定書((株)バイタルネット)	156
災害時の医療救護活動に関する協定書(宮城県立がんセンター)	158
災害時の医療救護活動に関する協定書(仙台南病院)	160
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定	

(仙南ガス株式会社)	162
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書 (寿なとり学園)	164
災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (仙台地区生コンクリート協同組合)	166
災害時における消防用水等の確保に関する協定書((株)タイハク)	167
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定 (有限会社公衆開発)	168
災害時における支援協力に関する協定(株式会社伊藤チェーン)	170
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社トライアルカンパニー)	172
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 (宮城三菱自動車販売株式会社)	174
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(弘誓寺)	176
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(アークランドサカモト株式会社)	178
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社マルタマ)	180
災害時における協力に関する協定書(公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部)	182
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 (一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン)	185
災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トーモク仙台工場)	187
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所)	189
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書 (セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体)	190
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(株式会社ヨークベニマル)	192
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(宮城県農業協同組合中央会)	194
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書 (特定非営利活動法人パートナーシップなとり)	196
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 生活協同組合、タイムズ24株式会社)	198
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社)	199
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所)	202
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業 体)	204
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社)	207
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門 学校)	209
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社)	211
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協 議会)	213
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東 北支店)	216

災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ).....	218
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台)	220
災害時における飲料水の供給に関する協定書(三恵商事株式会社).....	222
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー).....	224
災害拠点病院指定状況.....	226
臨時ヘリポート.....	227
指定避難所、指定緊急避難場所一覧.....	228
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画.....	234
名取市災害用生活物資等の備蓄計画.....	238
防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧.....	243
地震情報の種類と内容.....	244
防災気象情報の概要および発表基準.....	245
異常現象発見時の通報先一覧表.....	252
市町村被害状況報告要領.....	253
名取市津波対応指針.....	262
名取市土砂災害対応指針.....	263
災害救助法による救助の実施細目.....	264
自衛隊の要請先.....	268
自衛隊災害派遣要請等様式.....	269
医療機関一覧表.....	270
緊急通行車両等事前届出書.....	273
緊急通行車両の標章.....	274
緊急通行車両確認証明書.....	274
公営住宅一覧.....	275
教育施設一覧.....	276
文化財一覧(有形).....	278
水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所.....	280
復旧・復興支援制度の概要.....	281
復旧・復興支援に係る条例等.....	286
名取市地区防災計画名称一覧.....	287

名取市防災会議条例

(昭和38年3月29日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、名取市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名取市防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員42人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 宮城県知事が指名する職員
 - (3) 市を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長が指名する職員
 - (5) 市の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 指定関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから当該関係公共機関の長が指名する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が指名する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 市長は、前項第9号の者を選任するに当たっては、防災会議の審議に多様な意見が反映されるよう配慮するものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会は、改正後の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会として同一性をもって存続するものとする。

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成25年3月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

名取市防災会議委員名簿

	区 分		所属機関等
1	会 長	市町村長	名取市長
2	1 号委員	指定地方行政機関の職員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長
3			宮城海上保安部長
4			東京航空局仙台空港事務所空港長
5		自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第22即応機動連隊長
6	2 号委員	県の機関の職員	宮城県仙台地方振興事務所長
7			宮城県仙台保健福祉事務所長
8			宮城県仙台土木事務所長
9	3 号委員	警察機関	宮城県岩沼警察署長
10	4 号委員	市町村の職員	名取市副市長
11			名取市副市長
12			名取市会計管理者
13			名取市総務部長
14			名取市企画部長
15			名取市企画部市民協働課長
16			名取市健康福祉部長
17			名取市生活経済部長
18			名取市建設部長
19			名取市消防長
20			名取市教育部長
21			名取市議会事務局長
22			名取市水道事業所長
23	5 号委員	市教育長	名取市教育長
24	6 号委員	市消防団長	名取市消防団長
25	7 号委員	指定関係公共機関及び関係地方公共機関	日本赤十字社宮城県支部事務局長
26			東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター所長
27			東日本電信電話(株)宮城事業部設備部長
28			J R 東日本東北総合サービス(株)名取駅長
29			名取市社会福祉協議会長
30	8 号委員	自主防災組織を構成する者及び学識経験者	東北大学災害科学国際研究所准教授
31			那智が丘地区自主防災会前会長
32			名取市婦人防火クラブ連絡協議会長
33	9 号委員	その他市長が必要と認める者	一般社団法人生活応援倶楽部から一ず なとり子ども食堂店長
34			NPO法人イコールネット仙台常務理事
35			防災教育の市民団体「ゆりあげかもめ」会長
36			公益社団法人宮城県看護協会岩沼支部長
37			名取市民生委員児童委員協議会会長
38			JA名取岩沼女性部会長

39			名取市商工会女性部会長
40			名取市生活困窮者自立相談支援センター所長
41			なとり生活支援センター窓センター長
42			サポートケア名取ありのまま舎センター長
43			女性消防隊隊長

防災担当機関及び連絡先窓口

防災関係処理機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
名取市	名取市増田字柳田80	TEL 384-2111 FAX 384-9030 FAX 384-4192 (防災安全課4F)
名取市教育委員会	名取市増田字柳田80	TEL 384-2111 FAX 384-9690
名取市消防本部・消防署・消防団	名取市増田5-18-32	TEL 382-0242 FAX 383-8711
亘理名取共立衛生処理組合	岩沼市寺島字川向45-53	TEL 0223-22-1717 FAX 0223-22-2793

県の機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
宮城県総務部消防課	仙台市青葉区本町3-8-1	TEL 211-2372 FAX 211-2398
仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9111 FAX 273-9929
仙台保険福祉事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9132 FAX 274-7886
塩釜保健所	塩釜市北浜4-8-15	TEL 363-5502 (代) FAX 362-6161
塩釜保健所岩沼支所	岩沼市中央3-1-18	TEL (0223) 22-2188 (代) FAX (0223) 24-3525
仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9111 (代) FAX 276-1206
仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町4-1-2	総務班 TEL 297-4111 (代) FAX 296-1516
仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町1-9-1	TEL 365-0191 FAX
宮城県仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所	仙台市泉区将監10-37-4	担 当 TEL 372-2103 FAX 372-2115
危機対策課	仙台市青葉区本町3-8-1	TEL 211-2375 FAX 211-3161

指定地方行政機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所	仙台市太白区あすと長町4-1-60	TEL 304-1902 FAX 248-3772
宮城海上保安部	塩釜市貞山通3-4-1	TEL 363-0114 FAX 366-1420
東北農政局宮城野庁舎	仙台市宮城野区新田2-22-1	TEL 236-6661 (代) FAX 238-8644 (食料調整課)
国土交通省東京航空局仙台空港事務所	名取市下増田字南原	TEL 383-1211～2 FAX 382-0112

自衛隊・警察

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
陸上自衛隊多賀城駐屯地	多賀城市丸山2-1-1	連隊本部第三科 TEL 365-2121 (内線237) 勤務時間外 部隊当直司令室 (内線259) FAX 363-0491
宮城県岩沼警察署	岩沼市末広2-1-23	TEL (0223) 22-4341 FAX

指定公共機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
東日本旅客鉄道(株)名取駅	名取市増田2-5-1	TEL 382-6713 FAX 382-6713
東日本電信電話(株)宮城支店	仙台市若林区五橋3-2-1	TEL 269-2210 FAX 223-1443
東日本高速道路株式会社	仙台市青葉区中央3-2-1	総務課 TEL 711-6411 FAX
東北電力(株)宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	TEL 225-2150 FAX 213-4211
東北電力ネットワーク(株) 岩沼電力センター	岩沼市梶橋1-37	TEL (0223) 23-5615 FAX (0223) 22-3940
日本赤十字社宮城県支部	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 271-2253 FAX 275-3004
名取郵便局	名取市飯野坂1-2-3	総務 TEL 382-3060 FAX 384-4088

指定地方公共機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
(株)ミヤコーバス名取営業所	名取市堀内字北竹62	TEL (0223) 22-2171 FAX
宮城県トラック協会仙南支部	名取市堀内字南竹188-3	TEL (0223) 24-3865 FAX (0223) 24-3939
仙台国際空港 (株)	名取市下増田字南原無番地	TEL 382-4051 FAX 382-4054

その他の公共団体

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
名取岩沼農業協同組合（JA名取岩沼）	名取市増田1-12-36	総務部 TEL 384-5111 FAX 384-2412
宮城県漁業協同組合仙南支所（関上）	名取市関上4-6	TEL 385-0711 FAX
名取市商工会	名取市増田字柳田243	TEL 382-3236 FAX 382-3406
名取岩沼医師会	名取市増田字柳田244	TEL 384-5633 FAX 384-5676
宮城県土地改良事業団体連合会	仙台市青葉区上杉2-2-8	TEL 263-5811 FAX 268-6390
阿武隈川下流左岸水害予防組合	岩沼市末広1-6-32	あぶくま消防本部内 TEL (0223) 22-5171 FAX (0223) 22-5547

土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧

1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
土石流	2-11-001	上北沢	愛島笠島字上北沢	H30. 3. 30	第358号
	2-11-002	中南沢	愛島笠島字中南沢	H30. 3. 30	第358号
	2-11-003	西南沢	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-004	北南沢1	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-005	北南沢2	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-006	滝の沢	愛島塩手字西滝沢	H30. 3. 30	第357号
	2-11-007	長畑沢1	高館川上字長畑	H30. 3. 30	第357号
	2-11-008	長畑沢2	高館川上字長畑	H30. 3. 30	第357号
	2-11-009	来光沢	高館川上字来光	H28. 3. 4	第189号
	2-11-010	朝町沢	高館川上字朝町	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-011	薬師沢	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-012	西樽水沢 1	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-013	西樽水沢 2	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-014	西樽水沢 3	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-015	長畑沢 3	高館川上字長畑	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-016	西真坂沢 1	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-017	西真坂沢 2	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-018	東真坂沢	高館吉田字東真坂	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-019	上鹿野東沢 2	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-020	上鹿野東沢 1	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-021	上鹿野東沢 3	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-022-1	岩口沢ー 1	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-022-2	岩口沢ー 2	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-023	那智が丘沢	那智が丘五丁目	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-024	大門山沢	高館熊野堂字大門山	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-025	岩口上沢	高館熊野堂字岩口上	H28. 3. 4	第189号
	2-11-026	東菖蒲沢 (その2)	ゆりが丘二丁目	H29. 3. 28	第306号
	2-11-027	ゆりが沢	ゆりが丘一丁目、高館熊野堂	H28. 3. 4	第189号
	2-11-028	余方下沢	高館熊野堂字余方下	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-029	小畑沢	高館熊野堂字余方中西	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-030	中沢前沢	高館熊野堂字中沢前	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-031	石御山沢	高館熊野堂字中沢南山	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-032	南山沢	高館熊野堂字中沢南山	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
土石流	2-11-033	いの又山沢	高館熊野堂字今成西	H28. 3. 4	第189号
	2-11-034	エド沢	高館熊野堂字今成西	H28. 3. 4	第189号
	2-11-035	中南峰沢	愛島笠島字中ノ沢	H30. 3. 30	第357号
	2-11-036	鈴ヶ森沢1	愛島笠島字鈴ヶ森	H30. 3. 30	第357号
	2-11-037	鈴ヶ森沢2	愛島笠島字鈴ヶ森	H30. 3. 30	第357号
	2-11-038	棟沢 1	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-039	棟沢 2	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-040	棟沢 3	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-041	大沢中沢	高館熊野堂字大沢中	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-042	大沢	高館熊野堂字大沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-13-032-1	上塩ノ入沢の 1	愛島北目字大沢	R 1. 11. 29	第944号
	2-13-032-2	上塩ノ入沢の 2	愛島北目字大沢	R 1. 11. 29	第944号
急傾斜地 の崩壊	1-自-0347	名取ヶ丘の1	名取が丘一丁目	H27. 5. 29	第600号
	1-自-0348	西里の1	植松	H21. 12. 25	第1105号
	1-自-0349	西里の 2	植松四丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-0350	相互台	相互台二丁目、一丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1192	植松	植松二丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1193	名取ヶ丘の2	飯野坂五丁目	H27. 5. 29	第600号
	1-自-1194	名取ヶ丘の3	飯野坂七丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1195	名取ヶ丘の4	名取が丘六丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-自-1196	名取ヶ丘の5	名取が丘五丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-自-1197	ゆりが丘の1	ゆりが丘二丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1198	ゆりが丘の2	ゆりが丘一丁目、 ゆりが丘五丁目	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1343	柳沢	愛島北目字柳沢	H19. 2. 27	第874号
	1-自-1344	岩沢	愛島塩手	H21. 12. 25	第1105号
	1-自-1345	長畑	高館川上字長畑	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1346	西真坂	高館吉田字西真坂	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1347	那智ヶ丘三丁 目の1	那智が丘三丁目、 高館吉田字上鹿野東	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1348	那智ヶ丘三丁 目の2	那智が丘三丁目、 高館吉田字上鹿野東	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1349	那智ヶ丘一丁目	那智が丘一丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1350	大門山	高館熊野堂字大門山	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1352	ゆりが丘の3	ゆりが丘三丁目	H30. 3. 30	第357号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	1-自-1353	ゆりが丘の4	ゆりが丘五丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1354	ゆりが丘の5	ゆりが丘一丁目、 ゆりが丘五丁目	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1355	ゆりが丘の6	ゆりが丘一丁目、高館熊野 堂	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1356	相互台の2	相互台東一丁目、高館熊野 堂字堀切山	H28. 3. 4	第189号
	1-自-0469	来光	高館川上字五反田、字来光	H28. 3. 4	第189号
	1-人-0278	金剛寺	高館川上字東金剛寺	H30. 3. 30	第358号
	1-人-0279	名取が丘の 1	名取が丘一丁目、四丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0285	谷津山	名取が丘三丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0286	野田山	愛島塩手字野田山	H29. 3. 28	第306号
	1-人-0407	ゆりが丘	ゆりが丘一丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-人-0468	岩沢	愛島塩手字岩沢	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0470	那智ヶ丘	那智が丘五丁目	H30. 3. 30	第357号
	2-自-0619	飯野坂七丁目	飯野坂七丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0620	植松二丁目	植松二丁目	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0622	片平山	愛島小豆島字片平山	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0623	清水坂の 1	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0624	清水坂の 2	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0625	清水坂の 3	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0626	清水坂の 4	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0627	島	愛島小豆島字島	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0628	上柳沢の 1	愛島北目字上柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0629	上柳沢の 2	愛島北目字上柳沢、柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0630	上柳沢の 3	愛島北目字上柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0631	切通	愛島北目字切通	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0632	諏訪前	愛島北目字諏訪前	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0633	愛島北目山口	愛島北目字山口	H19. 2. 27	第874号
	2-自-0634	東国見	愛島笠島字東国見	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0635	南北沢	愛島笠島字南北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0636	北沢	愛島笠島字北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0637	上北沢	愛島笠島字上北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0638	二ッ森	愛島北目字二ッ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0639	東中峯の 1	愛島笠島字東中峯	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	2-自-0640	東中峯の2	愛島笠島字東中峯	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0641	南中峯	愛島笠島字南中峯	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0642	鈴ヶ森の1	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0643	鈴ヶ森の2	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0644	鈴ヶ森の3	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0645	鈴ヶ森の4	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0646	鈴ヶ森の5	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0647	西南沢の1	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0648	西南沢の2	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0649	北南沢の1	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0650	北南沢の2	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0651	北南沢の3	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0652	北南沢の4	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0653	愛島塩手岩沢	愛島塩手字岩沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0654	西滝沢の1	愛島塩手字西滝沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0655	西滝沢の2	愛島塩手字西滝沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0656	北野	愛島塩手字北野	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0657	中薬師の1	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0658	中薬師の2	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0659	高館川上薬師	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0660	西樽水	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0661	東金剛寺	高館川上字五反田、字来光	H28. 3. 4	第189号
	2-自-0662	朝町	高館川上字朝町	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0663	吉田西真坂の1	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0664	吉田西真坂の2	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0665	那智が丘	那智が丘三丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0666	岩口下	高館熊野堂字岩口下	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0667	みどり台一丁目	みどり台一丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0668	ゆりが丘一丁目	ゆりが丘一丁目、高館熊野堂	H28. 3. 4	第189号
	2-自-0669	棟沢	高館熊野堂字棟沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0670	大沢の1	高館熊野堂字大沢中	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0671	大沢の2	高館熊野堂字大沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0672	石畑山	高館熊野堂字石畑山	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0673	太夫	高館熊野堂字太夫	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	2-人-0026	飯野坂六丁目	飯野坂六丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-人-0028	那智ヶ丘一丁目	那智が丘一丁目	H30. 3. 30	第358号
	2-人-0029	大門山	高館熊野堂字大門山	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0179	太夫	高館熊野堂字太夫	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0180	余方中東	高館熊野堂字余方中東	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0181	余方下東	高館熊野堂字余方下東	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0182	大門山	高館熊野堂字大門山	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0183	ゆりが丘の1（その2）	ゆりが丘五丁目	H29. 3. 28	第306号
	3-自-0184	ゆりが丘の2	ゆりが丘五丁目	H30. 3. 30	第357号
	3-自-0185	西真坂の1	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0186	西真坂の2	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0187	西真坂の3	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0188	長畑の1	高館川上字長畑	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0189	長畑の2	高館川上字長畑	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0190	中ノ沢	愛島笠島字中ノ沢	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0191	鈴ヶ森の1	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0192	鈴ヶ森の2	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0193	鈴ヶ森の3	愛島笠島字下南沢	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0194	中南沢	愛島笠島字中南沢	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0195	上南沢の1	愛島笠島字上南沢	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0196	上南沢の2	愛島笠島字上南沢	R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0197	南台	愛島笠島字東南台	R 2. 3. 27	第243号
地すべり	48	今成	高館熊野堂字今成東、字堀ノ瀬	H28. 3. 4	第190号
	農水-15	大沢	高館熊野堂字大沢中	R 2. 3. 13	第195号

令和4年3月末現在 155箇所指定

（土砂災害警戒区域のみ 11箇所、土砂災害警戒・特別警戒区域 144箇所）

2-1 地すべり危険箇所〔県土木部〕

番号	場所名	河川名			位 置			被害想定区域内の保全対象			年月日・ 番号・ 建設省告 示
		水系名	幹川名	溪流名	市町村	大 字	危険箇所 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	耕地 (ha)	公共施設	
66	今成	名取川	名取川	—	名取市	今成	31.0	23	2.0	県道 200m 市道 500m 学校 1	

2-2 地すべり危険箇所〔県産業経済部〕

地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の箇所

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数	道路の種類	道路の数	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数	その他の単位
23	大沢	名取市		大				市道	250	9	既成	無	S61	大沢	250	m

3-1 急傾斜地危険箇所（自然斜面）〔仙台土木事務所〕

傾斜角度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地に人家が5戸以上または公共施設等がある箇所。

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置	箇所の延長 (m)	斜度	斜面の高さ (m)
347	自然	名取が丘の1	名取が丘一丁目	85	45	12
1193	自然	名取が丘の2	名取が丘一丁目	110	35	12
1194	自然	名取が丘の3	飯野坂七丁目	110	50	9
1195	自然	名取が丘の4	名取が丘六丁目	175	35	20
1196	自然	名取が丘の5	名取が丘五丁目	270	35	15
348	自然	西里の1	植松一丁目	115	40	25
349	自然	西里の2	植松四丁目	110	42	10
1192	自然	植松	植松二丁目	105	45	15
1342	自然	植松の2	植松三丁目	65	40	12
1343	自然	柳沢	愛島北目字柳沢	370	50	20
1344	自然	岩沢	愛島塩手字岩沢	50	45	17
1345	自然	長畑	高館川上字長畑	65	55	35
1346	自然	西真坂	高館吉田字西真坂	80	50	50
1347	自然	那智が丘三丁目の1	那智が丘三丁目	20	40	14
1348	自然	那智が丘三丁目の2	那智が丘三丁目	30	35	14
1349	自然	那智が丘一丁目	那智が丘一丁目	85	45	20
1350	自然	大門山	高館熊野堂字大門山	50	45	8
1351	自然	岩口中	高館熊野堂字岩口中	53	45	8
1197	自然	ゆりが丘の1	ゆりが丘二丁目	160	30	15
1198	自然	ゆりが丘の2	ゆりが丘一丁目	285	30	56
1352	自然	ゆりが丘の3	ゆりが丘三丁目	128	35	8
1353	自然	ゆりが丘の4	ゆりが丘五丁目	28	50	8
1354	自然	ゆりが丘の5	ゆりが丘五丁目	123	60	20
1355	自然	ゆりが丘の6	ゆりが丘一丁目	115	55	8
350	自然	相互台	相互台二丁目	900	40	50
1356	自然	相互台の2	相互台一丁目	120	50	50
619	自然	飯野坂七丁目	飯野坂七丁目	20	45	8
620	自然	植松二丁目	植松二丁目	20	40	6
621	自然	植松三丁目	植松三丁目	55	40	12
622	自然	片平山	愛島小豆島字片平山	50	40	12
623	自然	清水坂の1	愛島小豆島字清水坂	50	50	18
624	自然	清水坂の2	愛島小豆島字清水坂	25	50	22
625	自然	清水坂の3	愛島小豆島字清水坂	35	45	16
626	自然	清水坂の4	愛島小豆島字清水坂	30	45	12
627	自然	島	愛島小豆島字島	25	55	6
628	自然	上柳沢の1	愛島北目字上柳沢	100	40	12
629	自然	上柳沢の2	愛島北目字上柳沢	25	45	9
630	自然	上柳沢の3	愛島北目字上柳沢	90	45	11

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の 延長 (m)	斜度	斜面の 高さ (m)
631	自然	切通	愛島北目字切通	10	60	5
632	自然	諏訪前	愛島北目字諏訪前	25	48	6
633	自然	愛島北目山口	愛島北目字山口	30	50	12
634	自然	東国見	愛島笠島字東国見	75	50	12
635	自然	南北沢	愛島笠島字南北沢	35	55	15
636	自然	北沢	愛島笠島字北沢	15	55	12
637	自然	上北沢	愛島笠島字上北沢	25	60	7
638	自然	ニツ森	愛島北目字ニツ森	30	30	17
639	自然	東中峰の 1	愛島笠島字東中峰	70	40	20
640	自然	東中峰の 2	愛島笠島字東中峰	50	40	20
641	自然	南中峰	愛島笠島字南中峰	70	60	20
642	自然	鈴ヶ森の 1	愛島笠島字鈴ヶ森	90	40	30
643	自然	鈴ヶ森の 2	愛島笠島字鈴ヶ森	50	45	40
644	自然	鈴ヶ森の 3	愛島笠島字鈴ヶ森	50	50	20
645	自然	鈴ヶ森の 4	愛島笠島字鈴ヶ森	90	60	27
646	自然	鈴ヶ森の 5	愛島笠島字鈴ヶ森	40	70	28
647	自然	西南沢の 1	愛島笠島字西南沢	200	50	30
648	自然	西南沢の 2	愛島笠島字西南沢	14	40	16
649	自然	北南沢の 1	愛島笠島字北南沢	150	35	40
650	自然	北南沢の 2	愛島笠島字北南沢	30	40	15
651	自然	北南沢の 3	愛島笠島字北南沢	85	60	21
652	自然	北南沢の 4	愛島笠島字北南沢	35	70	9
658	自然	中薬師の 2	高館川上字中薬師	20	45	16
659	自然	高館川上薬師	高館川上字薬師	30	50	17
660	自然	西樽水	高館川上字西樽水	25	40	26
655	自然	西滝沢の 2	愛島塩手字西滝沢	70	60	6
656	自然	北野	愛島塩手字北野	105	70	8
657	自然	中薬師の 1	高館川上字中薬師	25	65	13
652	自然	北南沢の 4	愛島笠島字北南沢	35	70	9
653	自然	愛島塩手岩沢	愛島塩手字岩沢	35	70	13
661	自然	東金剛寺	高館川上字東金剛寺	75	50	13
661	自然	東金剛寺	高館川上字東金剛寺	75	50	13
662	自然	朝町	高館川上字朝町	70	50	38
663	自然	吉田西真坂の 1	高館吉田字西真坂	25	40	21
664	自然	吉田西真坂の 2	高館吉田字西真坂	30	80	40
665	自然	那智が丘	那智が丘五丁目	50	45	32
666	自然	岩口下	高館熊野堂字岩口下	42	45	12
667	自然	みどり台一丁目	みどり台一丁目	25	45	6
668	自然	ゆりが丘五丁目	ゆりが丘五丁目	35	45	8
669	自然	棟沢	高館熊野堂字棟沢	45	35	14
670	自然	大沢の 1	高館熊野堂字大沢	25	40	7
671	自然	大沢の 2	高館熊野堂字大沢	40	45	14
672	自然	石畑山	高館熊野堂字石畑山	25	45	14
673	自然	太夫	高館熊野堂字太夫	20	30	8
179	自然	太夫	高館熊野堂字太夫	280	30	90

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の 延長 (m)	斜度	斜面の 高さ (m)
180	自然	余方中東	高館熊野堂余方中東	280	30	70
181	自然	余方下東	高館熊野堂余方下東	470	35	70
182	自然	大門山	高館熊野堂大門山	140	35	40
183	自然	ゆりが丘の 1	ゆりが丘五丁目	260	30	70
184	自然	ゆりが丘の 2	ゆりが丘五丁目	200	60	20
185	自然	西真坂の 1	高館吉田字西真坂	120	35	60
186	自然	西真坂の 2	高館吉田字西真坂	340	45	40
187	自然	西真坂の 3	高館吉田字西真坂	180	50	50
188	自然	長畑の 1	高館川上長畑	300	40	30
189	自然	長畑の 2	高館川上長畑	300	35	50
190	自然	中ノ沢	愛島笠島字中ノ沢	480	35	40
191	自然	鈴ヶ森の 1	愛島笠島字鈴ヶ森	200	30	40
192	自然	鈴ヶ森の 2	愛島笠島字鈴ヶ森	180	35	50
193	自然	鈴ヶ森の 3	愛島笠島字鈴ヶ森	760	35	60
194	自然	中南沢	愛島笠島字中南沢	160	40	40
195	自然	上南沢の 1	愛島笠島字上南沢	160	45	40
196	自然	上南沢の 2	愛島笠島字上南沢	160	30	30
197	自然	南台	愛島笠島字南台	120	60	25

3-2 急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）[仙台土木事務所]

傾斜角度が30度以上で、高さが5m以上の急傾斜地に人家5戸以上または公共施設等のある箇所

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の延 長 (m)	斜度	斜面の高 さ (m)
278	人工	金剛寺	金剛寺	120	45	10
279	人工	名取が丘の 1	名取が丘一丁目	250	30	8
281	人工	名取が丘の 2	名取が丘四丁目	250	35	8
285	人工	谷津山	名取が丘四丁目	500	47	15
286	人工	野田山	愛島野田山	550	35	15
407	人工	ゆりが丘	ゆりが丘一丁目	290	30	52
468	人工	岩沢	愛島塩手岩沢	30	40	25
469	人工	来光	高館川上来光	105	55	13
470	人工	那智が丘	那智が丘五丁目	300	45	30
26	人工	飯野坂六丁目	飯野坂六丁目	50	45	8
27	人工	東後谷地	愛島小豆島東後谷地	20	60	6
28	人工	那智が丘一丁目	那智が丘一丁目	45	40	24
29	人工	大門山	高館熊野堂大門山	25	45	8

※急傾斜地崩壊危険箇所の調査対象は、以下のとおりである。

- ・傾斜度30° 以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で想定被害区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。）ある場所

なお、自然斜面と人工斜面の区分は以下のとおりである。

- ・自然斜面…… 自然力により形成された斜面。
（自然がけ） ただし、過去に人工の手を加えたものであっても、その後自然の力により変形等が加わり自然斜面と見分けがつかないものを含む。
- ・人工斜面…… 切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている斜面。
ただし、急傾斜地崩壊防止工事、砂防工事、治山工事等を実施したものは自然斜面とする。

*一連の急傾斜地崩壊危険箇所内に自然斜面と人工斜面が重複している場合には、自然斜面とする。

*同一断面上に、自然斜面、人工斜面が混在している場合には、崩壊に対する影響が自然部分と人工部分のどちらが大きいかにより判断する。

4 土石流危険溪流〔仙台土木事務所〕

土石流の発生のおそれのある溪流において、扉頂部から下流で勾配が2度以上の箇所

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概況			保全対象 人家 戸数 (戸)
				郡・市	町・村	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 勾配	
2-11-004	1級 名取川	川内沢川	北南沢 1	名取市	愛島笠島	北南沢	0.25	0.04	23.0	1
2-11-007	1級 名取川	増田川	長畑沢 1	名取市	高館川上	長畑	0.21	0.03	21.0	0
2-11-009	1級 名取川	増田川	来光沢	名取市	高館川上	来光	0.15	0.03	28.0	5
2-11-018	1級 名取川	上町川	東真坂沢	名取市	高館吉田	東真坂	0.13	0.02	23.0	8
2-11-020	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢 1	名取市	高館吉田	上鹿野東	0.19	0.02	30.0	2
2-11-022	1級 名取川	増田川	岩口沢	名取市	高館吉田	上鹿野東	0.14	0.25	16.0	8
2-11-023	1級 名取川	名取川	那智が丘 沢	名取市		那智が丘 五丁目	0.23	0.05	23.0	17
2-11-024	1級 名取川	名取川	大門山沢	名取市	高館熊野 堂	大門山	0.25	0.04	24.0	18
2-11-026	1級 名取川	名取川	東菖蒲沢	名取市		ゆりが丘 二丁目	0.10	0.03	49.0	7
2-11-027	1級 名取川	名取川	ゆりが沢	名取市		ゆりが丘 五丁目	0.20	0.05	26.0	13
2-11-028	1級 名取川	名取川	余方下沢	名取市	高館熊野 堂	余方下	0.22	0.05	24.0	5
2-11-029	1級 名取川	名取川	小畑沢	名取市	高館熊野 堂	余方中西	0.55	0.16	26.0	10
2-11-033	1級 名取川	名取川	いの又山 沢	名取市	高館熊野 堂	今成西	0.95	0.15	1.8	6
2-11-001	1級 名取川	川内沢川	上北沢	名取市		愛島笠島 上北沢	0.16	0.02	26.0	2
2-11-002	1級 名取川	川内沢川	中南沢	名取市		愛島笠島 中南沢	0.11	0.02	31.0	1
2-11-003	1級 名取川	川内沢川	西南沢	名取市		愛島笠島 西南沢	0.12	0.02	40.0	1
2-11-005	1級 名取川	川内沢川	北南沢 2	名取市		愛島塩手 北南沢	0.40	0.13	13.0	3
2-11-006	1級 名取川	増田川	滝の沢	名取市		愛島塩手 西滝沢	1.00	0.73	12.0	4
2-11-008	1級 名取川	増田川	長畑沢 2	名取市		高館川上 長畑	0.38	0.07	18.0	2
2-11-011	1級 名取川	増田川	薬師沢	名取市		高館川上 樽水	0.20	0.02	19.0	1
2-11-012	1級 名取川	増田川	西樽水沢 1	名取市		高館川上 西樽水	0.26	0.03	33.0	1
2-11-013	1級 名取川	増田川	西樽水沢 2	名取市		高館川上 西樽水	0.05	0.01	20.0	1
2-11-014	1級 名取川	増田川	西樽水沢 3	名取市		高館川上 西樽水	0.12	0.02	27.0	1

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概況			保全対象
				郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配	人家戸数 (戸)
2-11-015	1級 名取川	増田川	長畑沢 3	名取市		高館川上 長畑	0.06	0.02	30.0	2
2-11-016	1級 名取川	上町川	西真坂沢 1	名取市		高館吉田 西真坂	0.25	0.07	20.0	1
2-11-017	1級 名取川	上町川	西真坂沢 2	名取市		高館吉田 西真坂	0.12	0.01	27.0	1
2-11-019	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢 2	名取市		高館吉田 上鹿野東	0.28	0.03	1.5	4
2-11-021	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢 3	名取市		高館吉田 上鹿野東	0.15	0.02	23.0	3
2-11-025	1級 名取川	名取川	岩口上沢	名取市		高館熊野 堂岩口上	0.15	0.01	39.0	1
2-11-030	1級 名取川	名取川	中沢前沢	名取市		高館熊野 堂中沢前	0.25	0.06	21.0	1
2-11-031	1級 名取川	名取川	石御山沢	名取市		高館熊野 堂中沢南山	0.05	0.01	36.0	1
2-11-032	1級 名取川	名取川	南山沢	名取市		高館熊野 堂中沢南山	0.15	0.02	22.0	1
2-11-034	1級 名取川	名取川	下沢	名取市		高館熊野 堂今成西	0.47	0.11	40.0	2
2-11-037	1級 名取川	中沢川	鈴ヶ森沢 2	名取市		愛島笠島 鈴ヶ森	0.09	0.01	16.0	1
2-11-038	1級 名取川	棟沢川	棟沢 1	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.19	0.02	30.0	1
2-11-039	1級 名取川	棟沢川	棟沢 2	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.23	0.02	31.0	1
2-11-040	1級 名取川	棟沢川	棟沢 3	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.22	0.02	36.0	1
2-11-041	1級 名取川	大沢川	大沢中沢	名取市		高館熊野 堂大沢中	0.09	0.01	35.0	1
2-11-042	1級 名取川	大沢川	大沢	名取市		高館熊野 堂大沢	0.15	0.01	18.0	1
2-11-010	1級 名取川	増田川	朝町沢	名取市	高館川上	朝町	0.16	0.02		
2-11-035	1級 名取川	川内沢川	中南峰沢	名取市	愛島笠島	中ノ沢	0.13	0.01		
2-11-036	1級 名取川	中沢川	鈴ヶ森沢 1	名取市	愛島笠島	鈴ヶ森	0.20	0.03		

※調査対象溪流は、以下のとおりである。

(1) 国土地理院発行の1/25,000地形図上(未発行地域については1/50,000地形図)で谷地形をしており、その溪床勾配が3°(1/20)までを終点とする溪流であること。

下流氾濫堆積区域内に人家が5戸以上(5戸以下であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等ある場合を含む。)ある場所へ流入する溪流。

5－1 山地崩壊災害危険地（山腹崩壊危険地区）〔仙台地方振興事務所〕

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
39	今成	名取市	熊野堂					県道	300	2	55.0	無	無	S61			
40	大夫(1)	名取市	熊野堂					市道	300	3	46.7	既成	有	S61			
41	大夫(2)	名取市	熊野堂		3			市道	200	2	50.0	無	無	S61			
42	豊橋	名取市	熊野堂		1			県道	300	3	56.7	無	無	S61			
43	大沢(1)	名取市	熊野堂	堀切山	2			市道	400	2	35.0	無	無	S61			
44	大沢(2)	名取市	熊野堂		4			県道	200	3	36.7	無	無	S61			
45	余方	名取市	熊野堂		6			県道	400	7	38.6	無	無	S61			
46	鹿野(3)	名取市	熊野堂		3			市道	400	4	52.5	無	無	S61			
47	川上(1)	名取市	川上		1			市道	200	1	50.0	無	無	S61			
48	川上(2)	名取市	川上		3			市道	200	2	25.0	無	無	S61			
49	川内(1)	名取市	笠島		8			市道	400	3	31.7	無	無	S61			
50	川内(2)	名取市	笠島		4			市道	300	4	47.5	無	無	S61			
51	中沢	名取市	笠島		8			市道	200	2	45.0	未成	無	S61			
52	荻倉	名取市	笠島		8			市道	300	4	30.0	無	無	S61			
53	西樽水	名取市	高川	館上	3			県道 市道	2,000 500	1	80.0	無	無	H6	ダム 水田	1 3	
54	鍋川	名取市	高熊野	館上棟沢	25	配水施設	1	市道	100	1	57.0	無	無	H5			
55	中の沢(2)	名取市	愛島	西中峯	2			市道	300	1	40.0	既成	無	S61			

5－2 山地崩壊災害危険地（崩壊土砂流出危険地区）〔仙台地方振興事務所〕

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	溪流の集水面積	延長	平均溪床勾配	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
96	今成(1)	名取市	高鉾	余方	2			市道	200	17	700	17	2.5 ₂	無	無	S6 ₁			
97	余方(1)	名取市	高鉾	余方	3	学校	1	市道	100	5	400	9	0.8 ₄	無	無	S6 ₁			
98	余方(2)	名取市	高鉾	余方	4			市道	200	3	300	9	0.4 ₅	無	無	S6 ₁			
99	鹿野(1)	名取市	高鉾	鹿野	8	寺	1			7	300	21	0.6 ₂	無	無	S6 ₁			
100	鹿野上	名取市	高鉾	鹿野	1			市道	300	26	700	17	2.7 ₂	無	無	S6 ₁			
101	沢山	名取市	高吉	館山	10			林道	1,500	88	1,600	0	7.2	一部既成	無	S6 ₁			
102	川上(1)	名取市	高鉾	川上	6			市道	500	3	250	21	0.225	一部既成	無	S6 ₁			
103	川上(2)	名取市	高鉾	川上	4			市道	200	7	350	117	0.735	無	無	S6 ₁			
104	愛島塩手	名取市	愛島	滝沢	12			市道	100	64	1,100	9	4.2 ₀	無	無	S6 ₁			
105	川内下	名取市	愛島	川内	8			市道	100	12	300	9	0.9 ₀	無	無	S6 ₁			

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	溪流の集水面積	延長	平均溪床勾配	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
106	川内上	名取市	愛島	川内	7			市道	200	4	300	2	0.36	無	無	S61			
107	笠島	名取市	愛島	笠島	15			市道	200	15	700	9	1.68	無	無	S61			
108	愛島塩手	名取市	愛島	峰ヶ森	10			市道	200	49	1,200	9	3.96	無	無	S61			
109	今成(2)	名取市	高館	堀ノ瀬				県道	50	31	1,100	9	3.3	無	無	H3			
110	今成(3)	名取市	高館	太夫				県道	60	9	400	17	0.96	未成	無	H3			
111	余方(3)	名取市	高館	石畑山	5			県道	50	16	600	17	0.9	無	無	H3			
112	鹿野(2)	名取市	高館	上鹿東	16			市道	540	16	600	9	0.9	無	無	H3			
113	西樽水	名取市	高館	西樽水	3			県道 村道	2,000	2	200	9	0.3	未成	無	H6	ダム 水田	13	ha
114	北南沢	名取市	愛島	北南沢	7					1	100	9	0.15	未成	無	H6			
115	樽水	名取市	高館	薬師	3			県道	300	15	500	23	0.75	既成	有	S61			

6-1 海岸災害危険箇所（漁港区域内海岸保全区域指定箇所）〔宮城県〕

漁港名	漁港種別	管理者	所在市町名	指定年月日	県告示番号	事業種別	保全区域延長(m)	要指定延長(m)	要保全延長(m)	防護面積(m)	防護人口(人)	備考
関上	2	宮城県	名取市						0	480,000	3,366	

6-2 海岸災害危険箇所（海岸地域災害危険地区）〔仙台地方振興事務所〕

番号	沿岸名	海岸名	地区海岸名	市町村	備考
332	仙台湾	名取	東須賀	名取市	
333	仙台湾	名取	名取	名取市	

7 農業用ため池危険箇所〔仙台地方振興事務所〕

番号	地区名	所在地	受益面積(ha)	事業概要	概算事業費(千円)	備考
1	滝の沢	名取市	A=35	余水吐、取水施設工	35,000	
2	長堤	名取市	A=1.0	斜樋、余水吐	700	
3	西野田	名取市	A=1.5	〃	700	
4	北野	名取市	A=1.0	〃	800	
5	宮下堤	名取市	A=1.9	〃	1,000	
6	寺堤1	名取市	A=1.0	〃	800	
7	蛙沼	名取市	A=1.9	〃	800	
8	達中前	名取市	A=1.0	〃	800	
9	山下堤	名取市	A=4.9	余水吐工	7,000	
10	山下堤(2)	名取市	A=4.9	洪水吐工	5,000	県単農業用ため池H8
11	新田沢	名取市	A=4.5	余水吐工、取水施設工	3,000	県単農業用ため池H9
12	温水	名取市	A=4.3	余水吐、取水施設	4,000	

8 道路災害危険箇所

事業区分	道路種別	路線名	所 在 地			危険内容
一般道路	主要地方道	仙台岩沼線	名取市		大字西台	擁 壁
一般道路	主要地方道	仙台村田線	名取市		大字今成	落石・崩壊
一般道路	一般県道	名取村田線	名取市		大字高館川上	橋梁基礎の洗掘

9 急傾斜崩壊危険区域指定箇所

箇所番号	箇所名	所 在 地	告示年月日	告示番号
349	西里の 2	植松四丁目	H1. 11. 6	告示第 1398 号

10 砂防関係施設の現況

水系	河川名	溪流名	砂防施設
名取川水系	名取川	東昌浦沢	東昌浦沢砂防ダム
		小畑沢	小畑沢砂防ダム
	増田川	滝沢沢	滝沢沢砂防ダム
		増田川	増田川砂防ダム
		増田川	七沢砂防ダム
		網太郎沢	網太郎沢砂防ダム

土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設

土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、下表のとおり。
土砂災害の種別は、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊

No.	施設種別	施設名	所在地
1	高齢者福祉・介護福祉施設	介護老人保健施設なとり	高館熊野堂字岩口下 1-2
2	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームおうじゅ	高館熊野堂字岩口下 26-2
3	児童福祉施設	館腰児童センター	植松 3 丁目 1-19
4	児童福祉施設	ゆりが丘児童センター	ゆりが丘 4 丁目 1
5	児童福祉施設	相互台児童センター	相互台 1 丁目 27-5
6	児童福祉施設	那智が丘児童センター	那智が丘 2 丁目 1-2
7	教育機関	ふたば幼稚園	飯野坂 5 丁目 2-1
8	教育機関	館腰小学校	植松 1 丁目 2-17
9	教育機関	不二が丘小学校	名取が丘 6 丁目 11-1
10	教育機関	相互台小学校	名取市相互台 1 丁目 27-1
11	教育機関	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1-1
12	教育機関	ゆりが丘小学校	ゆりが丘 3 丁目 21
13	教育機関	仙台高等専門学校名取キャンパス	愛島塩手字野田山 48
14	教育機関	宮城県立名取支援学校	高館吉田字東真坂 6-11
15	医療施設	名取熊野堂病院	高館熊野堂字岩口下 68-1

- ・要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設をいう。
- ・地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、必要な訓練その他措置に関する計画を作成しなければならない。
- ・この規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。
また、変更したときも同様とする。

名取市水防協議会条例

(平成11年12月17日 条例第24号)

名取市水防協議会条例（昭和30年名取市条例第42号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項及び第5項の規定に基づき、名取市水防協議会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本市に、名取市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数等）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、26人以内とする。

2 関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員の任期は、任命又は委嘱されたときの役職である期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会務）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（議長）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

（会議）

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に改正前の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会は、改正後の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会として同一性をもって存続するものとする。

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成14年9月25日条例第28号）

この条例は、平成14年11月11日から施行する。

附 則（平成18年3月15日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

重要水防区域一覧

1 国土交通大臣管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 東北地方整備局仙台河川国道事務所管内

重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水 防 警 報 対象観測所	担当 分団	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
名 取 川	1.2 + 155 1.8	閑上(上)右岸	堤体漏水 15		455 0			シート張工 木流し工	評定基準改定による	閑上第二 名取橋	閑上	名取川出張所
	0.8 + 150 3.4	閑上(上)・ 右岸	越水 16		2,442 2,442			積土のう工	一連区間のうち一番低い 箇所は1.4k付近	名取橋	閑上	
	2.6 + 55 3.0	閑上(上) 右岸	基礎地盤 漏水 17		340 0			釜段工 月の輪工	評定基準改定による	名取橋	閑上	
	2.8 + 40 2.8 151	閑上(上) 右岸	堤体漏水 18		111 0			シート張工 木流し工	評定基準改定による	名取橋	閑上	
	10.8 11.4 + 180	熊野堂 右岸	基礎地盤 漏水 29		760 760			釜段工 月の輪工	評定基準改定による	名取橋	高館	
	11.6 12.0	熊野堂 右岸	越水 30		500 500			積土のう工	一連区間のうち一番低い 箇所は11.8k付近	名取橋	高館	

重要水防要注意区間調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和6年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	担当分団	出張所
				工事施行(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)					
名取川	2.4	閑上(上)右岸	破堤箇所要8		— —		シート張工 木流し工	S25.8破堤延長不明	名取橋	閑上	名取川出張所
	2.8 + 40 3.0	閑上(上)右岸	破堤箇所要9		— —		釜段工 月の輪工		名取橋	閑上	
	2.8 + 90	閑上(上)右岸	破堤箇所要10		— —		シート張工 木流し工	S25.8破堤延長不明	名取橋	閑上	
	10.2 + 110 10.6	熊野堂右岸	旧川跡要13		280 280		釜段工 月の輪工		名取橋	高館	

「特定の区間」調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
名取川	0.0k 12.0k	閑上右岸 高館熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所

注) 特定区間：国土保全上、国民経済上特に重要な水系として指定される一級水系の直轄管理区間の内、破堤氾濫した場合に甚大な被害(被災人口1万5千人)が予想される区間

2 宮城県知事管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 仙台土木事務所管内

水系名	河川名	左右岸 の 別	現 況	字	令和6年度評定						予 想 され る 危 険	対策水防 工 法 名	関連工事	担 当 分 団	摘 要
					評 価 種 別	堤防		工作物		要注意 区 間					
						A (m)	B (m)	A	B						
阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市押分 名取市堀内	堤防高	1,200					越水	積土のう工	広域基幹	岩沼市 館腰	

出典：令和6年度 名取市水防計画書

水防法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

- ・水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設
- ・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者施設は、下表のとおり。
- ・浸水想定対象河川は、名取川水系（名取川・広瀬川・増田川・川内沢川）及び阿武隈川水系（阿武隈川・志賀沢川・五間堀川）とする。（※管理番号は避難確保計画等の管理用番号）

No.	施設種別	施設名	所在地	管理番号
1	高齢者福祉・介護福祉施設	特別養護老人ホームうらやす	下余田字鹿島86－5	水1
2	高齢者福祉・介護福祉施設	老人保健施設ライフケアセンター名取	増田字柳田 8	水2
3	高齢者福祉・介護福祉施設	幸留館デイサービスセンター	大手町二丁目6－12	水4
4	高齢者福祉・介護福祉施設	シャーマゾン・サロン・プラザ	増田一丁目5－6	水6
5	高齢者福祉・介護福祉施設	本郷デイサービスセンターふるさと	本郷字町田46	水7
6	高齢者福祉・介護福祉施設	リハビリ特化型デイサービスリハニック名取	植松四丁目17－29	水8
7	高齢者福祉・介護福祉施設	ライフケアセンター名取デイサービスセンター	増田字柳田37－ 3	水9
8	高齢者福祉・介護福祉施設	セントケア館腰デイサービス	植松字錦田44－1	水11
9	高齢者福祉・介護福祉施設	セントケア仙台南デイサービス	上余田字西田19－ 1	水12
10	高齢者福祉・介護福祉施設	バイタルケア名取	下余田字鹿島10	水13
11	高齢者福祉・介護福祉施設	さふらんフィット名取	下余田字鹿島10	水14
12	高齢者福祉・介護福祉施設	デイサービスセンターときわ	下余田字鹿島86－ 5	水16
13	高齢者福祉・介護福祉施設	ツクイ名取美田園	美田園五丁目4－3	水17
14	高齢者福祉・介護福祉施設	デイサービスセンターにこトピア名取	大手町六丁目3－2	水18
15	高齢者福祉・介護福祉施設	ケアハウスうらやす	下余田字鹿島86－5	水19
16	高齢者福祉・介護福祉施設	ウェルフェア美田園	美田園三丁目1－ 1	水20
17	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームうらやす	下余田字鹿島86－5	水21
18	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームもも太郎さん（本郷）	本郷字町田79	水22
19	高齢者福祉・介護福祉施設	看護小規模多機能ホーム はなもも	美田園五丁目9－5	水23
20	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅰ	美田園八丁目1－3	水24
21	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅱ	美田園八丁目 1－5	水 25
22	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅲ	美田園八丁目 16－5	水 26
23	高齢者福祉・介護福祉施設	ココロハウス名取	増田二丁目 1－24	水 27
24	高齢者福祉・介護福祉施設	シニアパシオン名取Ⅰ	美田園八丁目 17－16	水 28
25	高齢者福祉・介護福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅 プレシオーソなとり	美田園五丁目 13－1	水 29
26	高齢者福祉・介護福祉施設	ナーシングホームあかり	手倉田字堰根 356	水 30
27	高齢者福祉・介護福祉施設	RickyHouse	上余田字千刈田 902－1	水 31

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
28	高齢者福祉・介護福祉施設	ホームふるさと	本郷字大門 6-1	水 32
29	高齢者福祉・介護福祉施設	特別養護老人ホーム松陽苑	手倉田字八幡 80-1	水 107
30	高齢者福祉・介護福祉施設	那智が丘四季の風デイサービスセンター	那智が丘五丁目 7-9	水 117
31	高齢者福祉・介護福祉施設	レッツ倶楽部名取	手倉田字諏訪466番地の1	水123
32	高齢者福祉・介護福祉施設	名取フレイルケアセンター	増田1-5-12-2F洞口・佐藤クリニック	水124
33	児童福祉施設	増田保育所	増田 1 丁目 8-33	水 33
34	児童福祉施設	閑上保育所	閑上西二丁目 11	水 34
35	児童福祉施設	名取みたぞのこども園	美田園五丁目 3-5	水 35
36	児童福祉施設	名取あけぼのこども園	増田六丁目 1-40	水 36
37	児童福祉施設	手倉田くじら保育園	大手町二丁目 2-5	水 37
38	児童福祉施設	認定こども園名取ひよこ園	美田園三丁目 25-2	水 38
39	児童福祉施設	スクルドエンジェル保育園増田園	上余田字千刈田 886-1	水 39
40	児童福祉施設	杜せきのしためぐみ保育園	増田字後島 455	水 40
41	児童福祉施設	保育ルームクレヨン kids	増田四丁目 5-25	水 41
42	児童福祉施設	キッズフィールド杜せきのした駅前園	杜せきのした二丁目 6-3	水 42
43	児童福祉施設	キッズフィールドみたぞの園	美田園五丁目 12-6	水 43
44	児童福祉施設	本郷小規模保育所	本郷字矢口 84	水 45
45	児童福祉施設	キッズフィールド第2みたぞの園	美田園五丁目 3-9	水 46
46	児童福祉施設	ヤクルト名取つばめ保育園	植松字宮島 77	水 47
47	児童福祉施設	杜せきのした愛の杜保育園	増田字後島 455	水 48
48	児童福祉施設	認定こども園 なとり幼稚園・なとり保育園（幼稚園部）	増田三丁目 8-8	水 49
49	児童福祉施設	認定こども園 なとり幼稚園・なとり保育園（保育園部）	増田三丁目 7-28	水 50
50	児童福祉施設	増田西児童センター	手倉田字堰根 275	水 51
51	児童福祉施設	増田西児童センター高館分館	高館吉田字長六反 117-3	水 52
52	児童福祉施設	愛島児童センター	愛島笠島字弁天 19-3	水 53
53	児童福祉施設	増田児童センター	増田三丁目 9-56	水 54
54	児童福祉施設	下増田児童センター	美田園 7 丁目 23-1	水 55

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
55	児童福祉施設	関上児童センター	関上西二丁目 9	水 56
56	児童福祉施設	関上わかばこども園	関上西二丁目 12	水 57
67	児童福祉施設	イオンゆめみらい保育園名取	杜せきのした五丁目 3-1	水 58
68	児童福祉施設	もりのなかま保育園名取増田園	増田三丁目 9-40	水 60
69	児童福祉施設	KID' s ROOM	上余田字千刈田 886-1 ABE コーポ 102	水 61
70	児童福祉施設	ペンギンインターナショナルスクール	杜せきのした五丁目 31-11	水 62
71	児童福祉施設	さふらんキッズ	下余田字鹿島 10	水 63
72	児童福祉施設	ペンギンナーサリースクール	美田園六丁目 3-4	水 64
73	児童福祉施設	ひよこのゆめ	美田園三丁目 14-7	水 65
74	児童福祉施設	ぷらむ館腰こども園	植松三丁目 2-14	水 66
75	障がい者福祉施設	NPO 法人スマイル・ワン/就労準備型 放課後等デイサービスピノキオハウス	植松三丁目 9-23	水 67
76	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/はーもにいはうす	飯野坂一丁目 4-43	水 69
77	障がい者福祉施設	(株)アオバヤホールディングス/スパー クランド名取	増田字柳田 85-5	水 70
78	障がい者福祉施設	(社福) みずほ/うらやす	下余田字鹿島 86-5	水 72
79	障がい者福祉施設	(株)ゼンシン/テラグラッサ	高館吉田字前沖 75-18	水 73
80	障がい者福祉施設	(株)ゼンシン/アバンツアーレスポーツ	高館吉田字前沖 75-18	水 74
81	障がい者福祉施設	(一社) こねくと/ラ・フレーズ	高館川上字八反 3-5	水 75
82	障がい者福祉施設	(一社) 悠優会/AndYou なとり	手倉田字八幡 182-1	水 76
83	障がい者福祉施設	(株)ゲンマ/MAKANA	上余田字千刈田 508-1	水 77
84	障がい者福祉施設	(株)ひよこふおれすと/ぴっぴ名取	増田一丁目 13-1	水 78
85	障がい者福祉施設	(社福) 名取市社会福祉協議会/ 友愛作業所	増田一丁目 7-28	水 79
86	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/みのり園	増田一丁目 8-34	水 81
87	障がい者福祉施設	(社福) むそう/まるっとますだ	増田八丁目 1-51	水 82
88	障がい者福祉施設	(一社) こねくと/wara	大手町六丁目 4-1	水 83
89	障がい者福祉施設	(一社) 東北復興プロジェクト/ ロクファームアタラタ	杜せきのした 5 丁目 31-1	水 84
90	障がい者福祉施設	きらきらひかる(株)/みいんななかよし もりせきのした	杜せきのした 5 丁目 31-1 ロクファームアタラタ内	水 85
91	障がい者福祉施設	(株)リーベン/桂實苑	本郷字東六軒 132-1	水 86

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
92	障がい者福祉施設	(NPO)名取メンタルヘルス協会/小泉荘	下余田字中荷 627-15	水 87
93	障がい者福祉施設	(NPO)名取メンタルヘルス協会/高橋荘	増田一丁 1-31 目	水 88
94	障がい者福祉施設	(NPO)名取メンタルヘルス協会/大内荘	下余田字飯塚 536	水 89
95	障がい者福祉施設	(NPO) 名取メンタルヘルス協会/きらく	下余田字中荷 627-15	水 90
96	障がい者福祉施設	(一般社団) ライトハウス/らいとはうす 名取	増田三丁目 10-26	水 91
97	障がい者福祉施設	(一般社団) こねくと/ラ・フリーズ	高舘川上字八反 3-5	水 95
98	障がい者福祉施設	㈱中川/日本重症心身障害児支援協会 多 機能型ステーション 望 名取	美田園六丁目 3-5-101	水 108
99	障がい者福祉施設	㈱ラシエル/グループホーム R A S I E L 名取	大手町六丁目 2-6	水110
100	障がい者福祉施設	アビリティーズジャスコ(株)/アビリティ ーズジャスコ杜せきのしたセンター	杜せきのした 5 丁目 3-1 イオンモール名取 3 階	水111
101	障がい者福祉施設	㈱ミツイ/リッキーガーデン名取駅前	手倉田八幡 4 2 8-1 コ ンフォート 1 号館 A 号室	水114
102	障がい者福祉施設	は一とふる農園名取	下増田字北原東370	水118
103	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/るばと、らるご	上余田字千刈田582-1	水119
104	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/るばと	増田字柳田379-1	水120
105	障がい者福祉施設	㈱丸福山田屋/こぱんはうすさくら名取 教室	飯野坂一丁目1-2	水122
106	障がい者福祉施設	(学)寿なとり学園/なとり児童発達支援 センター	増田三丁目8-8	水125
107	障がい者福祉施設	㈱しれとこ/障がい者グループホームみ んなの家	増田三丁目10-25	水126
108	障がい者福祉施設	㈱スマイルゲートパートナーズ/スマイルカ 美田園	美田園五丁目4-4	水127
109	教育機関	増田小学校	増田三丁目 9-20	水 96
110	教育機関	増田西小学校	手倉田字堰根 330	水 97
111	教育機関	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 34	水 98
112	教育機関	下増田小学校	美田園七丁目 23-3	水 99
113	教育機関	高舘小学校	高舘吉田字長六反 117-3	水 100
114	教育機関	増田中学校	増田字柳田 230	水 101
115	教育機関	第二中学校	高舘吉田字吉合 90	水 102
116	教育機関	関上小中学校	関上西一丁目 25	水 103
117	教育機関	宮城県農業高等学校	高舘吉田字吉合 66	水 104
118	教育機関	名取北高等学校	増田字柳田 103	水 105
119	教育機関	まなウェルみやぎ	美田園二丁目 1-4	水 106

都市公園一覽

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
増田西	1	街区公園	手倉田公園	大手町五丁目 2 番地	2,875	S51.4.1
	2	街区公園	大手町一丁目公園	大手町一丁目 8 番地	1,026	S55.3.24
	3	街区公園	大手町四丁目公園	大手町四丁目 17 番地	1,305	S55.3.24
	4	街区公園	大手町六丁目公園	大手町六丁目 8 番地	1,541	S55.3.24
	5	街区公園	箱塚公園	箱塚一丁目 258	798	S55.3.24
	6	街区公園	堰根公園	手倉田字堰根 738	856	H 8. 6.1
	7	街区公園	小山 1 号公園	小山三丁目 103	604	H 8. 6.1
	8	街区公園	小山 2 号公園	小山三丁目 1	1,502	H 8. 6.1
	9	街区公園	田高南公園	田高字南 565	1,157	H 8. 6.1
	10	街区公園	大手町二丁目公園	大手町二丁目 5-1	2,348	H10.11.12
	11	街区公園	導伝寺公園	手倉田字八幡 494-14	174	H28.3.31
	12	街区公園	八幡北公園	手倉田字八幡 488-1 他	130	H28.3.31
	小計		12 ヶ所		14,316	
増田	13	街区公園	増田公園	増田三丁目 555-1	440	S55.3.24
	14	街区公園	鹿島田 1 号公園	飯野坂一丁目 54-4,45-16	310	S55.3.24
	15	街区公園	鹿島田 2 号公園	飯野坂一丁目 33-3	262	S55.3.24
	16	街区公園	先井成公園	増田六丁目 69-9	184	H 8. 6.1
	17	街区公園	増田五丁目公園	増田五丁目 916	354	H 8. 6.1
	18	街区公園	増田七丁目公園	増田七丁目 705	575	H 8. 6.1
	19	街区公園	柳田 1 号公園	増田字柳田 692	303	H 8. 6.1
	20	街区公園	市の坪公園	上余田字市の坪 472-15	317	H 8. 6.1
	21	街区公園	増田三丁目公園	増田三丁目 310-8,310 一 16	228	H 8. 6.1
	22	街区公園	増田一丁目公園	増田一丁目 171-3,171-5 の一部	209	H20.3.14
	23	街区公園	市ノ坪一号公園	上余田字市の坪 42-25,42-26	838	H 8. 6.1
	24	街区公園	千刈田一号公園	上余田字千刈田 845-21	405	H 8. 6.1
	25	街区公園	千刈田二号公園	上余田字千刈田 747-2	517	H 8. 6.1
	26	街区公園	千刈田三号公園	上余田字千刈田 998-28,998-29	322	H 8. 6.1
	27	街区公園	千刈田四号公園	上余田字千刈田 590-4	454	H 8. 6.1
	28	街区公園	千刈田五号公園	上余田字千刈田 71-5,71-4	399	H 8. 6.1
	29	街区公園	増田六丁目一号公園	増田六丁目 75-3	104	H 8. 6.1
	30	街区公園	本町西すこやか公園	増田二丁目 517,518	778	H 8. 6.1
	31	街区公園	飯野坂北公園	増田二丁目 504-1,507-1	461	H10.11.12
	32	街区公園	北谷公園	増田字北谷 186-6,186-8,192-2	477	H12.5.1
	33	街区公園	千刈田 6 号公園	上余田字千刈田 798-10	139	H15.5.20
	34	街区公園	本町中央公園	増田一丁目 3-8-3	96	H16.3.31
	35	街区公園	増田八丁目公園	増田八丁目 389-31,389-33	626	H17.11.1
	36	街区公園	増田七丁目第二公園	増田七丁目 380-44,380-45	545	H26.3.31
	37	街区公園	千刈田7号公園	上余田字千刈田 401 番 21、401 番 22	296	H30.3.31

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
	38	街区公園	市ノ坪 2 号公園	上余田字市坪 569 番	795	H30.11.1
	小計		26 ヶ所		10,434	
名取が丘	39	街区公園	名取が丘一丁目公園	名取が丘一丁目2-14	281	S55.3.24
	40	街区公園	飯野坂公園	名取が丘一丁目2-18	356	S55.3.24
	41	街区公園	名取が丘東公園	名取が丘一丁目70-13	537	S55.3.24
	42	街区公園	望洋台公園	名取が丘二丁目1-77	1,061	S55.3.24
	43	街区公園	手倉田山公園	名取が丘四丁目1-173, 88-3	3,970	S55.3.24
	44	街区公園	名取が丘中央公園	名取が丘四丁目1-102	1,763	S55.3.24
	45	街区公園	名取が丘五丁目公園	名取が丘五丁目38-85	464	S55.3.24
	46	街区公園	山の前公園	名取が丘五丁目101-2	1,602	S55.3.24
	47	街区公園	不二が丘公園	名取が丘六丁目1-2	740	S55.3.24
	48	街区公園	大木戸公園	名取が丘三丁目1-123	946	S55.3.24
	49	総合公園	十三塚公園	手倉田山地内	177,023	S57.7.15
	50	街区公園	不二見晴台公園	名取が丘六丁目1-224	379	H 8.6.1
	51	街区公園	箱塚堤公園	箱塚一丁目173-22	215	H 8.6.1
	52	街区公園	名取が丘二丁目公園	名取が丘二丁目166-63, 166-64	263	H8.6.1
	53	街区公園	望洋台二号公園	名取が丘二丁目1-91	223	H 8.6.1
	54	街区公園	箱塚二丁目公園	箱塚二丁目150-212	598	H 8.6.1
	55	街区公園	はこづかなかよし公園	箱塚二丁目146-33	240	R2.3.31
	小計		17 ヶ所		190,661	
館腰	56	街区公園	大木戸花壇公園	名取が丘三丁目1-230	1,020	S55.3.24
	57	街区公園	植松西公園	植松四丁目504-26,511-1	325	S55.3.24
	58	街区公園	町東公園	飯野坂六丁目95-2,95-3	340	S55.3.24
	59	街区公園	平方公園	小山一丁目18-2	309	H 8. 6.1
	60	街区公園	土府公園	飯野坂二丁目144-31	474	H 8.6.1
	61	街区公園	飯野坂山公園	飯野坂五丁目216-18	374	H 8. 6.1
	62	街区公園	植松北公園	植松二丁目371	664	H 8. 6.1
	63	街区公園	植松四丁目公園	植松四丁目311-19,311-20	300	H 8.6.1
	64	街区公園	本郷公園	本郷字大門66-7	369	H 8.6.1
	65	街区公園	焼野公園	本郷字焼野203-19,303-21	588	H 8.6.1
	66	街区公園	南前田一号公園	植松三丁目746	2,055	H 8. 6.1
	67	街区公園	南前田二号公園	植松四丁目956	960	H 8.6.1
	68	街区公園	南竹1号公園	堀内字南竹287-10,288-6	353	H 8. 6.1
	69	街区公園	飯野坂中央公園	飯野坂六丁目304	558	H 8.6.1
	70	街区公園	かえで公園	飯野坂四丁目2-3,2-2	309	H 9. 3.28
	71	街区公園	北前田さわやか公園	植松三丁目845	500	H 9. 3.28
	72	街区公園	モチノキ公園	植松四丁目724-24	261	H10.4.14
	73	街区公園	飯野坂五丁目公園	飯野坂五丁目8	477	H23.8.22
	74	街区公園	雲南公園	飯野坂五丁目7-32,7-33	440	H26.3.31

地区	番号	公園種別	公園名称	所在地	公園面積 (㎡)	供用開始日
	75	街区公園	大門公園	本郷字大門134番7、134番29	527	R3.3.31
	小計		20ヶ所		11,203	
高館	76	街区公園	野来1号公園	高館吉田字野来42-2	440	H 8. 6.1
	77	街区公園	野来2号公園	高館吉田字野来65-22	498	H 8. 6.1
	78	街区公園	前沖第一公園	高館吉田字前沖191-48	492	H 8. 6.1
	79	街区公園	前沖2号公園	高館吉田字前沖 75-71,75-72,66-13,75-112,75-116	1,662	H14. 6.1
	80	街区公園	吉田1号公園	高館吉田字中在家11-9	300	H10.11.12
	81	街区公園	野来3号公園	高館吉田字野来48-21	359	H18.9.13
	82	街区公園	前沖3号公園	高館吉田字前沖107-5	306	H28.3.31
	83	街区公園	元木きのこ公園	田高字原73-3,73-4	369	H29.3.31
	84	街区公園	前沖4号公園	高館吉田字前沖2番35、2番36	283	H29.3.31
	85	街区公園	やまぼうし公園	高館吉田字野来	371	H29.3.31
	86	街区公園	前沖5号公園	高館吉田字前沖15番33	574	H30.3.31
	小計		11ヶ所		5,654	
相互台	87	街区公園	相互公園	相互台四丁目7-3	6,943	H 2.4.1
	88	街区公園	みはらし公園	相互台四丁目地内	2,788	H 3. 4.1
	89	街区公園	なかよし公園	相互台二丁目16-10	2,494	H 3. 4.1
	90	街区公園	さんさん広場公園	相互台一丁目6-16	732	H 5.4.1
	91	街区公園	すくすく広場公園	相互台二丁目6-7	500	H 5. 4.1
	92	街区公園	いきいき公園	相互台三丁目21	3,981	H 4. 3.31
	93	近隣公園	ハミングの森	相互台三丁目112-1	16,804	H 5.4.1
	94	街区公園	きらきら広場公園	相互台四丁目23-7	499	H 5.4.1
	95	街区公園	あおぞら公園	相互台東二丁目18-195	2,379	H16.7.16
	96	街区公園	わんぱく公園	相互台東二丁目18-196	3,829	H16.7.16
	97	街区公園	桜坂公園	相互台東一丁目28-324	5,513	H16.7.16
	小計		11ヶ所		46,262	
ゆりが丘	98	街区公園	ふれあい広場公園	ゆりが丘一丁目11-15	1,501	H 2. 4.1
	99	街区公園	木もれび公園	ゆりが丘二丁目123,124	1,509	H 3. 4.1
	100	街区公園	ひだまり公園	ゆりが丘二丁目148,ゆりが丘三丁目178	3,354	H 3.4.1
	101	近隣公園	海に見える丘公園	ゆりが丘五丁目100外,6-11	73,918	H 4.3.31
	102	街区公園	竹の子公園	ゆりが丘五丁目126-19	3,102	H 5. 4.1
	103	街区公園	うるおい公園	ゆりが丘一丁目18-60	208	H21.9.7
	小計		6ヶ所		83,592	
みどり台	104	街区公園	かじか公園	みどり台一丁目141	2,746	H 8. 6.1
	105	街区公園	うさぎ公園	みどり台一丁目102	565	H 8. 6.1
	106	街区公園	くわがた公園	みどり台二丁目92	1,470	H 9. 3.28
	107	街区公園	たんぽぽ公園	みどり台二丁目69	1,524	H 9. 3.28
	108	街区公園	あかがし公園	みどり台三丁目13	4,228	H 9. 3.28
	109	街区公園	むくどり公園	みどり台二丁目56	2,161	H 9.3.28
	110	街区公園	みどり台さくら公園	みどり台2丁目4-6	311	H28.3.31
	小計		7ヶ所		13,005	

地区	番号	公園種別	公園名称	所在地	公園面積 (㎡)	供用開始日
那智が丘	111	街区公園	つつじ公園	那智が丘二丁目24番	2,496	H 3. 4.1
	112	街区公園	すぎのき公園	那智が丘三丁目 7番16	3,001	H 3. 4.1
	113	街区公園	けやき公園	那智が丘四丁目21番	2,498	H 5.4.1
	114	緑道	大門緑道	那智が丘二丁目、四丁目地内	3,326	H 3.4.1
	115	街区公園	ゆりのき公園	那智が丘一丁目21番4	1,788	H 5.4.1
	116	街区公園	もみじ公園	那智が丘一丁目23番9	1,441	H 5. 4.1
	117	近隣公園	那智が丘中央公園	那智が丘四丁目20番	14,172	H 5.4.1
	118	街区公園	しらかし公園	那智が丘五丁目13-57, 大門山 35-217	166	H 9.3.28
	小計		8ヶ所		28,888	
下増田	119	街区公園	よこて公園	杉ヶ袋字横手 263-16	229	H15.12.4
	120	特殊公園	広浦防災公園	下増田字広浦 158 番 2 他	16,110	H30.11.1
	121	特殊公園	北釜防災公園	下増田字屋敷 20 番 1 他	32,396	H30.11.1
	小計		3ヶ所		48,735	
愛島台	122	街区公園	南公園	愛島台二丁目14-7	2,755	H 9. 3.28
	123	緑道	大沢通り緑道	愛島台二丁目3-22,2-11,10-37	3,096	H9.3.27
	124	街区公園	東公園	愛島台六丁目14-1	3,713	H10.4.14
	125	緑道	棟ノ木通り緑道	愛島台六丁目地内	3,784	H10.4.14
	126	近隣公園	中央公園	愛島台二丁目 101-27,101-28,401-37	46,126	H11.6.5
	小計		14ヶ所		59,474	
愛島	127	街区公園	にじが丘公園	愛の杜二丁目70	2,780	H14.6.1
	128	街区公園	あさひ公園	愛の杜一丁目68	2,524	H14.6.1
	129	街区公園	ゆうやけ公園	愛の杜二丁目72-1	2,604	H16.3.31
	130	街区公園	あいの杜公園	愛の杜二丁目71	2,529	H16.3.31
	131	街区公園	さくら公園	愛の杜一丁目69	1,715	H16.3.31
	132	街区公園	愛島の郷公園	愛島郷二丁目61	2,500	H20.3.1
	133	街区公園	かぐや姫公園	愛島郷二丁目89	6,259	H22.4.12
	134	街区公園	こなら公園	愛島郷一丁目51	2,500	H26.3.31
	135	街区公園	野田公園	愛島郷一丁目64	2,500	H26.3.31
	小計		14ヶ所		25,911	
美田園	136	街区公園	美田園四季の公園	美田園七丁目52	2,501	H19.3.18
	137	街区公園	美田園風の音公園	美田園六丁目38	2,503	H20.4.4
	138	街区公園	美田園ふれあい公園	美田園三丁目74	4,086	H20.4.4
	139	近隣公園	美田園中央公園	美田園八丁目52	22,575	H20.7.25
	140	街区公園	美田園雷神塚公園	美田園五丁目69	2,500	H21.2.20
	141	街区公園	美田園香り公園	美田園三丁目73	2,500	H21.4.17
	142	街区公園	美田園実り公園	美田園一丁目18	1,300	H21.8.25
	143	街区公園	きずな公園	美田園北9-7	1,960	H28.3.31
	144	街区公園	希望の広場公園	美田園北1-11	1,290	H28.3.31
	小計		9ヶ所		41,215	

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
杜せきのした	145	街区公園	杜さくら公園	杜せきのした五丁目89	2,778	H20.3.22
	146	街区公園	杜せきのした公園	杜せきのした二丁目16	2,928	H20.3.22
	147	街区公園	杜すこやか公園	杜せきのした五丁目88	2,501	H20.6.21
	148	近隣公園	杜せきのした中央公園	杜せきのした五丁目87	10,824	H21.4.27
	149	街区公園	杜なごみ公園	杜せきのした三丁目18	809	H21.4.27
	150	街区公園	やくしの杜公園	杜せきのした四丁目10	1,266	H21.4.27
	小計		6 ケ所		21,106	
閑上	151	街区公園	高柳けんこう公園	高柳字圭田 281-51	419	H29.3.31
	152	特殊公園	名取市震災メモリアル公園	閑上五丁目 142 他	32,954	R2.3.31
	153	特殊公園	名取市墓地公園	小塚原字中島 2 番 1 他	102,000	R2.3.31
	154	街区公園	あんどん松公園	閑上西一丁目 13-1	2,144	R3.3.31
	155	街区公園	閑上西公園	閑上西二丁目 13-1	3,127	R3.3.31
	156	街区公園	鶴塚公園	閑上西二丁目 31-1	2,174	R3.3.31
	157	街区公園	かもめ公園	閑上中央一丁目 1-1	2,610	R3.3.31
	158	街区公園	閑上中央公園	閑上中央一丁目 35-1	5,000	R3.3.31
	159	街区公園	閑上ふれあい公園	閑上中央一丁目 17-1	3,595	R3.3.31
	小計		9 ケ所		154,023	
	合計		159 ケ所		754,679	

名取市防災行政無線一覧

名取市移動系防災行政無線

令和3年3月29日現在

番号	無線種別	識別信号 (免許状の呼出名称)	設置場所
1	基地局	ぼうさいなとり	名取市役所 7階 空調機械室
2	遠隔制御器（統制台）		名取市役所 3階 無線放送室
3	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 3階 政策企画課
4	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 4階 防災安全課
5	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 土木課
6	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 下水道課
7	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 都市計画課
8	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 水道事業所
9	半固定型移動局	ぼうさいなとりしょうがいぐしゅうか	仙台法務局名取出張所2階 生涯学習課
10	半固定型移動局	ぼうさいなとりがっこうきょういくか	仙台法務局名取出張所2階 学校教育課
11	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてじょうすいじょう	高館浄水場 2階 事務室
12	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだこうみんかん	増田公民館 4階 事務室
13	半固定型移動局	ぼうさいなとりしomasだこうみんかん	下増田公民館 1階 事務室
14	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりあげこうみんかん	閑上公民館 1階 事務室
15	半固定型移動局	ぼうさいなとりたてこしこうみんかん	館腰公民館 1階 事務室
16	半固定型移動局	ぼうさいなとりなとりがおかこうみんかん	名取が丘公民館 1階 事務室
17	半固定型移動局	ぼうさいなとりめでしまこうみんかん	愛島公民館 1階 事務室
18	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだにしこうみんかん	増田西公民館 1階 事務室
19	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてこうみんかん	高館公民館 1階 事務室
20	半固定型移動局	ぼうさいなとりなががおかこうみんかん	那智が丘公民館 1階 事務室
21	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりがおかこうみんかん	ゆりが丘公民館 1階 事務室
22	半固定型移動局	ぼうさいなとりそうごだいこうみんかん	相互台公民館 1階 事務室
23	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだしょう	増田小学校 2階 職員室
24	半固定型移動局	ぼうさいなとりしomasだしょう	下増田小学校 2階 職員室
25	半固定型移動局	ぼうさいなとりたてこししょう	館腰小学校 1階 職員室
26	半固定型移動局	ぼうさいなとりふじがおかしょう	不二が丘小学校 2階 職員室
27	半固定型移動局	ぼうさいなとりめでしましょう	愛島小学校 1階 職員室
28	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだにししょう	増田西小学校 2階 職員室
29	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてしょう	高館小学校 1階 職員室
30	半固定型移動局	ぼうさいなとりなががおかしょう	那智が丘小学校 1階 職員室
31	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりがおかしょう	ゆりが丘小学校 1階 職員室
32	半固定型移動局	ぼうさいなとりそうごだいしょう	相互台小学校 2階 職員室
33	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだちゅう	増田中学校 2階 職員室
34	半固定型移動局	ぼうさいなとりだいいちちゅう	第一中学校 2階 職員室
35	半固定型移動局	ぼうさいなとりだいにちゅう	第二中学校 2階 職員室
36	半固定型移動局	ぼうさいなとりみどりだいちゅう	みどり台中学校 2階 職員室
37	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりあげしょうちゅう	閑上小中学校 2階 職員室
38	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう1	防災安全課（パジェロ 8143）
39	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう2	総務課（パジェロミニ 6237）
40	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう3	総務課（ボンゴ 2636）
41	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう4	総務課（ライズ 1944）
42	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう5	土木課（エクストレイル 8528）

43	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 6	土木課 (ヴェゼル 3 6 9 4)
44	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 7	土木課 (ADバン 2 5 1 0)
45	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 8	土木課 (CR-V 5 5 5 2)
46	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 9	下水道課 (エクストレイル 6 4 6 4)
47	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 0	水道事業所 (ADバン 1 5 8 6)
48	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 1	水道事業所 (ADバン 3 1 1 4)
49	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 2	水道事業所 (ADバン 3 1 1 5)
50	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 3	水道事業所 (エブリイ 1 1 0 4)
51	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 4	水道事業所 (タント 4 9 8 1)
52	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 5	水道事業所 (デリカ 0 0 8 4)
53	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 6	水道事業所 (給水車 3 9 3 3)
54	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 7	水道事業所 (サクシード 3 6 3 3) ※高 館浄水場
55	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 8	水道事業所 (プロボックス 9 3 8 8) ※高 館浄水場
56	携帯型移動局	ぼうさいなとりけいたい 1	名取市役所 4階 防災安全課
57	IP無線連動装置		名取市役所 7階 空調機械室

番号	無線種別	配置場所	設置場所
1	携帯型IP無線	名取市役所 防災安全課	名取市役所 4階 防災安全課
2	携帯型IP無線	名取市役所 防災安全課	名取市役所 4階 防災安全課
3	携帯型IP無線	サイクルスポーツセンター	サイクルスポーツセンター
4	回線制御装置	名取市役所	名取市役所

名取市防災無線局管理運用規程

(平成3年5月1日 規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(無線局)

第2条 防災行政連絡の用に供するため、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第2条第5号に規定する無線局(以下「無線局」という。)を設置する。

2 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 無線局の管理及び運用を統轄するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、防災安全課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第4条 無線局に、法第2条第6号に規定する無線従事者(以下「無線従事者」という。)を置く。

2 無線従事者は、管理責任者の命を受け、無線局の円滑な運用を確保するとともに、法第60条に規定する業務書類等の整理保存を行う。

(通信の種類)

第5条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別通信 災害の場合等で特に緊急を要するときに行う通信

(2) 普通通信 特別通信以外の通信

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、普通通信を禁止するなど通信の制限を行うことができる。

(事故の場合の措置)

第7条 機器の故障その他の事故のため無線局が通信を行うことができなくなった場合は、無線従事者は、速やかにその旨を管理責任者に報告するとともに、修復に必要な措置をとらなければならない。

(機器の点検整備)

第8条 管理責任者は、無線局の正常な機能を維持するため、必要に応じて点検整備を行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

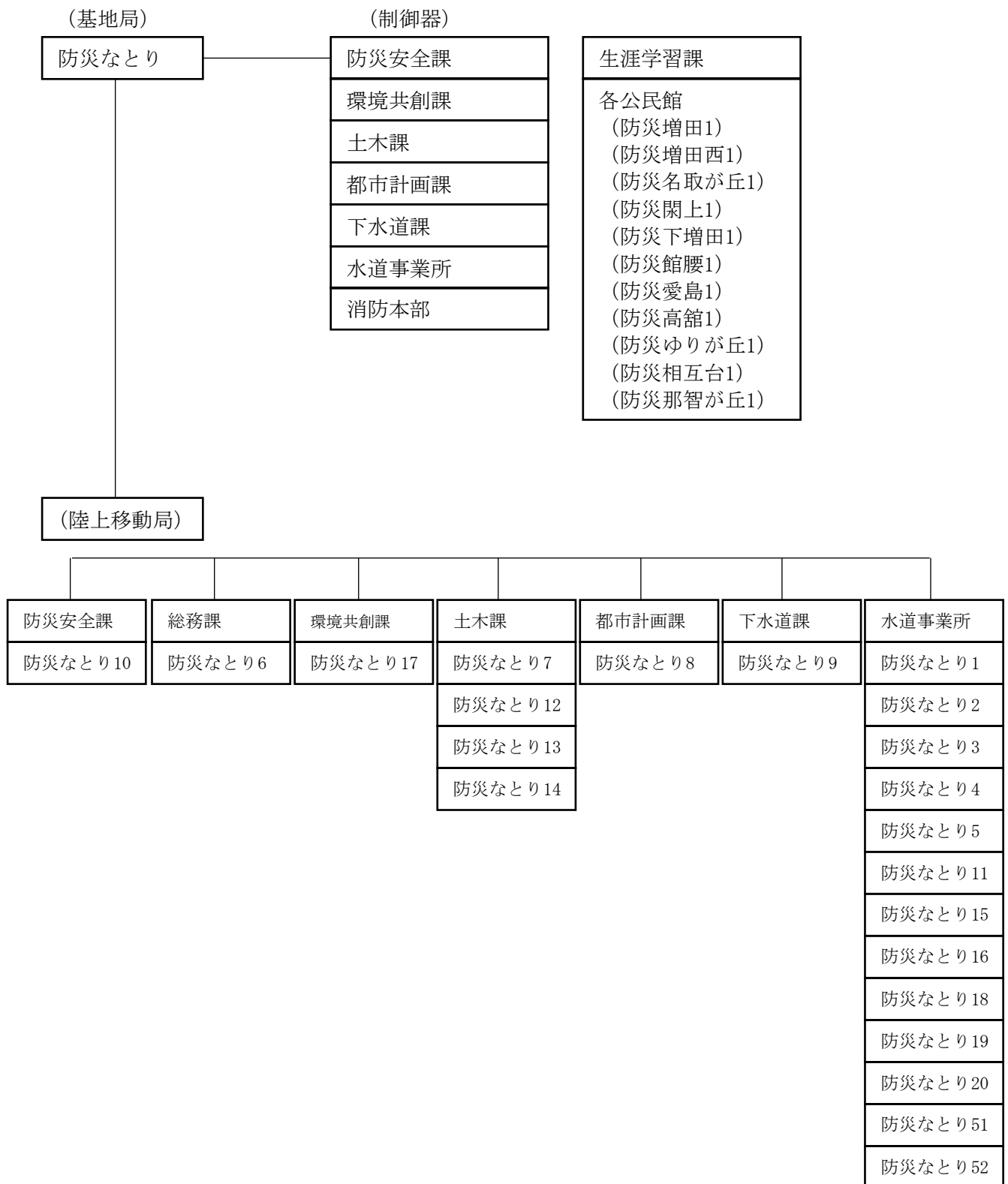
附 則 (平成18年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日訓令第6号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）



名取市災害対策本部条例

(昭和38年3月29日条例第4号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、名取市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月17日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

名取市災害対策本部設置運営要綱

(平成8年5月30日名取市告示第46号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、名取市災害対策本部条例(昭和38年名取市条例第4号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、名取市災害対策本部(以下「災対本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、次の場合に災対本部を設置する。

- (1) 宮城県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (2) 名取市で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- (3) 宮城県に記録的短時間大雨情報又は名取市に大雨特別警報が発表されたとき。
- (4) 市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。
- (5) その他特に市長が必要と認めたとき。

2 災対本部は、原則として名取市役所本庁舎に設置する。

3 災対本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに廃止する。

4 市長は、災対本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に連絡するとともに、市民に周知するものとする。

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、両副市長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 名取市部設置条例(平成5年名取市条例第1号)に定める部の長
- (3) 消防長
- (4) 教育長及び教育部長
- (5) 議会事務局長
- (6) 水道事業所長

(本部会議)

第4条 災対本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 条例第2条第2項の規定により、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(組織及び分掌事務)

第5条 災対本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。

2 部に条例第3条第3項に定める部長のほか、副部長、班長及び副班長を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 部に本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と災対本部との連絡調整事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第7条 市長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該災害現場等に条例第4条第1項に規定する現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間又は現地本部の設置の必要性がなくなったと市長が認めるまでの間設置するものとする。

(現地災害対策本部長等)

第8条 条例第4条第1項に規定する現地災害対策本部長は災害対策本部副部長のうちから、同項に規定する現地災害対策本部員その他の職員は災害対策本部員及び各部に所属する職員のうちから、本部長が指名する。

(現地本部の組織等)

第9条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

(非常配備体制)

第10条 本部長は、災対本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号の規定により災対本部を設置したとき(津波注意報が発表された場合に限る。)及び同項第5号の規定により災対本部を設置したときの非常配備については、関係部の所要人員で災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施するものとし、状況によっては前項の非常配備に移行するものとする。

3 部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

(緊急参集)

第11条 配備職員は、休日若しくは勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 災対本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

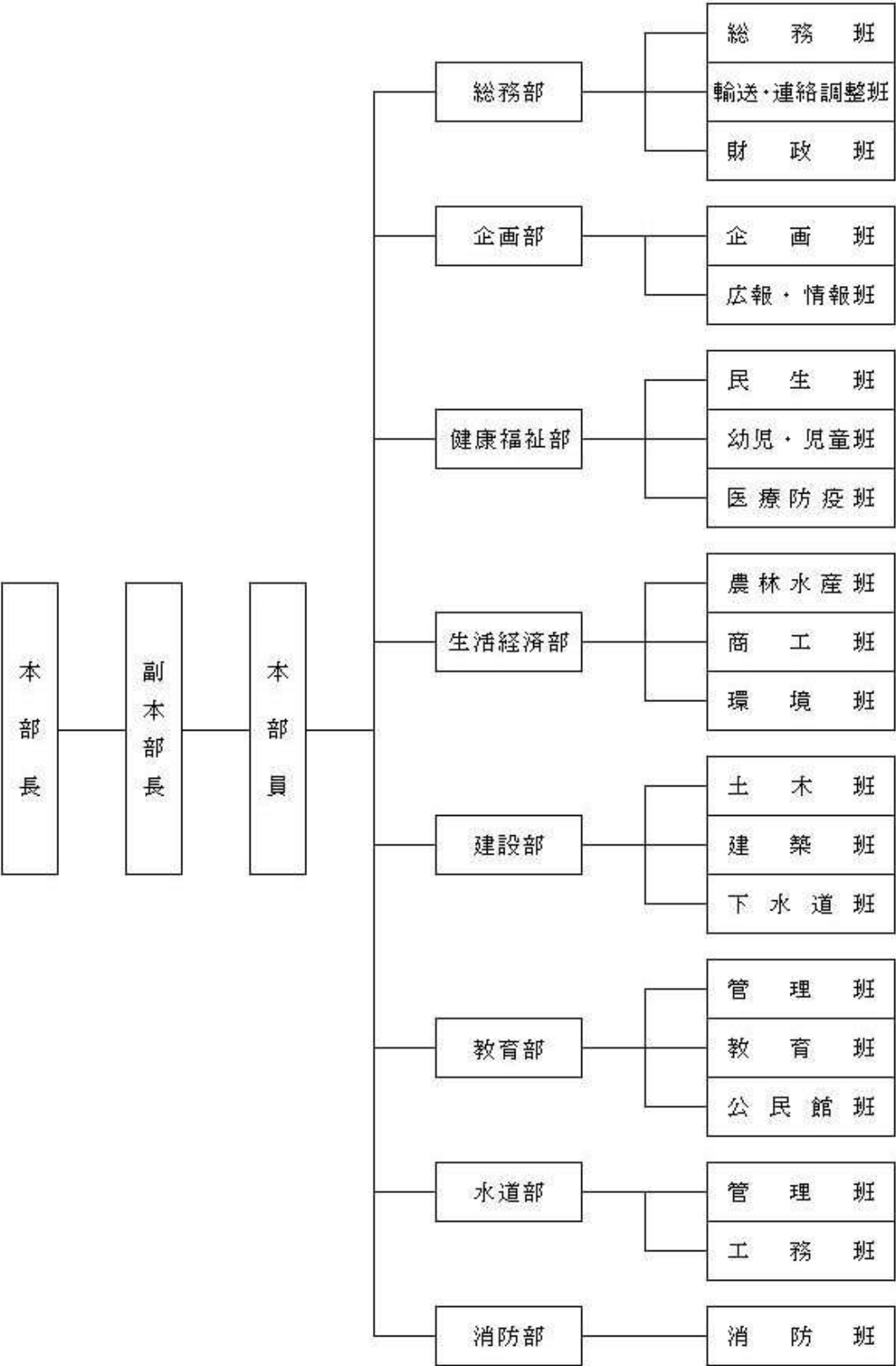
附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第57号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)
災害対策本部編成図



別表第2(第5条関係)
災害対策本部業務分担表

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
総務部 ◎総務部長 ○総務部次長	総務班 ◎防災安全課長 ○総務課長	1 災对本部の開設及び閉鎖に関する事。 2 災对本部の運営及び総合調整に関する事。 3 気象情報、被害通報等の受領及び伝達に関する事。 4 自衛隊及び防災ヘリの派遣要請に関する事。 5 防災無線の統制に関する事。 6 避難所の開設命令、避難勧告等に関する事。 7 交通整理及び交通規制の連絡調整に関する事。 8 部内の統括及び連絡調整に関する事。 9 災対各部間の職員の応援に関する事。 10 庁有車両の手配に関する事。 11 職員の健康管理、厚生及び給食に関する事。 12 職員の被災状況の確認に関する事。 13 災害統計の総括に関する事。 14 他の班に属さない事。	防災安全課 総務課 工事検査監
	輸送・連絡調整班 ◎税務課長 ○議会事務局長	1 災害時における応急資材及び物資の輸送に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 各種行政委員会との連絡調整に関する事。	税務課 議会事務局 (財政課) (会計課)
	財政班 ◎財政課長 ○会計管理者	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事。 2 災害関係の予算措置に関する事。 3 市有財産の被害調査に関する事。 4 義援金等の受入れに関する事。 5 輸送・連絡調整班の応援に関する事。	財政課 会計課
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
企画部 ◎企画部長 ○企画部次長	企画班 ◎政策企画課長 ○市民協働課長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事。 2 市民からの災害情報の収集、管理及び分析に関する事。 3 政府、国会及び県に対する要請事項に関する事。 4 県その他機関との連絡調整に関する事。 5 部内の統括及び連絡調整に関する事。 6 生活必需品、食料等の調達・供給・配分に関する事。 7 支援物資の受入、集積及び配送に関する事。 8 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 9 他の班に属さない事。	政策企画課 市民協働課
	広報・情報班 ◎なとりの魅力 創生課長 ○AIシステム推 進課長	1 災害広報活動の総括に関する事。 2 災害情報、安否情報等の市民への提供に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。 4 災害記録写真その他災害関係の広報資料の収集及び提供に関する事。 5 電子計算機の災害予防及び応急復旧に関する事。 6 外国人の支援に関する事。	なとりの魅力 創生課 AIシステム推 進課 DX推進室

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
健康福祉部 ◎健康福祉部 長 ○健康福祉部 次長	民生班 ◎社会福祉課長 ○こども支援課 長 ○介護長寿課長 ○保険年金課長	1 避難所の連絡員及び避難所収容に関する事 2 市有避難所以外の避難所の開設及び避難所の管理運営に 3 避難所の管理運営に関する事 4 炊出しに関する事 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する 6 日本赤十字社との連絡調整に関する事 7 災害ボランティアに関する事 8 災害時要支援者に関する事 9 部内の統括及び連絡調整に関する事	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課 保険年金課 監査委員事務局 選挙管理委員 会事務局 学校給食セン ター
	幼児・児童班 ◎こども支援課 長補佐 ○各保育所長 ○各児童センタ ー館長 ○若竹園長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 施設利用者の相談に関する事	保育所 児童センター 若竹園
	医療防疫班 ◎保健センター 所長 ○保健センター 所長補佐	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 救護所の管理及び救護活動に関する事 4 被災者の保健対策・精神衛生に関する事 5 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事 6 医療ボランティアの活動調整に関する事 7 防疫対策に関する事	保健センター
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
生活経済部 ◎生活経済部 長 ○生活経済部 次長	農林水産班 ◎農林水産課長 ○農林水産課長 補佐	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 農林業関係の応急対策及び被害調査に関する事 3 災害時における農業行政の総括に関する事 4 出入港及び船舶の応急対策に関する事 5 水産関係の応急対策及び被害調査に関する事 6 部内の統括及び連絡調整に関する事	農林水産課 農業委員会事 務局
	商工班 ◎商工観光課長 ○商工観光課長 補佐	1 商工関係の被害調査に関する事 2 燃料の調達に関する事	商工観光課
	環境班 ◎環境共創課長 ○市民課長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 し尿・ごみ処理計画に関する事 3 がれき・残骸物処理に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬等に関する事 5 消毒薬剤等の確保及び配分に関する事	環境共創課 市民課

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
建設部 ◎建設部長 ○建設部次長	土木班 ◎土木課長 ○土木課長補佐	1 土木関係の応急対策及び被害調査に関すること。 2 道路の啓開に関すること（道路の障害物の除去及び緊急輸送ルートの確保に関すること。） 3 道路、橋梁、河川及び急傾斜地の被害状況の把握に関すること。 4 民間建設業者との連絡調整に関すること。 5 重機等の借り上げに関すること。 6 部内の統括及び連絡調整に関すること。	土木課
	建築班 ◎都市計画課長 ○都市開発課長	1 災害建築物の応急対策に関すること。 2 都市公園施設の被害状況の把握に関すること。 3 公営住宅の応急対策及び被害調査に関すること。 4 各種建築物の被害状況の把握に関すること。 5 応急住宅等の確保に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	都市計画課 都市開発課
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課長補佐	1 下水道関係の応急対策及び被害調査に関すること。 2 仮設トイレ対策に関すること。	下水道課
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
教育部 ◎教育部長 ○教育部次長	管理班 ◎教育総務課長 ○文化・スポーツ課長	1 文教施設の応急対策及び被害調査に関すること。 2 所管の避難所の開設及び避難所の管理運営に関すること。 3 部内の統括及び連絡調整に関すること。 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること。	教育総務課 文化・スポーツ課 市史編さん室
	教育班 ◎学校教育課長 ○学校教育課長補佐	1 被災児童及び生徒の把握及び措置に関すること。 2 文教施設の利用に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること。	学校教育課 小学校 中学校 義務教育学校
	公民館班 ◎生涯学習課長 ○公民館長	1 地域における災害情報の受領及び伝達に関すること。 2 地域住民への情報提供に関すること。 3 所管の避難所の開設及び避難所の管理運営に関すること。 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること。	生涯学習課 公民館 図書館
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
水道部 ◎水道事業所長 ○水道事業所技術管理者 ○水道事業所長補佐	管理班 ◎水道総務係長 ○建設係長	1 上水道の応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害復旧対策に関すること。 3 部内の統括及び連絡調整に関すること。	水道事業所
	工務班 ◎給配水係長 ○料金係長 ○浄水係長	1 給水施設の応急対策に関すること。 2 給水作業に関すること。	
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防班 ◎総務課長 ○警防課長 ○予防課長 ○消防署長	1 災害時における消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条の任務に関すること。	消防本部 総務課 警防課 予防課 消防署

備考

- この表において所属部の欄中「◎」は部長を、「○」は副部長を示し、所属班の欄中「◎」は班長を、「○」は副班長を示す。
- この表において担当課等の欄中「()」で示す課等は、他班からの応援班を示す。

名取市災害警戒配備要領

(平成8年名取市訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この要領は、名取市災害対策本部設置運営要綱(平成8年名取市告示第46号)第11条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前における警戒配備に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備体制)

第2条 警戒配備体制は、次のとおりとする。

(1) 警戒配備(0号配備) 異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると、防災安全課長が認めたとき。

(2) 警戒本部(1号配備) 異常気象その他の原因により警戒体制を強化する必要があると、総務部長が認めたとき。

(3) 特別警戒本部(2号配備) 異常気象その他の原因により特に警戒体制を強化する必要があると、総務部を担任する副市長が認めたとき。

2 警戒配備の時期及び配備内容は、別表第1のとおりとする。

(警戒本部等の組織)

第3条 警戒本部及び特別警戒本部(以下「警戒本部等」という。)の組織は、別表第2のとおりとする。

(災害対策連絡会議)

第4条 本部長は、必要に応じて災害対策に関する事項を協議するため、災害対策連絡会議を開催する。

(緊急参集)

第5条 配備職員は、休日若しくは勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、自発的に所属部課に参集し、又は所属部課に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(警戒配備体制の解除)

第6条 防災安全課長は、災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解くものとする。

2 総務部長又は総務部を担任する副市長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は災害対策本部が設置されたときは、警戒本部等を廃止するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、警戒本部等に関し必要な事項は本部長が、警戒配備に関し必要な事項は、防災安全課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年6月1日から施行する。

(名取市災害警戒本部設置運営要領の廃止)

2 名取市災害警戒本部設置運営要領(平成4年名取市庁訓第1号)は、廃止する。

附 則(平成18年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日訓令第10号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月2日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日訓令第6号)

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

警戒配備の時期及び配備内容

区分	配備時期	配備内容
警戒配備 (0号配備)	1 名取市で震度4の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表されたとき。 3 その他特に防災安全課長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。
警戒本部 (1号配備)	1 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に総務部長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。
特別警戒本部 (2号配備)	1 名取市で震度5弱・強の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は広範囲な災害の発生が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 4 その他特に総務部を担任する副市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。

別表第2（第3条関係）

警戒本部等の組織

1 警戒本部（1号配備）

職名	充当職	職務
本部長	総務部長	市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副本部長	総務部次長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	防災安全課長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	防災安全課長補佐	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	防災安全課職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
その他の職員	関係部課職員	関係部課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

2 特別警戒本部（2号配備）

職名	充当職	職務
本部長	総務部を担任する副市長	市長の命を受け、特別警戒本部の事務を統括する。
副本部長	総務部を担任する副市長以外の副市長 総務部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、総務部を担任する副市長以外の副市長がその職務を代理する。総務部を担任する副市長以外の副市長にも事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
事務局長	防災安全課長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	防災安全課長補佐	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	防災安全課職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
その他の職員	関係部課職員	関係部課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

警戒本部等の組織

区 分	大雨・洪水・土砂災害等	地 震	津 波	備 考
警戒配備 【0号配備】	(大雨・洪水警報等) 1 防災安全課 2 土木課 3 都市計画課 4 下水道課	(震度4) 同 左 【注意】 原則的に自主的に参集するものとする。		【配備体制】 ・防災安全課対応
警戒本部 【1号配備】	(大雨・洪水警報等) 1 各部長 2 総務課 3 財政課 4 政策企画課 5 なとりの魅力創生課 6 社会福祉課 7 こども支援課 8 土木課 9 都市計画課 10 農林水産課 11 下水道課 12 水道事業所 13 教育総務課 14 学校教育課 15 生涯学習課 16 文化・スポーツ課			【本部配備体制】 本部長:総務部長 副本部長:総務部次長 事務局長:防災安全課長 事務局次長:防災安全課長補佐 事務局職員:防災安全課職員 その他の職員:関係部課職員
特別警戒本部 【2号配備】	(大雨・洪水警報等) ・課長以上の職にある者 (全課)	(震度5弱・強) 同 左 【注意事項】 <u>原則として自主参集</u>		【本部配備体制】 本部長:総務部を担任する副市長 副本部長:総務部を担任する副市長以外の副市長 総務部長 事務局長:防災安全課長 事務局次長:防災安全課長補佐 事務局職員:防災安全課職員 その他の職員:関係部課職員
災害対策本部 【3号配備】			(津波注意報) 1 総務課 2 財政課 3 AIシステム推進課 4 社会福祉課 5 介護長寿課 6 農林水産課 7 商工観光課 8 教育総務課 9 生涯学習課 10 なとりの魅力創生課	

区 分	大雨・洪水・土砂災害等	地 震	津 波	備 考
災害対策本部 【4号配備】	(記録的短時間大雨情報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、市長が必要と認めたとき) ・全職員	(震度6弱以上) ・全職員 【注意事項】 原則として自主参集	(津波警報・大津波警報) ・全職員	【本部配備体制】 名取市災害対策本部設置運営要綱による

(令和4年4月1日現在)

災害時応援協定一覧

1 名取市：行政機関との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S38. 4	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	警察通信設備の利用等	宮城県警察本部
2	H4. 4	漁港施設の操作及び保守に関する協定	漁港施設（防潮水門）の操作及び保守	宮城県塩釜漁港事務所
3	H16. 7	災害時における宮城県市町村相互応援協定	災害時県内市町村による相互応援に関する協定	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会
4	H18. 3	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所
5	H18. 9	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	宮城県仙台地方ダム総合事務所
6	H20. 11	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	新宮市
7	H21. 9	災害時の情報交換に関する協定（リエゾン含む）	災害時の情報交換	国土交通省東北地方整備局
8	H22. 9	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	空港が所在する協定市における大規模災害等の発生時の相互応援	千歳市、花巻市、岩沼市 伊丹市、大村市、霧島市
9	H25. 4	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	上山市
10	H25. 7	災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	災害時において避難場所として利用すること	宮城県総合教育センター
11	H25. 11	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	災害時において避難所として利用すること	宮城県教育委員会
12	H25. 12	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	災害時における広域圏内の相互応援	福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏の市町村
13	H28. 9	原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	原子力災害等の発生時における東松島市民の受入れ	東松島市
14	H31. 2	名取市・半田市災害時相互応援協定	災害時相互応援	半田市

2 名取市消防本部：他消防等との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S48. 3	消防相互応援協定	大規模災害、特殊火災に際しての相互応援	仙台市、塩釜市、泉市、多賀城市、岩沼市、宮城町、松島町、七ヶ浜町、利府町、秋保町、塩釜地区消防事務組合
2	S57. 5	名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する火災及び漏洩等の事故の防止と早期鎮圧	仙台市ガス事業管理者 名取市農業協同組合
3	S63. 7	東北自動車道宮城県消防相互応援協定	東北自動車道における災害等に係る消防相互及び日本道路公団との相互応援	仙台市、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域消防組合
4	H31. 4	宮城県広域消防相互応援協定	大規模災害に際しての相互応援	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
5	H31. 4	宮城県広域航空消防応援協定	宮城県が所有する防災ヘリコプターの応援に関する協定	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
6	H6. 3	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定	仙台東部道路及び仙台南部道路における災害時、消防相互間の応援協定	仙台市
7	H28. 7	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台空港及びその周辺における航空機火災、若しくはその他の火災又は緊急事態に際しての消火救難活動に関する協定	仙台国際空港株式会社、仙台市、岩沼市
8	H26. 11	災害発生における消防活動に関する応援協定	災害発生時において高所作業車の消防活動協力	名取電気工事災害協力会

3 名取市 民間団体との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	H10.9	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	応急生活物資の供給	みやぎ生活協同組合
2	H15.12	サッポロビール株式会社 仙台工場上水道給水に関する覚書	大規模災害時応急飲料水の提供	サッポロビール株式会社 仙台工場
3	H16.6	災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書	災害時の資機材提供、応急救護、緊急事の燃料優先供給	名取市防災安全協会
4	H17.2	自然災害時における愛玩動物の保護に関する協定	災害時の愛玩動物の保護	宮城県獣医師会中央支部
5	H17.12	災害時における応急措置及び復旧活動に関する協定	災害時の応急普及活動、資機材の提供	名取市災害応急措置協力会
6	H18.3	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時に発電機、照明器具、非常用トイレ等その他保有する機材の優先提供	コマツカスタマーサポート株式会社
7	H19.1	災害時における支援協力に関する協定	災害時において緊急物資調達及び運搬	イオン株式会社 (現イオンリテール株式会社 イオンスタイル名取)
8	H19.1	災害時応援協定	避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力	株式会社ダイヤモンドシティ (現イオンモール株式会社 イオンモール名取)
9	H19.3	災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定	災害時において、一部の建物及び校庭を避難場所として提供また応急救済に係る活動協力	学校法人 尚綱学院
10	H20.6	災害時における施設使用に関する協定	災害時において、災害用トイレの施設利用	扇屋商事株式会社
11	H20.6	電力設備災害復旧に関する協定	電力設備復旧のための支援、協力等	東北電力株式会社岩沼営業所 (現東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)
12	H22.1	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	倒壊、焼失した建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬等への協力	宮城県解体工事業協同組合
13	H22.6	災害時非常通信協力に関する協定	アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達	名取アマチュア無線クラブ
14	H22.12	災害時応援協定	災害情報の収集、避難誘導など災害時の初動対応に関する協力	同和警備株式会社
15	H22.12	災害時応援協定	災害時の避難場所の提供及び避難所等への仮設プロパンガスの提供に関する協力	仙南ガス株式会社

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
16	H23. 1	災害時応援協定	公園、緑地、道路等の被害状況の確認、倒木等の除去に関する協定	宮城県造園建設業協会 名取分会
17	H24. 1	災害時における物資供給に関する協定	災害時における、土嚢袋、スコップ等の作業用品などの調達に関する協力	N P O 法人コメリ 災害対策センター
18	H24. 4	災害時における物資供給に関する協定	災害時におけるダンボールベッドなどの調達に関する協力	東北カートン株式会社
19	H24. 8	災害時応援協定	災害関連情報の収集・伝達などに関する協力	宮城県隊友会名取支部
20	H25. 3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	津波時の一時避難施設に関する協力	仙台国際空港株式会社
21	H25. 5	災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う医療救護班の派遣に関する協力	名取市医師会
22	H25. 5	災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う薬剤師の派遣に関する協力	岩沼薬剤師会名取ブロック会
23	H25. 5	災害時における放送要請に関する協定	災害時の情報伝達、災害広報に関する協力	仙台C A T V 株式会社
24	H25. 11	災害時における下水道施設復旧支援に関する協定	災害時における下水道施設の応急排水、応急復旧	名取建友クラブ
25	H26. 2	災害時における物資輸送及び保管施設の運営等に関する協定	災害時の物資輸送、保管施設の運営協力	ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店 (現ヤマト運輸株式会社 名取支店)
26	H26. 3	災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定	避難所へのL P ガスとガス関連機器などの供給に関する協定	宮城県エルピーガス協会 仙南第三支部 (現宮城県L P ガス協会 仙南第三協議会)
27	H26. 6	特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書	特設公衆電話の事前設置及び利用	東日本電信電話株式会社
28	H27. 3	災害時における放送に関する協定	災害時の他の放送に優先する臨時災害放送の実施	N P O 法人 エフエムなとり
29	H27. 4	災害時等における水道施設復旧応援に関する協定	災害時の水道施設復旧	名取市管工事業協同組合
30	H27. 4	災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書	福祉施設の入所基準に該当する程度の要援護者の受入れ等に関する協力	社会福祉法人宮城福祉会
				社会福祉法人みずほ
				社会福祉法人愛の郷
				医療法人仁泉会
				医療法人社団洞口会
				社会福祉法人みのり会

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
31	H27. 8	災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書	市内の被災状況、避難状況の情報収集及び情報交換	名取市内郵便局 (現日本郵便株式会社 名取郵便局)
32	H27. 8	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	歯科医療救護活動に関する協力	一般社団法人岩沼歯科医師会
33	H27. 11	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	災害時の発電機等レンタル機材の供給	株式会社カナモト
34	H28. 3	災害時における物資の供給に関する協定書	災害時における医薬品等の物資の調達に関する協定	株式会社バイタルネット
35	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター
36	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院
37	H29. 5	名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する事故の未然防止及び災害発生時の早期鎮圧に関する協定	仙南ガス株式会社
38	H29. 11	災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書	なとり幼稚園の園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関する協定	学校法人寿なとり学園
39	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	仙台地区生コンクリート協同組合
40	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	株式会社タイハク
41	H30. 12	災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定	災害時の無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力	有限会社公楽開発
42	R1. 8	災害時における支援協力に関する協定	災害時における食料品・飲料水等物資の供給及び輸送	株式会社伊藤チェーン
43	R2. 3	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	駐車場施設の車両一時避難場所としての提供に関する協力	株式会社トライアルカンパニー
44	R2. 4	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	電動車両及び給電装置の貸与に関する協力	宮城三菱自動車販売株式会社
45	R2. 6	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	真言宗智山派弘誓寺
46	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用及び物資の提供に関する協力	アークランドサカモト株式会社（ホームセンタームサシ名取店）
47	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の立体駐車場の使用に関する協力	株式会社マルタマ（まるたま名取店）

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
48	R2. 8	災害時における協力に関する協定書	災害時の緊急物資の輸送及び一時避難施設の使用に関する協力	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
49	R2. 10	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	災害時のキッチンカーによる物資の供給に関する協力	一般社団法人宮城キッチンカー協会 株式会社伊藤チェーン
50	R2. 10	災害時における物資供給に関する協定書	災害時における段ボール製品等の物資の供給に関する協力	株式会社トーモク仙台工場
51	R2. 10	みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合 株式会社太白地所
52	R3. 2	災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	セントラルスポーツ・H A C H I ・ホテル佐勘共同企業体
53	R3. 2	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の名取愛島店の一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協力	株式会社ヨークベニマル
54	R3. 2	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時のJ A学園宮城の一時避難施設としての使用に関する協力	宮城県農業協同組合中央会
55	R3. 2	災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書	災害時の市民活動支援センターの一時避難施設としての使用に関する協力	特定非営利活動法人パートナーシップなとり
56	R3. 3	みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合 タイムズ24株式会社
57	R3. 3	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	災害時に要配慮者等の宿泊施設としての提供に関する協力	ルートインジャパン株式会社
58	R3. 9	航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書	捜索又は救助のための無人航空機の飛行に係る連絡体制確保及び航行の安全確保	仙台空港事務所
59	R4. 5	水道施設等災害時に関する協定書	災害時における水道施設等の応援復旧活動に関する協力	水 i n g A M株式会社東北支店
60	R4. 11	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協力	三協フロンテア株式会社
61	R5. 3	災害時における施設使用等に関する協定書	災害時の避難場所としての使用等に関する協力	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校
62	R5. 10	災害時における輸送の協力に関する協定書	災害時の各種輸送等に関する協力	大新東株式会社

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
63	R6. 4	名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	災害時のボランティアセンターの設置・運営及びボランティア活動の円滑化に関する協力	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
64	R6. 5	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の避難施設として貨物車両通行スペースの一部提供に関する協力	名取特定目的会社 三井不動産株式会社東北支店
65	R6. 5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	株式会社ホラグチ
66	R6. 5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	白ゆり商事株式会社 株式会社ウォーターネット仙台
67	R6. 5	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時に必要なレンタル機材の提供	三恵商事株式会社 (ダスキンレントオール)
68	R7. 3	災害時における物資供給に関する協定書	災害時に必要な物資の提供	プラス株式会社ジョインテックスカンパニー

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関し、名取市長と宮城県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく警察通信設備の使用に関する事務の取扱についても本協定を準用する。

昭和38年4月1日

名 取 市 長
宮 城 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第22条にもとづく協定

第1 名取市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定によるものとする。

第2 名取市長が法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第3 名取市長が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は原則として当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等の指定」参照）に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等をしようとする警察通信設備
- 2 使用等をしようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第4 通信統制官等は当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し警察通信に到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。

この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を勘案して決定するものとする。

第5 名取市長は法第56条の規定に基づく伝達、通信又は警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察通信設備の新設もしくは、増設または通信機器の貸与は行なわないものとする。

附 則

- 1 本協定は昭和38年4月1日から適用する。

通 信 統 制 官 の 指 定

警察有線電話

県 警 察 本 部	警務部警務課長
警 察 署	各警察署長

警察無線電話

県 警 察 本 部	警備部外勤課長
基 地 局 設 置 警 察 署	各警察署長

警察無線電信

県 警 察 本 部	警務部警務課長
応 急 無 線 局 設 置 警 察 署	応急無線局設置箇所を管轄する警察署長 (警察警備本部を設置した場合は警察警備本部長)

漁港施設の操作及び保守に関する協定書

宮城県塩釜漁港事務所長（以下「甲」という。）と名取市長（以下「乙」という。）とは、閑上漁港区域内の甲の管理する漁港施設の操作及び保守について、次のとおり協定する。

- 1 操作の委託
甲は、その管理する漁港施設で別に指定するもの（以下「操作施設」という。）の操作及び保守を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 操作施設の指定
前項の指定は、操作施設一覧表（様式第1号）を甲が乙に交付することにより行うものとする。
- 3 操作施設の操作
 - (1) 操作施設の操作は、門扉等の開閉等とする
 - (2) 乙は、次の各号の一に該当する場合で、防災上操作施設の操作が必要と認められるときは、直ちに操作するものとする。
 - イ 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
 - ロ 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
 - ハ 前各号のほか、異常潮位及び河川の高水位が予測される時。
 - (3) 乙は、前項の操作を行ったときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その報告は、電話等によっても差し支えないものとする。
- 4 操作施設の保守
操作施設の保守は、同施設に対する給油等の経常的な維持補修、周辺の清掃及び整頓とし、乙は、操作施設を常に良好な状態で操作できるようにしておくものとする。
- 5 操作体制の報告
乙は、操作施設の操作体制について、毎年5月31日までに操作体制一覧表（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 6 操作訓練
乙は、毎年1回以上、操作施設の実地訓練を行うものとする。この場合の訓練の日時は、甲乙協議して定めるものとする。
- 7 き損等の報告
操作施設のき損等を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 8 費用の負担
 - (1) 操作施設の操作及び保守に要する費用は、乙の負担とする
 - (2) 操作施設が災害を受けた場合の復旧及び補修に要する費用は、甲の負担とする。
- 9 損害の賠償
操作施設の操作及び保守に伴い損害賠償の対象となる事態が生じたときは、甲と乙とは、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。
- 10 その他
この協定に疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成4年4月1日

甲	宮城県塩釜漁港事務所長	印
乙	名取市長 石川 次夫	印

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各市町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

- (1) 物資・資機材の提供に関する応援
 - イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
 - ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
 - ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (2) 職員の派遣に関する応援
 - イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
 - ロ 対策等の実施に必要な職員
 - ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員
- (3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する内容
 - イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情

報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するように努めるものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。

3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。

4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するように努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各自1通を保管するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事	浅野 史郎
宮城県市長会会長	藤井 黎
宮城県町村会会長	鹿野 文永

釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市名取川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備及び河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が乙から要請を受け警報設備等を利用して実施するものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民等に伝達する内容は、名取市名取川において乙が自ら発する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時等に乙が行う住民等への災害情報等の伝達を、甲が支援することに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、次のとおりとする。

（1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

（2） 甲が設置しているダム情報表示設備を用いた電光表示情報

2 前項の設備において伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれから改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 国土交通省東北地方整備局
釜房ダム管理所長
坂本 良三

乙 名取市長
佐々木 一十郎

別表－1

警報所一覧表

警報所名	所在地	備考
余方	宮城県名取市高館熊野堂字余方川端21－2	
高館	宮城県名取市高館熊野堂字余方下東2－8	
飛鳥	宮城県名取市高館熊野堂字余方飛鳥47－7	電光表示板付き
閑上	宮城県名取市閑上字新猿猴97－1	
藤塚	宮城県仙台市若林区藤塚字一本松95－2	

樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

宮城県仙台地方ダム総合事務所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市増田川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲の設置した警報設備を利用した支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が住民に伝達提供する情報の内容は、名取市増田川における乙が自ら実施する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時における住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 前項の設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月22日

甲 宮城県仙台地方ダム総合事務所長
佐藤 三喜男

乙 名 取 市 長
佐々木一十郎

別 表 - 1

警報所一覧表

警報所名	所 在 地	備 考
樽水ダム	名取市高館川上字長畑地内	
川 上	名取市高館川上字八反57	
元 中 田	名取市高館吉田字中在塚82	
手 倉 田	名取市手倉田字堰根469	
上 増 田	名取市飯野坂一丁目63番4	
耕 谷	名取市下増田字田子作165	
寺 野	名取市杉ヶ袋字寺野6	

災害時相互応援に関する協定

新宮市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。
- (その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年11月10日

和歌山県新宮市長

佐藤 春陽

印

宮城県名取市長

佐々木 一十郎

印

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、名取市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 名取市内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合
- 二 名取市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年9月7日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行 印

乙 名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、空港が所在する千歳市、花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市及び霧島市（以下「協定市」という。）において、地震、暴風、豪雨その他の自然災害、大規模な火災、感染症等による被害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援等のための物資、資機材等の確保が困難なときに、協定市相互間の航空輸送による応援（以下「応援」という。）を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項に規定する物資及び資機材（以下「物資等」という。）は、原則として次条の規定による応援の要請があった際に協定市が現に保有するものに限るものとする。

(応援の要請)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条の連絡担当部局を通じ、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な範囲で応援するように努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。ただし、これにより難しいときは、応援を要請した被災市及び応援した協定市が協議の上定めるものとする。

(連絡担当部局の設置等)

第6条 協定市は、大規模災害等の発生時の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を他の協定市に周知するものとする。

(情報の共有)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように物資等の保有情報を共有し、相互に当該情報を確認できるようにするものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年9月24日

千歳市長	山口 幸太郎	印
花巻市長	大石 満雄	印
名取市長	佐々木 一十郎	印
岩沼市長	井口 経明	印
伊丹市長	藤原 保幸	印
大村市長	松本 崇	印
霧島市長	前田 終止	印

災害時相互応援に関する協定

上山市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職員派遣
- （4）その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- （3）派遣を要請する職員の職種及び人員
- （4）応援の場所
- （5）応援を必要とする期間

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

（情報及び資料の交換）

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- （1）防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- （2）地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。
- （その他）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月20日

山形県上山市長 横戸 長兵衛 印

宮城県名取市長 佐々木 一十郎 印

災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県総合教育センター（以下「乙」という。）とは、甲が災害時においてまなウェルみやぎを甲の地域防災計画に定める避難場所として利用すること（以下「避難場所としての利用」という）について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難場所としての利用上、必要な事項を定めることを目的とする。

（責任の所在等）

第2条 避難場所としての利用上必要な業務等は、甲の責任において行うものとし、乙はまなウェルみやぎの運営に支障がない範囲で、甲に協力するものとする。

2 原則として、乙は、避難場所としての利用において発生した事故等に関する責任を負わないものとする。

3 避難場所としての利用により生じる費用は、甲が負担するものとする。

（避難場所としての利用の開始等）

第3条 避難場所としての利用の開始の判断は甲が行い、乙はまなウェルみやぎの被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡する時間的余裕がない等の場合においては、乙の判断に基づき避難場所として利用を開始することができるものとする。

3 乙は、休日夜間等まなウェルみやぎに職員が不在の時間帯に発生する災害に備えて、まなウェルみやぎの開錠等、避難場所としての利用の開始に必要な業務をみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社に依頼するものとする。

（利用期間等）

第4条 避難場所としての利用の期間は、甲が災害に係る避難勧告又は避難指示を解除するまでとする。

ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲内で期間を延長できるものとする。その場合、甲は乙への職員の派遣等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期にまなウェルみやぎの運営を再開できるよう配慮するとともに、避難場所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（避難場所としての利用の終了等）

第5条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 避難場所としての利用に関して、甲の責任に帰すべき事由によりまなウェルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等がまなウェルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

（避難者の誘導等）

第6条 甲は、避難場所としての利用の終了に際して、避難者のまなウェルみやぎからの退去を誘導する職員を速やかにまなウェルみやぎに派遣するものとする。

2 乙は、まなウェルみやぎ利用者の安全確保等、まなウェルみやぎ運営に支障が無い範囲で、避難者の誘導等の支援を行うものとし、当該支援を行う職員を予め定めるものとする。

3 甲は、避難者の誘導等を支援するための地域の代表者等の予め定めるものとする。

(避難場所として利用できる範囲等)

第7条 避難場所としての利用ができる範囲は、別添図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は、乙の了解を得て前項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認めた場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

(避難場所としての利用に係る訓練等)

第8条 甲は、年1回以上、避難場所としての利用にかかる訓練又は関係者間の連絡調整会議等を実施するものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する訓練等に要する費用は、甲において負担するものとする。

4 第1項に規定する訓練により、避難場所としての利用方法等において問題点が明らかになった場合等は、甲は乙と協議の上必要な改善を行うものとする。

(防災無線の整備)

第9条 甲は、災害時の連絡手段として、まなウェルみやぎに防災無線を整備するものとし、乙はその設置について許可するものとする。

(手順書の作成)

第10条 避難場所としての利用の開始等に係る各関係者の具体的な役割等について、甲乙及びみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社と協議の上、手順書として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定められた事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県総合教育センター 所長 石上 正敏 印

災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県教育委員会（以下「乙」という。）は、宮城県内に発生した地震その他の災害時における、名取市地域防災計画に基づく避難所としての県立学校の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる県立学校）

第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。

2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。

（県立学校との覚書の締結）

第3条 甲は、県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と、次の掲げる事項についての覚書を締結するものとする。

（1）利用できる施設の範囲に係る事項

（2）収容できる避難住民等の数の目安に係る事項

（3）甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）の整備に係る事項

（4）甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項

（5）緊急対応に関しての意志決定の方法に関する事項

（6）その他必要な事項

（避難所の設置運営等）

第4条 災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 災害時の避難所の設置運営について、第2条に規定する県立学校の校長（以下「校長」という。）は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、避難所運営マニュアルにおいて、教職員の具体的な支援内容について示すものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所運営マニュアルを整備することや避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所の管理運営を担い得るよう、努めるものとする。

4 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、校長は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

5 甲が行った物資の備蓄等（地域の自主防災組織が準備するものを含む。）及び校長が帰宅困難生徒等用に備蓄する物資については、災害時等において、関係法令等に反しない範囲で相互に利用できるものとする。

（開設期間等）

第5条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、県立学校の避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所の終了)

第6条 甲は、県立学校の避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

(使用許可等)

第7条 本協定に基づき、甲が第2条に規定する県立学校を避難所として使用する場合、校長は、教育財産管理規則（昭和55年宮城県教育委員会規則第7号）第7条の12第1号の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は同規則第11条第2項第1号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年11月29日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

(別表：第2条関連)

甲が避難所として利用できる県立学校は下記のとおりとする。

学校名	住所
宮城県名取北高等学校	宮城県名取市増田字柳田103

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67項第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5) その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書を33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市長	瀬戸	孝則	印
二本松市長	三保	恵一	印
伊達市長	仁志田	昇司	印
本宮市長	高松	義行	印
桑折町長	高橋	宣博	印
国見町長	高田	久雄	印
川俣町長	古川	道郎	印
大玉村長	押山	利一	印

《仙南地域広域行政圏》

白石市長	風間	康静	印
角田市長	大友	喜助人	印
蔵王町長	村 auf	英輝人	印
七ヶ宿町長	梅津	雄敏	印
大河原町長	伊勢	敏雄	印
村田町長	佐藤	英茂	印
柴田町長	滝口	修作	印
川崎町長	小山	郷雄	印
丸森町長	保科		印

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市長	立谷	秀清	印
南相馬市長	桜井	勝延	印
新地町長	加藤	憲郎	印
飯舘村長	菅野	典雄	印

《亘理・名取広域行政圏》

名取市長	佐々木	一十郎	印
岩沼市長	井口	經明	印
亘理町長	斎藤	邦男	印
山元町長	齋藤	俊夫	印

《置賜広域行政圏》

米沢市長	阿部	三十郎	印
長井市長	内谷	重治	印
南陽市長	塩田	秀雄	印
高畠町長	寒河江	信二	印
川西町長	原田	俊誠	印
白鷹町長	佐藤	二七	印
飯豊町長	後藤	幸平	印
小国町長	盛田	信明	印

原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書

東松島市（以下「甲」という。）と名取市（以下「乙」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある時（以下「原子力災害等の発生時」という。）における東松島市民の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害等の発生時に行う東松島市民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、東松島市民とは、次に掲げる者をいう。

（1）東松島市に居住する者。

（2）原子力災害等の発生時において東松島市におけるUPZ区域に滞在し、帰宅等が困難な者。

（広域避難の基本的事項）

第3条 原子力災害等の発生時に東松島市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、東松島市民を受入れるものとする。

2 乙は、公共施設のうち、あらかじめ選定した施設の一部を東松島市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 甲は、宮城県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第4条 広域避難の要請は、甲又は県が乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第5条 乙がこの協定に基づき東松島市民を受け入れる期間は、原則として、避難所ごとに前条第2項の受入準備を開始した日から1か月以内とする。ただし、原子力災害等の発生時と合わせ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

（避難退域時検査等）

第6条 広域避難を行う東松島市民に対する避難退域時検査等及び除染は、国の方針等に従い県が主体となり実施する。

（必要物資等）

第7条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲で協力するものとする。

（広域避難における役割分担）

第8条 広域避難における甲の活動内容は、次の各号のとおりとする。

（1）防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保

（2）避難所受付ステーションへの運営支援

（3）避難対象地区から避難所受付ステーション及び避難所等への誘導

（4）避難者の自家用車駐車スペースの確保

（5）避難所運営に係る必要物資の調達

(6) 避難所及び福祉避難所の運営

(7) 避難住民の健康管理

2 広域避難におけるこの活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 避難所受付ステーションの運営

(2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援

(3) 避難所の開錠及び施設管理

(4) 避難所運営に係る必要物資の調達支援

(5) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援

(6) その他、甲から特に要請のあったもの

(避難所の運営)

第9条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、避難者の受入を行うなど避難所の運営を行うものとする。

なお、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙の教育委員会及び学校長等と調整を図るものとする。
(福祉避難所の開設)

第10条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと、第3条第2項の避難所とは別に、福祉避難所を開設する。

(費用負担)

第11条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る経費については、災害救助法、原子力災害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原子力損害賠償法」という。）及び国の費用負担等により、乙の負担とならないことを原則とする。

2 前項のうち災害救助法、原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲の防災課長及び乙の防災安全課長とする。

(補則)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回、甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月7日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市長 阿部 秀保

乙 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

名取市・半田市災害時相互応援協定書

名取市と半田市は、互いに歴史ある運河の沿川の自治体として、友愛と相互扶助の精神に基づき、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、両市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、両市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （5）災害支援ボランティアのあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 両市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（連絡窓口）

第5条 両市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月12日

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山 田 司 郎

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市長 榑 原 純 夫

消防相互応援協定書

仙台市長、塩釜市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定による応援は、災害発生地の上記市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の上記市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の上記市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の上記市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 2 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 3 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 4 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の上記市等の負担とする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地の上記市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、災害発生地の上記市等が負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第9条 市長等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 釜 市 長	川 瀬 基治郎
名 取 市 長	荘 司 庄九郎
泉 市 長	鈴 木 幸治
多 賀 城 市 長	大 場 源七
岩 沼 市 長	古 内 広直
宮 城 町 長	白 石 今朝松
松 島 町 長	伊 藤 政治
七ヶ浜町長	赤 間 今雄
利 府 町 長	鈴 木 権十郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合	管理者 川 瀬 基治郎

名取市消防本部と 仙台市ガス局 名取市農業協同組合 とのガス災害対策に関する業務提携

(目的)

第1条 この協定は、名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び 仙台市ガス局 名取市農業協同組合（以下「ガス局 名取市農協」という。）が相互に協力し、消防本部管内において ガス局 名取市農協 が供給するガスに起因する火災爆発及び漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し被害を最小限度に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の規定の適用を受ける施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げるもの
- (2) その他双方が必要と認めるもの

(災害予防活動)

第3条 災害を未然に防止するため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 連絡会議

災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- (2) 共同点検

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、第2条各号の掲げるものについてそれぞれの関係を法令に基づき立入検査又は定期点検を実施する場合において、必要があると認めたときは、双方協議のうえ共同して行う。

- (3) 資料の提供

災害の予防又は消防活動のために必要があると認められる資料についてそれぞれ可能な範囲において相互に提供を行う。

- (4) 災害防止設備の普及および広報

ガス局 名取市農協 は、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

- (5) 教育訓練

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において消防本部から要請があったときは ガス局 名取市農協 はこれに協力する。

(災害防ぎょ活動)

第4条 災害を防ぎょするため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 通報及び連絡

消防本部及び ガス局 名取市農協 のいずれかが、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は速やかに通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

ガス局
名取市農協 は、災害が生じたときの緊急出勤体制及び応急出勤体制の細部についてあらかじめ消防本部に通報しておき、119番による災害通報を覚知したときは双方が直ちに出勤する。ただし、ガス局
名取市農協 が他業者の供給するガスに起因する災害であることを出勤前に確認したときは、この限りではない。この場合において、ガス局
名取市農協 はその趣旨を速やかに連絡しなければならない。

(3) 緊急しゃ断

- ア ガスの供給停止は、ガス局
名取市農協 が行う。ただし、消防本部は、ガス局
名取市農協 に先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めるときは、ガスの緊急しゃ断を行うことができる。
- イ 消防本部は、ア中ただし書きに規定する措置を行ったときは速やかに ガス局
名取市農協 へ連絡しなければならない。
- ウ ア中ただし書きの規定に基づき、ガスの供給を停止した場合の供給再開は、ガス局
名取市農協 が行う。

(4) 現場での協議及び措置

- ア ガス局の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。
- イ ガス局
名取市農協 の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、昭和57年6月1日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和57年5月31日

名取市消防本部	消 防 長	百足 英夫
仙台市ガス事業管理者		吉野 禎造
名取市農業協同組合	組合長理事	武田 清

東北自動車道宮城県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき、仙台市、名取市及び仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合及び黒川地域消防組合（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政地域のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、東北自動車道において、火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市等相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団その他の団体の協力を得て、火災等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったとき又は日本道路公団から通報があったときは、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

この協定により出動する消防隊等は、原則として協定市等消防本部の消防隊等とする。

（応援の要求等）

第3条 応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 災害等の種別
- （2） 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- （3） 応援を必要とする消防隊等の種類及び隊数
- （4） 道路条件、気象その他参考となる事項

（応援消防隊等の出動）

第4条 この協定による消防隊等の出動は、当該協定市等の消防業務に支障がない範囲において出動するものとする。

2 協定市等は、第2条の規定に基づく応援に出動したときは、直ちに災害等の発生地を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指 揮）

第5条 同一の災害に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等の最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第6条 災害等の事務処理は、当該災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が行うものとする。ただし、当該災害の発生地を管轄する協定市等の消防隊が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 協定市等は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（災害に要する経費）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援を行った協定市等の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 東北自動車道の多重衝突事故等による災害等のため通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、協定市等は、日本道路公団に対して協議することができるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議の上決定するものとする。

(実施細目等)

第9条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

第10条 昭和62年11月1日付で締結した東北自動車道宮城県消防相互応援に関する協定書は、昭和63年6月30日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、市長、理事長及び管理者が記名押印のうえ各自1通を保管する。

昭和63年7月1日

仙台市長

石井 亨

名取市長

石川 次夫

仙南地域広域行政事務組合 理事長

浅川 純直

栗原地域広域行政事務組合 管理者

佐藤 昌克

大崎地域広域行政事務組合 管理者 古川市長

千坂 雄

黒川地域消防組合 管理者

木幡 恒雄

宮城県広域消防相互応援協定書

大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の相互の応援・受援体制の確立及び応援消防隊の派遣等を円滑に行うため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- （１） 地震及び風水害
- （２） 山林地域での林野火災及び大災害
- （３） 高層建築物の火災
- （４） 石油コンビナート火災その他特殊火災
- （５） 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- （６） その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第２条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- （１） 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （２） 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- （３） その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- （４） この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第３条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （１） 災害の種別
- （２） 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- （３） 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- （４） 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- （５） 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （６） 道路条件及び気象状況
- （７） その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第４条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

２ 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

（報 告）

第６条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第７条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑 義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本12通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から実施する。

仙台市長			郡	和子
名取市長			山田	司郎
登米市長			熊谷	盛廣
栗原市長			千葉	健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野	元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山	紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤	昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤	俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口	茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤	康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原	茂
立会人		宮城県知事	村井	嘉浩

宮城県広域航空消防応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書12通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成4年4月1日に締結した宮城県広域航空消防応援協定書は廃止する。

平成31年4月1日

宮城県知事			村井 嘉浩
仙台市長			郡 和子
名取市長			山田 司郎
登米市長			熊谷 盛廣
栗原市長			千葉 健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤 俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤 康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原 茂

仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、仙台市及び名取市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域のうち仙台東部道路及び仙台南部道路（以下「仙台東部道路等」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、仙台東部道路等において、火災、救急事故又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団、宮城県道路公社及びその他の団体の協力を得て、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、仙台東部道路等における消防業務の応援区分を定めるとともに、相手方協定市からの要請又は日本道路公団若しくは宮城県道路公社からの通報に基づき、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣（以下「応援」という。）を行うものとする。

2 協定市は、当該協定市の消防業務に支障がない範囲において応援するものとする。

3 回転翼航空機による応援は、航空消防応援実施細目（平成5年4月1日締結）に規定する航空消防応援の例による。

（応援の要求及び通報）

第3条 前条第1項の応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- （3） 応援に要する消防隊等の種類及び隊数
- （4） 道路条件、気象その他参考となる事項

（消防隊等の出動）

第4条 協定市は、第2条の規定に基づき応援に出動したときは、直ちに災害の発生地のある行政区域を管轄する協定市（以下「受援市」という。）に通報するものとする。

（指 揮）

第5条 同一の災害に関して、双方の協定市の消防隊等が出動したときは、消防活動の指揮は、受援市の消防長が行うものとする。受援市の消防隊等が出動しないときは、消防活動の指揮は、応援を行った協定市（以下「応援市」という。）の消防長が行うものとする。

2 前項前段に規定する場合においては、応援市の消防隊長及び隊員は、受援市の消防隊等の隊長の指揮を受けるものとする。

（災害にかかる事務処理）

第6条 仙台東部道路等における火災に係る事務処理は、受援市の消防隊等が行うものとし、その他の災害に係る事務処理は、出動した消防隊等それぞれが行うものとする。

第7条 協定市は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（応援に要する経費）

第8条 応援に要する経費は、原則として応援市の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市が協議

して定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定書に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市の消防長が実施細目を締結して別に定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、市長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成6年3月30日

仙台市長
名取市長

藤井 黎
石川 次夫

仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

仙台国際空港株式会社並びに仙台市、名取市及び岩沼市は、仙台空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり定める。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、仙台国際空港株式会社と仙台市消防局、名取市消防本部及び岩沼市消防本部（以下「消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、仙台国際空港株式会社が第1次的にこれに当たり、消防機関は必要に応じ出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域とする消防機関（以下「管轄消防機関」という。）が第1次的にこれにあたり、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域としない消防機関（以下「管轄外消防機関」という。）及び仙台国際空港株式会社は必要に応じ出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港で緊急事態が発生した場合には、仙台国際空港株式会社は消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺で緊急事態が発生した場合には、管轄消防機関は管轄外消防機関及び仙台国際空港株式会社に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- （1） 緊急事態の種類
- （2） 航空機の種類及び搭乗人員
- （3） 緊急事態発生 の場所及び時刻
- （4） 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- （5） その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着しだい速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要する費用の負担については、別に協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 仙台国際空港株式会社及び消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通 知）

第6条 仙台国際空港株式会社又は消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、そのてん末を相互に通知するものとする。

（訓 練）

第7条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は協議して、緊急事態における消火救難活動に関する訓練計画を立案し、総合訓練を定期的 to 実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定に記載する事項の円滑な実施に関し必要な事項は、仙台国際空港株式会社及び消防機関の長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度仙台国際空港株式会社代表取締役、仙台市長、名取市長及び岩沼市長が協議して定めるものとする。

附則

この協定書は、平成28年7月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、仙台国際空港株式会社代表取締役並びに仙台市長、名取市長、岩沼市長及び立会人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成28年6月28日

仙台国際空港株式会社代表取締役

岩井 卓也

仙台市長

奥山恵美子

名取市長

佐々木一十郎

岩沼市長

菊地 啓夫

立会人

宮城県知事

村井 嘉浩

災害発生における消防活動に関する応援協定書

(目的)

第1条 名取市消防本部（以下「甲」という。）と、名取電気工事災害協力会（以下「乙」という。）は、市域内において3階以上の中高層建築物からの火災、列車事故及び、自然災害等の発生（以下「災害等」という。）に際し、乙の所有する高所作業車（以下「作業車」という。）の応援を受けて、消防活動を有効に行うことにより、災害等から住民の生命、身体を保護することを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援範囲)

第2条 この協定に基づく乙の応援範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火 災
- (2) 地 震
- (3) 風 水 害
- (4) 列車事故
- (5) そ の 他（作業車の応援を必要とする災害）

(応援要請)

第3条 甲は、災害等により消防活動上、乙の応援の必要があると認めたときは、乙に対し、電話、またはファクシミリにより次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- (1) 災害等の発生状況
- (2) 応援の場所及び、到着時刻
- (3) 必要とする作業車の能力及び、台数
- (4) 必要とする作業人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援終了)

第4条 甲は、災害等の状況から応援の必要がなくなったと判断したときは、活動中の作業従事者に対して終了の通知を行うものとする。

(応援に関する準備)

第5条 乙は、甲の応援要請に迅速に対応するため、事前に出動体制を確立するとともに、乙の作業車の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

2 応援要請に対応できない事由が生じたときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(現場指揮)

第6条 活動に際しては、甲、または甲の指名する指揮者の指示に従うものとする。

(秘密保持)

第7条 活動中において知り得た情報については、口外してはならない。

(事故処理)

第8条 応援要請に係る事故については、乙の責任において処理するものとする。

(費用請求)

第9条 乙は、この協定に基づく活動に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、内容を精査確認して速やかにその費用を支払うものとする。

(訓練参加)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた場合、甲及び、乙はその都度協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長補佐、乙においては名取電気工事災害協力会代表者とする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって速やかに相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 9 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

附則

1 この協定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 26 日

(甲) 名取市消防本部

消 防 長 板 橋 勝 典 印

(乙) 名取電気工事災害協力会

代 表 加 藤 孝 印

(現：名取電気工事災害協力会)

〈五十音順〉

住 所 名取市増田三丁目 9 番 51 号

事業所名 株式会社 加藤電設工業

氏 名 代表取締役 加藤 貴哉 印

住 所 名取市大手町三丁目 1-10

事業所名 株式会社 高橋電気工業所

氏 名 代表取締役 高橋 次男 印

住 所 名取市植松一丁目 7 番 5 号

事業所名 大和電気 株式会社

氏 名 代表取締役 相澤 きよの 印

住 所 名取市高館吉田字東内館 27

事業所名 有限会社 那智電建

氏 名 代表取締役 佐々木 憲郎 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

亘理名取地区広域行政連絡協議会の構成市町である名取市、岩沼市、亘理町及び山元町（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬等）

第6条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡場所は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（費 用）

第7条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年9月2日

甲	名取市長	石川次夫
	岩沼市長	井口経明
	亘理市長	伊藤敏雄
	山元町長	森 久一
乙	みやぎ生活協同組合	
	理事長	外尾健一

サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書

名取市長石川次夫（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社仙台工場理事工場長池田博一（以下「乙」という。）とは、上水道の給水について次のとおり覚書を締結する。

（給水施設）

第1条 給水施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 サッポロビール株式会社仙台工場
位 置 宮城県名取市手倉田字八幡310-1

（施行範囲）

第2条 上水道施設の施行について、宅地内仕切弁（本管栓止め含む）までの配水本管については甲の施行とする。仕切弁以降宅地内の給水装置は乙の施行とする。宅地内仕切弁の設置位置は別途協議とする。

2 給水装置の新設は、名取市水道給水条例第5条の規定に基づき乙が行うものとする。

3 メーターの設置は、名取市水道給水条例第20条第1項第3号の規定に基づき乙の負担とする。

（相互調整）

第3条 乙は甲の施行する配水本管工事に關し、宅地内における工事に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

（加入金）

第4条 名取市水道給水条例第33条に基づく加入金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。

金13,020,000円（消費税含む）

（開発負担金）

第5条 名取市水道給水条例第34条に基づく建築物開発負担金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。

金95,550,000円（消費税含む）

（納入方法）

第6条 第4条、第5条に定める加入金及び開発負担金は、別表の開発負担金等納入計画表に基づき納入するものとする。

2 年度別の納入は、甲が発行する納入通知書により納入するものとする。

（給水開始時期）

第7条 給水開始予定日は、平成17年1月1日とする。

（応急飲料水の提供）

第8条 甲は地震等の災害に際し、乙の受水槽の貯留水について応急飲料水として提供を要請できるものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 15 年 12 月 15 日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 石川次夫

乙 宮城県名取市手倉田字八幡310-1
サッポロビール株式会社仙台工場
理事工場長 池田博一

災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の 協力に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と名取市危険物安全協会に加盟している給油所（以下「乙」という。）は災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は，市内において災害が発生した場合，甲及び乙が相互に協力して，住民の生活の安定を図るため，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この覚書に定める災害時の協力事項は，甲が乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項の内容）

第4条 甲が乙に協力要請を行う事項は，概ね次のとおりとする。

- ア 燃料等の優先的な供給
- イ 資器材等の貸出
- ウ 傷病者の応急救護
- エ 各種情報の提供等
- オ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は，前条の規定により甲から要請を受けたときは，積極的に応じ協力を努めるものとする。

（費用）

第6条 甲の要請に基づき乙が協力することに要する費用は（人件費は除く。），原則として甲の定める基準により甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 甲及び乙は，この覚書に定める事項を円滑に推進するために，定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第8条 この覚書を実施するため，必要な事項については，別に定めるものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は，あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め，災害が発生したときは，速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の連絡担当者に変更が生じたときは，文書をもって相手方に通知するものとする。

（覚書有効期間）

第10条 覚書の有効期間は，締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし，有効期間満了の2か月前までに，甲，乙から異議の申し出がなかった場合は，有効期間満了の翌日から，更に1年間延長するものとし，以後も同様の効力を有するものとする。

（その他）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた時は、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年6月29日

甲 名取市

名取市長 石川 次夫

乙 名取市危険物安全協会代表

協 会 長 高橋 勝美

(現：名取市防災安全協会)

自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部

支部長 佐藤 順子

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生した場合において、愛玩動物の保護を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、名取市民が被害を受けた場合に、甲は乙に対し動物愛護の応援を要請し、市民が飼育する愛玩動物の保護、安全のため甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、保護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による保護活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時の発生状況により保護活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話等で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- （1） 災害状況
- （2） 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- （3） 必要とする職種別人員
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- （1） 保護動物の健康管理
- （2） 保護動物の治療
- （3） 医療活動に必要な人員、薬品、器材の提供
- （4） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に保護活動時の動員体制を確立すると共に、保護活動に係る乙及び乙の会員の薬品、器材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制（簡易テント、簡易ゲージ等）を整える。保護場所については、甲からの連絡による指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 保護活動に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って保護活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、保護活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく保護活動については、原則として乙のボランティア支援活動ということで無償とする。

2 乙の保護活動の期間については、原則として1週間とする。但し、特殊な状況が発生した場合は、この期間について、甲、乙協議して決めることができる。

3 前項に規定する保護活動期間を超える場合は、超えた保護動物に要した費用は飼主負担とする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年2月21日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(細目)

第11条 この協定に関する細目(「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という)は、別途定める。

(協議事項)

第12条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年 2月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部
支部長 佐藤 順子

災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代 表 丹野 憲勝

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合の応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の内容)

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急工事活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(事前準備及び報告)

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

(応援要員の派遣)

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(指揮及び応援要員)

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の会員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応援復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義の生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月27日

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎 印

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代 表 丹野 憲勝 印

平成26年4月1日

名 取 市 災 害 応 急 措 置 協 力 会
代 表 会 社 グリーン企画建設（株）

< 東地区 >

< 西地区 >

班 長

（株）渡辺技工 名取支店

384-2676
090-3980-0852（社長）

（株）エコー建設

385-2520
090-3127-8858（社長）

（株）小泉建設工業

384-5820
090-3755-6756（専務）

（株）今幸建設

384-4321
090-2794-2042（工事部長）

（株）七宝工業

384-2521
090-3229-3549（社長）

（有）高橋土建

784-3045
090-3641-7000（社長）

（株）ワタケン

382-4802
090-3128-0508（社長）

（株）若生技建

384-1758
090-3980-1980（社長）

班 長

（株）本郷土建

384-7747
090-3752-3277（社長）

グリーン企画建設（株）

384-3801
090-6224-1424（社長）

今慶興産（株）

383-8626
090-8255-5323（常務）

三和建設（株）名取営業所

384-0821
090-3127-7008（専務）

（有）奥野建設

384-1572
090-3129-3702（社長）

（株）三川

382-8081
090-7664-1855（会長）

（有）相沢建設

382-3318
090-3752-0817（専務）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社BIG RENTAL（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（提供要請の発動）

第3条 この協定に定める災害時等の提供事項は、甲が乙に対して提供要請を行ったときをもって発動する。

（提供事項の内容）

第4条 甲が災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する移動トイレ、発電機、照明機材、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材を優先的に提供するものとする。

（引 渡 し）

第6条 保有機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事したものが、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（協 議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部長、乙においては株式会社BIG RENTAL 仙台南店 店長とする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって速やかに相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第11条 協定の有効期間は、初年度については協定締結の日から当該年度末の3月31日までとし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月20日

甲 名取市

名取市長 佐々木 一十郎

乙 株式会社 BIG RENTAL

代表取締役 四家 千佳史

(現：コマツカスタマーサポート株式会社)

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要なとする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

- （1） 食料品・飲料水等
- （2） 衣料品
- （3） 医療品
- （4） 寝具類
- （5） 食器類
- （6） 炊事用品
- （7） 日用雑貨
- （8） 冷暖房器具
- （9） その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又は電信を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

- 2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においてはイオン株式会社ジャスコ新名取店後方統括マネージャーとする。

(経費の負担)

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(保有物資の照会)

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(施行開始日)

第11条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第12条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3-3
イオン株式会社 執行役北日本カンパニー
支社長 松巾 幸一
(現：イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社 ダイヤモンドシティ（以下「乙」という。）は、甲乙が平成18年8月1日に締結した「地域防災に関する基本協定書」第3条に基づき、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するショッピングセンターであるダイヤモンドシティ・エアリ（以下「本SC」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙の本SC駐車場において、避難場所、食糧・生活物資等を集積する場所として可能な範囲で提供すること。
- （2） 乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知りえた災害状況を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し、可能な限り協力をするものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲による要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市防災安全課、乙においてはダイヤモンドシティ・エアリSCマネージャーとし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

- 2 甲と乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協議に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 株式会社ダイヤモンドシティ
代表取締役社長 鯛 洋三

（現：イオンモール株式会社イオンモール名取）

災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、学校法人尚絅学院（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定並びに市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設を避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、尚絅学院大学の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）及び生活物資を集積する場所として、甲に提供すること。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（2）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。

（3）乙は、避難施設に収容した避難者へ、乙の所有する物資を可能な範囲で提供すること。

（4）乙は、尚絅学院大学の学生に対し、甲からの要請があった場合、災害ボランティアへの協力について呼びかけを図ること。

（5）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応すること。

（6）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めること。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、避難施設を開設し、管理・運営する。

2 甲は、避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮する。

3 甲は、避難施設を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。

4 乙は、避難施設の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

5 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき7日を限度とする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難施設の管理・運営に係る費用を負担する。但し、第2条第1項第3号を含まない

ものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 名取市長
佐々木 一十郎

乙 尚絅学院理事長
宍戸 朗大

災害時等における施設使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と扇屋商事株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有する災害用トイレ3基（以下「施設」という。）について、災害時等における施設使用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模な災害が発生した場合に、甲が住民に対して行う災害対策にあたり、乙の所管する施設を利用して実施するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、災害発生時において甲からの要請に基づき、施設の使用可能な状態に講ずるものとする。

2 甲が前条の目的により敷地内に立ち入って施設を使用する場合、乙は無償で使用させるものとする。

3 甲は、本敷地内において甲が防災訓練を行う場合、事前に乙と訓練内容について協議し実施するものとする。

4 施設の所在及び施設利用場所は別紙―1に示すとおりとする。

（要請の手続き）

第3条 乙の所有する施設を使用する場合は文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（維持管理）

第4条 施設の維持管理は、甲が責任を持って行うものとする。

2 甲が維持管理のため敷地内に立ち入る場合、事前に乙の承諾を得るものとする。

3 甲は平常時及び災害発生時における施設に掛かる維持管理費を負担する。

（現状回復）

第5条 甲は、施設を使用した場合、甲の負担により現状回復するものとし、訓練等の使用においても同様とする。

（賠償責任）

第6条 甲は、施設使用時に乙が所有する施設及び使用する敷地内において、第三者に損害を与えたとき、その損害を賠償しなければならない。

（施行開始日）

第7条 この協定は、締結日より施行する。

（改正又は廃止）

第8条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知しない限り、この効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年6月6日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台市青葉区二日町2番22号
扇屋商事株式会社
代表取締役 石田 道雄 印

電力設備災害復旧に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社岩沼営業所（以下「乙」という。）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災情報の収集と低調等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
 - イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）及び復旧状況
 - ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
 - エ その他必要と思われる情報
- 2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。
- 3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部からの要請を待つことなく、災害情報の収集・伝達・各種調整等を図るための社員を災害対策本部に派遣することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、情報提供するものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧作業応援隊本部、駐車場、資材置場としての用地の使用について協力を要請することができるものとする。

具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書実施細目による。

- 2 乙が上記用地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

（交通支障物の除去）

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものと

する。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧に当たり、乙が所有する電源車等の使用による電力復旧については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができるものとする。

(1) 感電事故の防止

(2) 漏電による火災の防止

(3) 電力設備の被害情報の提供

(4) 停電及び復旧状況に関する情報

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならびに乙は記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年6月13日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 東北電力株式会社岩沼営業所長 宮曾根 隆 印
(現：東北電力ネットワーク株式会社 岩沼電力センター)

災害時応援協定

名取市（以下、「甲」という。）とエスアールジータカミヤ株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために乙が管理する膜構造アルミドーム施設「杜せきのしたインドアテニス」（以下「ドーム施設」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙のドーム施設において、住民の災害時における一時避難所として可能な範囲で提供すること。
 - （2）前項における乙のドーム施設提供期間は、4日間を上限とする。
 - （3）乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前各号に定めのない事項についても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定する協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権の帰属を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（期間内解約）

第8条 甲及び乙は、契約期間中であっても、1ヶ月前に相手方に通知することによって本契約を終了させることができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成21年3月24日

甲	名 取 市 長	佐々木 一十郎	印
乙	大阪府大阪市北区茶屋町19番19号		
	エスアールジータカミヤ株式会社		
	代表取締役社長 高宮 一雅		印

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と宮城県解体協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市に地震等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正かつ円滑の実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）に定めるものをいう。
- （2）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- （3）解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- （4）災害廃棄物 大規模災害による建築物の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び大規模災害による倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

（要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去法等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- （1）大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- （2）災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が地域防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として、乙の協力が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 甲は、地域防災計画に基づき乙の協力が必要な場合には、乙に様式第1号を提出し、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要請する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して撤去等を行うものとする。

- （1）解体撤去等に必要な人員、車両、資材、機材等の調達は乙が行うこと。
- （2）騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないように十分配慮すること。
- （3）アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正に処理を進めること。
- （4）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別撤去等に努めるこ

と。

2 甲は、災害廃棄物の運搬を要請する場合は、乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし、甲が保管場所等を指定できない場合は、乙は自ら保管場所を確保し、甲の承諾を得て運搬するものとする。

3 甲と乙は、解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために、適宜、情報交換を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、解体撤去等を完了したときは、すみやかに様式第3号により、その内容を甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第7条 甲が第3条の規定により、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に定める費用の額は、大規模災害発生直前の標準的な費用を基準にして、当事者が協議の上決定する。

（損害賠償）

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて解体撤去に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該当事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡体制）

第10条 この協定の運用等に関して連絡窓口は、甲にあつては担当係員、乙にあつては原則として乙の事務局とする。

2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

（協議）

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定書の発行）

第12条 この協定書は、平成22年1月22日から発行するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成22年1月22日

甲	名 取 市 長	佐々木 一十郎	印
乙	宮城県解体工事業協同組合		
	理 事 長	佐 藤 正 之	印

災害時非常無線通信の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と名取アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、災害時の非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合の非常無線通信について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続等を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 この協定に基づき行う乙の活動は、電波法の範囲において、ボランティア精神に基づいて行うものとする。

（協力の要請及び受託等）

第3条 甲は、名取市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害情報の収集及び伝達について乙に協力を要請することができる。

2 乙は前項により要請を受けた場合、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

3 乙は、甲から要請がない場合でも災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と思われる災害情報を甲に提供することができる。

（通信統制）

第4条 乙が前条第2項の規定により通信業務を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に通知するものとする。

（協 議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲が乙に協議して定める。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

（附 則）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月2日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取アマチュア無線クラブ
会 長 瀬野尾 庄三 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び同和警備株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し市民等の安全確保を図るため、乙が管理うんえいする同和警備株式会社名取営業所が行う災害時の初動対応及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）災害情報の収集及び避難誘導など災害時の初動対応並びに応急救済に係る対応

（2）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月 3 日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 同和警備株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し、市民等の安全確保を図るため、乙が管理運営する仙南ガス株式会社なとりりんくうタウン事業所が行う災害時における応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）なとりりんくうタウン事業所において、避難場所として提供すること。
- （2）炊出し用熱源の提供（避難所等への仮設プロパンガスの供給）
- （3）仮設シャワーの提供
- （4）仮設風呂の提供
- （5）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月3日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙南ガス株式会社
代表取締役社長 片 平 和 彦 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県造園建設業協会名取分会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が行う応援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の内容等）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、次の応援協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が管理する公園・緑地及び道路（以下「公園緑地等」という。）の樹木等の被災状況についての情報提供
- （2）公園緑地等の倒木除去
- （3）前号により発生した伐採木等の撤去・運搬・処分
- （4）その他、甲が必要と認めるもの

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条第1項の規定による応援協力の要請を行うときは文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条第1項に掲げる応援協力を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更を生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（補 償）

第6条 この協定に基づく応援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報提供）

第7条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年1月25日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 社団法人 宮城県造園建設業協会 名取分会
分会長 伊藤 誠 逸 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月24日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月16日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長 岩本英昭 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び宮城県隊友会名取支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1）災害関連情報の収集及び伝達
- （2）自主防災活動への参加及び協力
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策業務への協力

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請（以下「要請」という。）するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに当該文書を提出することができるものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲は、乙に対して、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（協力のための準備）

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、互いに情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力に要した経費については、乙の負担とする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第8条 協力の際は、乙はボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等に参加し、平素から防災意識を高めるよう努めるものとする。

3 甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県隊友会名取支部
支 部 長 片 岡 忠 印

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、名取市（以下「甲」という。）と仙台空港ビル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市沿岸部において津波警報が発表された場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	仙台空港旅客ターミナルビル
所在地	宮城県名取市下増田字南原（仙台空港内）
所有者	仙台空港ビル株式会社
構造等	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	平成9年
増改築年	平成22年屋上展望デッキ増築
耐震診断	新耐震基準適合

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	2階出発ロビー（約4,900平米）、 3階プラザ（約900平米）
収容人数	200人
避難経路	1階到着ロビーエスカレーター
入口	業務時間内（6：30～21：30） 玄関出入口4箇所 業務時間外（上記時間以外） 玄関出入口1箇所 （風除室2）

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月8日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県名取市下増田字南原
仙台空港ビル株式会社
代表取締役社長 伊藤 克彦 印
(現：仙台国際空港株式会社)

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人名取市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに医療救護班を派遣することができる。

（医療救護活動計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲と密接な連携のもとに、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護活動計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置及び治療
- （2）傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）助産
- （4）被災者の死亡の確認
- （5）警察が行う死体検案への協力
- （6）被災者に対する保健活動

（医療救護班に対する指揮等）

第5条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷

し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(医事紛争)

第9条 医療救護活動の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(費用弁償等)

第10条 第2条第2項の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した人件費及びその費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等のうち使用したものの費用

(3) 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

(細目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人名取市医師会
会長 丹野 尚昭 印

災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と岩沼薬剤師会名取ブロック会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲からの要請を待たずに薬剤師を派遣することができる。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- （3）その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

（調剤費）

第5条 救護所における傷病者の調剤費は無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、薬剤師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師の派遣に要した人件費及びその費用
- （2）薬剤師が携行した医薬品等を使用したものの費用
- （3）薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4）前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

（細 目）

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 岩沼薬剤師会名取ブロック会
会 長 守 睦 夫 印

災害時における放送要請に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と仙台CATV株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（申請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）希望する放送日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び通信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年5月23日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台CATV株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と名取建友クラブ（以下「乙」という。）は、災害等における下水道施設復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する下水道施設に、地震、風水害その他による災害及び事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に、甲は、乙に復旧支援の要請を行い、甲乙が相互に協力し、復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲が、乙に災害等における支援要請する内容は次のとおりとする。

- （1）応急の排水活動
- （2）応急の施設復旧活動
- （3）応急復旧に必要な資機材の提供
- （4）その他復旧活動に必要な事項

（支援要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 支援活動に関する連絡責任者は、甲においては名取市建設部下水道課長、乙においては通知のあった者とし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から、支援体制等に係る情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定による復旧支援活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その額については、甲が算定し、乙と協議して決定するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出がなかった場合は、継続されるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月5日

（甲）名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

（乙）名取健友クラブ

会 長 高橋 正巳 印

災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社宮城主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送並びに支援物資等の保管施設（以下「物資保管施設」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資保管施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資保管施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）物資保管施設の運営業務
- （4）その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき第3条の本業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、第3号様式にて甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市泉区大沢3丁目1番地の3
ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店
主管支店長 宮坂 直孝 印
(現：ヤマト運輸株式会社 名取支店)

災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるＬＰガスの供給及びこれに付随する機器の供給の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して被災者情報の収集と提供などに緊密な連携を保ち、ＬＰガスを供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条 甲は、災害時においてＬＰガスを調達する必要があると認めるときは、乙に調達物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条 甲が、乙に供給を要請する調達物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （１）ＬＰガス
- （２）ＬＰガス容器
- （３）ＬＰガス供給機器・関連機器
- （４）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第４条 第２条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第６条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条 第５条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬、保安検査等の経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

名取市増田字柳田80番地

甲

名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

宮城県

乙

(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部

支 部 長 洞 口 信 弘 印

(現：宮城県LPガス協会 仙南第三協議会)

特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社宮城支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の事前設置及び利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。) 第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番、建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置箇所）

第4条 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内外における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置情報の管理）

第5条 第 3 条に規定する特設公衆電話の設置場所及び、第 4 条に規定する特設公衆電話の設置箇所、並びにこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知するものとする。

（通信機器等の用意）

第6条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機、電話機接続用ケーブルを用意し、保管の上、管理するものとする。

（電話回線等の用意）

第7条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を用意するものとする。

（移転、廃止等）

第8条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転、建て替え等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。

2 前項の設置に係る設備の用意については、第 6 条に規定する通信機器等の用意及び、第 7 条に規定する電話回線等の用意に基づき行うものとする。

（設置場所の公開）

第9条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(利用の開始)

第10条 乙が、特設公衆電話の利用の開始を決定するものとし、乙からの連絡により甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所、時刻等の情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第11条 甲は、災害時において、利用者の適切及び円滑な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第12条 乙が、甲乙協議の上、特設公衆電話の利用の終了を決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した設置場所、時刻等の連絡を行うものとする。

(定期試験の実施)

第13条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第14条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第15条 甲は、第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(費用の扱い)

第16条 第6条に規定する通信機器等の用意に係る費用を、甲が、負担するものとする。

2 第7条に規定する電話回線等の用意に係る費用を、乙が、負担するものとする。

3 第8条に規定する移転、廃止等に係る費用は、前項及び前々項に基づき負担するものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については、甲が、負担するものとする。

4 第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験の実施にかかる通話料金は、乙が負担するものとする。

(機密保持)

第17条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(有効期間及び解約特例)

第18条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様のものとする。

2 甲乙いずれかが、この有効期間において、この覚書を解約しようとするときは、その3ヶ月前までに事情を示して予告しなければならない。

(原状回復)

第19条 乙は、この覚書が終了した場合は、速やかに乙の責任と費用負担で、特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、乙の設置した部分について撤去し、甲に明け渡すこととする。

(その他)

第20条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

2 この協定は、甲と乙の責任者や組織の変更が生じた場合でも、その効力を失わないものとする。

3 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年6月23日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市
市長
佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市若林区五橋3丁目2番1号
東日本電信電話株式会社 宮城支店
支店長
五十嵐 克彦 印

災害時における放送に関する協定書

名取市（以下（甲）という。）と特定非営利活動法人エフエムなとり（以下乙という）は、名取市域において災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災 害 法第2条第1号に規定する災害をいう。

（2）災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時災害放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法56条の規定による伝達、通知または警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、その後要請書を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信が甲である旨を放送するものとする。

（防災無線の放送）

第5条 乙は、甲が防災無線を使用した場合は、前条の手続を経ず乙の放送を中断し、甲の放送を行うものとする。

（災害放送の実施）

第6条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第7条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 災害放送及び災害に関する各種情報の放送の費用は乙の負担で行うものとする。
但し放送が長期化し乙の負担が過大となった場合等は別途協議するものとする。

(臨時災害放送局)

第9条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時の広報内容などについて情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 名取市長 佐々木一十郎

乙 住所 名取市増田字柳田385-3
NPO法人エフエムなとり
理事長 中澤勝巳

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合において、水道の確保を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、甲が所管する水道施設の速やかな復旧活動（以下「復旧活動」という。）の応援要請活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲の水道施設に被害を受けた場合に、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

（応援活動の記録）

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出

するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の組合員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応急復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、水道災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月24日

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎 印

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩 印

災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と 各法人名（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における要援護者の避難受入等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、要援護者の避難生活の安定を図るため、「名取市地域防災計画」に基づき、要援護者の避難先としての受入等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、福祉施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められるもので、災害時に一般の避難所生活において特別な配慮を必要とするものをいう。

- (1) 介護保険法に基づく要介護認定者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分認定者
- (3) 前各号に準ずる者

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者が指定避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7に規定する利用施設をいう。）での対応が困難なため福祉施設への一時的な入所が必要となったときは、甲は乙に対し、乙の施設への受入等について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、施設への受入及び移送等について、可能な限り協力するものとする。

（避難福祉施設及び収容能力等）

第5条 乙の避難福祉施設は、別表1に掲げる施設とする。

- 2 前項に規定する避難福祉施設に変更又は追加等が生じた場合は、乙は速やかに甲に報告し、甲乙協議のうえ、必要により別表1を変更するものとする。
- 3 乙は、別表1に規定する避難福祉施設の受入可能人数及び受入に必要なとなる物資等について、あらかじめ書面をもって甲に報告するものとする。

（要請手続等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に対して受入等の要請をする場合は、あらかじめ次の事項を確認したうえで、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 利用期間等
- (4) その他必要な事項

（物資の供給）

第7条 甲は、乙に対して要援護者に係る日常生活用品、飲食料及び介護用品等の必要な物資の供給に努めるものとする。

(要援護者の移送)

第8条 要援護者の移送は、原則甲又は要援護者の家族等において行うものとする。

(経費の負担)

第9条 要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 光熱水費など施設の恒常的経費は、乙が負担する。
- (2) 要援護者の介護に要する費用、飲食料及び介護用品等については、甲が負担する。
- (3) その他不測の経費については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(要援護者の受入期間)

第10条 要援護者の受入の期間は、甲からの要請に基づき要援護者を受け入れたときから指定避難所が閉鎖するまでとする。

2 甲は、前項に規定する受入の期間の終了に当たっては、あらかじめ乙に対して文書等をもってその旨を通知するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、避難福祉施設の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報等を漏らしてはならない。要援護者の受入期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義や変更の必要が生じたときには、その都度甲乙及び甲と「災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書」を締結する他の法人間での協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日1月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長され、以降同様とする。

(前協定の廃止)

第14条 甲と乙が平成21年4月1日付で締結した「災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書」は、廃止する。

(細則)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 佐々木 一十郎

乙 (各法人)

災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書

宮城県名取市（以下「甲」という。）と名取市内郵便局（以下「乙」という。）は、名取市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、名取市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項[※]

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。
(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 名取市 防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 名取郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年8月7日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取市内郵便局
名取郵便局
閑上郵便局
館腰郵便局
高館郵便局
名取ニュータウン郵便局
名取増田郵便局
名取大手町郵便局
名取ゆりが丘郵便局

名取市内郵便局代表
宮城県名取市飯野坂1-2-3

名取郵便局長 小岩 龍生 印
(現：日本郵便株式会社 名取郵便局)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩沼歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動員の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護に従事する者（以下「歯科医療救護活動員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護活動員を、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに歯科医療救護活動員を派遣することができる。

（歯科医療救護活動員の業務）

第3条 歯科医療救護活動員は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して歯科医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する診断及び応急処置
- （2）傷病者の後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）歯科保健活動
- （4）警察が行う検視・検案に際しての法歯学上の協力

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する歯科医療救護活動員が使用する医薬品等は、当該医療救護員が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第5条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、歯科医療救護活動員と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- （1）歯科医療救護活動員の派遣に要した人件費及びその費用
- （2）歯科医療救護活動員が携行した医薬品のうち使用したものの費用
- （3）歯科医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

(細 目)

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月11日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人岩沼歯科医師会
会 長 遠 藤 裕 三 印

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は、災害発生に際し、レンタル機材の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が甲にレンタル機材の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、発電機、投光器等、別表に掲げる乙が所有するレンタル機材（以下「機材」という。）をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時における機材の確保を図るため、必要と認める場合は、乙に対し、機材の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に機材の供給を要請する場合は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、機材の供給について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 乙が甲に機材を引き渡す場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は当該指定場所へ職員等を派遣し、機材を確認のうえ、これの引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が供給した機材の賃借料及び運搬に係る費用（機材に係る動産総合保険の保険料）を含む。以下「費用」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

2 前項の機材の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、機材の引渡しを受けた後、乙からの請求書を受理した場合は、災害時の混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、災害時に自らが被災した場合は、甲と協議のうえ、被害の程度に応じて、機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、この協定を同一条件でさらに1年間延長するものとし、以後、この例によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく機材の供給に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者及び連絡先を定め、相手方に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（疑義の決定等）

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 北海道札幌市中央区大通東 3 丁目 1 番地 19
株式会社カナモト
代表取締役社長 金本 寛中

別表

乙が供給するレンタル機材

発電機、投光器、仮設トイレ、建設機械、仮設ユニットハウス

災害時における物資の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（平常時の準備）

第2条 甲及び乙は、前条の目的のために平常時から次に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ相互に報告する。

（1） 災害発生時における緊急時連絡先

（2） 供給可能な物資の在庫品目及び数量

（物資協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条により要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし甲が緊急に必要とする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（1） 医薬品

（2） 衛生用品

（3） その他、乙が供給可能な物資

（要請の手続き）

第6条 甲が、前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、物資供給要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又はその他の方法）で要請を行い、要請後すみやかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、前項により物資を供給した場合は、すみやかに物資供給報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては健康福祉部保健センター所長乙においては総務部部長とする。

（経費の負担）

第9条 乙が甲へ供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の対価）

第10条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（実施細目）

第 1 2 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市青葉区大手町1番地1
株式会社バイタルネット
代表取締役社長 一 條 武

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人 宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

（1） 医療救護活動に要した人件費

（2） 医療救護活動に使用した医薬品等の費用

（3） 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4） 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

（細 目）

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長

佐々木 一十郎

乙 名取市愛島塩手字野田山47の1

地方独立行政法人 宮城県立病院機構

宮城県立がんセンター

総 長

片 倉 隆 一

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台南病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

（1） 医療救護活動に要した人件費

（2） 医療救護活動に使用した医薬品等の費用

（3） 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した

場合の扶助費

（4） 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

(細 目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市太白区中田町字前沖143番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構
仙台南病院長 朝 倉 徹

名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「仙南ガス」という。）が相互に協力し、消防本部管内において仙南ガスが供給するガスに起因する火災爆発、漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(災害予防活動)

第2条 災害を未然に防止するために行う活動は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡会議

消防本部及び仙南ガスは、災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

(2) 共同点検

消防本部及び仙南ガスは、双方必要があると認めた場合、それぞれが関係法令に基づき実施する立入検査又は定期点検を、双方協議のうえ共同で行う。

(3) 資料の提供

消防本部及び仙南ガスは、災害の予防又は消防活動のために必要と認められる資料を、それぞれ可能な範囲において相互に提供する。

(4) 災害防止設備の普及促進及び広報

仙南ガスは、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか、住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

(5) 教育訓練

消防本部及び仙南ガスは、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか、消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において、消防本部から要請があったときは、仙南ガスはこれに協力する。

(災害防御活動)

第3条 災害を防御するために行う活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通報及び連絡

消防本部及び仙南ガスは、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに他方に対して通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

仙南ガスは、災害が発生したときの緊急出動体制及び応急活動体制の細部についてあらかじめ消防本部に情報を提供し、消防本部からの連絡通報を受けたときは直ちに出動する。この場合において、仙南ガスが、他業者の供給するガスに起因する災害であることを出動前に確認したときは、出動は要しないものとし、仙南ガスはその旨を消防本部に速やかに連絡するものとする。

(3) 緊急遮断

ア ガスの緊急遮断は、仙南ガスが行う。

イ 消防本部は、仙南ガスに先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めたときは、ガスの緊急遮断を行うことができる。

ウ 消防本部はイで定める措置を行ったときは、速やかに仙南ガスに連絡しなければならない。

エ イで定める処置を行った場合の供給再開は、仙南ガスが行う。

(4) 現場での協議及び措置

ア 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。

イ 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第3条 この協定の実施に関し必要な事項は、双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成29年5月12日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年5月12日

名取市消防本部
消防長 木 皿 正 之

仙南ガス株式会社
代表取締役 片 平 浩 和

災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と学校法人寿なとり学園（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における園児及び園児以外の乳幼児（以下「園児等」という。）対象の一時避難施設としての協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するなとり幼稚園（以下「幼稚園」という。）を園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙の幼稚園において、園児等対象の一時避難施設として可能な範囲で提供すること。

（2）前号における乙の幼稚園の提供期間は、3日間を上限とする。

（3）乙は、園児等の避難する父兄に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、前項各号に定めるもののほか、甲が行う災害上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の供給）

第4条 甲は、園児等の飲料水、食料等の必要な物資の供給に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 園児等対象の一時避難施設の管理運営に係る費用は、甲乙協議の上、負担者及び負担割合を決定する。

（連絡担当等）

第6条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第8条 甲は、第2条の規定により、乙の施設を利用した結果、施設及び設備の一部又は全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以後同様とする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月27日

甲 名取市増田字柳田 8 0 番地
名取市長 山 田 司 郎

乙 名取市増田三丁目 8 番 8 号
学校法人寿なとり学園
理 事 長 佐 藤 宏 郎

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と仙台地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 活動に要する費用は、乙が活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に申請を執り行うものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司 郎

乙 仙台市青葉区五橋一丁目6番2号

仙台地区生コンクリート協同組合

理事長 菊地 雄 一

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社タイハク（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市高館熊野堂字今成西37番地
株式会社タイハク
代表取締役 佐藤 泰 行

災害時における無人航空機を活用した情報収集 及び物資輸送等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と有限会社公衆開発（ドローンショップ仙台）（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請するものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影に関すること。
- （2）災害発生時における孤立者への物資輸送に関すること。
- （3）消防活動上必要とする情報の収集
- （4）その他行政全般にわたり甲が要請する業務

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機（ドローン）及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の協力業務を行うときは、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき要した費用は、甲に請求できるものとする。

2 費用の算出方法は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき実施した協力業務及び訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において補償するものとする。

（権利の帰属等）

第7条 協力業務により撮影した映像・画像等については、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像・画像等を、甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から参加の要請があった場合は、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して

定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙を記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司 郎

乙 岩手県盛岡市上堂四丁目1番20号
有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）

代表取締役社長 山田 栄 作

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤チェーン（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、食料品・飲料水等、乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要とする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においては株式会社伊藤チェーン本部専務取締役とし、変更のつど相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（保有物資の照会）

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

（施行開始日）

第 11 条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第 12 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって 3 ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 28 日

甲 宮城県名取市増田字柳田 80

名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀 2 番地 1
株式会社 伊藤チェーン

代表取締役社長 伊 藤 吉 一 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社トライアルカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、スーパーセンタートライアル名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するスーパーセンタートライアル名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するスーパーセンタートライアル名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社トライアルカンパニー
代表取締役

石 橋 亮 太

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

名取市(以下「甲」という。)と宮城三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、名取市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙から受ける電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の要請)

第2条 甲は、災害時等の応急対応又は災害復興のために車両及び給電装置を必要とするときは、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 貸与を必要とする車種及び台数
- (6) 貸与を希望する期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。車両等の貸与期間は、車両等の引渡し日から起算して一週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所に車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。
- (2) 名取市内において使用すること。
- (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、乙に速やかに連絡をすること。

(損害賠償)

第6条 車両及び給電装置の使用時又は協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的損害についてはその責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的損害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- (3) 貸与期間中に事故が発生した場合は、甲は速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入してい

る保険の適用を受けるものとする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(4) 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定第4条の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及びその車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算出に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条ただし書の費用について乙からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月23日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 仙台市宮城野区日の出町1丁目5-36
宮城三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 千田 茂穂

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、弘誓寺（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第2条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。
- （2）乙は、避難施設を開設し、管理・運営するものとする。
- （3）甲は、乙の避難施設を開設するにあたり、必要な食料・物資等について、避難者が各自持参するよう、可能な限り、周知するものとする。
- （4）乙は、避難施設に収容した避難者が食料・物資等を持参できなかった場合、乙の所有する物資を可能な範囲で提供するものとする。
- （5）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。
- （6）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （7）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第5条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 避難施設の開設期間は、原則、災害発生の日の翌日の午前中までとする。

2 甲は、前項の期間中に乙の避難施設を閉鎖できるよう、避難者を他の避難所に移送するなど、必要な対応をするものとする。

（不測の事態への対応）

第5条 避難施設を開設した結果、乙の責に帰さない事由により、感染症の拡大など、不測の事態が発生した場合には、甲、乙、相互に協議のうえ、甲の責任において必要な対応をするものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行う。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年6月24日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 弘誓寺 住職

疋 田 運 泉

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、アークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、ホームセンタームサシ名取店の使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の一時避難施設としての提供、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するホームセンタームサシ名取店の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て、避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙又はホームセンタームサシ名取店からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）日用品
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現

状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と、乙の指定するホームセンタームサシ名取店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月20日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 アークランドサカモト株式会社
代表取締役

坂 本 雅 俊

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社マルタマ（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、まるたま名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第3条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するまるたま名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するまるたま名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第6条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれから改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月26日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社マルタマ 代表取締役社長

竹 田 隆

災害時における協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急物資の輸送並びに一時避難施設としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等において、甲から乙に対して行う生活救援物資等緊急物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）要請、並びに一時避難施設としての使用に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送に関する協力内容等）

第2条 緊急輸送に関する協力内容等については、別紙第1のとおりとする。

（一時避難施設としての使用に関する協力内容等）

第3条 一時避難施設としての使用に関する協力内容等については、別紙第2のとおりとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合には、継続されるものとする。

（旧協定書の廃止）

第6条 この協定の締結により、平成27年1月30日に締結した「緊急物資の輸送に関する協定書」は廃止する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月24日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部

支部長 平 良夫

別紙第1

緊急輸送に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、生活救援物資等緊急物資の輸送とする。

2 協力要請

甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

3 協力の実施

乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して、これに協力するものとする。

4 報 告

乙は、前項の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

5 経費の負担

(1) 3項の規定により、乙が実施した緊急輸送に要する費用については、甲が負担する。

(2) 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲と乙の協議により決定するものとする。

6 事故等

(1) 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換する等、その供給を継続しなければならない。

(2) 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときには、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

7 損害賠償責任

乙は、緊急輸送中に、甲の責に帰さない事由により、緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）や第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。

8 補 償

3項の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

9 車両状況報告

甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

10 被災都道府県の救援

甲が、被災した都道府県への緊急輸送を行う場合には、乙はこの協定の趣旨に鑑みて協力するものとする。

一時避難施設としての使用に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する仙南輸送サービスセンター（名取市堀内字南竹188-3）の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- (2) 甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、甲の責任において、避難施設を開設・運営するものとする。
- (3) 甲は、避難施設の管理上において、乙からの要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

2 協力の要請

甲は、1項に規定する協力を要請する場合には、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

3 費用負担

甲は、1項に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

4 災害への備え

甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城キッチンカー協会（以下「乙」という。）及び株式会社伊藤チェーン（以下「丙」という。）は、名取市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙及び丙と協力して避難所等にキッチンカーによる物資の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲だけでは応急対応等を実施することが困難な場合、甲は乙及び丙に対して次の事項の協力を要請することができる。

（1） 乙（一般社団法人 宮城キッチンカー協会）

- ①甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ②避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ③その他甲が要請する支援

（2） 丙（株式会社 伊藤チェーン）

- ① 乙による炊き出しへの物資の供給
- ② その他甲が要請する支援

（協力要請の方法）

第4条 甲の乙及び丙に対する協力要請は、文書「協力要請書（様式1）」により行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 第3条により甲から協力要請があったときは、乙及び丙は速やかに業務の実施について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙及び丙が第1項に基づき移動する車両については、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙及び丙は、前条に基づく協力を行ったときは、甲に対して別に定める「実施報告書（様式2）」により、乙及び丙各々が実施報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 前条に係る乙が提供した労務及び丙から提供された原材料等の調達に要した費用を含む費用の対価については、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙及び丙と協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙及び丙による協力事業の移動に係る費用は、乙及び丙による通常業務での移動と同様とみなし、乙及び丙各自が負担する。ただし、移動が広範囲に及ぶ場合や通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙及び丙協議のうえ、これら負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条第1項に係る費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項に係る費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項に係る丙からの費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を丙に支払うものとする。

4 前条第2項ただし書きに係る費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡部署及び連絡担当者を定め、定期的（毎年1回4月末日まで）及び期中の担当者変更時は速やかに協定に基づき「連絡部署及び担当者の報告書（様式3）」により、各自相手方に通知するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 甲は、乙及び丙が第5条第1項の規定に基づき協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属するものを関与させたと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙及び丙に電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 山 田 司 郎

乙 宮城県名取市大手町一丁目1番22号
一般社団法人 宮城キッチンカー協会
会 長 佐 藤 幸 弘

丙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀2番地1
株式会社 伊藤チェーン
代表取締役社長 伊 藤 吉 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社トーモク仙台工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 宮城県岩沼市下野郷字新田155
株式会社トーモク仙台工場
執行役員工場長 太田 賢一

みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社太白地所（以下「丙」という。）は、乙・丙の所有する岩沼店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙・丙の所有する駐車場を使用することを許可する。ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 みやぎ生活協同組合 代表理事 専務理事
大越 健治

丙 株式会社 太白地所 代表取締役 伊藤 義明

災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書

名取市（以下「甲」という。）とセントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体（以下「乙」という。）とは、名取市サイクルスポーツセンター条例（名取市条例第11号）第5条第3号並びに名取市サイクルスポーツセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき、乙の管理する施設を、甲の地域防災計画に定める避難施設として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書に定める事項のほか、災害時において、甲が乙の管理する名取市サイクルスポーツセンターの施設の一部を緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の開設等）

第2条 避難場所としての開設の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由が無い場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲から乙に連絡する暇のない場合や、連絡手段が途絶する等の場合においては、乙の判断により避難場所として開設することができるものとする。

（職員の派遣）

第3条 甲は、避難者の状況把握や避難者への支援のため、又は乙が避難場所の開設にあたり必要とする事項の把握などのため、移動の安全が確保できる範囲内において職員を派遣するものとする。

（避難場所の運営）

第4条 乙は、避難場所として施設の一部を開設した後は、避難場所の運営にあたるものとする。

2 前項に規定する運営の要領は、甲と乙が協議の上、甲の責において避難所運営マニュアルとして定めるものとする。

3 前項において定められた事項以外に、避難場所の開設及び運営に関して意思決定を行う必要が生じた場合は、甲、乙間において協議を行うことを原則とする。ただし、緊急であり協議を行う暇が無い場合には、乙において意思決定し、事後速やかに当該決定事項を甲に報告するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の3階以上、かつ客室を除くスペースとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外についても、避難場所として提供することができるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、210人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

（避難場所の開設等の訓練）

第7条 乙は、施設利用者などの安全を確保するため、避難訓練や避難場所の開設・運営訓練を行うものとする。必要に応じ、甲はこれに協力するものとする。

2 近隣に所在する事業主などの要請に基づき、甲が地域参加型の避難訓練を行う場合には、甲と乙の事前協議の上、乙は、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。当該訓練に係る広報等、必要な事務については、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(住民への周知)

第8条 甲は、避難場所として乙の管理する施設の使用又は避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品)

第9条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、甲が別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定められた事項について疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体
代表企業 セントラルスポーツ株式会社
代 表 取 締 役 後 藤 聖 治 印

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第4条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の使用、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に乙の管理するヨークベニマル名取愛島店（以下「名取愛島店」という。所在地：名取市愛の杜一丁目1-1）の駐車場施設を、車両等の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供に係る要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （3）甲は、乙が指定する名取愛島店の責任者等に災害情報を提供し、同責任者等は、業務に支障のない範囲で、甲からの情報及び同責任者等が知り得た災害情報を避難者に提供するものとする。
- （4）甲は、避難施設を使用する上で、乙からの要請や要望があった場合、これに対応するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料品及び飲料水等
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（その所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷又は毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第7条 甲と、乙の指定する名取愛島店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第10条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年2月17日

甲 名 取 市 長
山 田 司 郎 印

乙 株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長

真 船 幸 夫 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、宮城県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）とは、乙の管理施設に係る、災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第5条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の一時避難施設としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するJA学園宮城（所在地：名取市高館川上字南台2-1。以下「JA学園」という。）の体育館、宿泊室の一部を、一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置して避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）甲は、避難施設の開設・運営について、必要に応じ乙又はJA学園と協議の上これを行うものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（宿泊室の確保）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、使用可能な宿泊室数に関し、務めて速やかに回答するものとする。

- 2 乙が確保すべき宿泊室は、空室のうち、努めて最大数を基準とするものとする。
- 3 甲は、協力要請にかかる宿泊室が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。
- 4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況等によっては、乙が本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め了承するものとする。

（宿泊料金）

第5条 本協定に基づき、甲が宿泊室を使用した場合には宿泊料金が発生するものとし、甲がこれを負担するものとする。

- 2 一人あたりの宿泊料金は、乙において設定され、かつ災害発生前に適用されている料金と同一とする。但し、避難者の食事については、甲の準備する備蓄食料等から提供することを原則とすることから、一定程度の料金の減額を検討するものとし、細部は甲、乙協議の上、別に定めるものとする。
- 3 電気、ガス、水道等のライフライン及び施設内設備の復旧状況等により、乙が一般利用者に対し、宿泊料金の割引対応を行う場合には、乙は、宿泊室利用対象者の宿泊料金についても、一般利用者と同様の割引対応を行うものとする。

（宿泊料金の支払い）

第6条 乙は、前条に基づく宿泊料金について、毎月末日締めで、翌月20日までに甲に請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に基づく請求書を受理したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受理した日から

30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払うものとする。この際、振込手数料は甲の負担とする。

(費用負担)

第7条 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設、設備や備品の一部ないし全部に損傷や毀損を生じさせた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第8条 甲と、乙の指定するJA学園の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第9条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から、必要に応じて情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第11条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年2月17日

甲 名 取 市 長

山 田 司 郎 印

乙 宮城県農業協同組合中央会
代表理事会長

高 橋 正 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人パートナーシップなとり（以下「乙」という。）は、名取市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に関する基本協定書第6条の規定に基づき、災害時における一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、支援センターを使用することに関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第6条 この覚書は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難施設としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する支援センターの一部を、避難施設として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て避難施設を開設するとともに、その後の運営については甲の責において行うものとする。
- （3）甲は、避難施設を開設・運営する上で、乙又は支援センターからの要請や要望がある場合、可能な範囲で対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合においては、乙が対応できる範囲において、乙の判断により避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の2階以上、かつ貸事務室を除くスペースとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、約80人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

(住民への周知)

第7条 甲は、避難施設としての施設の使用要領、駐車場の台数制限及び避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品等)

第8条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の開設・運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、乙との協議の上、甲が別に定めるものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第10条 甲と、乙の指定する支援センターの責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第11条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、乙は、甲の行う防災訓練への参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第13条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年3月5日

甲 名 取 市 長 山 田 司 郎

乙 特定非営利活動法人パートナーシップなとり
代 表 理 事 阿留多伎 真人

みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及びタイムズ24株式会社（以下「丙」という。）は、乙が所有、丙が管理する名取西店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用を要請する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 乙及び丙は、災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙の所有する駐車場を使用することを許可する。

ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長

山田 司郎

乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合
代表理事 専務理事

大越 健治

丙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
タイムズ24株式会社 東日本営業統括本部
第一営業本部 東北支店長

前野 展克

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

名取市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を目的として、避難所における集団生活による感染の危険を回避することが難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン名取
所 在 宮城県名取市増田字関下37番地
宿泊施設名 ホテルルートイン名取岩沼インター
所 在 宮城県名取市堀内北竹345-1

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、甲が管理する避難所等に避難した者のうち、甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者とする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

（客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

（客室の確保）

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

（キャンセル料）

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

（客室の利用期間）

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものと

する。

2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(利用料金の支払い)

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

(3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊料金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用料金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救

急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

- 2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(客室使用者に対する甲の援助措置)

第15条 甲が、客室使用者の健康状態、その他必要事項を把握するため、当該客室への職員の立ち入りなどを要請する場合には、乙は、これに協力するものとする。

- 2 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

- 3 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。

- 4 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する必要があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

- 2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壹通を保有する。

令和3年3月3日

(甲) 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社

代表取締役 永山 泰樹

航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書

名取市長（以下「甲」という。）及び仙台空港事務所長（以下「乙」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の9及び第236条の10の規定を適用した無人航空機の飛行（以下「搜索又は救助のための無人航空機の飛行」という。）について、航空局制定「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（国空航第687号、国空機第926号、平成27年11月17日制定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、甲（甲から依頼を受けた者を含む。）が搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合における甲及び乙との間の調整に係る連絡体制等を確保し、飛行する航空機の航行の安全を確保することを目的として、以下の事項について合意する。

1. 定義

- (1) 「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。（重量200g未満のものを除く。）
- (2) 「航空情報」とは、航空法第99条の規定に基づき、国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のために必要な情報をいう。
- (3) 「制限表面」とは、航空法に規定される進入表面、転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面のことをいう。

2. 対象空域

この覚書の対象空域は名取市内の以下の空域とする。

- (1) 仙台空港制限表面上の空域
- (2) 仙台航空交通管制圏及び仙台進入管制区における地表又は水面から150m以上の高さの空域

3. 調整

甲が上記2の空域における搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行調整先）」により以下の情報を提示して調整を行うものとする。

- (1) 飛行の日時
- (2) 飛行の経路（可能な限り緯度経度にて表すこと）
- (3) 飛行の高度

4. 通知

甲が上記2.において搜索又は救助のための無人航空機の飛行を開始する場合及び終了した場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行通知先）」により飛行開始及び飛行終了を通知する。

5. 航空機の航行の安全確保

- (1) 乙は、甲による無人航空機の飛行が航空機の航行の安全を阻害するおそれがある場合、乙に対し無人航空機の飛行の中止又は十分な距離を確保して飛行するよう指導することができるものとする。

(2) 甲は、航空機の航行、他の無人航空機及び地上又は水上の人及び物件の安全確保のため、ガイドラインに基づき対策を講じる。

6. その他

(1) 甲は、上記 3. の調整を行った後、東京航空局東京空港事務所に対し、ガイドラインに定められた航空情報の発行手続きに必要な情報を通知するものとする。

また、甲は搜索及び救助のための無人航空機の飛行が終了した場合、東京航空局東京空港事務所へ通知するものとする。

(2) 名取市内の上記 2. のいずれにも該当しない空域における搜索又は救助のための無人航空機の飛行については、上記 3. の調整及び上記 4. の通知は要しない。

(3) 上記に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

1. この覚書は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

2. この覚書の適用をもって、「航空法第 132 条の 3 の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書」(令和元年 12 月 6 日締結)は廃止する。

この合意の証として、本書を 2 通作成し、甲乙押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 9 月 30 日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 仙台空港事務所長

坂 上 昌 彦

水道施設等災害時に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と水 i n g A M・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体（以下「乙」という。）は、災害時における応援復旧活動に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月11日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 山 田 司 郎

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号
水 i n g A M・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体
代表者 水 i n g A M株式会社東北支店
支店長 片 桐 均

（目的）

第1条

本協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害等」という。）の発生により、甲の水道施設等に被害が発生した場合において、当該施設等の継続的な操業に必要な応援復旧活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援復旧活動の対象施設等）

第2条

本協定により乙が応援復旧活動を行う甲の水道施設等は、甲乙間で令和3年12月24日に締結した名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託に関する業務委託契約書（以下「本契約」という。）に付随する業務委託性能仕様書別紙ー1「1.対象施設」及び「2.対象設備」に定める水道施設及び設備（以下「水道施設等」という。）とする。

（応援復旧活動の要請）

第3条

甲は、災害等の発生時において、水道施設等の復旧作業に乙の応援復旧活動が必要であると認めたときは、乙にその実施を要請することができるものとする。

（応援復旧活動の実施）

第4条

乙は、甲から応援復旧活動の要請を受けた際、対応可能であると判断した場合、これを承諾し、応援復旧活動を行うものとする。なお、当該応援復旧活動の実施にあたっては、当該応援復旧活動の従業者の安全を最優先として実施することを甲乙間で確認する。

（応援復旧活動の要請方法）

第5条

第3条の規定による甲から乙に対する応援復旧活動の要請は、以下に掲げる事項を記載した文書にて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、要請後遅滞なく、甲から乙に対して当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- （1）災害等及び水道施設等の被災の状況
- （2）必要とする応援復旧活動の概要
- （3）必要とする人員

(4) 応援復旧活動の実施場所及び経路

(5) 応援復旧活動の実施期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項に基づく要請を受けた場合は、その諾否を甲に書面をもって通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によりこれを通知することができるものとし、通知後速やかに書面を送付する。

3 乙が前項の規定により応援復旧活動を受諾した場合、甲及び乙は遅滞なくに当該委受託を証する契約書を作成し、締結するものとする。なお、当該受託の費用については、第10条の定めに従う。
(応援復旧活動の内容)

第6条

甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 水道施設等の復旧作業

(3) 前各号に掲げるもののほか、水道施設等の機能を維持するために必要な業務のうち、乙が対応可能であると判断する業務

(情報交換)

第7条

乙は、本協定による応援復旧活動に速やかに対処するため、応援復旧活動時の動員体制を整備する。なお、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて甲乙間で情報交換を行うものとする。

(応援復旧活動の役割分担)

第8条

甲は、応援復旧活動に関わる担当者を選任し、指揮及び連絡調整を行うものとする。

2 乙は、第4条の規定により応援復旧活動を受託したときには直ちに甲の指定場所に出動し、応援復旧活動を実施するものとする。

3 乙は、甲の指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間を甲に報告するものとする。

(応援復旧活動の記録)

第9条

乙は、応援復旧活動を行ったときは、当該活動の実施内容等について甲乙間で別途定める必要事項を記載した報告書を、甲に対して速やかに提出するものとする。

(費用負担)

第10条

本協定に基づく応援復旧活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定については、乙が作成して甲に提出した見積をもとに甲が積算し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第11条

乙の各構成員は、本協定に基づき応援復旧活動に従事する各構成員の従業者に対し、各々が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令による労働災害損害補償に係る所要の措置を講じるものとする。

(連絡責任者)

第12条

甲及び乙は、災害等の情報伝達を正確に行うため、連絡責任者を定め、災害等の発生時における応援復旧活動の必要事項について、相互に連絡を行うものとする。

(損害賠償)

第13条

応援復旧活動の実施にあたり、乙の各構成員の責めに帰すべき事由に基づき甲又は第三者に損害

が生じた場合は、当該責めに帰すべき事由を有する者がこれを賠償するものとし、乙の責めに帰すべき事由がない場合の損害については、甲がこれを賠償する。

(協定有効期間)

第14条

本協定の有効期間は、令和4年5月11日から令和9年3月31日までとする。

(協議事項)

第15条

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、ユニットハウス、トイレ用資機材並びにエアコンや照明などのオプション資機材を含み、乙が、直接又は間接的に提供可能なレンタル機材等を総称する。

（要請）

第3条 甲は、災害の発生により市庁舎などの使用が困難となった場合、その他、市域において乙の保有する機材が必要であると認められる場合には、乙に対し機材の優先的な提供を要請できるものとする。

2 甲は、前項に規定する要請を行う場合には、「供給要請書」（様式第1号）により文書をもってこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 前条の要請を受理した後、乙は、やむを得ない事由のない限り、速やかに機材の優先的な提供などに係る必要な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲と共有するものとする。

（機材の設置）

第5条 機材を設置する場所、数量並びに引渡し の時期については、甲と乙の協議のうえ、甲が指定できるものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を「報告書」（様式第2号）により甲に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙が提供した機材の賃借料及び運搬並びに設置に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙の協議に基づき定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、機材引渡しの後、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

2 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲と乙の協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案並びに廃止の申し出がない場合には、継続されるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、この協定に基づく連絡並びに調整を円滑に行うため、あらかじめ災害時における連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者に変更が生じたときには、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 名取市長 山 田 司 郎

乙 三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

災害時における施設使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校（以下「乙」という。）は、名取市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、名取市内の災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を市地域防災計画に定める指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として使用すること及び甲が行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的とする。

（使用の要請等）

第２条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の要請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、これに協力するものとする。

（１） 仙台高等専門学校名取キャンパス 第一体育館及び第二体育館

（２） その他乙が使用を認めた施設

２ 甲は、乙に前条各号に定める施設（以下「施設」という。）の使用の要請を行うときは、施設使用許可申請書（別紙様式１）を提出する。ただし、緊急時においては、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

（１） 避難所等として甲が使用する施設の提供

（２） その他甲の行う災害対策上必要な土地・施設等の提供

（要請に基づく措置等）

第４条 乙は、甲からの第２条第２項の使用の要請に基づき、施設の使用を認めるときは、甲に対し施設使用許可書（別紙様式２）を交付し、甲は、本協定及びその他の取り決め等に基づき使用するものとする。

２ 乙は、前項に基づき要請を受諾する場合は、使用料を無償とする。

３ 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設の出入口の開錠等の措置を講じるものとする。

４ 施設の運営は、原則、甲が行うものとし、乙は業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第５条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

（１） 乙が、やむを得ない事由により本来の目的に供する必要が生じたとき

（２） 甲に、本協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第６条 甲は、第４条第１項に基づき使用を許可された施設を利用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第７条 甲は、施設の使用によって、乙が管理する設備、施設又は土地を損壊させた場合は、乙に対

し、速やかに報告するものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状回復に要する費用は、甲の負担とする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した光熱水費などの経費については、甲の負担とする。

2 前項及び前条第3項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に通知し、災害時には、速やかに相互に連絡を取るものとする。連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相互に通知するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 名 取 市 長
山 田 司 郎

乙 独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長
澤 田 恵 介

災害時における輸送の協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送（以下「輸送」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲から乙に対して行う輸送の協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、輸送を実施するにあたり輸送経路等の安全性が平時と同程度であることが確認でき、かつ、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「輸送協力要請書」（様式第1）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共交通運行等の通常業務に支障のない範囲において輸送に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の可否について、別に定める「輸送協力に関する回答書」（様式第2）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第1項の輸送を実施したときは、当該業務完了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務実施報告書」（様式第3）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の輸送の実施に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において当該輸送を行うために要した人件費及び燃料費とし、災害発生前における適正な価格に基づき、甲乙協議して定める。

3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。

4 甲は、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

5 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した輸送車両が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換する等、その供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、輸送車両の運行に際し事故が発生した場合、あるいは事故その他の事由により輸送の継続ができなくなった場合は、甲に対し速やかにその状況を別に定める「事故等報告書」（様式第4）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は第3条第1項の輸送中に、甲の責に帰さない事由により、輸送に従事した者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

（補償）

第8条 第3条第1項の規定により輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年10月 1日

甲 名取市長 山 田 司 郎

乙 大新東株式会社

代表取締役 森 下 哲 好

名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名取市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における名取市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した場合、その災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 センターは、ボランティアの自主性を尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として運営するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第4条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等の発生によりセンターの分室の設置が必要であるときは、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、他社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、ボランティア活動が迅速、円滑かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは、甲に対し、協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティア・被災市民ニーズの把握

- (3) 災害ボランティアの募集、受付
 - (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 名取市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
 - (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務に関し、乙は、あらかじめ運営マニュアルを作成するとともに、甲乙連携し、訓練等を通じて内容を検証するなど、常にその改善に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

- 第10条 センターの設置運営に係る費用は、災害救助法の適用の範囲内で甲が負担するほか、民間団体等からの助成金及び寄付金等をもって乙が充当するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
- 3 甲が負担する場合は、別に委託契約書を締結するものとする。

（請求及び支払）

- 第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第12条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

- 第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際

に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(前覚書の廃止)

第18条 甲と乙が平成27年4月1日付で締結した「名取市災害ボランティアセンターに関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 名取市増田柳五丁目13番35号
社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
会 長 相澤 喜美

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、名取特定目的会社（以下「乙」という。）と、優先出資社員の三井不動産株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における一時避難施設として、三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰの使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第7条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全を確保するに、乙及び丙が管理する施設内貨物車両通行スペースを一時避難施設として使用するため、その協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙及び丙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙及び丙は、甲の要請に基づき、その管理する三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰ（名取市飯野坂字南沖74-1）の施設の一部を、車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、乙及び丙の協力を得て避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）乙及び丙は、一時避難施設として提供する際には、併せて災害時用トイレを提供するものとする。
- （4）乙及び丙が貸出す防災備蓄倉庫について、現に使用する事業者の運営を妨げないものとするが、甲による要請があった場合は、乙及び丙は当該事業者との使用調整に協力するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請を行い、事後努めて速やかに文書をもって提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙及び丙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合には、乙及び丙の判断により乙及び丙が対応できる範囲において避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定に基づき、施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡先）

第6条 甲と乙及び丙の連絡を確実にするため、甲乙丙の三者の連絡先を定めておくものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定により報告した連絡先に変更が生じたときは、直ちに変更後の連絡先を報告するものとする。

(所有者の責任)

第7条 乙及び丙は、対象施設の損傷その他の理由によりやむを得ず対象施設を緊急一時避難場所として使用できない場合及び対象施設を地域住民等が緊急一時避難場所に利用した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切問わないものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙及び丙の行う防災訓練等への相互参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和6年5月23日

甲	名取市増田字柳田80番地 名取市長 山田 司郎
乙	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 名取特定目的会社取締役 三品 貴仙
丙	仙台市青葉区本町二丁目4番6号 三井不動産株式会社東北支店長 寺島 道人

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社ホラグチ（以下「乙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲の要請により乙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙は、ウォーターサーバー10台を、甲に対し無償で提供するものとする。その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 名取市増田3丁目2番11号
株式会社ホラグチ
代表取締役 洞口 信弘

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と白ゆり商事株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ウォーターネット仙台（以下「丙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙又は丙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙又は丙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙又は丙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙又は丙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲の要請により乙及び、丙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙又は丙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。乙又は丙は、ウォーターサーバー20台を、甲に対し無償で提供するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙又は丙に対し速やかに代金を支払うものとする。

3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙又は丙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙又は丙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙又は丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙又は丙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙又は丙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙の三者において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書3通を作成し、甲・乙・丙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市増田9丁目2番2号
白ゆり商事株式会社
代表取締役 佐々木 新一

丙 仙台市宮城野区新田5丁目7番30号
株式会社ウォーターネット仙台
代表取締役 菅 原 康 平

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「市」という。）と三恵商事株式会社（以下「三恵商事」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、市と三恵商事が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時において機材を必要とするときは、三恵商事に対して保有機材の提供について協力を要請するものとする。

2 市の三恵商事に対する要請の手続きは、様式第1号「機材提供に関する要請書」により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 市及び三恵商事は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（提供機材の品目）

第3条 三恵商事が提供する機材の品目は、テント、パーテーション、イス、テーブル等、三恵商事が機材として保有又は調達できるものとする。

2 三恵商事は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、別紙「提供機材一覧表」により予め市に情報提供を行うものとし、記載内容について変更があった場合は、随時更新し市に提供するものとする。

（協力の実施）

第4条 三恵商事は、第2条第1項の要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

2 三恵商事は市の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 三恵商事が、第4条第1項により実施する業務は、市の指定する場所に機材を運搬し市の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 三恵商事は、前項により業務を完了したときは、様式第2号「業務実施報告書」により市に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条第1項の実施に係る費用は、市が負担する。

2 前項の費用は、災害発生前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 三恵商事は第4条第1項の実施中に、市の責に帰さない事由により作業従事者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

2 前項以外の場合における損害賠償の責は市が負うものとする。ただし、その原因が機材の欠陥による場合を除く。

（災害への備え）

第8条 市と三恵商事は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報の交換を行うものとする。また三恵商事は市の行う防災訓練等への参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市と三恵商事が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、市と三恵商事のいずれからも改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月7日

名取市長

山 田 司 郎

三恵商事株式会社
代表取締役

坂 井 陽 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「市」という）とプラス株式会社（以下「プラス」という）は、災害の発生に伴い必要となる物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「名取市地域防災計画」に基づき、市内において地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、市とプラスが協力し、住民生活の安心安全を図るため、必要となる物資の供給に関する協力事項を定めるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 市がプラスに供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、市からプラスに対する要請時点でプラスが供給可能な物資とする。

（1）衛生用品や生理用品、毛布等別表に掲げる物資

（2）その他市が指定する物資

（物資供給の協力要請）

第3条 市は、災害時において、プラスに対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、市からプラスに対し、「物資供給要請書」（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「物資供給要請書」（別記様式第1号）を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 プラスは、前条の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、市が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則としてプラスが行うものとする。ただし、プラスが自ら運搬することができない場合は、市又は市の指定する者が行うものとする。

（代金及び費用の負担）

第6条 プラスが供給した物資の代金及びプラスが行った運搬等の費用は、市が負担するものとする。

2 前条の代金及び費用は、災害発生前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、双方協議の上、速やかに決定する。

（代金及び費用の支払い）

第7条 市は、前条の代金及び費用についてプラス又はスマートガバメントサービス契約販売店から請求があった時は、当該請求元に対し速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 市及びプラスは、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとする。

2 前項の規定により報告した連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに変更後の連絡先を報告するものとする。

（防災訓練への参加）

第9条 プラスは、市から参加の要請があった場合は、市が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月

31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、市又はプラスから何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年3月26日

名取市増田字柳田80番地

名 取 市 長

仙台市青葉区中央1丁目3番1号 AER25階
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

東北支社 支社長

災害拠点病院指定状況

(令和元年9月1日現在)

区分	医療機関名	電話番号	所在地
基幹	国立病院機構仙台医療センター 教・D	022-293-1111	〒983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目11-12
地域	公立刈田総合病院 D	0224-25-2145	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖36
	みやぎ県南中核病院 教・D	0224-51-5500	〒989-1253 柴田郡大河原町字西38-1
	仙台市立病院 教・D	022-308-7111	〒982-8502 仙台市太白区あすと長町一丁目1-1
	東北大学病院 教・D	022-717-7007	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1
	仙台赤十字病院 D	022-243-1111	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目43-3
	東北労災病院 D	022-275-1111	〒981-8563 仙台市青葉区台原四丁目3-21
	東北医科薬科大学病院 D	022-259-1221	〒983-8512 仙台市宮城野区福室一丁目12-1
	仙台オープン病院 D	022-252-1111	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目22-1
	坂総合病院 D	022-365-5175	〒985-8506 塩竈市錦町16-5
	総合南東北病院 D	0223-23-3151	〒989-2483 岩沼市里の杜一丁目2-5
	大崎市民病院 教・D	0229-23-3311	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8-1
	栗原市立栗原中央病院 D	0228-21-5330	〒987-2203 栗原市築館宮野中央三丁目1-1
	登米市立登米市民病院 D	0220-22-5511	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中25
	石巻赤十字病院 教・D	0225-95-4131	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下71
	気仙沼市立病院 D	0226-22-7100	〒988-0181 気仙沼市字赤岩杉ノ沢8-2

教 救命救急センター（高度救命救急センターを含む）

D 宮城DMA T指定病院

(宮城県地域防災計画資料編（令和4年1月）による）

臨時ヘリポート

■県が指定する離着陸場（宮城県地域防災計画による）

指定区分	発着地点	所在地	備考
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原地内	
飛行場外離着陸場適地*	名取市民陸上競技場	〃 手倉田字山地内	管理者：名取市長 市役所までの距離：約1.8km 面積：100m×150m

*大規模災害発生時に宮城県防災航空隊および他の都道府県からの応援航空隊等が活動する場合、ヘリコプターの臨時離着陸場の適地として、宮城県防災航空隊が予め選定した場所

■名取市が設置するヘリコプター離着陸場

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況
名取が丘グラウンド	市西部	名取市名取が丘三丁目地内	5,500㎡	丘陵地帯
愛島台空地	市西部	〃 愛島台三丁目地内	5,000㎡	丘陵地帯 (林野火災用)

指定避難所、指定緊急避難場所一覧

1 名取市指定避難所 29カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	増田公民館	増田四丁目7-30	公民館	538㎡	134人	269人	
2	増田小学校	増田三丁目9-20	学校	8,626㎡	1,100人	4,000人	風水害時は、体育館と1階を除く
3	増田中学校	増田字柳田230	学校	7,817㎡	1,000人	4,000人	
4	名取北高等学校	増田字柳田103	学校	13,887㎡	1,700人	9,300人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根265-1	公民館	903㎡	230人	451人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根330	学校	6,331㎡	800人	3,400人	
7	第一中学校	小山一丁目8-1	学校	8,922㎡	1,100人	6,600人	
8	名取が丘公民館	名取が丘三丁目5-3	公民館	932㎡	230人	466人	
9	不二が丘小学校	名取が丘六丁目11-1	学校	2,070㎡	517人	1,035人	体育館を除く
10	関上公民館	関上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人 (※)135人	大津波警報発表時は屋上のみ
11	関上小中学校	関上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※)793人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は、体育館と2階以下を除く)
12	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
13	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
14	館腰公民館	植松三丁目9-5	公民館	580㎡	150人	290人 (※)0人	風水害時及び大津波警報発表時は使用しない
15	館腰小学校	植松一丁目2-17	学校	880㎡	220人	440人	体育館と1階及び西側除く
16	本郷集会所	本郷字矢口84	その他	311㎡	53人	107人 (※)0人	大津波警報発表時は使用しない
17	株フクベイフーズ	堀内字北竹210	その他	1,831㎡	50人	80人	
18	愛島公民館	愛島笠島字上平27	公民館	1,295㎡	220人	440人	
19	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神34	学校	5,222㎡	1,300人	2,600人	風水害時は、体育館と1階を除く
20	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢4-2	その他	305㎡	50人	100人	
21	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山48	学校	1,600㎡	400人	800人	東側通路を使用制限
22	高館小学校	高館吉田字長六反117-3	学校	3,896㎡	500人	2,400人	
23	第二中学校	高館吉田字吉合90	学校	7,087㎡	900人	4,200人	
24	県農業高校	高館吉田字吉合66	学校	45,273㎡	770人	22,600人	
25	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目21	学校	2,706㎡	676人	1,353人	体育館を除く
26	みどり台中学校	みどり台一丁目4	学校	8,814㎡	1,100人	3,800人	
27	相互台公民館	相互台一丁目10-3	公民館	999㎡	250人	350人	

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
28	相互台小学校	相互台一丁目 2 7 - 1	学校	1,624 m ²	406 人	812 人	体育館を除く
29	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1 - 1	学校	1,324 m ²	331 人	662 人	体育館と南側校舎を除く
	合 計				15,978 人	74,578 人 (※大津波時) 73,616 人	

- 注) ○ 食料や水、毛布など、必要な物資等は、原則、各自の備蓄品から準備するものとする。
- 高館公民館、ゆりが丘公民館、那智が丘公民館は、地震、風水害（土砂災害）などの影響から原則使用しないものとする。
- ただし、次の条件を満たす場合には、避難所の集約先としての使用を検討するものとする。
- ① 危険が去り、現に施設に被害がないこと
 - ② 地区の避難が長期化すること
 - ③ 避難者の要望があること
 - ④ 避難者の同意を得ること
- を条件とする。この際、④「同意」の内容は、大雨の予報によっては、更に避難所を移動する可能性があることについての同意とする。
- 名取市文化会館は、指定避難所としての指定はしていないが、大規模災害時には、名取市と指定管理者とで締結した、名取市文化会館の管理運営等に係る基本協定に基づき、避難所の運営にあたるものとする。
- で示す施設は、風水害のおそれがある場合の自主避難所として開設予定の施設とし、市が開設を決定した後に市民に周知をする。
- 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を 1 人当たり 4 平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は、原則として活用可能な敷地面積を 1 人当たり 2 平米で除して算出している。
- 市内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。（※但し、大津波警報発表時には館腰公民館、本郷集会所は開設しない。）
- なお、津波の避難場所については、最低限 1 人当たり 1 平米以上を確保することが望ましいとされている。（※宮城県津波対策ガイドラインより）
- 避難所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ - 」をご覧ください。

2 名取市指定緊急避難場所（津波災害） 閑上、下増田地区のみ9ヵ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	閑上公民館	閑上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人 (※)135人	大津波警報発表時は屋上のみ
2	閑上小中学校	閑上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※)793人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は、体育館と2階以下を除く)
3	閑上中央第一団地	閑上中央一丁目22	その他	1,883㎡		941人	
4	閑上中央第二団地	閑上中央二丁目6	その他	1,297㎡		648人	
5	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
6	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
7	まなウェルみやぎ	美田園二丁目1-4	学校	940㎡		470人	
8	仙台空港ビル	下増田字南原	その他	400㎡		200人	
9	名取市サイクルスポーツセンター	閑上字東須賀2-20	その他	420㎡		210人	2階以下を除く
	合 計				1,791人	6,492人 (※大津波時) 5,927人	

- 注) ○ 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を1人当たり4平米で除して算出している。
 ○ 避難場所の収容人数は、原則として活用可能な敷地面積を1人当たり2平米で除して算出している。
 ○ なお、津波の避難場所については、最低限1人当たり1平米以上を確保することが望ましいとされている。(※宮城県津波対策ガイドラインより)
 ○ 緊急避難先として、仙台東部道路に整備された3箇所の緊急避難階段も活用する。
 ○ 避難場所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ -」をご覧ください。

3 名取市指定緊急避難場所（風水害（土砂災害含む。）） 4 2 ヲ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の 条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	増田公民館	増田四丁目 7 - 3 0	公民館	538㎡	134 人	269 人	
2	増田小学校	増田三丁目 9 - 2 0	学校	2,186 ㎡	546 人	1,092 人	体育館と1階を除く
3	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	7,817 ㎡	1,000 人	4,000 人	
4	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	13,887 ㎡	1,700 人	9,300 人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根 2 6 5 - 1	公民館	903 ㎡	230 人	451 人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根 3 3 0	学校	6,331 ㎡	800 人	3,400 人	
7	第一中学校	小山一丁目 8 - 1	学校	8,922 ㎡	1,100 人	6,600 人	
8	市民活動支援センター	大手町五丁目 6 - 1	その他	167㎡		83人	1階を除く
9	名取が丘公民館	名取が丘三丁目 5 - 3	公民館	932 ㎡	230 人	466 人	
10	不二が丘小学校	名取が丘六丁目 1 1 - 1	学校	2,070 ㎡	517 人	1,035 人	体育館を除く
11	閑上公民館	閑上中央一丁目 3 4	公民館	900㎡	225人	450人 (※)135人	大津波警報発表時は 屋上のみ
12	閑上小中学校	閑上西一丁目 2 5	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※)793人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は 2階も除く)
13	閑上中央第一団地	閑上中央一丁目 2 2	その他	1,883㎡		941人	
14	閑上中央第二団地	閑上中央二丁目 6	その他	1,297㎡		648人	
15	名取市サイクルスポーツセンター	閑上字東須賀 2 - 2 0	その他	420㎡		210人	2階以下を除く
16	下増田公民館	美田園七丁目 23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
17	下増田小学校	美田園七丁目 2 3 - 3	学校	3,880 ㎡	970 人	1,940 人	体育館と1階を除く
18	まなウェルみやぎ	美田園二丁目 1 - 4	学校	940㎡		470人	
19	館腰小学校	植松一丁目 2 - 1 7	学校	880㎡	220人	440人	体育館と1階及び 西側除く
20	本郷集会所	本郷字矢口 8 4	その他	311 ㎡	53 人	107 人 (※) 0 人	大津波警報発表時は 使用しない
21	㈱フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	1,831 ㎡	50 人	80 人	
22	弘誓寺	植松四丁目 2 - 6 6	その他	299㎡		150人	
23	植松集会所	植松三丁目 5 - 8	その他	120㎡		60人	1階を除く
24	トラック協会 仙南支部	堀内字南竹 1 8 8 - 3	その他	200㎡		100人	1階を除く

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の 条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
25	三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰ	飯野坂字南沖 7 4 - 1	物流 倉庫	2, 030 m ²		1, 000 人	
26	愛島公民館	愛島笠島字上平 2 7	公民館	1, 295 m ²	220 人	440 人	
27	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	2, 360 m ²	590 人	1, 180 人	体育館と 1 階を除く
28	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢 4 - 2	その他	305 m ²	50 人	100 人	
29	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山 4 8	学校	1, 600 m ²	400 人	800 人	東側通路を使用制限
30	愛島台六丁目 集会所	愛島台六丁目 1 4 - 2	その他	54m ²		27人	
31	愛島台二丁目 集会所	愛島台二丁目 1 4 - 5	その他	54m ²		27人	
32	ホームセンター ムサシ名取店	愛島郷一丁目 1 - 1	その他	950m ²		470人	1 階を除く
33	高館小学校	高館吉田字長六反 1 1 7 - 3	学校	3, 896 m ²	500 人	2, 400 人	
34	第二中学校	高館吉田字吉合 9 0	学校	7, 087 m ²	900 人	4, 200 人	
35	県農業高校	高館吉田字吉合 6 6	学校	45, 273m ²	770人	22, 600人	
36	J A 学園宮城	高館川上字南台 2 - 1	その他	1, 100m ²		320人	
37	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目 2 1	学校	2, 706 m ²	676 人	1, 353 人	体育館を除く
38	みどり台中学校	みどり台一丁目 4	学校	8, 814 m ²	1, 100 人	3, 800 人	
39	尚絅学院大学	ゆりが丘四丁目 1 0 - 1	学校	1, 497 m ²		748 人	
40	相互台公民館	相互台一丁目 1 0 - 3	公民館	999 m ²	250 人	350 人	
41	相互台小学校	相互台一丁目 2 7 - 1	学校	1, 624 m ²	406 人	812 人	体育館を除く
42	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1 - 1	学校	1, 324 m ²	331 人	662 人	体育館と南側校舎を 除く
	合 計				14, 564 人	75, 214 人 (※大津波時) 74, 582 人	

- 注) ○ 食料や水、毛布など、必要な物資等は、原則、各自の備蓄品から準備するものとする。
- 〇で示す施設は、自主避難所として開設予定の施設とし、市が開設を決定した後に市民に周知をする。
- 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を 1 人当たり 4 平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は、原則として活用可能な敷地面積を 1 人当たり 2 平米で除して算出している。
- 市内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。(※但し、大津波警報発表時には館腰公民館、本郷集会所は開設しない。)
- なお、津波の避難場所については、最低限 1 人当たり 1 平米以上を確保することが望ましいとされている。(※宮城県津波対策ガイドラインより)
- 避難場所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ - 」をご覧ください。

4 名取市指定緊急避難場所（風水害時の車両の緊急避難場所） 1 1 カ所

No.	施設名	所在地	区分	開設する際の 条件
1	イオンモール(株) イオンモール名取	杜せきのした五丁目 3 - 1	その他	立体駐車場
2	スーパーセンタートラ イアル名取店	田高字原 1 7 4 番地	その他	屋上駐車場
3	かわまちてらす閑上	閑上中央一丁目 6	その他	地上駐車場
4	(株)ミヤコーバス 名取営業所	堀内字北竹 6 2	その他	地上駐車場 最大 1 5 台
5	まるたま名取店	植松錦田 4 - 1	その他	立体駐車場
6	ホームセンタームサシ 名取店	愛島郷一丁目 1 - 1	その他	屋上駐車場
7	宮城県トラック協会 仙南支部	堀内字南竹 1 8 8 - 3	その他	地上駐車場
8	みやぎ生活協同組合 岩沼店	岩沼市梶橋 2 - 3 0	その他	屋上駐車場
9	みやぎ生活協同組合 名取西店	手倉田八幡 6 1 2	その他	屋上駐車場
10	ヨークベニマル名取愛 島店	愛の杜一丁目 1 - 1	その他	地上駐車場
11	三井不動産ロジスティクスパ ーク仙台名取 I	飯野坂字南沖 7 4 - 1	物流倉庫	3 階車両通用口

名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画

1 目 的

名取市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」第3項の規定に基づくとともに、東日本大震災後の情勢の変化や近年増加傾向にある大雨がもたらす被害等を踏まえ、災害発生時の初期の対応に十分な食料・飲料水等の備蓄量を段階的に整備するため、本計画を策定するものとする。

なお、本計画は、地域防災計画の改訂や更なる情勢の変化等に伴い、そのつど検討を加えて修正を行うものとする。

2 前提となる考え方

(1) 想定する最大避難者数等

ア 最大避難者数

地域防災計画「基本方針」により、「東日本大震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図る」と規定されていることを踏まえ、同大震災時の最大避難者数である11,000人とする。

イ 避難者の年齢階層及び考慮すべき事項

食料品の数量、種別のうち、要配慮者が必要とする食料品（ゼリーなどの咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}が比較的容易なものとし、以下「配慮食」という。）の備蓄数量の目安とするため、避難者を、食事の際の一般的な特徴などを踏まえた年齢階層に区分し、同階層ごとの人数の基準及び同階層に必要な配慮食の割合を、以下のとおりとする。

年齢階層（全人口比％）	人数の基準（配慮食の割合）
65才以上（22.2％）	約2,400人（30％以上）
64才から13才（64.4％）	約7,100人（15％以上）
12才から1才（12.6％）	約1,400人（30％以上）
1才未満（0.8％）	約100人（100％）

（令和元年7月末現在の名取市人口ピラミッドを参照。）

また、災害発生時間帯によっては、高齢者や子供など配慮が必要な避難者の割合が著しく増加する可能性も踏まえ、配慮食数については、人数の基準に示す避難者数以上であっても対応し得るよう、慎重に考慮するものとする。

(2) 食料品の数量、種別

ア 数 量

地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第1項「市民等のとるべき措置」では、市民が、自助として最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努めると定めるとともに、同第3項「食料及び生活物資等の備蓄」では、市が、想定される最大避難者数の3日分等を確保するため、段階的な備蓄に努めると定めている。このことから、自助、共助、公助の相互連携による効果的な対応に留意しつつ、市の対応としては、災害発生時の初期に必要な備蓄数量を、1人2食／日の3日分で、合計66,000食とする。

イ 種 別

種別は、初日はそのまま食べられるもの、2日目以降は可能な範囲で通常の食事に近似した米飯等とし、想定される避難者の年齢階層別人数の基準、要配慮者対策、カロリー量等を総合的に勘案して選定する。※1

また、選定にあたっては、ミルク等、一部のやむをえないものを除き、賞味期限が5年程度以上であることに留意をする。

※1 ビスケット類（ハーベスト、ビスコ等）、アルファ米、ソーセージ、ようかん、ゼリー、液体ミルク（又は粉ミルク）などを基準とする。

ただし、同等の代替品の選定を妨げるものではない。

(3) 飲料水量

市が保有する耐震性貯水槽、市内5カ所の小中学校に設置されている浄水型プール及び災害時

応援協定締結企業からの優先供給を最大限活用するものとし、この飲料水が供給されるまでの初期の段階で必要と考えられる量及び使いやすさを考慮し、500mlペットボトルで11,000本とする。

(4) 要配慮者への対応

ア 高齢者等への対応

高齢者、乳・幼児、障がい者等のため、咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}が比較的容易なゼリーなどの食料品や液体ミルク（又は粉ミルク）などをもって対応する。

イ 食物アレルギー疾患者への対応

食物アレルギー疾患者のため、表示義務のある特定原材料と、特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されている原材料を合わせた、計27品目を使用していない食料品を複数取り入れ、一定の量及び種別の整備により対応する。

(5) 備蓄場所

市役所及び指定避難所の防災倉庫などを備蓄場所として活用することを基本とする。

この際、一部物資の集中備蓄と分散備蓄の併用により、柔軟性があり、かつ即応性の高い供給体制を維持・整備して、災害の終始を通じた実効的な対応に留意するものとする。

また、公民館区毎の想定避難者数の見積りを適宜に行い、同区毎の想定避難者一人あたりの備蓄量が、市内共通で概ね一定となるよう、各備蓄場所の備蓄数量を調整するとともに、必要に応じて、公民館区内各指定避難所の食料品及び飲料水を相互に融通し合い、公民館区全体で総合的に対応しうるような備蓄体制の構築に努めるものとする。

備蓄場所毎の備蓄予定数量の詳細は、「備蓄管理簿」により別に定める。

3 種別毎の備蓄数量

種別毎の備蓄数量は、別紙第1「備蓄数量（基準）」に示すとおりとする。

4 備蓄数量の整備・維持

(1) 整備

市は、令和2年度から令和4年度の3ヵ年程度をもって目標に到達するよう、備蓄数量を整備するものとする。

(2) 維持

市は、災害等に起因する避難者（在宅避難者を含む。）や帰宅困難者に対し、備蓄食料品及び飲料水（以下「食料品等」という。）を供給する場合、又は被災した他自治体等に対する食料品等の緊急物資支援を行う場合などには、使用する種別毎の数量と同等の数量の食料品等を購入するなど、努めて早期に備蓄数量の回復・維持を図るものとする。

また、令和7年度頃から、逐次に賞味期限に到達する未使用の食料品等については、第6項に示す要領により有効活用するとともに、同等の数量、種別を基準として購入するなど、備蓄数量を下回ることのないよう維持をする。

5 配布の要領

各指定避難所において、避難者等に対し食料品等を配布する場合の要領の一例は、別紙第2「食料品等の配布要領（基準）」に示すとおりとする。

6 備蓄品の活用

賞味期限の近づいた未使用の食料品等については、社会通念上やむをえないと認められる程度の賞味期限を残し（6ヵ月～1ヵ月程度）、市が行う防災訓練、市内小中学校や公民館で行われる防災意識の啓発事業、フードバンク事業又は子ども食堂の運営の一助などとして、幅広く有効活用するものとする。

この際、液体ミルク（又は粉ミルク）については、賞味期限が一定程度に限定されることから、公平性について考慮しつつ、保健センターでの乳幼児健診の機会など、時機を捉えて計画的に活用しうるよう留意するものとする。

附 則

この計画は、令和元年11月12日から施行する。

備蓄数量（基準）

最大避難者数	備蓄数量	種別ごとの数量		
		種 別	数 量	
11,000人	食料品等 66,000食	主 食	ビスケット類	33,600食
			アルファ米	16,800食
		主食兼 配慮食	※2 ソーセージ	6,750食
			※2 ようかん	6,750食
		配慮食	ゼリー	1,500食
		乳児食	※3 液体ミルク	200食相当 (実500食)
			※3 粉ミルク	400食相当 (実1,000食)
			使い捨て哺乳瓶	(1,500回分)
	飲料水 5,500ℓ	500ml ペットボトル		11,000本

※2 ソーセージは2本、ようかんは2個をもって1食とする。

※3 乳児は1日5回程度の授乳が必要とされ、乳児100人×5食/日×3日=1,500食分のミルクを要する。乳児に必要な1日5食を、成人1日2食相当に換算し、成人600食相当とする。

【参考資料】

種別ごとのカロリー量、賞味期限、アレルギー物質の有無				
種 別	カロリー量	賞味期限	アレルギー物質の有無	
ハーベスト 1食	約400kcal	5年	あり（小麦、乳成分、ごま、大豆）	
ビスコ 1食	約300kcal	5年	あり（乳成分、小麦）	
アルファ米 1食	約360kcal	5年	あり（含まない商品もある）	
ソーセージ 1本	約200kcal	5年	あり（小麦、大豆）	
ようかん 1個	約170kcal	5年	なし	
ゼリー 1個	約200kcal	5年	なし	
液体ミルク 1食	約70kcal	1年	あり（乳成分、大豆）	
粉ミルク 1食	約70kcal	1年半	あり（乳成分）	

食料品等の配布要領（基準）

避難者11,000人の内訳 【全人口比%、概数】 配慮食の割合%	発災後の時系列		
	1日目（～24h）	2日目（～48h）	3日目（～72h）
	① 1食目 ② 2食目	③ 3食目 ④ 4食目	⑤ 5食目 ⑥ 6食目
高齢者（65歳以上） 【22.2%、約2,400人】 <u>配慮食</u> 30%以上	① ビスケット 1,500 ※2 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ② ビスケット 1,500 ※2 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100	③ アルファ米 1,500 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ④ ビスケット 1,500 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100	⑤ アルファ米 1,500 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ⑥ ビスケット 1,500 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100
一般（64歳～13歳） 【64.4%、約7,100人】 <u>配慮食</u> 15%以上	① ビスケット 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ② ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50	③ アルファ米 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ④ ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50	⑤ アルファ米 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ⑥ ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50
幼児、児童（12歳～1歳） 【12.6%、約1,400人】 <u>配慮食</u> 30%以上	① ビスケット 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ② ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100	③ アルファ米 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ④ ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100	⑤ アルファ米 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ⑥ ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100
乳児（1歳未満） 【0.8%、約100人】 <u>配慮食</u> 100%	※3 <u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)	<u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)	<u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)

年齢にかかわらず、食事をする上で特に支障のない避難者には、主食であるビスケット類又はアルファ米1食を配布する（発災後1日目は、ビスケット類を基準とする。）。

また、食物アレルギー疾患のある避難者には、ソーセージ（2本）又はようかん（2個）を含めたいずれか食べられるものを、咀嚼・嚥下が困難な高齢者、障がい者、幼児等にはゼリーを配布するなど、状況に応じて避難所配置職員等が本人又は同家族・親族等と協議のうえ判断するものとする。判断が困難な場合には、災害対策本部等に確認した上で対応するものとする。

※2 ソーセージは2本、ようかんは2個をもって1食とする。

※3 乳児は1日5回程度の授乳が必要とされ、乳児100人×5食／日×3日＝1,500食分のミルクを要する。乳児に必要な1日5食を、成人1日2食相当に換算し、成人600食相当とする

名取市災害用生活物資等の備蓄計画

1 目 的

名取市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第3項「食料及び生活物資等の備蓄」の規定に基づくとともに、東日本大震災やその後の情勢の変化、また近年増加傾向にある大雨がもたらす被害等を踏まえ、災害発生時の初期の対応に十分な生活物資等（以下「物資等」という。）について、備蓄の目標、優先順位を定めた上で段階的に備蓄量を整備するため、本計画を策定するものとする。

2 前提となる考え方

(1) 想定する最大避難者数等

ア 最大避難者数

地域防災計画「基本方針」により、「東日本大震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図る」と規定されていることを踏まえ、同大震災時の最大避難者数である11,000人とする。

イ 避難者の年齢階層

避難者のうち、配慮を要する高齢者、要介護（支援）者、障がい者、乳幼児などを重点的に支援する目安とするため、避難者の年齢階層などを以下のとおりとする。

年齢階層等	（全人口79,792人比％）	最大避難者11,000人に応ずる人数
65才以上	19,472人（24.4％）	約 2,680人
64才から15才	49,117人（61.6％）	約 6,780人
14才から1才	10,717人（13.4％）	約 1,470人
1才未満	486人（ 0.6％）	約 70人
要介護等認定者数	2,556人（ 3.2％）	約352人（上記内数）
障害者手帳所持者	3,593人（ 4.5％）	約495人（ 同上 ）

（令和6年12月末の名取市人口及び要介護等認定者数、障害者手帳所持者数を参照。）

(2) 物資等の数量、品目

ア 数 量

地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第1項「市民等のとるべき措置」により、市民には、3日分の食料や最低限の生活用品を備蓄する努力が求められている。また、同第3項「食料及び生活物資等の備蓄」では、市に対しても想定される最大避難者数の3日分等の確保に努めるものとされている。

このことから、生活必需品のうち、市民が普段から使用している介護・育児・生理・衛生用品などの消耗品については、少なくとも1日分を避難所に携行して活用するものとし、市の対応としては、「自助が及ぶ範囲の消耗品については2日分、その他消耗品については3日分を基準」として備蓄するものとする。

イ 品 目

生活する上の必須要件である「食事」（「名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画」による。）、「睡眠」、「排泄」のための必需品及び「要配慮者」や「女性」に配慮するために必要な物資等を整備するものとする。※1

※1 寝具類、トイレ用品、育児用品、介護用品、衛生用品、生理用品、湯沸かし具、照明器材、発電器材、暖房資器材、燃料、テント類などを基準とする。

(3) 物資等の必要数の算定基準

避難所等の数については、逐次に拡充することから、45箇所を基準とする。

区 分	物資等の種別		算定基準の考え方
食 事	「名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画」による。		
睡 眠	毛布類		全避難者に1枚（避難者携行分も活用）
	簡易ベッド等（マット含む。）		全避難者の30～50%（要配慮者用等、多目的）
排 泄	簡易（組立）トイレ トイレ用テント		（既設トイレ（個室、洋式便座）と携帯トイレの組み合わせを優先活用する。） 全避難者の2%（50人に1コセット） 女性用トイレ：男性用トイレ＝3：1基準
	携帯トイレ（薬剤、廃棄用袋）		全避難者の2日分（1人1日5回分）
	トイレ用トイレットペーパー		全避難者に1巻（3日分）
要配慮者対応	多目的テント		各避難所に2～8張（授乳、介護、更衣室）
	パーティション		各避難所に4～50張（介護等、多目的）
	おむつ	乳幼児用	0～3才未満児250人の1日5枚の2日分
		介護・高齢者用	要介護者・高齢者等500人の1日2枚の2日分
その他物資等	照明器材（投光機等）		大型投光機は各避難所に1～2機 小型ランタンは各避難所に20個（トイレ等）
	暖房器材（ストーブ）		各避難所に1～5台
	発電機		各避難所に1～2台（コードリール各2巻）
	蓄電池		各避難所に0～2台
	燃料（ガソリン）		ガソリン缶詰、発電機1台に100程度 （2日目以降は、応援協定の優先供給活用）
	衛生用品（マスク等）		全避難者の1人1日1枚の2日分
	生理用品		ナプキン：750人×1人1日7枚×2日分
	調理・湯沸かし用品 （カセットコンロ、ボンベ）		各避難所に2～3個とし、近隣避難者の協力により補完（粉ミルク、アルファ米、カップ麺用のお湯など）

（内閣府ガイドライン及び各自治体の先行事例を参考）

(4) 備蓄を優先する物資等

ア 優先する物資

「睡眠」、「排泄」のための必需品及び「要配慮者」や「女性」への配慮のために必要な物資等のうち、「必要度が高く、かつ供給のための代替手段に乏しいもの」とする。

イ 備蓄の努力をする物資

「必要度は高いが、供給のための代替手段が見込めるもの」とする。

(5) 要配慮者等への対応

ア 高齢者、要介護者、障がい者への対応

睡眠のための簡易ベッド等、介護、介助のための多目的テントやパーティション、排泄のための介護用オムツ、除菌ウェットティッシュや消臭袋、暖房器材やメガネ（老眼鏡）、などをもって対応する。

イ 乳幼児、妊産婦への対応

睡眠のための簡易ベッド等、授乳、オムツ替えのための多目的テント、授乳時や保温のためのショール、排泄のためのオムツ、除菌ウェットティッシュや消臭袋、などをもって対応する。

ウ 女性への対応

生理用品や消臭袋、着替えなどのための多目的テント、保温のためのショール、衛生管理のための除菌ウェットティッシュ、などをもって対応する。

(6) 備蓄場所

市役所及び各避難所等の防災倉庫などを備蓄場所とすることを基本とする。

この際、一部物資の集中備蓄と分散備蓄の併用により、柔軟性があり、かつ即応性の高い供給体制を維持・整備して、災害の終始を通じた実効的な対応に留意するものとする。

また、必要に応じて、公民館区内において物資等を相互に融通し合い、公民館区全体で総合的に対応しうるような備蓄体制の構築に努めるものとする。

備蓄場所毎の備蓄予定数量については、「備蓄管理簿」により別に定める。

3 備蓄目標及び数量

(1) 備蓄目標

ア 食事、睡眠、排泄のための物資等を備蓄する。

イ 要配慮者や女性への配慮に必要な物資等を備蓄する。

ウ 消耗品は3日分、自助として市民が備蓄可能な消耗品については2日分を備蓄する。

以上の3項目を備蓄目標として、必要な品目を整備するものとする。

(2) 備蓄数量

別紙「備蓄物資等一覧（基準）」に示すとおりとする。

4 備蓄数量の整備・維持

(1) 整備

ア 優先する物資

令和11年度を目途に不足分の整備に努めるものとする。

イ 備蓄の努力をする物資

優先する物資の整備状況や、情勢の変化等を踏まえた上で、計画的に整備するよう努めるものとする。

ウ 整備要領

別紙「備蓄物資等一覧（基準）」に示すとおりとする。

(2) 維持

市は、災害等に起因する避難者（在宅避難者を含む。）や帰宅困難者に対し、備蓄物資等を供給する場合、又は被災した他自治体等に対する緊急物資支援を行う場合などには、使用する種別毎の数量と同等の数量の物資等を購入するなど、努めて早期に備蓄数量の回復・維持を図るものとする。

また、使用期限のある物資等については、次項に示す要領により有効活用するとともに、同等の数量、種別を基準として購入するなど、備蓄数量を下回ることのないよう維持をする。

5 備蓄品の活用

乳幼児用・介護用オムツ、ガソリン缶詰、トイレットペーパーなど、使用期限のある物資等で、かつ活用のための用途があるものについては、社会通念上やむをえないと認められる程度の使用期限（6ヵ月～1ヵ月程度）を残し、市や小中学校が行う防災啓発事業での活用や、保健センター、社会福祉関連機関等と連携して有効活用に努めるものとする。

附 則

1 この計画は、令和7年4月1日から施行する。

備蓄物資等一覧（基準）

分 類	物資又は資機材名		○優先 ▲努力	備蓄目標数	令和6年度 末の在庫 数	令和11年 度末まで の整備数
睡 眠	毛布		○	全避難者 1 枚 11,000枚	4,000枚	2,000枚 日赤の支援 を受ける。
	簡易ベッド（敷マット含 む。）		○	全避難者の30～50% 5,000台	3,800台	1,200台
	エアークッション・枕		▲	全避難者の30% 3,300個	0個	0個
排 泄	簡易・組立トイレ		○	全避難者の2% 220個	470個	0個
	トイレ用テント		○	全避難者の2% 220張	458張	0個
	携帯トイレ・エマージェン		○	全避難者の2日分1人5回/日 110,000回	111,500回	0回
	トイレットペーパー		○	全避難者の3日分 11,000巻	12,500巻	0巻
	災害用トイレ・ドントコイ		▲	各指定避難所1個 35個	0個	0個
要配慮 者対応	多目的テント		○	各避難所に2～8張 220張	220張	0張
	パーティション		○	各避難所に4～50張 1,400張	480張	920張
	段ボールベッド		▲	（災害時応援協定を活用）	35個	0個
	オムツ	乳幼児用	○	乳幼児250人2日分 2,500枚	2,500枚	0枚
		介護用	○	要介護者500人2日分 2,000枚	2,000枚	0枚
		尿とりパッド	▲	高齢者500人2日分 2,000枚	0枚	0枚
	ホッカイロ・5年保存		▲	全避難者の30%の3日分 1人2個/日 19,800個	19,920個	0個
その他 物資等	ショール		○	各避難所に10枚 450枚	450枚	0枚
	発電機		○	各避難所に1～2台 90台	44台	46台
	蓄電池		○	各避難所に0～2台 60台	21台	39台
	ガソリン缶詰		○	発電機 1 台に5ℓ 450ℓ	340ℓ	110ℓ
	ガソリン携行缶（10ℓ）		○	各避難所に2缶 90缶	90缶	0缶
	コードリール		○	各避難所に2巻 90巻	109巻	0巻
その他 物資等	投光機		○	各避難所に1台 45台	48台	0台

分 類	物資又は資機材名	○優先	備蓄目標数	令和6年度 末の在庫数	令和11年 度末まで の整備数
		▲努力			
その他 物資等	ランタン (ランタン用単 1 電池)	○	各避難所に20個 900個 (ランタン1個に8本 7,200本)	1,135個 (6,893本)	0個 (0本)
	テレビ (室内アンテナ)	▲	各避難所に1台 45台 (45個)	24台 (24個)	0台 (0個)
	防災ラジオ用単 3 電池	○	ラジオ45台×12本と予備100本 640本	300本	0本
	ストーブ・ヒーター	○	各避難所に1～5台 150台	113台	37台
	灯油缶 (20ℓ)	○	各避難所に2缶 90缶	120缶	0缶
	ブルーシート	▲	各避難所に10枚 450枚	736枚	0枚
	拡声機	▲	各避難所に1台 45台	45台	0台
	使い捨てマスク	○	全避難者の2日分 22,000枚	34,600枚	0枚
	除菌ウェットティッシュ	○	各避難所に900枚 40,000枚	54,000枚	0枚
	プラスチックグローブ	○	各避難所に300枚 13,500枚	13,500枚	0枚
	生理用品	○	ナプキン750名の2日分 1人7枚/日 10,500枚 タンポン100名の2日分 1人3個/日 600個	ナ13,696枚 タ 1,440個	ナ 0枚 タ 0個
	防寒用靴下	▲	全避難者の30% 3,300足	2,800足	0足
	カセットコンロ (ボンベ)	○	各避難所に2個 90個 (1個につき12本 1,080本)	98個 (1,080本)	0個 (0本)
	標識ロープ・200m	▲	各避難所に1巻 45巻	0巻	0巻
	口腔ケアウェッティ―	▲	全避難者の30%の3日分 10,000枚	12,000枚	0枚
	ごみ袋・黒又は半透明	○	各避難所に200枚 9,000枚	7,800枚	1,200枚

防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧

【指定】

地震災害対策編 第2章 第18節「防災拠点等の整備」に基づき、防災拠点である市役所庁舎等が被災し、使用できない場合の代替拠点等バックアップ対策として、下記施設を代替庁舎の候補に指定するものとする。

(令和5年3月1日現在)

優先順	施設名 ※	電話番号	所在地	使用の規模
1	名取市文化会館	022-384-8900	増田字柳田520	市役所機能の全部又は一部
2	名取市図書館	022-382-5437	増田四丁目7-30	市役所機能の全部又は一部
3	保健センター	022-382-2456	増田字柳田244	市役所機能の一部 (災害対策本部等)
4	仙台法務局 名取出張所	022-382-3694	増田字柳田570-2	市役所機能の一部 (災害対策本部等)
5	名取市商工会館	022-382-3236	増田字柳田243	市役所機能の一部 (災害対策本部等)

※ 指定する施設は、必要に応じ逐次に見直しを図るものとする。

【使用要領】

- ① 優先順に基づき、各施設管理者等と協議の上使用する。
要請は電話等により行う。ただし、文化会館及び商工会館については、事後努めて速やかに文書をもって要請する。
- ② 被害の状況に応じて、優先順にかかわらず最も適切な施設の使用可能な場所を使用する。
- ③ 状況により、全ての施設又は複数施設を同時に使用する場合がある。
- ④ 業務に必要な資機材等（備品（机、椅子、照明など）、発電機、通信機器、電子計算機、ネットワーク環境など）は、施設の一部備品の借用及び市役所庁舎内の使用可能な備品等を活用するほか、協定締結事業者（レンタル事業者、通信事業者）等の協力を得て整備する。
- ⑤ 施設本来の設置・使用目的や、修繕の所要などを踏まえ、使用する期間は努めて最小限とし、協定締結事業者等の協力を得て、プレハブ等庁舎の整備・活用を検討する。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

防災気象情報の概要および発表基準

(1) 各情報の概要及び発表基準（名取市：令和4年12月13日現在）

種 類		概要及び発表基準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】平均風速 陸上 18m/s 以上、海上 18m/s 以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 【基準】平均風速 陸上 18m/s 以上、海上 18m/s 以上（雪を伴う）
	波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】有義波高 6.0m以上
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難指示発令や避難行動開始の判断をすることが重要。 【基準】潮位 1.5m以上

種 類		概要及び発表基準
	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。 【基準】 土砂災害 土壌雨量指数基準：137 浸水害 表面雨量指数基準：18
	洪 水 警 報	河川の上流域で降雨や、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難指示発令や避難行動開始の判断をすることが重要。 【基準】 流域雨量指数基準：増田川流域=15.2 貞山堀流域=28.4 川内沢川流域=13.4 志賀沢川流域=16.9 複合基準： 増田川流域=（5、13.6） 貞山堀流域=（5、25.5） 川内沢川流域=（5、12） 志賀沢川流域=（5、15.2） 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕、名取川〔名取橋〕
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 20cm
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 平均風速 陸上13m/s以上、海上13m/s以上
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 【基準】 平均風速 陸上13m/s以上、海上13m/s以上（雪を伴う）
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 有義波高 3.0m以上

種 類		概要及び発表基準
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【基準】 潮位 0.9m以上
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【基準】 土壌雨量指数基準：108 表面雨量指数基準：8
	洪水注意報	河川の上流域で降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【基準】 流域雨量指数基準：増田川流域=12.1 貞山堀流域=22.7 川内沢川流域=10.7 志賀沢川流域=13.5 複合基準： 増田川流域=（5、12.1） 貞山堀流域=（5、13.1） 川内沢川流域=（5、6.3） 志賀沢川流域=（5、10.5） 指定河川洪水予報による基準：名取川〔名取橋〕
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。 【基準】 落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 【基準】 ①最小湿度45%以下 実行湿度65%以下で風速7m/s以上 ②最小湿度35%以下 実行湿度60%以下
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 視程 陸上100m以下、海上500m以下

種 類		概要及び発表基準
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。 【基準】 早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 ①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②降雪が50cm以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続
注 意 報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 【基準】 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が－7℃以下 ②最低気温が－5℃以下
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【基準】 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 【基準】 融雪により被害が予想される場合
大雨警報（土砂災害）の危険度分布		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種 類	概要及び発表基準
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

特別警報発表基準

種 類		概要及び発表基準	
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数巡年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

(注1) 詳細は、気象情報の概要及び発表基準による。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(注3) 地面現象及び浸水注意報・警報等は、その警報事項等を気象注意報及び気象警報等を含めて行う。

(注4) 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。また、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象としており、個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

(注5) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報等は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報等をもって代える。

(水防活動用)警報・注意報等の一覧は別表のとおり。

■別表 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

異常現象発見時の通報先一覧表

異常現象等区分	通報先	電 話	所 在 地
気象に関する事項 竜巻、降雹等の異常気象 現象	防災安全課 消防署 岩沼警察署	384-2111 119 0223-22-4341	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 岩沼市末広二丁目1-23
地象に関する事項 噴火現象、噴火以外の火 山性異常現象、頻発地 震、異常音響及び地変	同 上	同 上	同 上
水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪 等の異常水象現象	防災安全課 消防署 宮城海上保安部	384-2111 119 022-363-0114	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 塩釜市貞山通3-4-1
その他災害が発生するおそ れがある異常現象又は災害 の発生を知った場合	防災安全課 消防署 岩沼警察署 NTT宮城支店 NTT東北ネットワー ク運営センター	384-2111 119 0223-22-4341 勤務時間内 269-2210 勤務時間外 297-7667	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 岩沼市末広二丁目1-23 仙台市若林区五橋三丁目2-1 仙台市宮城野区五輪一丁目4-5

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条(消防庁長官に対する消防統計等の報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第2項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合(該当するおそれがある場合を含む)に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震
地震が発生し、当該市町村の区域内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
 - (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
 - (イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
 - (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(以

下、「MIDORI」という。)の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡が取れるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号(その1)により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

(イ) 地震が発生し、当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合(被害の有無を問わない。)

(ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ロ 被害状況報告[即報]

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする(おおむね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告[確定]

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段(防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等)

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力の間時間帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報(様式第1号)記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した(発生のおそれがある)具体的地名、発生日時、災害の種別(台風、豪雨、洪水、地震、津波等)概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村

が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ロ 避難指示等の状況
- ハ 避難所の設置状況
- ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況
- ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

イ「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

イ「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ住宅被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く

ヘ「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

（3） 非住家被害

イ「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

（4） 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

（5） 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

ヘ「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

（6） その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ハ 「避難指示等の状況」については、地区名、種別（指示、自主）、指示日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。

ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

へ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ロ) 避難指示の状況

(ハ) 避難所の設置状況

(ニ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ホ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ヘ) 災害ボランティアの活動状況

チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名、地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分(全壊、半壊)、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

また、様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号

災 害 概 況 即 報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況		名 称							
			設 置 日 時							

※第一報については、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すること。)

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名				区 分		単位	被 害
報 告 時 点		月 日 時 現在		火災 発生	建 物		件
市(区)町村名					危 険 物		件
課 係 名					そ の 他		件
報 告 者 名					119 通 報	火災通報	件
						救急通報	件
区 分				単位	被害		
人 的 被 害	死 者		人	被害概況（震度4以上の地震発生時）			
	行方不明者		人				
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯	庁舎内の異常		有 ・ 無	
			人	電 気 の 使 用		不可 ・ 可	
	半 壊	棟	水 道 の 使 用		不可 ・ 可		
		世帯	一般電話回線の支障		有 ・ 無		
		人	都 市 ガ ス		不可 ・ 可		
	一 部 破 損	棟	庁舎周辺の状況	家 屋 の 倒 壊		有 ・ 無	
		世帯		火 災 の 発 生		有 ・ 無	
		人		電 気 の 使 用		不可 ・ 可	
	床 上 浸 水	棟		水 道 の 使 用		不可 ・ 可	
		世帯		一般電話回線の支障		有 ・ 無	
		人		都 市 ガ ス		不可 ・ 可	
床 下 浸 水	棟	災害の 対策本部 設置状況					
	世帯						
	人		災害対策本部設置		月 日 時 分		
	人		災害対策本部廃止		月 日 時 分		
非 住 家	公共建物(全・半壊)		棟	消防職員出動延人数		人	
	そ の 他(全・半壊)		棟	消防団員出動延人数		人	

〔 に氏 至名人 った等 的記被 状載害 況欄の をの詳 記下細 載に被 害 〕	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所		
〔 自種 主別避 のに難 種は勧 別指告 を示等 記・の 載勧状 告況 〕	地区名	種 別	勧告等日時	勧告世帯/人数	実避難世帯/人数	避 難 場 所	解除日時
1 災 害 発 生 場 所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市（区）町村名（ ）

1 住家被害の状況

（1）全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況（要因，損傷の程度，人的被害の有無等）

（2）床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世 帯 数	人 数

2 非住家被害の状況

（1）公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因，損傷の程度等）

（2）その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因，損傷の程度等）

名取市津波対応指針

	予想される 津波の高さ	浸水予測区域	対応方針	避難場所	広報内容	到達予想時刻 (宮城県)	避難誘導	災害広報手段(担当)
1 津波注意報 (3号配備)	0.2～1m 気象庁発表 1.0m	貞山堀から東側	貞山堀から東側 への避難指示	閑上公民館 閑上小中学校 閑上中央第一団地 閑上中央第二団地 サイクルスポーツ センター 下増田小学校 まなウェルみやぎ 仙台空港ビル	宮城県に津波注意報が発表されました。 予想される津波の高さは1 m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。 避難指示を発令します。 貞山堀から東側の地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。	15分、30分、		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB(なとりの魅力創生課)
						1時間	津波到達予想時刻の 15分前までに退避完了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB、広報車(なとりの魅力創生課) 消防車・団積載車※(消防本部)
2 津波警報 (4号配備)	1 m超～ 3 m 気象庁発表 「高い」 ↓ 3.0m	東部道路から東側	東部道路から東側への避難指示	上記の他、 増田小学校 増田中学校	宮城県に津波警報が発表されました。 予想される津波の高さは3 m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。 避難指示を発令します。 東部道路から東側の地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。	15分、30分		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB(なとりの魅力創生課)
						1時間	津波到達予想時刻の 15分前までに退避完了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB、広報車(なとりの魅力創生課) 消防車・団積載車※(消防本部)
3 大津波警報② (4号配備)	3 m超～ 10m以上 気象庁発表 「巨大」 ↓ 5.0m 10.0m 10.0m以上	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の一部	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の想定浸水域への避難指示 市内全域で自主避難	原則、市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所(※但し、館腰公民館、本郷集会所を除く)	宮城県に大津波警報が発表されました。 東日本大震災クラス、又はそれ以上の津波が予想されます。又は予想される津波の高さは●m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。避難指示を発令します。 閑上、下増田地区の皆さん、及び、増田、館腰地区で津波の想定浸水域に含まれる地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。 ※ ●部分は、気象庁発表文を引用する。	15分、30分		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB(なとりの魅力創生課)
						1時間	津波到達予想時刻の 15分前までに退避終了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課) ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ツイッター、FB、広報車(なとりの魅力創生課) 消防車・団積載車※(消防本部)

注) 災害対応に万全を期すため、配備体制については、名取市災害警戒配備要領の基準より上の配備を行うものとする。

※消防車、団積載車の避難誘導、退避については、別途内規により規定

名取市土砂災害対応指針

気象情報	説 明	対応方針等	情報入手／伝達手段
大雨と雷、突風（台風○号）に関する気象情報 第○号	降雨量の予測を夜間における配備体制の決定に活用する。 「＜雨の予想＞ 1時間雨量は多いところで○ミリ、24時間雨量は多いところで○ミリ」 ※ 気象庁は、朝夕、早めの発表に努めているが、急激な雨雲の発達で、夜間突然発表されることもある。	1時間雨量の予想が40ミリ以上の場合、夕方に夜間の参集方法や避難所の開設体制を確認しておく。 夜間に豪雨や土砂災害警戒情報発表の可能性が高い場合は、1号配備（警戒本部）とし、自主避難者のためあらかじめ避難所を開設し「コミュニティFM（エフエムなとり）」等で周知する。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール／ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、職員配信メール、ポータル
大雨、洪水警報	名取市の発表基準は、平坦地で3時間雨量80ミリ、平坦地以外で時間雨量50ミリ	0号配備（警戒配備） 防災安全課と関係課で情報収集を行う。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール、消防からのメール、県からのFAX、テレビ等／職員配信メール、ポータル
竜巻注意報 第○号	「竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。」 ※ この情報は1時間後まで有効で、その後更新される。	強い雨雲の接近を警告していることから、情報収集に努める。6時間以内に「強い雨雲」が予想される場合、必要な職員を参集する。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール、テレビ等
宮城県気象情報PDF形式	非常に激しい雨が降っているときで、解析雨量図が届く。 「○○市で、1時間に○ミリの非常に激しい雨となっています。局地的に雷を伴って1時間○ミリの非常に激しい雨がふるおそれ」	災害の発生が予想されることから、必要な職員を参集し、1号配備に移行する。 「コミュニティFM（エフエムなとり）」、ホームページ等により注意喚起する。	NHK、県からのFAX・メール、気象庁のホームページ／コミュニティFM（エフエムなとり）、ホームページ等
土砂災害警戒情報	土砂災害の危険性が高まっているときに発令される。 「崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。」 ※ 宮城県土木部総合情報システム「土砂災害警戒情報システム」により、危険エリアの絞込みと1～3時間後の予測が可能である。	1号配備（警戒本部）で情報収集を行う。雨雲の状況などに応じ2号配備（特別警戒本部）に移行し、危険箇所避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。 広報例「○時○分、名取市に土砂災害警戒情報が発表されました。 大雨のため、土砂災害の危険度が高まっています。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市からの情報にご注意ください。現在、開設している避難所は、～です。」	NHK、県からのFAX・メール、気象庁のホームページ、宮城県土砂災害警戒情報システム等／防災行政無線、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・緊急速報メール、テロップ、ホームページ、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、ツイッター
記録的短時間大雨情報	宮城県では、1時間に100ミリ以上の雨を観測したときに発表される。土砂災害発生の危険性が非常に高まっている。 「○時○分、宮城県で記録的短時間大雨 名取市付近で約○ミリ」 ※ 内水はん濫が起こり、市内各地で道路などが冠水している。	4号配備（災害対策本部）、直ちに市内全域に避難勧告を行う。 広報例「現在土砂災害警戒情報が発表中で、○時○分、名取市で1時間に100ミリの記録的な大雨を観測しました。 このため、名取市全域に避難勧告を発令します。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区の方は、直ちに避難するか、2階又は斜面から遠い部屋に移動して下さい。 市内各地で冠水し避難が危険な状況です。自宅の2階又は近所の安全なお宅に避難して下さい。」	同 上
大雨特別警報	50年に1度の大雨（名取市では48時間で367ミリ、3時間で151ミリ以上）が広範囲（県域程度）に予想されるときに発表される。 「宮城県で気象特別警報発表中 【特別警報（大雨）】宮城県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風、高波に警戒してください。」 ※ J－A L E R Tと連動し、防災行政無線が自動起動する。 8・5豪雨では出るが、9・22集中豪雨では出ないことに注意する。	4号配備（災害対策本部）、直ちに市全域に避難指示（緊急）を発令する。 広報例「○時○分、宮城県に大雨特別警報が発表されました。 このため、名取市全域に避難指示を発令します。 市民の皆さんは、直ちに命を守るため最大級の警戒をして下さい。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区の方は、直ちに避難するか、2階又は斜面から遠い部屋に移動して下さい。 市内各地で冠水し避難が危険な状況です。自宅の2階又は近所の安全なお宅に避難して下さい」	同 上
土砂災害の予兆現象が確認されたとき	パトロールや市民からの通報により、土砂災害の予兆現象が確認されたとき又は土砂災害が発生したとき。	職員は自らの安全を確保しつつ、直ちに当該危険箇所又は周辺に避難指示、立入の制限を行う。 防災行政無線等により、避難指示を伝達する。	パトロール、市民からの通報／防災行政無線、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・緊急速報メール、テロップ、ホームページ、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、ツイッター

災害救助法による救助の実施細目

(宮城県規則第四十八号災害救助法施行細則による)

(1) 収容施設の供与（避難所の設置）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) ・冬季別に定める額を加算 ・高齢者等の軀援護者等を収容する〔福祉避難所〕を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇工費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

(3) 災害にかかった者の救出

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

(4) 災害にかかった住宅の応急修理

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることできない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	災害にかかった住宅の応急修理

(5) 学用品の給与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童・生徒及び各種学校生徒等（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当り4, 100円 中学校生徒 1人当り4, 400円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

(6) 埋葬

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201, 000円以内 小人（12歳未満） 160, 800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる

(7) 死体の搜索及び処理

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3, 300円以内 一時保存： 既存建物借上費時 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5, 000円以内 検索：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

(8) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関毎に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133, 900円以内	災害発生の日から10日以内	

(9) 収容施設（応急仮設住宅）の供与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内

(10) 被服寝具その他生活必需品の給与または貸与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日を持って決定する。	災害発生の日から１０日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		2 下記金額の範囲内							
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 全流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
冬	28,500		36,900	51,400	60,200	75,700	10,400		
半壊 半焼 半流失	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400		
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		

(11) 医療及び助産

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による掛合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

(12) 応急救助のための輸送、従事者及び賃金職員等雇上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

自衛隊の要請先

＜要請先＞

- ・第22即応機動連隊 第3科（多賀城駐屯地）

※宮城県沖地震の場合

- ・第2施設団 第3科（船岡駐屯地）

区 分		要 請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連 絡 方 法 等	
				平日 08:00～17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担 当
宮城隊区 担当部隊	陸	第22即応機動連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市円山2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL:022-365-2121 内235～237 FAX:022-363-0491	駐屯地 当 直 TEL:022- 365-2121 内301・302
	陸	第2施設団 第3科 (船岡駐屯地)	団 長	柴田郡柴田町船岡字 大沼端1-1 防災無線：7-642-2 TEL:0224-55-2301 内235～236 FAX:0224-55-1191	駐屯地 当 直 TEL:0224 -55-2301 内302
連絡機関	—	宮城地方協力本部 名取地域事務所		名取市増田4-3-15 TEL:022-383-8752	同 左

自衛隊災害派遣要請等様式

別紙様式 1

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

〇〇市（町村）長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 、 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

医療機関一覧表

1 市立診療所

	市立診療所	住 所	電話番号	診療科目
1	名取市休日夜間急患センター	下余田字鹿島 7 4 - 3	384-0001	内・小・外

2 病院

	病 院 名	住 所	電話番号	診療科目
1	名取熊野堂病院	高館熊野堂字岩口下 6 8 - 1	386-2131	内・精
2	宮城県立精神医療センター	手倉田字山無番地	384-2236	精・児精
3	宮城県立がんセンター	愛島塩手字野田山 4 7 - 1	384-3151	内・呼・消・外・整・ 脳外・婦・眼・耳・泌・ 放・麻・循

3 医院

	診 療 所 名	住 所	電話番号	診療科目
1	あべ脳神経クリニック	上余田字市ノ坪 2 7 0	381-5035	脳外
2	毛利内科	増田六丁目 2 - 8	384-8052	内・循・神内・呼・消
3	野田眼科クリニック	増田七丁目 3 - 9	382-1117	眼
4	名取駅東口クリニック	増田四丁目 7 - 2 0 グローリオレジデンス名取駅前 2 階	382-5955	精・心内
5	わく沢眼科医院	増田二丁目 6 - 1 2	384-3428	眼
6	武田内科医院	増田二丁目 6 - 1 1	382-3100	内
7	笹川医院	増田二丁目 3 - 8 高芳店舗 1 階	382-3025	内・小・心内
8	洞口・佐藤クリニック	増田一丁目 5 - 1 2	382-2333	産・婦・泌
9	守健診内科	増田一丁目 9 - 2 1	384-5171	内・循・呼・健診
10	名取中央クリニック	増田字柳田 8	383-5252	内・消内・呼内・整外・リハ
11	なとり耳鼻咽喉科アレルギー科医院	増田字柳田 2 1 0 - 6	384-8887	アレ・耳
12	いとう肛門科医院	増田字柳田 3 2 9 - 1	384-8883	こう
13	森内科クリニック	下余田字鹿島 8 6 - 5	383-3070	内・循内・総合
14	せきのした皮フ科	杜せきのした二丁目 5 - 8	302-7135	皮・アレ
15	せきのした総合クリニック	杜せきのした一丁目 8 - 2 3	383-7557	内・消・外・甲・皮
16	名取たにぐちクリニック	杜せきのした二丁目 5 - 7	302-7125	精・心内
17	時計台クリニック	杜せきのした二丁目 6 - 7	398-3353	循内・アレ・呼内・小
18	かとうこどもクリニック	杜せきのした二丁目 6 - 8	399-9152	小
19	すずむら眼科	杜せきのした二丁目 6 - 5	341-6288	眼
20	エアリ総合内科 漢方クリニック	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	797-8601	内・小・漢内
21	名取さくらみらい眼科	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	796-9889	眼
22	ストレスケア・クリニック ルメート	杜せきのした五丁目 1 2 - 1	784-3033	心内・内

	診 療 所 名	住 所	電話番号	診療科目
23	仙台空港北クリニック	美田園八丁目 1 - 8	797-9523	呼内・内・アレ・感染呼内
24	ゆりあげクリニック	美田園七丁目 1 7 - 3	738-7081	内・外・整外
25	名取透析クリニック	美田園六丁目 2 - 6	302-7522	透内
26	宮城県リハビリテーション支援センター附属診療所	美田園二丁目 1 - 4	784-3592	リハ・整外・脳外
27	宮城県子ども総合センター附属診療所	美田園二丁目 1 - 4	784-3575	児精・精・小
28	曾我内科・こどもクリニック	杉ヶ袋字前沖 7 1 - 1	381-5988	内・小
29	めでしまのさと内科クリニック	愛島郷一丁目 1 6 - 2 8	302-6551	内・胃・小
30	あいのもりクリニック	愛の杜一丁目 2 - 1	784-1550	内・消・外・小
31	こせき皮膚科クリニック	愛の杜二丁目 1 - 6	382-5612	皮・小皮・アレ
32	桑島内科消化器科クリニック	箱塚一丁目 1 9 - 3 5	381-5080	内・消・胃
33	松永眼科	小山二丁目 3 - 2 6	383-5445	眼
34	金沢内科胃腸科	小山二丁目 3 - 3 2	382-3388	内・胃
35	なとり整形外科クリニック	小山二丁目 1 - 5	382-2362	整外・リハ・内
36	館腰クリニック	植松四丁目 1 7 - 1 6	383-6677	内・外・総合
37	りんくう透析クリニック	本郷字焼野 1 3 6	397-7141	透内
38	春ウイメンズクリニック	田高字南 2 7 - 1	302-3188	産・婦
39	名取つちやま皮ふ科	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 2 0 1	797-5021	皮・小皮
40	こばやし整形外科クリニック	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 1 0 2	302-5080	整外・リハ
41	なとり内科・内視鏡クリニック	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 2 0 2	302-7967	内・消内・消内内
42	かくだ西川耳鼻咽喉科クリニック	高館吉田字前沖 2 1 1 - 4	797-9393	耳・アレ
43	原田乳腺クリニック	手倉田字八幡 4 2 3 - 1	398-7703	乳外
44	名取とおる内科・糖尿病クリニック	手倉田字八幡 3 3 8 - 8	381-6868	内・糖内・消内
45	やまと在宅診療所名取	大手町一丁目 1 - 2 2 NN ハイッ 1 号室	397-6313	内・外・緩内
46	さとうクリニック	手倉田字諏訪 5 6 5 - 1	384-1883	泌・内・皮
47	たんのクリニック	手倉田字諏訪 5 9 9 - 1	381-5233	内・消内
48	丹野小児科医院	大手町三丁目 6 2 0 - 1	382-3780	小
49	みどり台小児科外科内科	みどり台一丁目 3 - 1	386-7220	小・内・外・小外・皮
50	ひまわり内科・消化器科クリニック	みどり台二丁目 4 - 3	386-8333	内・糖内・消内
51	なとり皮膚科くまのどう内科下肢静脈瘤クリニック	高館熊野堂字岩口下 4 5 - 3	796-3282	皮・小皮・内・アレ・血外

3 歯科医院

	診療所名	住所	電話番号	診療科目
1	たけのこ歯科クリニック	上余田字千刈田 2 8 5 - 1 ヨークタウン名取バイパス内	784-4182	歯・小歯
2	Dデンタルクリニック	増田六丁目 2 - 3	383-4182	歯・口外・小歯
3	おおぬき歯科	増田七丁目 1 4 - 8	383-9310	歯
4	なとり駅前歯科クリニック	増田二丁目 3 - 3 6	382-3343	歯・小歯・矯歯
5	優歯科医院	増田二丁目 3 - 3 9 アンソレイユ名取 1 階	383-7377	歯・小歯・矯歯
6	清水歯科医院	増田二丁目 6 - 2 4	384-6338	歯・小歯・矯歯
7	みうら歯科	増田三丁目 1 0 - 2 3	383-5711	歯
8	歯科クリニック守	増田三丁目 8 - 6 7	382-8677	歯・小歯・矯歯
9	名取中央クリニック	増田字柳田 8	382-6231	歯・口外
10	いけだ歯科クリニック	杜せきのした一丁目 2 - 2 2	383-6480	歯・小歯
11	あいおい歯科	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	797-9119	歯・小歯・矯歯・口外
12	たきた歯科	杜せきのした五丁目 4 - 1	383-8239	歯・小歯・矯歯
13	美田園歯科	美田園八丁目 1 8 - 6	343-8721	歯・小歯・矯歯
14	フォレスト歯科	美田園二丁目 1 - 5 シエロプラザ 1 階	797-8594	歯・口外・矯歯
15	名取デンタルクリニック	田高字神明 2 7 3	381-0921	歯・小歯・矯歯
16	黒田歯科クリニック	手倉田字八幡 5 3 2 - 1	383-3888	歯・小歯
17	櫻場デンタルクリニック	手倉田字八幡 6 0 8 プレミスト名取駅前 1 階	383-8816	歯・小歯・矯歯・口外
18	宮城県立がんセンター	愛島塩手字野田山 4 7 - 1	384-3151	歯
19	たかとき歯科医院	大手町五丁目 1 7 - 1 5	384-8841	歯・小歯
20	荘司歯科医院	大手町二丁目 7 - 1 0	384-0101	歯・小歯
21	おおみや歯科	大手町三丁目 5 7 5 - 3	382-2537	歯・小歯
22	あおば関上歯科医院	飯野坂三丁目 5 - 1 0 イオンタウン名取 2 階	797-3121	歯・小歯・口外・矯歯
23	めでしま歯科医院	愛の杜一丁目 3 - 1 1	384-1840	歯・小歯
24	ささき歯科	名取が丘二丁目 3 - 4	383-8849	歯・小歯・矯歯
25	いちろう歯科クリニック	飯野坂七丁目 3 - 9	382-8601	歯・小歯
26	島田歯科医院	植松四丁目 1 8 - 1 3 クレシードMK 1 階	383-0763	歯
27	おぎはら歯科医院	堀内字南 1 7 8 - 6	0223-22-0712	歯
28	ライフタウン歯科クリニック	相互台一丁目 1 1 - 4	386-1825	歯・小歯
29	福澤歯科医院	ゆりが丘二丁目 1 1 - 7	386-3611	歯・小歯
30	みどり台ファミリー歯科	みどり台二丁目 3 - 6	399-8148	歯・小歯・口外
31	那智が丘歯科医院	那智が丘四丁目 1 9 - 2	386-5989	歯・小歯

別記様式第 1 号

災害応急対策用
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

(確認申請書)

緊急通行車両等事前届出書

平成 年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者住所

電 話 ()

氏 名

印

指定行政機関又は所管機関			
指定行政機関	12 東北経済産業局 13 東北総合通信局 14 宮城労働局 15 東北地方整備局 16 その他指定地方行政機関	21 東日本電信電話(株)宮城支店 22 日本銀行仙台支店 23 日本赤十字社宮城県支部 24 日本放送協会仙台放送局 25 東日本高速道路(株)東北支社 26 東日本旅客鉄道(株)東北支社 27 日本通運(株) 28 東北電力(株)宮城支店 29 その他指定公共機関	34 (株)エフエム仙台 35 (社)宮城県医師会 36 (社)宮城県トラック協会 37 (社)宮城県LPガス協会 38 宮城交通(株) 39 石巻瓦斯(株) 40 塩釜瓦斯(株) 41 古川瓦斯(株) 42 その他指定地方公共機関
01 防衛省 02 国土交通省 03 法務省 04 財務省 05 その他指定行政機関	地方公共団体		
指定地方行政機関	17 県 18 市町村		
06 東北管区警察局 07 東北財務局 08 東北地方医務局 09 東北農政局 10 東北厚生局 11 東北森林管理局	その他執行機関 19 宮城県警察本部 20 宮城県教育委員会 指定公共機関	指定地方公共機関 30 東北放送(株) 31 (株)仙台放送 32 (株)宮城テレビ放送 33 (株)東日本放送	その他 43 その他の機関(指定締結報道機関等を含む)
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	氏 名	電 話 () 局 番	
出発地			

(宮城県地域防災計画 [資料編] 平成27年2月 より引用)

災害応急対策
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

第 号

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

平成 年 月 日

宮城県公安委員会

印

- 注 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署及び広域交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（交通規制課長等経由）に届出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両の標章

(災対法施行規則第6条第1号の別記様式第3「標章」)

15	登録（車両）番号	
	緊 急	
	有効期限	年 月 日
21		

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さに単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

災対法施行規則第6条第2号の別記様式第4「証明書」

第	号	年	月	日
緊急輸送車両確認証明書				知 事
				☐ 印 公安委員会 ☐ 印
番 号 標 記 に 表 示 さ れ て い る 番 号				
輸 送 人 員 又 は 品 名				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
輸 送 日 時				
輸 送 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

公営住宅一覧

市営住宅一覧表

	団 地 名 称	完成年 度	管理 戸数	住 所
1	柳 田	S28・29	12	名取市増田一丁目 1 1 番 2 0
2	諏 訪	S31	8	名取市手倉田字諏訪 2 8 4
3	箱 塚 (1 号 棟)	H5	32	名取市箱塚二丁目 5 番 7
	箱 塚 (2 号 棟)	H6	32	名取市箱塚二丁目 5 番 6
4	名 取	S45～51	119	名取市名取が丘一丁目 8 番
5	小 豆 島	S40～44	159	名取市箱塚二丁目 7 番

県営住宅一覧表

6	名 取 田 高	S51・52	170	名取市田高字沢目 2 7 8 番
7	名取手倉田第二 (1 号 棟)	H25	30	名取市小山三丁目 9 番
	名取手倉田第二 (2 号 棟)	S57	20	名取市小山三丁目 9 番
8	名 取 増 田 (1 ～ 6 号 棟)	H60・61	88	名取市増田六丁目 4 番
9	名 取 増 田 (7 号 棟)	H3	16	名取市増田六丁目 4 番 4 3 － 7
	名 取 増 田 (8 号 棟)	H3	16	名取市増田六丁目 4 番 4 8 － 8
10	名 取 飯 野 坂	H4	87	名取市名取が丘一丁目 1 6 番
11	名 取 谷 津 山	H5	68	名取市名取が丘三丁目 4 番
12	名取が丘四丁目 (1 ・ 3 号 棟)	H7	42	名取市名取が丘四丁目 1 3 番
13	名取が丘四丁目 特定公共賃貸 (2 ・ 4 号 棟)	H7	36	名取市名取が丘四丁目 1 3 番

教育施設一覧

1. 幼稚園

	施設名	所在地	電話	備考
私立	ふたば幼稚園	名取市飯野坂五丁目2-1	382-2039	
	なとり幼稚園	名取市増田三丁目8-8	382-2735	
	なとり第二幼稚園	名取市手倉田字諏訪276	384-1923	
	美田園わかば幼稚園	名取市美田園六丁目16番10号	765-4624	
	尚綱学院大学付属幼稚園	名取市ゆりが丘四丁目10番1号	383-0131	

2. 小学校

	施設名	所在地	電話	備考
	増田小学校	名取市増田三丁目9-20	382-2005	指定避難所
	増田西小学校	名取市手倉田字堰根330	382-2546	指定避難所
	下増田小学校	名取市下増田字土手北101	382-3227	指定避難所
	館腰小学校	名取市植松一丁目2-17	382-2425	指定避難所
	愛島小学校	名取市愛島笠島字東蔵神34	382-2538	指定避難所
	高館小学校	名取市高館吉田字長六反117-3	382-3033	指定避難所
	不二が丘小学校	名取市名取が丘六丁目11-1	382-2097	指定避難所
	ゆりが丘小学校	名取市ゆりが丘三丁目21	386-3225	指定避難所
	相互台小学校	名取市相互台一丁目27-1	386-5551	指定避難所
	那智が丘小学校	名取市那智が丘二丁目1番1号	381-2521	指定避難所

3. 中学校

	施設名	所在地	電話	備考
	増田中学校	名取市増田字柳田230	384-2329	指定避難所
	第一中学校	名取市小山一丁目8-1	382-3321	指定避難所
	第二中学校	名取市高館吉田字吉合90	384-8401	指定避難所
	みどり台中学校	名取市みどり台一丁目4	381-2032	指定避難所

4. 義務教育学校

	施設名	所在地	電話	備考
	関上小中学校	名取市関上西一丁目25	385-8180	指定避難所

5. 学校給食センター

	施設名	所在地	電話	備考
	学校学校給食センター (いただきスマイルかん)	名取市堀内北竹13-1	0223-29-4416	

6. 高等学校

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
宮城県農業高等学校	名取市高館吉田字吉合66	384-2511	指定避難所
宮城県名取北高等学校	名取市増田字柳田103	382-1261	指定避難所

7. 高専・大学・その他

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
独立行政法人国立専門学校機構仙台高等専門学校 名取キャンパス	名取市愛島塩手字野田山48	384-2171	指定避難所
尚 綱 学 院 大 学	名取市ゆりが丘四丁目10-1	381-3300	指定緊急避難場所
宮城県立名取支援学校	名取市高館吉田字東真坂6-11	384-6161	
宮城県高等看護学校	名取市愛島塩手字中田35-1	384-2266	

8. その他の教育・文化・体育施設

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
名 取 市 文 化 会 館	名取市増田字柳田520	384-8900	
名 取 市 図 書 館	名取市増田四丁目7-30	382-5437	
市 民 体 育 館	名取市増田字柳田250	384-3161	
十 三 塚 公 園 管 理 棟	名取市手倉田字山	384-6763	
愛 島 老 人 憩 の 家	名取市愛島塩手字岩沢4-2	384-4558	指定避難所
宮城県農業大学校	名取市高館川上字東金剛寺1	383-8138	指定避難所
名取駅コミュニティプラザ	名取市手倉田字八幡287-15	383-6330	
名取市地域職業相談室	名取市増田二丁目2番4号	381-4860	
宮城県総合教育センター まなウェルみやぎ	名取市美田園二丁目1番4号	784-3541	指定緊急避難場所

9. 公民館

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
増 田 公 民 館	名取市増田四丁目7-30	384-2432	指定避難所
関 上 公 民 館	名取市関上中央一丁目34番地	385-0005	指定避難所
下 増 田 公 民 館	名取市下増田字土田子作120	382-2335	
増 田 西 公 民 館	名取市手倉田字堰根265-1	384-0005	指定避難所
館 腰 公 民 館	名取市植松三丁目9-5	382-2006	指定避難所
愛 島 公 民 館	名取市愛島笠島字上平27	382-2422	指定避難所
高 館 公 民 館	名取市高館吉田字東真坂38	382-2328	
名 取 が 丘 公 民 館	名取市名取が丘三丁目5-3	384-2709	指定避難所
相 互 台 公 民 館	名取市相互台一丁目10-3	386-2019	指定避難所
那 智 が 丘 公 民 館	名取市那智が丘三丁目1-5	386-6266	
ゆ り が 丘 公 民 館	名取市ゆりが丘二丁目1-1	386-6055	

文化財一覧（有形）

種別			名称	所在地	内容	指定
国指定	記念物	史跡	雷神山古墳	植松字山小豆島 字片平山	4世紀末から5世紀初頭の造営。全長168mの東北最大の前方後円墳。	昭和31年12月28日 昭和43年12月5日 追加指定
			飯野坂古墳群	飯野坂五丁目 名取が丘一丁目	前方後方墳5基と方墳2基を含む古墳群	昭和53年3月16日
	有形文化財	建造物	洞口家住宅	大曲字中小路26主	屋、馬屋、表門の3棟から成り、堀といぐねをめぐらした環濠集落。江戸時代中期宝暦年間の建築。名取型として旧仙台領内最大規模の古民家	昭和46年12月28日 昭和60年5月18日 追加指定
			旧中沢家住宅	手倉田字山 216-93	田の字型四間取りが確立する前段階の中規模農家。18世紀後半の建築	昭和49年5月21日
	美術工芸	熊野那智神社 懸仏37面・銅鏡4面	高館吉田字館山 8	熊野那智信仰のシンボルで鎌倉、室町時代の懸仏・銅鏡	昭和49年6月8日	
		熊野新宮寺一切経（2,568巻）	高館熊野堂字岩口中35	熊野信仰の貴重な写経	昭和62年6月6日	
県指定	有形文化財	建造物	熊野神社本殿（3棟）	高館熊野堂字岩口上51	江戸時代における県内唯一の熊野造	昭和60年5月24日
			熊野那智神社 懸仏、銅鏡114面	高館吉田字館山 8	熊野那智信仰のシンボルで、鎌倉、室町時代の懸仏・銅鏡	昭和41年3月31日
市指定	記念物	史跡	熊野堂横穴墓群（約120基）	高館熊野堂字岩口上	古墳から平安時代にかけての横穴墓群	昭和41年3月31日
			笠島廃寺跡	愛島笠島字西台32	昭和26年故内藤政恒博士が一部発掘調査を行なった。奈良～平安時代の寺院跡	同上
			十三塚遺跡	手倉田字山	縄文、弥生、古墳時代の複合集落遺跡。凹状住居跡40余軒残存	平成2年3月31日
			大門山遺跡	高館熊野堂字大門山52,53	中世の熊野信仰における大規模な墓所、供養所	同上
			高館山古墳	高館吉田字西真坂	主軸約60mの前方後方墳。仙台平野最古の古墳	同上
			名取大塚山古墳	愛島笠島字北台143,144他	主軸90mの埴輪、葺石を伴う前方後円墳	同上
			高館城跡	高館吉田字西真坂	中世の典型的な山城城館跡	同上

種別			名称	所在地	内容	指定
		天然記念物	衣笠の松	増田二丁目2-1	樹齢300年以上 明治天皇東北御巡行の折、随行者 木戸孝充により御命名の名木	昭和41年3月31日
	有形文化財	建造物	耕龍寺山門	増田字北谷175	伝旧白石城門、近世城郭の門遺構	平成2年3月31日
			東光寺石造宝篋印塔	下増田字丁地233	高さ234cm、江戸中期（寛延4年、1751年）の石造建造物	同上
		美術工芸品	新宮寺文殊菩薩座像（新宮寺境内収蔵庫）	高館熊野堂字岩口 中35	新宮寺文殊堂の本尊、寄木造り。 平安末期～鎌倉初期の作。 獅子座像、他に4体の従者仏像	同上
			熊野神社文書	高館熊野堂字岩口 上51	中世～江戸期の熊野神社所蔵古文書。総計65点	平成2年3月31日
			十三塚遺跡出土弥生土器	増田字柳田80 （名取市教育委員会）	大型広口壺（弥生前期、遠賀川系類似土器）1点	同上
			史跡雷神山古墳出土品一括	同上	底部穿孔壺型土器ほか計12点	同上
			名取熊野堂大館跡出土遺物一括	同上	中世陶器7点	同上
			御検地帳（全25冊）	同上	熊野堂村 7冊 吉田村 9冊 上増田村 5冊 田高村 4冊	同上

水防法第 15 条第 1 項第 2 号に基づく浸水想定区域ごとの避難所

■ 名取川及び増田川のはん濫による場合（2 階建て以上の避難施設を基本とする）

No.	施設名	所在地	区分	収容予定地区
1	増田小学校	増田三丁目 9－2 0	学校	増田、増田西
2	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	増田、閑上、下増田
3	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	増田、閑上、下増田
4	増田西小学校	手倉田字堰根 3 3 0	学校	増田西
5	第一中学校	小山一丁目 8－1	学校	増田西、館腰
6	名取が丘公民館	名取が丘三丁目 5－3	公民館	名取が丘、増田西、館腰
7	不二が丘小学校	名取が丘六丁目 1 1－1	学校	名取が丘、増田西、館腰
8	下増田小学校	美田園七丁目 2 3－3	学校	下増田
9	館腰小学校	植松一丁目 2－1 7	学校	館腰
10	(株) フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	館腰
11	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	愛島
13	高館小学校	高館吉田字長六反 1 1 7－3	学校	高館
14	第二中学校	高館吉田字吉合 9 0	学校	高館

■ 阿武隈川のはん濫による場合（2 階建て以上の避難施設）

No.	施設名	所在地	区分	収容予定地区
1	増田小学校	増田三丁目 9－2 0	学校	増田
2	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	増田、閑上、下増田
3	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	増田、閑上、下増田
8	下増田小学校	美田園七丁目 2 3－3	学校	下増田
9	館腰小学校	植松一丁目 2－1 7	学校	館腰
10	(株) フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	館腰
11	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	愛島

復旧・復興支援制度の概要

(内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成25年11月1日)から作成)

■ 経済・生活面の支援

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
災害弔慰金等	災害弔慰金	給付・還付	災害により死亡された方のご遺族に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給するもの。	市町村
	災害障害見舞金	給付・還付	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。	市町村
生活再建等	被災者生活再建支援制度	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。	都道府県、市町村
	災害援護資金	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた住民に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。	市町村
	生活福祉資金制度による貸付	貸付(融資)	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもので、災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用の貸付がある。	都道府県、市町村、社会福祉協議会
	母子寡婦福祉貸付金	貸付(融資)	母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもので、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。	都道府県、市の福祉事務所
	年金担保貸付、労災年金担保貸付	貸付(融資)	国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	独立行政法人福祉医療機構
	恩給担保貸付	貸付(融資)	恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
就学支援等	幼稚園への就園奨励事業	減免・猶予	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。	市町村、幼稚園
	教科書の無償給与(災害救助法)	現物支給	災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。	都道府県市町村
	特別支援学校等への就学奨励事業	給付・還付、現物支給・現物貸与	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助するもの。	都道府県、市町村、学校
	小・中学生の就学援助措置	給付・還付	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。	都道府県、市町村、学校
	高等学校授業料減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。	学校
	大学等授業料等減免措置	減免・猶予	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行うもの。	在籍する各学校

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
	国の教育ローン	貸付 (融資)	災害により被害を受けた者に対して教育ローンを融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
	緊急採用奨学金	貸与	災害により家計が急変した生徒・学生に対して、緊急採用奨学金を貸与するもの。	在籍する各学校
	児童扶養手当等の特別措置	給付	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。	市町村
税・公共料金等	地方税の特別措置	減免・ 猶予	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長される。	都道府県 市町村
	国税の特別措置	減免・ 猶予	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができる。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。	税務署
	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	減免・ 支払猶予	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられるもの。	健康保険組合、 全国健康保険協会、 市町村等

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
	公共料金・使用料等の特別措置	減免・猶予	災害により被害を受けた被災者に対して、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除するもの。 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。	都道府県、市町村、関係事業者
	放送受信料の免除	減免・猶予	災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されることがある。	日本放送協会
生活保護	生活保護	給付・還付、現物支給・現物貸与	生活に現に困窮している者に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。 生活保護の種類：生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助	都道府県市町村
雇用安定等	未払賃金立替払制度	立替	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払うもの。	労働基準監督署 労働者健康福祉機構
	雇用保険の失業等給付	給付・還付	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした者に支給するもの。	公共職業安定所
	職業訓練	給付・還付、サービス	災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられるもの。また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される制度もある。	公共職業安定所
	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給	給付・還付	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されるもの。また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。	公共職業安定所、都道府県労働局、都道府県
法的トラブル等	法的トラブル等に関する情報提供	サービス	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内するもの。	法テラス、法テラス各地方事務所
	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	サービス、立替	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行う。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）	法テラス、法テラス各地方事務所
	民事調停の申立手数料の免除	減免・猶予	民事調停の申立手数料を免除するもの。ただし、特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られる。	最寄りの裁判所

■ 住まいの確保・再建のための支援

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
住宅・宅地等	災害復興住宅融資（建設）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	災害復興住宅融資（補修）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予	独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。	都道府県、市町村、社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付（融資）	母子・寡婦世帯がその居住する住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けたとき、被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。	都道府県市の福祉事務所
	公営住宅への入居	現物支給、現物貸与	一定の要件を満たす低所得の被災者が、都道府県又は市町村が整備する公営住宅への入居することができるもの。	都道府県市町村
	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給、現物貸与	一定の要件を満たす中堅所得の被災者が、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等へ入居することができるもの。	都道府県市町村
	住宅応急修理（災害救助法）	現物支給	一定の要件を満たす被災者のうち、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもの（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない。）。	都道府県市町村
	宅地防災工事資金融資	貸付（融資）	「宅地造成等規制法」、「急傾斜他の崩壊による災害の防止に関する法律」、「建築基準法」に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	地すべり等関連住宅融資	貸付（融資）	地すべりや急傾斜他の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋として、関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際に、当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けている場合、家屋移転、代替住宅の建設資金を融資するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構

■ 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	制度	種類	制度の内容	窓口
農林水産業	天災融資制度	融資	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資するもの。	市町村
	(株)日本政策金融公庫による資金貸付	融資	●農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの。 ●農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資するもの。 ●農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資するもの。 ●林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資するもの。 ●漁業基盤整備資金・漁船資金 漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
中小企業等	マル経融資	貸付 (融資)	小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経融資)制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会(以下「商工会議所等」という。)の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会
	生活衛生改善貸付	貸付 (融資)	生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けることによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。	最寄りの生活衛生同業組合等
	災害復旧貸付	融資	災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金の融資。	(株)日本政策金融公庫、 (株)商工組合中央金庫
	高度化事業(災害復旧貸付)	融資	大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた施設等が被災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に必要資金を貸し付けるもの。	都道府県、 中小企業基盤整備機構
	災害関係保証	信用保証	金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。	信用保証協会
	セーフティネット保証	信用保証	震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。	信用保証協会
再就職支援	職場適応訓練費の支給	給付・ 還付	職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給するもの。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。	公共職業安定所、 都道府県労働局

復旧・復興支援に係る条例等

平成27年2月現在

	復旧・復興支援に係る条例等	制定年月日	最終改正
1	名取市災害弔慰金の支給等に関する条例	昭和57年12月20日 条例第28号	平成23年9月22日 条例第23号
2	名取市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	昭和53年9月9日 規則第15号	平成25年2月28日 規則第3号
3	名取市災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱	平成23年4月28日 告示第31号	平成23年10月28日 告示第69号
4	名取市災害見舞金支給要綱	昭和63年6月30日 告示第12号	平成25年7月4日 告示第71号
5	名取市災害援護資金利子補給要綱	平成6年10月31日 告示第38号	平成18年11月30日 告示第117号
6	名取市災害対策融資利子補給要綱	平成6年10月31日 告示第37号	平成10年9月30日 告示第49号
7	名取市災害義援金配分委員会設置要綱	平成23年4月28日 告示第30号	平成23年10月28日 告示第69号
8	名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例	昭和53年7月21日 条例第13号	平成7年6月30日 条例第18号
9	名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例施行規則	平成元年1月14日 規則第8号	(同左)
10	名取市災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付要綱	平成24年9月25日 告示第76号	平成26年9月26日 告示第76号
11	名取市災害復興基金条例	平成23年6月27日 条例第10号	平成24年2月8日 条例第2号

名取市地区防災計画名称一覧

地区名	名 称	作成	備考
閑上	閑上地区防災マニュアル	R3. 3月	沿 岸
下増田	下増田地区防災マニュアル	R3. 3月	〃
増田	増田地区防災マニュアル	R4. 3月	中 央
増田西	増田西地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
名取が丘	名取が丘地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
館腰	館腰地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
愛島	愛島地区防災マニュアル	R4. 3月	山 手
高館	高館地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
ゆりが丘・みどり台	ゆりが丘・みどり台地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
相互台	相互台地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
那智が丘	那智が丘地区防災マニュアル	R5. 3月	〃

地区防災マニュアルの内容については、名取市ホームページをご覧ください。